平成27年度財務省政策評価書

平成 28 年6月

財　　務　　省

目　　次

○　平成27年度実績評価書

Ⅰ　財務省の実績評価の概要

１．財務省における政策評価の枠組み……7
２．財務省の政策評価のスケジュール……8
３．「平成27年度実績評価書」の概要……8
参考１　財務省の「政策の目標」の体系図（平成27年度版）……11
参考２　指標等の設定状況及び主な内閣の基本的な方針との関連一覧表……12
参考３　「政策の目標」の評定結果一覧表……14
参考４　東日本大震災対応（概要）－平成27年度における主な取組状況－……15

Ⅱ　「政策の目標」ごとの実績評価書

（総合目標　６目標）

総合目標１（財政）……19
総合目標２（税制）……23
総合目標３（財務管理）……26
総合目標４（通貨・金融システム）……33
総合目標５（世界経済）……36
総合目標６（財政・経済運営）……43

（政策目標　24目標）

政策目標１（健全な財政の確保）

政策目標１－１（重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進）……46
政策目標１－２（必要な歳入の確保）……51
政策目標１－３（予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保）……53
政策目標１－４（決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示）……57
政策目標１－５（地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行）……60
政策目標１－６（公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営）……63

政策目標２（適正かつ公平な課税の実現）

政策目標２－１（デフレ脱却・経済再生をより確実なものとしていくための税制の着実な実施、我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるための税制の検討及び税制に関する広報）……66

政策目標３（国の資産・負債の適正な管理）

政策目標３－１（国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制）……70
政策目標３－２（財政投融資の対象として必要な事業を実施する機関の必要な資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実）……81
政策目標３－３（庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実）……89

政策目標３－４（国庫金の効率的かつ正確な管理）…………………………104

政策目標４（通貨及び信用秩序に対する信頼の維持）
政策目標４－１（日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止）………108
政策目標４－２（金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理）…………………………………………………115

政策目標５（貿易の秩序維持と健全な発展）
政策目標５－１（内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等）………………………………………………119
政策目標５－２（多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進）……………………………123
政策目標５－３（関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上）…………………………128

政策目標６（国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進）
政策目標６－１（外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保）……………140
政策目標６－２（開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進）………………………147
政策目標６－３（日本企業の海外展開支援の推進）…………………………154

（財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保）
政策目標７－１（政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保）…………157
政策目標８－１（地震再保険事業の健全な運営）……………………………163
政策目標９－１（安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理）………168
政策目標10－１（日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保）………………172
政策目標11－１（たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保）………176

Ⅲ　財務省政策評価懇談会における意見（全体に通じるもの）……………………183

○　規制に係る事前評価書………………………………………………………187

○　租税特別措置等に係る政策評価………………………………………………205

○　参考資料
平成27年度において実施したアンケート調査の概要…………………………211
用語集…………………………………………………………………………213

○　平成 27 年度実績評価書

Ⅰ　財務省の実績評価の概要

１．財務省における政策評価の枠組み

⑴　政策評価制度

「政策評価」は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、国の行政機関が主体となり、政策の効果等に関し、測定又は分析をし、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供するものであり、「企画立案（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・企画立案への反映（Action）」を主要な要素とする政策の大きなマネジメント・サイクルの中にあって制度化されたシステムとして組み込まれ、実施されるものです。

⑵　財務省における政策評価の実施

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」において政策評価の基本事項が定められるとともに、「政策評価に関する基本方針」において各行政機関が定める基本計画の指針となるべき事項や政策評価活動における基本方針が定められております。財務省では、これらを踏まえて、「政策評価に関する基本計画」（現行版は平成25年度に平成29年度までの５年間を対象として作成）で財務省が行う政策評価に関する基本的事項を定めるとともに、翌年度の政策評価の実施計画を定め、これらに基づき、毎年度、実績評価方式による政策評価（以下「実績評価」といいます。）を行っています。

（注）実績評価方式とは、政策の不断の見直しや改善に資するため、事前に設定した目標に対する達成度合いについて評価する方式です。

なお、「政策評価に関する基本計画」や毎年度の実施計画の作成や変更、実績評価書の作成にあたっては、評価の客観性と質を高めるため、有識者の方々から成る「財務省政策評価懇談会」を開催して御意見を頂いております。

⑶　財務省の使命と政策の目標

財務省では、財務省の使命を「納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること。」と定めております。この使命に基づき、総合目標６、政策目標24、計30の「政策の目標」を定めております（「参考１　財務省の「政策の目標」の体系図」（平成27年度版）参照）。

⑷　財務省における政策評価の目的

財務省では、政策評価の目的を「政策評価に関する基本計画」において次のように定めています。

①　財務省の使命、政策の目標、政策等を国民に明らかにし、納税者としての国民に対する説明責任を果たすこと。

②　財務省の行政全般について、客観的な政策評価の実施を確保することにより、

常により効率的で質が高く時代の要請に合った成果重視の行政を目指し続けること。

③　財務省の仕事の進め方を改善し、職員の意欲の向上、組織の活性化を図ること。

④　財務省が財政当局として、各府省の政策評価の結果を適切に活用していくこと。

２．財務省の政策評価のスケジュール

財務省では、毎年３月に、翌年度に行う政策についての政策評価の実施計画及び事前分析表を策定・公表し（Plan）、これに基づいて政策を実施（Do）、翌年６月にその政策について政策評価書の作成・公表（Check）を行っています。また、政策評価書の作成後に評価結果を翌年度の政策の企画・立案や実施に反映しています（Action）。このように、政策評価により、財務省の政策についてのＰＤＣＡサイクルの実行を確保しています。

３．「平成27年度実績評価書」の概要

⑴　目標

平成27年度は、「平成27年度政策評価実施計画」（平成27年３月作成、同年11月一部改正）において設定した30目標について、実績評価を実施しました（各目標に係る施策や測定指標の数等については「参考２　指標等の設定状況及び主な内閣の基本的な方針との関連一覧表」を、「政策の目標」ごとの評定については「参考３　「政策の目標」の評定結果一覧表」を参照ください）。

（注）　測定指標には「テーマ又は施策の番号（３桁）－定量的なもの（Ａ）か定性的なもの（Ｂ）かの符号－上記の範囲内での指標番号」という５桁の番号からなる整理番号を付しています。

例　「政１－１－１－Ａ－１」：施策１－１－１（政策目標１－１の一つ目の施策）における定量的測定指標の一つ目のもの。

イ　総合目標（６目標）

総合目標は、財務省の政策の目標の基本となるものであり、財務省として当面取り組んでいる大きな課題を国民に示し、評価を通じてその達成状況についての財務省の認識を説明するものであり、中期かつ大局的なテーマを内容としています。

①財政、②税制、③財務管理、④通貨・金融システム、⑤世界経済、及び⑥財政・経済運営の６つの政策分野について目標を定めています。

なお、総合目標は中期かつ大局的な内容であるため、単年度に実施する目標を定める政策目標のように具体的な達成手段としての施策を設定していません。他方、目標の内容を「テーマ」として明示し、テーマごとの評価を踏まえて目標全体の評価を行うことで評価過程の透明化に努めています（テーマが一つの

ものもあります。）。

ロ　政策目標（24目標）

政策目標は、財務省が行う各分野の政策について単年度の達成度を測るものであり、財務省における基礎的な実績評価の対象となるものです。

平成27年度は、次の24目標について政策の実施状況を分析し、その達成度の評価を行いました。

（健全な財政の確保）　政策目標１－１～１－６の６目標

（適正かつ公平な課税の実現）　政策目標２－１

（注）　政策目標２－２～２－４の３目標は、中央省庁等改革基本法第16条第６項に基づく国税庁の実施庁としての実績の評価に係る目標であり、平成28年10月頃をめどに評価を行う予定です。

（国の資産・負債の適正な管理）　政策目標３－１～３－４の４目標

（通貨及び信用秩序に対する信頼の維持）　政策目標４－１及び４－２の２目標

（貿易の秩序維持と健全な発展）　政策目標５－１～５－３の３目標

（国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進）　政策目標６－１～６－３の３目標

（財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保）　政策目標７－１～11－１の５目標

⑵　評価方法

イ　測定指標の達成度の判定

全ての「政策の目標」について、測定指標を設定しており、評価は、測定指標の達成度の判定を中心として、行っています。

測定指標には、数値目標を設定している定量的な測定指標と、達成すべき状態を文章で記述している定性的な測定指標があります。定量的な測定指標には目標値を達成したか否かが明確になるというメリットがありますが、他方、必ずしも数値だけでは適否の判断ができない場合やそもそも数値で表すことが難しい政策もあり、そのような場合には定性的な測定指標によることが適当と考えられます。財務省では、政策の内容に応じて、定量的な測定指標と定性的な測定指標を組み合わせて、より適切な評価がなされるよう努めています。

測定指標の実績（値）が目標（値）を達成している場合には「○」、達成していない場合には「×」としています。ただし、総合目標において中期の最終年度でない場合（平成27年度は全ての総合目標について最終年度となっているものはありません。）における途中年度の進捗が適切である場合には「□」としています。

また、実績（値）が目標（値）を達成していないもののその差が僅かである場合には「△」としています。

ロ　テーマ（総合目標の場合）又は施策（政策目標の場合）の評定

測定指標は、原則として、テーマ又は施策ごとに設定しており、その達成度の状況を中心としつつ、必要に応じて指標以外の要素も考慮し、テーマ又は施策の達成状況について、次の５段階で評定を行っています。

「ｓ＋　目標超過達成」
「ｓ　　目標達成」
「ａ　　相当程度進展あり」
「ｂ　　進展が大きくない」
「ｃ　　目標に向かっていない」

ハ　「政策の目標」の評定

テーマ又は施策の評定を総合し、例えば、その「政策の目標」に係る施策の評定が全て「ｓ」であれば「Ｓ」、一部が「ｓ」で残りが「ａ」であれば「Ａ」というように客観的な方法により、次の５段階で評定を行っています。

「Ｓ＋　目標超過達成」
「Ｓ　　目標達成」
「Ａ　　相当程度進展あり」
「Ｂ　　進展が大きくない」
「Ｃ　　目標に向かっていない」

（注）　上記ロ及びハの各評定の表現は、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）に従っています。ただし、符号は財務省において独自に設定しているものです。なお、テーマ又は施策の評定については、「政策の目標」の評定と区別するため、符号を小文字にしています。

ニ　その他

一部の定量的測定指標（政策目標５－３に係る政5-3-2-A-1）については、実績値のデータの集計がこの政策評価書の作成以降となるものがあります。これらは、この政策評価書では達成度を「－」と表示して判定対象外としておりますが、当該実績値を把握後、改めて上記の評定方法を適用し、必要に応じて、その政策目標の評定を見直します。

財務省の「政策の目標」の体系図（平成27年度版）

財務省の使命

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること。

政策の目標

政策の基本目標（総合目標）

財政（総合目標１）

我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020（平成32）年度までに黒字化、その後の債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

税制（総合目標２）

財政健全化目標達成に向け、歳出・歳入面において財政健全化に向けて取り組む中で、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、少子高齢化・グローバル化の進展等の経済・社会の構造変化に対応するための税制を構築する。

財務管理（総合目標３）

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融資を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体との連携を進め、国公有財産の最適利用に取り組む。

通貨・金融システム（総合目標４）

近年の米国発の金融危機や欧州債務危機を受けて進展している金融規制改革の国際的な議論を踏まえながら、関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備･運用を図るとともに、預金保険法等の法令に基づき、金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

世界経済（総合目標５）

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

財政・経済運営（総合目標６）

総合目標１から５の目標を追求しつつ、大震災からの復興の加速に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政再建の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

各政策分野の目標（政策目標）

健全な財政の確保（政策目標１）

- 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化･質的改善の推進
- 1-2 必要な歳入の確保
- 1-3 予算執行の透明性の向上･適正な予算執行の確保
- 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
- 1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
- 1-6 公正で効率的かつ透明な財政･会計に係る制度の構築及びその適正な運営

適正かつ公平な課税の実現（政策目標２）

- 2-1 デフレ脱却・経済再生をより確実なものとしていくための税制の着実な実施、我が国の経済･社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるための税制の検討及び税制に関する広報
- 2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
- 2-3 酒類業の健全な発達の促進
- 2-4 税理士業務の適正な運営の確保

国の資産・負債の適正な管理（政策目標３）

- 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
- 3-2 財政投融資の対象として必要な事業を実施する機関の必要な資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実
- 3-3 庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実
- 3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理

通貨及び信用秩序に対する信頼の維持（政策目標４）

- 4-1 日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止
- 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

貿易の秩序維持と健全な発展（政策目標５）

- 5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定･関税制度の改善等
- 5-2 多角的自由貿易体制の維持･強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進
- 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進（政策目標６）

- 6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
- 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
- 6-3 日本企業の海外展開支援の推進

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

- 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
- 8-1 地震再保険事業の健全な運営
- 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
- 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
- 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

参考１

参考２

政策の目標ごとの測定指標等の設定状況及び内閣の基本的な方針との関連一覧表

		「政　策　の　目　標」	テーマ又は施策	測定指標			内閣の基本的な方針との関連※			
				定量的指標	定性的指標	合　計	所信表明演説	施政方針演説	財政演説	その他
総合目標	1	我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020（平成32）年度までに黒字化、その後の債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。	1	1	1	2	―	○	○	○
	2	財政健全化目標達成に向け、歳出・歳入面において財政健全化に向けて取り組む中で、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、少子高齢化・グローバル化の進展等の経済・社会の構造変化に対応するための税制を構築する。	1	0	1	1	―	○	○	○
	3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融資を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体との連携を進め、国公有財産の最適利用に取り組む。	4	0	4	4	―	―	○	○
	4	近年の米国発の金融危機や欧州債務危機を受けて進展している金融規制改革の国際的な議論を踏まえながら、関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備･運用を図るとともに、預金保険法等の法令に基づき、金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。	2	0	2	2	―	―	―	○
	5	我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。	2	0	5	5	○	―	―	○
	6	総合目標１から５の目標を追求しつつ、大震災からの復興の加速に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政再建の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。	1	0	2	2	―	―	○	○
小　　計			11	1	15	16				
政策目標	1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	2	0	5	5	○	○	○	○
	1-2	必要な歳入の確保	1	0	1	1	○	○	○	○
	1-3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	4	0	4	4	―	―	―	○
	1-4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	2	3	0	3	―	―	―	―
	1-5	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	2	0	2	2	―	―	―	○
	1-6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	1	1	1	2	―	―	―	―
	2-1	デフレ脱却・経済再生をより確実なものとしていくための税制の着実な実施、我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるための税制の検討及び税制に関する広報	2	3	1	4	―	○	○	○

「政策の目標」			テーマ又は施策	測定指標			内閣の基本的な方針との関連※			
				定量的指標	定性的指標	合計	所信表明演説	施政方針演説	財政演説	その他
政策目標	3-1	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	6	4	6	10	―	―	○	○
	3-2	財政投融資の対象として必要な事業を実施する機関の必要な資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実	8	2	6	8	―	―	○	○
	3-3	庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実	6	6	12	18	―	―	―	○
	3-4	国庫金の効率的かつ正確な管理	3	3	0	3	―	―	―	―
	4-1	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止	5	2	5	7	―	―	―	○
	4-2	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	2	0	4	4	―	―	―	○
	5-1	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	2	0	2	2	―	―	―	○
	5-2	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進	2	1	2	3	―	○	―	○
	5-3	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	5	14	1	15	―	―	―	○
	6-1	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	4	1	3	4	○	○	―	○
	6-2	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	4	1	5	6	―	―	―	○
	6-3	日本企業の海外展開支援の推進	1	0	2	2	―	―	―	○
	7-1	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	2	0	3	3	―	―	○	○
	8-1	地震再保険事業の健全な運営	2	2	0	2	―	―	―	―
	9-1	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	3	0	3	3	―	○	―	―
	10-1	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	2	0	2	2	―	―	―	―
	11-1	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	5	2	5	7	―	―	―	―
小計			76	45	75	120				
合計			87	46	90	136				

※　所信表明演説:第187回国会（26年9月安倍総理）
　　施政方針演説:第189回国会（27年２月安倍総理）、第190回国会（28年１月安倍総理）
　　財政演説：第189回国会（27年２月麻生大臣）、第190回国会（28年１月麻生大臣）
　　その他:閣議決定等

注1:　「内閣の基本的な方針との関連」欄の○印は、当該「政策の目標」が明示的に取り上げられているもの。

「政策の目標」の評定結果一覧表

参考3

【総合目標】

		評定
1	財政	A
2	税制	A
3	財務管理	A
4	通貨・金融システム	A
5	世界経済	A
6	財政・経済運営	A

【政策目標】

		評定
1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	S
1-2	必要な歳入の確保	S
1-3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	S
1-4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	S
1-5	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	S
1-6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	S
2-1	デフレ脱却・経済再生をより確実なものとしていくための税制の着実な実施、我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるための税制の検討及び税制に関する広報	A
3-1	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	S
3-2	財政投融資の対象として必要な事業を実施する機関の必要な資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実	S
3-3	庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実	S
3-4	国庫金の効率的かつ正確な管理	S
4-1	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止	S
4-2	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	S
5-1	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	S
5-2	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進	S
5-3	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	A
6-1	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	S
6-2	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	S
6-3	日本企業の海外展開支援の推進	S
7-1	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	S
8-1	地震再保険事業の健全な運営	B
9-1	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	S
10-1	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	S
11-1	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	S

参考４

東日本大震災への対応（概要）
－平成27年度における主な取組状況－

財務省は、東日本大震災（以下「震災」といいます。）への対応として、平成27年度において主に以下の取組を行いました。

各々の取組の概要は、以下のとおりです。

１．財政・経済運営

平成28年度予算編成に当たっては、平成32年度までの復興期間において32兆円程度の必要な財源を確保することを踏まえ、復興のステージの進展に応じて、既存の事業の成果等を検証しつつ、その効率化を進め、復興のために真に必要な事業への重点化を図りました。【政策目標１－１】

また、東日本大震災からの復興を着実に進める観点から、事故繰越事務手続の簡素化を引き続き行いました。【政策目標１－３】

このほか、「平成28年度地方財政計画」については、震災復興特別交付税を措置するなど、震災対応に万全を期す内容としました。【政策目標１－５】

２．税制

「平成28年度税制改正の大綱」（平成27年12月24日閣議決定）において、東日本大震災からの復興を支援するため、復興特区の税制について、一定の見直しを行いつつ、適用期限を５年延長するとの措置等を決定し、当該措置等を盛り込んだ「所得税法等の一部を改正する法律」が、平成28年３月29日に成立しました。【政策目標２－１】

３．国有財産

東日本大震災における被災地に所在する貸付中の財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応しました。

また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）等により売却が求められている政府保有株式については、個々の株式売却の環境が整った時に売却が可能となるよう所要の事務準備を進め、売却を実施しました。

- 日本郵政株式会社株式について、平成27年９月にローンチ（売出しの対外公表）し、同年11月に、東京証券取引所への上場、発行済株式総数の11％（4億9,500万株）の売却を行いました。また、同年12月に、日本郵政株式会社による自己株式の取得に応じ、発行済株式総数の8.5％（3億8,290万1,700株）の売却を行いました。この結果、約1.4兆円の売却収入を確保しました。【政策目標３－３】

４．政策金融等

(1) 政策金融

東日本大震災への対応として、平成26年度に引き続き、「経済財政運営と改革の基本方針2015」等も踏まえ、危機対応業務として、日本政策金融公庫からのリスク補完措置等を受け、指定金融機関（日本政策投資銀行・商工組合中央金庫）が円滑な資金供給を実施しています。加えて、日本政策金融公庫では、

① 東日本大震災によって影響を受けた中小企業者の資金繰り支援策として、平成23年度に創設した「東日本大震災復興特別貸付」の継続や東日本大震災復興緊急保証の適用期限の延長、

② 「再挑戦支援資金」等の貸付に係る金利の引下げの継続、等の措置を講じ、被災企業の資金繰りの円滑化を図っていきました。【政策目標７－１】

(2) 地震再保険

平成24年11月にとりまとめられた「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」（以下「ＰＴ」といいます。）の報告書では、地震保険制度の諸課題について提言がなされました。これらについて平成25年11月からＰＴフォローアップ会合を開催し、対応状況の報告と、引き続き検討すべき課題等についての議論を行い、平成27年６月24日に議論のとりまとめを公表しました。

ＰＴ報告書及びＰＴフォローアップ会合では、地震保険の更なる普及促進の必要性が確認されています。平成29年１月以降、段階的に地震保険料率の引上げが予定されているところですが、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めました。【政策目標８－１】

５．その他

(1) 通貨・金融システム

平成24年度に図柄等を、平成26年度に発行枚数等を決定した東日本大震災復興事業記念貨幣について、集中復興期間の最終年度である平成27年度に確実に発行しました。【政策目標４－１】

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、平成28年度予算や借入の認可等に当たり、被災地域の信用秩序の基盤強化を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう監督を行いました。なお、平成27年度においては、93件の再生支援決定が行われました。【政策目標４－２】

(2) たばこ・塩事業

東日本大震災の復興期間中（～平成32年度末）の時限措置として、東日本大震災に起因した小売販売業者の営業所移転に係る距離制限の特例措置を講じました。【政策目標１１－１】

Ⅱ　「政策の目標」ごとの実績評価書

総合目標１： （財政）	我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020（平成32）年度までに黒字化、その後の債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。 （平成27年11月一部改正）

上記目標の概要	急速な高齢化を背景とする社会保障経費の増加、リーマンショック後の経済危機への対応、名目経済成長率の低迷等もあり、財政状況は大幅に悪化しております。国・地方の長期債務残高が平成28年度末には1,062兆円（対ＧＤＰ比205％）に達すると見込まれるなど、主要先進国の中でも最悪の水準となっており、極めて厳しい状況にあります。 そのため、政府は、日本の財政に対する信認を確保していくために、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方の基礎的財政収支について、2020（平成32）年度までに黒字化、その後の債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標を実現することとします。また、国債に対する信認を確保するため、公債発行額をできる限り抑制し、財政健全化目標を踏まえ、中長期的に持続可能な財政構造を目指すこととし、上記の目標を設定しています。 （上記目標を構成するテーマ） 総１－１：国・地方を合わせた基礎的財政収支について、平成32年度までに黒字化、その後の債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指す。

総合目標１についての評価結果	
総合目標についての評定	Ａ　相当程度進展あり
評定の理由	政府は、国・地方を合わせた基礎的財政収支（注１）について、2020（平成32）年度までに黒字化、その後の債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標を掲げております。 平成27年度は、補正予算後においても、基礎的財政収支の半減目標を達成見込みであり、また平成28年度予算は、「平成28年度予算編成の基本方針」（平成27年11月27日閣議決定）に基づき編成され、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（以下「骨太の方針2015」と言います）における「経済・財政再生計画」の「目安」（注２）に沿って、一般歳出の伸びを対前年度比0.5兆円に抑制するなど、財政健全化に向けた取組を進めました（公債依存度はリーマンショック以前の平成24年度当初の水準の35.6％）。 また、政府は、平成26年11月18日に、消費税率の10％への引上げを平成29年４月まで18ヶ月間延期しましたが、社会保障・税一体改革による社会保障の充実に係る実施スケジュールについて改訂するとともに、施策の優先順位付けをして、消費税率８％への引上げによる財源を活用し、子育て支援など社会保障の充実を図りつつ、高齢世代への給付が中心となっている構造を見直し、全世代型の社会保障への転換を進めております。 ただし、社会保障分野における給付と負担の不均衡は継続しているため、今後も、これらの取組を継続し、社会保障の充実・安定化と財政健全化目標の同時達成を推進していきます。 以上のとおり、財政健全化に向けた取組を着実に進めていますが、我が国の財政状況は依然として極めて厳しい状況であることに変わりはなく、更なる財政健全化に努める必要があり、テーマの評定が「a　相当程度進展あり」であることから、「Ａ　相当程度進展あり」としました。 （注１） 基礎的財政収支とは、「借入を除く税収等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のこと。基礎的財政収支が均衡すれば、毎年度の税収等によって、過去の借入に対する元利払いを除いた毎年度の歳出をまかなうこととなる。 （注２） 国の一般歳出の水準の目安については、安倍内閣のこれまでの３年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018(平成30)年度まで継続させていくこととしている。

政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 我が国が掲げている財政健全化目標の達成は、財政の長期的な持続可能性を維持していくためには不可欠なものであり、国際的にもコミットしていることから、総合目標１は引き続き政府が取り組むべきものであると考えています。 この目標を達成するために、平成28年度予算は、「平成28年度予算編成の基本方針」に基づき、裁量的経費、義務的経費を通じて聖域なき見直しを行い、人口減少や少子高齢化など経済社会の構造変化に対応しつつ、歳出の重点化・効率化を進めるなどしています。これらは政策目標の達成に対して有効に機能していると考えています。

テーマ	総１－１：国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020（平成32）年度までに黒字化、その後の債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指す。

測定指標（定量的な指標）

［主要］
総1-1-A-1：財政健全化目標の達成に向けた取組

年 度	平成27年度目標値	平成32年度目標	その後の目標	達成度
目標値	国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2010年度に比べ赤字の対ＧＤＰ比を半減	国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化	債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げ	○
実績値	▲3.3％	―	―	

（目標値の設定の根拠）
経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年６月30日閣議決定）等において、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2015（平成27）年度までに2010（平成22）年度に比べて赤字の対ＧＤＰ比を半減、2020（平成32）年度までに黒字化、その後の債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標が定められているためです。

（参考）

国・地方の基礎的財政収支の対GDP		国・地方の長期債務残高対GDP比	
2016（平成28）年度（見込み）	▲3.0%	2016（平成28）年末（見込み）	205%
2015（平成27）年度（見込み）	▲3.3%	2015（平成27）年度（見込み）	207%
2014（平成26）年度	▲4.1%	2014（平成26）年度	204%
2013（平成25）年度	▲5.8%	2013（平成25）年度	201%
2012（平成24）年度	▲5.5%	2012（平成24）年度	196%
2011（平成23）年度	▲6.3%	2011（平成23）年度	189%
2010（平成22）年度	▲6.6%	2010（平成22）年度	179%

（目標の達成度の判定理由）
内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（平成28年１月21日）では、2015（平成27）年度における国・地方を合わせた基礎的財政収支（対ＧＤＰ比）は▲3.3％の赤字と、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2015（平成27）年度までに2010（平成22）年度に比べて赤字の対ＧＤＰ比を半減する目標は達成見込みとなっています。
ただし、当該計数はあくまで推計値であり、最終的な目標達成の可否は、平成28年末の国民経済計算の確報値の公表によって示される予定となっています。
また、平成28年度予算についても、「平成28年度予算編成の基本方針」（平成27年11月27日閣議決定）に基づき編成され、「骨太の方針2015」における「経済・財政再生計画」の「目安」に沿って、一般歳出の伸びを前年度比0.5兆円に抑制するなど、財政健全化に向けた取組を進めたことから、達成度は「○」としました。

測定指標（定性的な指標）	[主要] 総1-1-B-1：社会保障・税一体改革の継続的な実施	目　標	引き続き、社会保障・税一体改革を継続的に実施します。	達成度
		実　績	消費税率10%への引上げを延期したものの、施策の優先順位を付けることで、社会保障の充実・安定化を進めております。	□

（目標の設定の根拠）
「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（平成24年８月10日成立）や「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年12月５日成立）等の内容を確実に実施していくためです。

（目標の達成度の判定理由）
消費税率10%への引上げを平成29年４月まで18ヶ月間延期したものの、消費税率８％への引上げによる財源を活用し、子ども・子育て支援新制度の予定通りの施行などの社会保障の充実を図りつつ、恒久化された基礎年金国庫負担割合の２分の１への引上げに必要な財源の確保、将来世代への負担のつけ回しの軽減などに取り組んでおります。これについては引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。

テーマについての評定	a　相当程度進展あり
評定の理由	測定指標総1-1-A-1（主要）が「○」、測定指標総1-1-B-1（主要）が「□」であることから、「a 相当程度進展あり」としました。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 我が国の財政に対する信認を確保していくために、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方の基礎的財政収支について、2020（平成32）年度までに黒字化するとの財政健全化目標達成に向けて、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組むこととしています。

財務省政策評価懇談会における意見	○　財政再建は喫緊の課題であり、引き続き危機感を以て取り組むべきだと考える。総合目標１（財政）の「A」評価は総合的判断からこのようになったのであろうから、この評価を替えるべきだとは思わないが、普通の国民の肌感覚からは財政再建が順調に進んでいるとは考えにくいので、引き続きしっかり取り組んでほしい。 ○　単に足元の財政の問題だけではなく、５年後、10年後の高齢化における歳出の中で、社会保障の利用人数をどう抑えていくかが非常に重要である。 ○　財政再建は、増税による税収の確保、名目での成長を実現して税収を更に増やすことと、歳出をしっかり見直して抑えていくことによるが、歳出分野の見直しが極めて重要である。 ○　税と社会保障の一体改革に関し、税収面が延期されたということは、当分の間は社会保障改革にて対応せざるを得ず、工程表の確実な実施あるいは内容の更なる充実が求められる。 ○ 消費税増税延期を受けて、財政のバランスなど、目標にどう反映されるのか。 ○ 地方財政については総務省かもしれないが、中央と地方のバランスを考えないといけない。特に、高齢化が進んでいる地域では、税収が減ってきて、財政が悪化するところが出てくる。

総合目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第190回国会　総理大臣施政方針演説（平成28年１月22日） 第190回国会　財務大臣財政演説（平成28年１月22日） 平成28年度予算編成の基本方針（平成27年11月27日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年６月30日閣議決定） 当面の財政健全化に向けた取組等について―中期財政計画―（平成25年８月８日閣議了解）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	我が国の財政状況：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移 https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2016/seifuan28/04.pdf　等

前年度政策評価結果の政策への反映状況	財政健全化目標の確実な達成に向けて、「歳出改革・歳入改革」を推進した結果、平成28年度予算編成に当たっては、「骨太の方針2015」における「経済・財政再生計画」の「目安」に沿って、一般歳出の伸びが対前年度比0.5兆円に抑制されるなど、財政健全化に向けた取組を進めました。

担当部局名	主計局（調査課、総務課）、大臣官房総合政策課、主税局（総務課、調査課）	**政策評価実施時期**	平成28年６月

総合目標2：（税制）	財政健全化目標達成に向け、歳出・歳入面において財政健全化に向けて取り組む中で、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、少子高齢化・グローバル化の進展等の経済・社会の構造変化に対応するための税制を構築する。

上記目標の概要	税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公共サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されています。 このため、財政健全化目標達成に向け、歳出・歳入面において財政健全化に向けて取り組む中で、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、「公平・中立・簡素」という基本的な原則を踏まえつつ、少子高齢化・グローバル化の急速な進展をはじめとする我が国の経済・社会の構造変化に対応するための税制を構築する必要があります。こうしたことから、上記の目標を設定しています。 （上記目標を構成するテーマ） 総２－１：我が国の経済・社会の構造変化に対応するための税制の構築

総合目標2についての評価結果	
総合目標についての評定	Ａ　相当程度進展あり
評定の理由	「平成28年度税制改正の大綱」（平成27年12月24日閣議決定）において、下記の措置等を決定しました。これらの措置等を盛り込んだ「所得税法等の一部を改正する法律」が、平成28年３月29日に成立しました。 **○社会保障と税の一体改革** 税制抜本改革法第７条に基づく消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として、消費税の軽減税率制度を導入する。 **○経済・社会の構造変化に対応した税制の構築** ①　経済の好循環を確実なものとする観点から、成長志向の法人税改革を推進し、制度改正を通じた課税ベースの拡大等により財源を確保しつつ、法人実効税率を「20%台」に引き下げる。 従前34.62%→（平成27年度改正）平成27年度32.11% **→（平成28年度改正）平成28年度29.97%、平成30年度29.74%** ②　少子化対策・教育再生に向けた取組として、 ・　三世代同居に対応した住宅リフォームに要した費用について税額控除制度を導入する、 ・　国立大学法人等の行う学生の修学支援事業のために充てられる個人寄附について税額控除制度を導入する。 ③　「BEPSプロジェクト」への対応として、多国籍企業グループの透明性を高める観点から、「多国籍企業情報の報告制度」を国際的に合意されたスケジュールに沿うように整備する。 総合目標について平成27年度は上述のような対応を行い、テーマ総２－１（次ページ）の評定も「a 相当程度進展あり」であることから、総合目標の評定を「Ａ　相当程度進展あり」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 平成28年度税制改正における措置は、経済の好循環を確実なものとする観点、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮、少子化対策・教育再生の推進、経済のグローバル化への対応などといった、経済・社会の構造変化に対応するために必要かつ有効として検討されたものであり、妥当と考えています。 また、各府省等の政策評価の結果を記載した要望書を各府省等との議論において活用することにより、平成28年度税制改正の検討を効率的に行いました。

<table>
<tr><td>テーマ</td><td colspan="4">総2-1：我が国の経済・社会の構造変化に対応するための税制の構築</td></tr>
<tr><td rowspan="3">定性的測定指標</td><td rowspan="2">［主要］
総2-1-B-1：経済・社会の構造変化に対応するための税制改正の検討</td><td>目　標</td><td>経済・社会の構造変化に対応するための税制を構築すべく、毎年度の税制改正を検討します。</td><td>達成度</td></tr>
<tr><td>実　績</td><td>平成28年度税制改正についての検討を進め、経済・社会の構造変化等に対応した税制上の措置を盛り込んだ関連法案を国会に提出しました（平成28年３月29日に成立）。</td><td>□</td></tr>
<tr><td colspan="4">（目標値の設定の根拠）
経済・社会の構造変化に対応する税制を構築するためです。

（目標の達成度の判定理由）
経済・社会の構造変化に対応した税制を構築するため、平成28年度税制改正では、経済の好循環を確実なものとする観点、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮、少子化対策・教育再生の推進、経済のグローバル化への対応などといった、経済・社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を盛り込みました。
これらのことから、達成度は「□」としました。</td></tr>
<tr><td colspan="2">テーマについての評定</td><td colspan="3">a　相当程度進展あり</td></tr>
<tr><td>評定の理由</td><td colspan="4">経済・社会の構造変化に対応する税制を構築するため、平成27年度税制改正の内容を着実に実施するとともに、平成28年度税制改正では、経済の好循環を確実なものとする観点をはじめ、上述の経済・社会の構造変化に対応するための税制上の措置を講じました。
また、今後の税制のあり方の検討を進めるにあたり、税制調査会において、「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」がとりまとめられました。

こうした対応を行い測定指標が「□」であること、及び当該目標については引き続き取り組んでいく必要があることを踏まえ、「a 相当程度進展あり」としました。</td></tr>
</table>

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 社会保障と税の一体改革を継続するとともに、将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築するなど、この四半世紀の経済社会の構造変化を踏まえた税体系全般にわたる構造改革（オーバーホール）を進めます。

財務省政策評価懇談会における意見	――――――

総合目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第190回国会　総理大臣施政方針演説（平成28年１月22日） 第190回国会　財務大臣財政演説（平成28年１月22日） 経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年６月30日閣議決定） 経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理（平成27年11月13日税制調査会） 平成28年度税制改正の大綱（平成27年12月24日閣議決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	税収の推移： 「税収比率の推移」 「主要税目（国税）の税収の推移」　等

前年度政策評価結果の政策への反映状況	社会保障と税の一体改革に引き続き取り組みました。また、平成28年３月29日に「所得税法等の一部を改正する法律」が国会で成立しました。

担当部局名	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）	**政策評価実施時期**	平成28年６月

総合目標3：（財務管理） 経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融資を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体との連携を進め、国公有財産の最適利用に取り組む。
（平成27年11月一部改正）

上記目標の概要	我が国の財政は、国及び地方の長期債務残高が平成27年度末には対ＧＤＰ比で207％に達すると見込まれるなど、主要先進国の中で最悪の水準にあります。 このような状況を踏まえ、財務省としては、必要とされる財政資金を確実に調達し、中長期的な調達コストを抑制していくという基本的な考え方に沿って、市場との緊密な対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえた国債発行計画の策定を行うなど、国債管理政策を適切に運営していきます。同時に、国庫金の効率的かつ正確な管理を行います。 また、財政投融資については、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制を図るという特徴を発揮しつつ、中長期的な視点から、かつ、民間金融を補完しながら、資金面からの成長制約を解消する役割を果たしていきます。 さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年６月30日閣議決定）」等を踏まえ、国・地方ともに極めて厳しい財政状況の中、地域や社会のニーズ及び個々の財産の特性に応じて、中長期的な視点から、国公有財産の最適利用を推進していきます。 こうした取組を通じ、国の資産・負債について、適正な財務管理に努めます。 **（上記目標を構成するテーマ）** 総３－１：国債管理政策 総３－２：財政投融資 総３－３：国公有財産の最適利用 総３－４：国庫金の管理

総合目標3についての評価結果	
総合目標についての評定	Ａ　相当程度進展あり
評定の理由	テーマ３－１から３－４までの取組を通じ、国の資産・負債について、適切な財務管理に努めました。 テーマ３－１の評定は「a」、テーマ３－２の評定は「a」、テーマ３－３の評定は「a」、テーマ３－４の評定は「a」であることから、当該総合目標の評定は、上記のとおり「Ａ　相当程度の進展あり」としました。
政策の分析	**（必要性・有効性・効率性等）** 経済金融状況及び財政状況を踏まえつつ国債発行計画の策定等の国債管理政策を行うこと、国庫金の適正な管理を行うこと、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、政策的必要性等の観点から財政投融資を活用すること及び国公有財産の最適利用を行うことは、これらの取組を通じ、国の資産・負債について、適正な財務管理が可能となるため、重要で必要な取組と言えます。 また、国債発行計画の年限配分に当たって、「国債市場特別参加者会合」等の場を通じて市場との対話を行うこと等により、超長期から短期まで年限間のバランスのとれた発行額を設定することは、総合目標３の目標達成に有効であったと考えています。

テーマ	総3-1:国債管理政策			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 総3-1-B-1:国債管理政策の適切な運営	目　標	市場との対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえた国債管理政策を適切に運営していきます。	達成度
		実　績	「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じて、市場との対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえた国債管理政策を運営しました。	□
	（目標値の設定の根拠） 市場のニーズ・動向等を踏まえた国債管理政策の遂行により、国債市場の予見可能性・安定性が高まることで、中長期的な調達コスト抑制や確実かつ円滑な国債発行を通じた財政運営基盤の確保が可能になると考えられるためです。 （目標の達成度の判定理由） 第189回国会　財務大臣財政演説（平成27年２月12日）、平成27年度予算編成の基本方針（平成26年12月27日）に基づき、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債管理政策を遂行し、必要とされる財政資金を確実に調達しました。引き続き、国債管理政策の適切な運営を行っていく必要があることから、「□」としました。			
テーマについての評定	a　相当程度進展あり			
評定の理由	国債管理政策については、市場との緊密な対話に基づき、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行うなど、適切に遂行しています。 平成27年度においては、市場のニーズ・動向等を踏まえ平成27年１月に策定した平成27年度国債発行計画に沿って国債を発行し、必要とされる財政資金を確実に調達しました。 また、同計画に基づき、（１）平均償還年限の長期化、（２）国債市場の流動性維持・向上、（３）物価連動債市場の育成等の施策を着実に実施しました。 平成28年度国債発行計画についても、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じて市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、市場環境に配慮した国債の発行額・発行年限を設定しました。 以上のとおり、国債管理政策については、主要な測定指標が□であることから「a 相当程度進展あり」としました。			

テーマ	総3-2:財政投融資			
	[主要] 総3-2-B-1:各年度の財政投融資計画の編成	目　標	財政投融資については、国民のニーズや社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融資対象機関に対する適切な審査等を行ったうえで、政策的に必要とされる資金需要に的確に対応していきます。また、政策コスト分析や実地監査等を実施し、各年度の財政投融資計画の編成に活用していきます。さらに、財政融資資金の資産・債務管理（ＡＬＭ）の高度化のための施策を引き続き実施することで、財投特会の財務の健全性の維持を図っていきます。加えて、ディスクロージャーの推進に努めていきます。	達成度

測定指標（定性的な指標）		実　績	平成28年度財政投融資計画については、経済が緩やかな回復基調にあり、政策金融への資金需要に落ち着きが見られる中、計画全体としてはスリム化を図りつつ、成長戦略の着実な実行や地方創生の深化に向け、民間投資の呼び水ともなる長期リスクマネーの供給や教育・福祉・医療等の政策分野における堅調な資金需要などに対応して、メリハリのきいた資金供給を行うことにしています。 また、政策コスト分析や実地監査等を実施し、平成28年度の財政投融資計画の編成に活用しました。 さらに、財務の健全性を確保する観点から、金利スワップ取引の実施を通じて金利変動リスクを低減することにより、適切なＡＬＭに取り組みました。 加えて、「財政投融資リポート」や、財政融資資金の月々の資産・負債の概要を示している「財政融資資金月報」を財務省ホームページに掲載しました。	□
	（目標の設定の根拠） 財政投融資については、政策的必要性、民業補完性や償還確実性等を精査し、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、各年度の財政投融資計画案を編成して国会に提出することが重要であるためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、必要な資金需要に的確に対応する平成28年度財政投融資計画を策定しました。引き続き、財政投融資を適切に行っていく必要があることから、達成度は「□」としました。			
テーマについての評定	a　相当程度進展あり			
評定の理由	平成28年度財政投融資計画については、成長戦略の実行や地方創生の深化に向け、必要な資金需要に的確に対応しています。 また、政策コスト分析や実地監査等を実施し、平成28年度の財政投融資計画の編成に活用するとともに、金利スワップ取引の実施を通じて金利変動リスクを低減することにより、適切なＡＬＭに取り組みました。加えて、「財政投融資リポート」や、「財政融資資金月報」を財務省ホームページに掲載しました。 以上のとおり、財政投融資については、当該テーマに係る測定指標が「□」であるため、「a 相当程度進展あり」としました。			

テーマ	総3-3：国公有財産の最適利用			
	[主要] 総3-3-B-1：各地域における国公有財産の最適利用	目　標	国有財産は国民の貴重な財産であり、国・地方ともに極めて厳しい財政状況の中、公共施設等の老朽化対策・耐震化等の課題に効率的・効果的に対応する必要があることから、地域や社会のニーズを踏まえ、国公有財産の最適利用に取り組みます。	達成度

測定指標（定性的な指標）		実 績	地域における国公有財産の最適利用を進めるため、地方公共団体と連携して協議会の立ち上げに向けた取組みを行い、協議会の設置が行われたものについては、地方公共団体との間で施設等に関する情報共有に取り組みました。 また、未利用国有地については、人々の安心につながる分野で国有財産を積極的に活用することとし、介護施設や保育所等の整備にあたっては、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて、定期借地制度を利用した貸付けを行いました。特に、用地確保が困難な都市部等における介護施設整備を促進するため、定期借地制度による貸付料を５割減額するなど、「介護離職ゼロ」に向けた介護施設整備の促進に貢献しています。 庁舎については、現下の厳しい財政事情を踏まえ、省庁横断的な入替調整等を積極的に行うことにより、既存庁舎の効率的な使用を推進しました。また、移転・集約化等を推進するとともに、建替えと民間借受けのコスト比較を行い、最も効率的な調達方法の選択に努めました。 宿舎については、平成23年12月に取りまとめられた「国家公務員宿舎の削減計画」及び、平成24年11月に取りまとめた「『国家公務員宿舎の削減計画』に基づくコスト比較等による個別検討結果及び宿舎使用料の見直しについて」に基づき、宿舎戸数の削減を着実に実施し、宿舎使用料については、政策的対応を講じた上で、平成26年４月から段階的な引上げを開始し、平成28年４月に２回目の引上げを行うこととしました。	□

（目標値の設定の根拠）

国と地方公共団体が連携しながら、一定の地域に所在する国公有財産の情報を面的に共有し、地方公共団体の意見も尊重しつつ、各地域における国公有財産の最適利用について調整を行うことは、上記目標達成のため必要であるためです。

（目標の達成度の判定理由）

地域における国公有財産の最適利用を進めるため、地方公共団体と連携して協議会の立ち上げに向けた取組みを行い、協議会の設置が行われたものについては、地方公共団体との間で施設等に関する情報共有に取り組みました。

未利用国有地については、人々の安心につながる分野で国有財産を積極的に活用することとし、介護施設や保育所等の整備にあたっては、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて、定期借地制度を利用した貸付けを行いました。

庁舎については、現下の厳しい財政事情を踏まえ、省庁横断的な入替調整等を積極的に行うことにより、既存庁舎の効率的な使用を推進しました。

宿舎については、「国家公務員宿舎の削減計画」に基づき、宿舎戸数の削減を実施しました。

引き続き、地方公共団体と連携し、上記のような国公有財産の最適利用への取組を行っていく必要があることから、達成度は「□」としました。

テーマについての評定	a 相当程度進展あり
評定の理由	主要な測定指標「各地域における国公有財産の最適利用」が「□」であることから、「a 相当程度進展あり」としました。

テーマ	総3-4:国庫金の管理			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 総3-4-B-1:国庫金の効率的かつ正確な管理	目 標	国庫金の管理を一層効率的に行い、また出納の正確性を引き続き確保します。	達成度
		実 績	国庫金の効率的な管理については、国庫収支事務オンラインシステムを活用することで、各府省庁等の歳出金等の受払情報を迅速に入手し、国庫の資金繰り業務を効率的に行いました。また、国庫金の受入日（租税・年金保険料の受入日）に支払日を合わせる調整を行い、受払いのタイミングのずれにより発生する国庫余裕金を抑制しました。 出納の正確性については、国庫原簿と歳入歳出主計簿との突合により、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかの検証を行いました。	□
	（目標値の設定の根拠） 国庫金の過不足の調整等による国庫金の管理を一層効率的に行うこと、また各府省庁等から指示を受けて日本銀行が行う国庫金の出納事務の正確性を確保することが重要であるためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、国庫金の効率的かつ正確な管理に努めました。引き続き、国庫金の効率的かつ正確な管理に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。			

テーマについての評定	a 相当程度進展あり
評定の理由	主要な測定指標「国庫金の効率的かつ正確な管理」が「□」であることから、「a 相当程度進展あり」としました。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 （国債管理政策） 我が国の財政は、過去に例を見ない厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。国債発行当局として確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保するという基本的な考え方に基づき、国債管理政策を運営していきます。 （財政投融資） 財政投融資計画の策定に当たっては、政策的必要性、民業補完性や償還確実性等を精査し、必要な資金需要に的確に対応していきます。各省庁・機関においては、財政投融資計画要求を行うに当たり、要求内容について事前に自ら政策評価を行い、要求に際して自己の政策評価の結果を合わせて提出するよう求めます。要求内容の審査を行うにあたっては、各省庁・機関から提出された政策評価を積極的に活用していきます。 （国有財産） 地域や社会のニーズ及び個々の財産の特性に応じて、中長期的な視点から、国公有財産の最適利用に取り組みます。 （国庫金の管理） 国庫金の管理を一層効率的に行い、また出納の正確性を引き続き確保します。

財務省政策評価懇談会における意見	財務省は、低金利の今の時代に長期国債を発行して、将来の借金返済のために国有財産を増やしておくべきではないか。

総合目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第190回国会 財務大臣財政演説（平成28年１月22日） 平成27年度予算編成の基本方針（平成26年12月27日閣議決定） 地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策（平成26年12月27日閣議決定） まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）（平成27年12月24日閣議決定） 「日本再興戦略」改訂2015（平成27年６月30日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年６月30日閣議決定） まち・ひと・しごと創生基本方針2015（平成27年６月30日閣議決定） 一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策（平成27年11月26日一億総活躍国民会議取りまとめ）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし

前年度政策評価結果の政策への反映状況	26年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 **（国債管理政策）** 我が国の財政は、過去に例を見ない厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。国債発行当局として確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保するという基本的な考え方に基づき、国債管理政策を運営しました。 **（財政投融資）** 財政投融資計画の編成においては、政策的必要性、民業補完性や償還確実性等の観点から見直しを行い、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、国民のニーズや社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要な事業への資金供給を確保しました。 **（国有財産）** 地方公共団体等と連携を図り、地域や社会のニーズに対応した未利用国有地等の活用や庁舎及び宿舎の最適化の推進など、国有財産の適正な管理・処分とともに有効活用に取り組みました。 **（国庫金の管理）** 国庫金の管理を一層効率的に行い、また出納の正確性を引き続き確保しました。

担当部局名	理財局（総務課、国庫課、国債企画課、国債業務課、財政投融資総括課、国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、管理課、計画官）	**政策評価実施時期**	平成28年６月

総合目標４：（通貨・金融システム）	近年の米国発の金融危機や欧州債務危機を受けて進展している金融規制改革の国際的な議論を踏まえながら、関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに、預金保険法等の法令に基づき、金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

上記目標の概要	財務省としては、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、健全な財政の確保の観点から、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようバランスをとることが重要であると考えます。このような考えの下、金融庁等と密接な連携を図りつつ、国際的な金融規制改革の議論を踏まえながら、金融システムの安定の確保のため金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに、預金保険法等の法令に基づき、迅速・的確な金融危機管理を行います。 また、通貨の流通状況等を適切に把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるよう製造計画の策定を行うなど、通貨制度の適切な運用に万全を期すことにより、通貨に対する信頼の維持に努めます。さらに、「世界一安全な日本」創造戦略を踏まえ、通貨の偽造・変造の防止に取り組んでいきます。 このような観点から、上記の目標を設定しています。 （上記目標を構成するテーマ） 総４－１　金融システムの安定の確保 総４－２　通貨に対する信頼の維持

総合目標4についての評価結果	
総合目標についての評定	Ａ　相当程度進展あり
評定の理由	テーマ４－１の評定は「a　相当程度進展あり」、テーマ４－２の評定は「a　相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評定は、上記のとおり、「Ａ　相当程度進展あり」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のために、引き続き、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があります。 金融機関等をめぐる情勢の変化を踏まえつつ、預金保険機構等が行う資金調達について、金融破綻処理や金融危機管理等に十分対応できる規模の政府保証枠の設定等を行うことは、金融破綻処理制度の整備・運用及び金融危機管理に有効です。 また、金融庁等と連絡調整を密に行い、事務運営を効率的に行いました。 通貨は、様々な経済取引の決済に使われ、経済活動の基盤をなすものであることから、通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に取り組んでいく必要があります。 平成27年度は、通貨の流通状況等を把握し適切な製造計画を策定するとともに、偽造防止技術の練磨の観点から、引き続き偽造抵抗力の強い技術を採用した記念貨幣を発行するなど、目標達成に有効な取組を行いました。

テーマ	総4−1：金融システムの安定の確保			
測定指標（定性的な指標）	［主要］ 総4-1-B-1：金融システムの安定を確保するための取組	目　標	金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と緊密に連携しつつ、必要な金融システムの安定のための金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行い、また、預金保険法等の法令に基づき、迅速・的確な金融危機管理を実施することにより、金融システムの安定の確保に万全を期していきます。	達成度
		実　績	金融システムの状況を踏まえながら、金融庁等と連携を取りつつ、預金保険機構等が行う資金調達について政府保証枠の設定等を行いました。	□
	（目標の設定の根拠） 金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のためには金融システムの安定の確保が不可欠であるためです。 （目標の達成度の判定理由） 金融システムについて安定が確保される場合には「○」とするところ、金融システムの状況を踏まえながら、金融庁等と連携を取りつつ、預金保険機構等が行う資金調達について政府保証枠の設定等を行いましたが、金融システムの安定確保に向けて、引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。			
テーマについての評定	a　相当程度進展あり			
評定の理由	測定指標総4-1-B-1（主要）の達成度が「□」であることから、「a 相当程度進展あり」としました。			

テーマ	総4−2：通貨に対する信頼の維持			
測定指標（定性的な指標）	［主要］ 総4-2-B-1：通貨に対する信頼を維持するための取組	目　標	通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を適切に把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるよう製造計画を策定すること等により、日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期していきます。	達成度
		実　績	通貨の流通状況等については、日本銀行と連携して適切に把握しました。 平成27年度に製造する貨幣については、必要枚数を検証し、円滑に供給できるよう年度途中において所要の製造計画の変更を行いました。なお、日本銀行券については、計画どおり製造させることで円滑な供給を行いました。 平成28年度に製造する日本銀行券及び貨幣については、市中の流通状況等を勘案のうえ、円滑に供給できるよう製造計画を策定しました。 また、国外の関係機関との意見交換を行うとともに、国内の関係機関との偽造通貨発見時の連絡体制を確認し、情報交換をより緊密に行ったほか、偽造防止技術の練磨の観点から、引き続き偽造抵抗力の強い技術を採用した記念貨幣を発行するなど、通貨の偽造・変造を防止する環境の整備を進めました。 これらにより、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。	□

	（目標の設定の根拠） 日本銀行券及び貨幣を円滑に供給するためには、市中における通貨の流通状況等を勘案し、計画的に製造する必要があるほか、通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、これを防止する必要があるためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。引き続き、通貨制度の適切な運用に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。
テーマについての評定	a 相当程度進展あり
評定の理由	主要な測定指標「通貨に対する信頼を維持するための取組」が「□」であることから、「a 相当程度進展あり」としました。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 （金融システムの安定の確保に向けた適切な制度の整備・運用） 関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備･運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図ります。 （通貨に対する信頼を維持するための取組） 通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を適切に把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるよう製造計画を策定すること等により、日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期していきます。

財務省政策評価懇談会における意見	――――――

総合目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年６月30日閣議決定） 「日本再興戦略」改訂2015（平成27年６月30日閣議決定） まち・ひと・しごと創生基本方針2015（平成27年６月30日閣議決定） まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）（平成27年12月24日閣議決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	我が国の金融情勢：「主要行等の平成28年３月期決算の概要」、「地域銀行の平成28年３月期決算の概要」（金融庁）、「資金循環統計」（日本銀行）、一般会計予算書

前年度政策評価結果の政策への反映状況	（金融システムの安定の確保に向けた適切な制度の整備・運用） 金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と連携をとりつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用や迅速かつ的確な金融危機管理に努めました。 （通貨に対する信頼を維持するための取組） 通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を適切に把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるよう製造計画を策定すること等により、日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期しました。

担当部局名	大臣官房信用機構課、理財局国庫課	政策評価実施時期	平成28年６月

総合目標５：（世界経済） 我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

（平成27年11月一部改正）

上記目標の概要	経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現するためには、国際金融システムを安定させ、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要となっています。また、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。特に、我が国との関係が深いアジア経済の持続的発展に貢献することは、我が国経済の発展にもつながる重要な取組であり、アジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力の推進や、「質の高いインフラパートナーシップ」によるインフラ投資等の取組を通じて、アジアを含む世界の成長力の取り込みを図るとともに、日本企業の海外展開支援を推進していきます。また、国際貿易の秩序ある発展のために、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携を推進していきます。 **（上記目標を構成するテーマ）** 総５－１：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組 総５－２：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組

総合目標5についての評価結果	
総合目標についての評定	Ａ　相当程度進展あり
評定の理由	世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定に向けた取組、アジアにおける地域金融協力の強化、途上国支援、日本企業の海外展開支援や国際貿易の秩序ある発展等の推進に積極的に取り組み、具体的な成果・進展があり、全てのテーマの評定が「ａ　相当程度進展あり」であることから、当該総合目標は、以上のとおり、「Ａ　相当程度進展あり」としました。
政策の分析	**（必要性・有効性・効率性等）** Ｇ20等の国際的な枠組みへの参画は、我が国経済の健全な発展を実現するために、重要な意義のある取組であり、上記達成状況の判断理由に鑑みても、目標自体について問題はなく、引き続き取り組んでいくべきものと考えています。 Ｇ20声明等に示されているとおり、我が国を含む国際社会の協調が世界経済及び金融の安定の回復に貢献しています。また、アジアにおける地域金融協力の強化や途上国支援等にも積極的に貢献しています。更に、「質の高いインフラパートナーシップ」は、新興国の膨大なインフラ需要に対し、日本の強みである「質」の観点を活かしながら応えていくことを通じて、持続的な世界経済の成長と包摂的な途上国開発の両者に対し日本として貢献する重要な施策です。ＷＴＯ及び経済連携に関する取組は、国際的な貿易・投資を促進することにより、我が国及び世界経済の成長に貢献するものです。これらは目標の達成に大きく寄与していると言えます。 日本企業の海外展開支援については、「日本再興戦略」の重要な柱の１つであり、ＪＩＣＡの円借款やＪＢＩＣといったツールを活用して推進しています。 また、財務省単独で解決することが困難な政策課題に関して、Ｇ20各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。

<table>
<tr><td>テーマ</td><td colspan="4">総５－１:世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組</td></tr>
<tr><td rowspan="3">測定指標（定性的な指標）</td><td rowspan="2">［主要］
総5-1-B-1:世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への参画</td><td>目　標</td><td>Ｇ20、Ｇ７等における国際的な議論に積極的に参画するとともに、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行うことにより、世界経済の持続的発展に貢献していきます。</td><td>達成度</td></tr>
<tr><td>実　績</td><td>トルコ議長下で平成27年度４月・９月・10月に開催されたＧ20財務大臣・中央銀行総裁会議、11月に開催されたＧ20アンタルヤサミット、中国議長下で平成28年２月に開催されたＧ20財務大臣・中央銀行総裁会議などの場で我が国の経済政策について説明し、各国の理解を得たほか、世界経済に関する議論に積極的に参画しました。

特に、トルコ議長下Ｇ20における各国の「包括的な成長戦略」と、より強固で持続可能かつ均衡ある成長に向けたＧ20全体の計画である「アンタルヤ行動計画」の策定に対しては、現在進行中である日本の成長戦略の取組を具体的に説明・発信することを通じて大きく貢献しました。</td><td>□</td></tr>
<tr><td colspan="4">（目標値の設定の根拠）
国際金融システムの安定等を実現し、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。

（目標の達成度の判定理由）
世界経済の持続的発展に向けた国際的な協力の観点から、我が国の主導により大きな成果を実現するに至ったと考えられる場合に○とするところ、平成27年度には各種会議にて我が国の経済政策について積極的に発信し、特にＧ20としての「包括的な成長戦略」や「アンタルヤ行動計画」の策定においては大きく貢献しましたが、引き続き世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">測定指標（定性的な指標）</td><td rowspan="2">［主要］
総5-1-B-2:アジアにおける地域金融協力の推進</td><td>目　標</td><td>ＡＳＥＡＮ（東南アジア諸国連合）＋３（日中韓）等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、アジア各国との二国間会議を積極的に推進し、アジア諸国との関係の深化・拡大に貢献していきます。また、関係省庁及び関係機関と連携して、アジアにおける金融市場の環境整備を支援し、民間資金の流入やノウハウの活用を促進していくこと等を通じて、アジア経済の持続的発展に貢献します。</td><td>達成度</td></tr>
<tr><td>実　績</td><td>ＡＳＥＡＮ＋３財務大臣・中央銀行総裁会議のプロセスにおいては、ＡＭＲＯ（ＡＳＥＡＮ＋３マクロ経済リサーチ・オフィス）の国際機関化（平成27年２月）などの組織強化、ＣＭＩＭ（チェンマイ・イニシアティブ）の強化、ＡＢＭＩ（アジア債券市場育成イニシアティブ）の推進に取り組みました。

二国間財務・金融協力に関しては、中国との間で平成27年６月６日に第５回日中財務対話を、韓国との間で平成27年５月23日に日韓財務対話をそれぞれ開催したほか、ＡＳＥＡＮ各国との二国間金融協力の強化にも努め、シンガポールとの二国間通貨スワップ取極の再締結に取り組むと共に、アジアにおける金融市場の環境整備を支援しました。</td><td>□</td></tr>
<tr><td colspan="4">（目標値の設定の根拠）
我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力を推進し、地域金融市場の安定化に資するためです。

（目標の達成度の判定理由）
我が国の主導によりアジア地域の金融市場安定に大きな成果を実現するに至ったと考えられる場合に「○」とするところ、27年度には上記実績のとおりアジア地域の金融市場安定に寄与する取組を着実に推進しましたが、引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="9">測定指標（定性的な指標）</td><td rowspan="2">［主要］
総5-1-B-3：「質の高いインフラパートナーシップ」の推進</td><td>目　標</td><td>「「日本再興戦略」改訂2015」等を踏まえ、「質の高いインフラパートナーシップ」を推進し、国際機関や関係省庁と協調しながら「質の高いインフラ投資」を、アジアへ提供すること等を通じて、これらの国の更なる成長に貢献します。</td><td>達成度</td></tr>
<tr><td>実　績</td><td>新興国の膨大なインフラ整備需要に応えるため、平成27年11月21日に「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」として、その更なる具体策を発表しました。</td><td>□</td></tr>
<tr><td colspan="4">（目標値の設定の根拠）
アジアをはじめとした成長市場は膨大なインフラ需要を抱えており、その持続的な成長に向けて良質なインフラ投資を促す取組が重要なためです。

（目標の達成度の判定理由）
新興国の膨大なインフラ整備需要に対し、「質の高いインフラ投資」を促進していくことで世界経済の持続的な発展に貢献するために、平成27年11月21日に「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」においてＪＩＣＡの支援量の拡大・迅速化やＪＢＩＣによるリスクマネー供給拡大等の更なる具体策を発表しましたが、「質の高いインフラパートナーシップ」は継続中の取組であり、今後も個々の施策を引き続き着実に実施していく必要があることから、達成度は「□」としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">［主要］
総5-1-B-4：日本企業の海外展開支援の推進</td><td>目　標</td><td>「日本再興戦略」改訂2015」や「インフラシステム輸出戦略」等を踏まえ、関係省庁、関係機関および関連民間企業等と連携しつつ、日本企業の海外展開支援を推進し、経済成長の実現に貢献していきます。</td><td>達成度</td></tr>
<tr><td>実　績</td><td>日本企業の海外展開を支援するため、国際協力機構（ＪＩＣＡ）の円借款の迅速化・制度改善や国際協力銀行（ＪＢＩＣ）の機能強化等に取り組みました。</td><td>□</td></tr>
<tr><td colspan="4">（目標値の設定の根拠）
新興国を中心に世界の市場は急速に拡大しており、日本企業が持つ技術力を始めとした強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要となっているためです。

（目標の達成度の判定理由）
日本企業の海外展開支援については、平成27年11月に「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」において、ＪＩＣＡの円借款の迅速化・制度改善策やＪＢＩＣのリスクマネー供給拡大のための機能強化等を発表しました。「質の高いインフラパートナーシップ」は継続中の取組であり、今後、関係省庁・機関と連携しながら発表された個々の施策を引き続き着実に実施していく必要があることから、達成度は「□」としました。</td></tr>
</table>

テーマについての評定	a　相当程度進展あり
評定の理由	世界経済の持続的発展及び国際金融システムの安定に関しては、G20やＧ７等における国際的な議論・取組に積極的に参画しています。たとえば、G20としての「包括的な成長戦略」や「アンタルヤ行動計画」策定の取組に対し、現在進行中である日本の成長戦略の取組を具体的に説明・発信することを通じて、大きく貢献しました。また、長引く紛争によって不安定化している中東地域への取組として、イラクやヨルダン等、４か国に対する円借款を含む支援策の取りまとめに貢献しました。環境の分野においては、緑の気候基金（ＧＣＦ）の詳細設計の議論に参加しました。 アジアにおける地域金融協力の強化については、ＣＭＩＭ（チェンマイ・イニシアティブ）の強化、域内の経済監視を行う機関であるＡＭＲＯ（ＡＳＥＡＮ＋３マクロ経済リサーチオフィス）の国際機関化などの組織強化、ＡＢＭＩ（アジア債券市場育成イニシアティブ）の推進に取り組みました。二国間の財務・金融協力についても、中国との間で平成27年６月６日に第５回日中財務対話を、韓国との間で平成27年５月23日に日韓財務対話をそれぞれ開催したほか、ASEAN各国との二国間金融協力の強化にも努めました。また、二国間金融協力に関しては、二国間通貨スワップについて、シンガポールとの間で契約を再締結したほか、アジアにおける金融市場の環境整備を支援する等、地域金融協力の強化に取り組みました。 質の高いインフラパートナーシップについては、新興国の経済成長に伴って必要となるインフラに対し、日本の強みである「質」の観点を活かしながら応えていくため、平成27年11月21日に「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」を発表しました。今後、持続的な世界経済の成長と包摂的な途上国開発の両者に対し日本として貢献していくため、財務省としても引き続き質の高いインフラ投資を推進していきます。ＭＤＢｓを通じた支援に関して、我が国は主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、これらの機関と連携して支援を行っており、平成27年度は、質の高いインフラパートナーシップを支える重要施策の一つとして、ＪＩＣＡとアジア開発銀行や米州開発銀行との連携に取り組みました。 日本企業の海外展開支援については、円借款の迅速化・制度改善や国際協力銀行（ＪＢＩＣ）のリスクマネー供給拡大のための機能強化等の取組を実施しました。関係省庁・機関と連携しながら引き続き個々の施策を推進する必要があります。 以上のとおり、全ての測定指標が「□」であることから、「ａ　相当程度進展あり」としました。

テーマ	総５－２:国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組			
測定指標（定性的な指標）	［主要］ 総5-2-B-1:国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組	目　標	ＷＴＯを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進していきます。	達成度
		実　績	ＷＴＯ貿易円滑化協定を我が国として受諾しました。 ＴＰＰ協定交渉の大筋合意及び同協定の署名に貢献しました。	□

	（目標値の設定の根拠） 自由貿易の推進は我が国の対外通商政策の柱であり、力強い経済成長を実現するために、諸外国の活力を取り込むことは我が国の成長にとっても不可欠なためです。 **（目標の達成度の判定理由）** 多角的自由貿易体制の強化や個々の経済連携については、政府全体としてＷＴＯ交渉、ＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ）やＥＵ・ＥＰＡ等の多数の経済連携交渉に取り組む中で、秩序ある貿易制度が整備され、自由貿易拡大の環境が整ったと考えられる場合に「○」とするところ、平成27年６月の我が国における貿易円滑化協定の受諾や、平成27年10月のＴＰＰ協定交渉の大筋合意及び平成28年２月の同協定の署名等があったところであり、財務省としてこれら具体的成果に貢献しましたが、引き続き取り組んでいく必要があることから、「□」としました。
テーマについての評定	**a　相当程度進展あり**
評定の理由	国際貿易の秩序ある発展に向けては、ＷＴＯを中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進しています。 ＷＴＯに関しては、貿易円滑化協定について、我が国として受諾するとともに、未受諾の加盟国に対し受諾に向けた取組を促すなどの貢献をしました。 経済連携に関しては、政府全体としてＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ）、ＲＣＥＰ（東アジア広域経済連携）、日ＥＵ・ＥＰＡ等の多数の経済連携交渉に取り組む中で、財務省所管物品等の関税交渉及び関税制度等の当省が所管する制度の議論等を通じて交渉の進展に貢献し、平成27年10月にはＴＰＰ協定交渉の大筋合意、平成28年２月には同協定の署名がなされました。 以上のとおり、測定指標が「□」であることから、「ａ　相当程度進展あり」としました。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 今後とも世界経済の持続的発展等を目的として、Ｇ20等の国際的な枠組みにおいて積極的に貢献するとともに、Ｇ７議長国として議論を主導し、また国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。またＩＭＦのガバナンスや機能強化の議論に積極的に貢献します。 ＡＳＥＡＮ＋３の枠組みや二国間金融協力を通じ、アジア地域金融協力を推進していきます。 ＯＤＡに関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のＯＤＡに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。 ＭＤＢｓに関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のＯＤＡ政策・開発理念をＭＤＢｓの政策に反映させていきます。 質の高いインフラパートナーシップについては、2015年11月21日に公表した「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」に盛り込まれた更なる具体策を着実に実施していきます。 日本企業のインフラビジネスにおける海外展開支援は、「「日本再興戦略」改訂2015」においても重要な柱の一つとされており、関係省庁・機関と連携しながら、ＪＩＣＡの円借款やＪＢＩＣ等を通じて引き続き推進していきます。 国際貿易に関する取組については、ＷＴＯを中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進していきます。

財務省政策評価懇談会における意見	――――――

総合目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	インフラシステム輸出戦略（平成25年５月17日第４回経協インフラ戦略会議決定、平成27年６月２日改訂） 第187回国会 総理大臣所信表明演説（平成26年９月29日） 開発協力大綱（平成27年２月10日閣議決定） 質の高いインフラパートナーシップ（平成27年５月21日公表） 「日本再興戦略」改訂2015（平成27年６月30日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年６月30日閣議決定） 質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ（平成27年11月21日公表）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	世界経済の状況：World Economic Outlook 2016年４月（ＩＭＦ）

前年度政策評価結果の政策への反映状況	Ｇ20、Ｇ７等における取組に積極的に参画し、またＩＭＦのガバナンスや機能強化の議論に積極的に貢献しました。 ＡＳＥＡＮ＋３の枠組みや二国間金融協力を通じ、アジア地域金融協力を推進しました。 ＭＤＢｓに関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のＯＤＡ政策・開発理念をＭＤＢｓの政策に反映させました。 日本企業のインフラビジネスにおける海外展開支援は、「「日本再興戦略」改訂2015」においても重要な柱の一つとされており、「質の高いインフラパートナーシップ」に基づき、ＪＩＣＡの円借款等の迅速化・制度改善やＪＢＩＣのリスクマネー供給拡大のための機能強化等に取り組みました。 国際貿易に関する取組については、ＷＴＯを中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進しました。

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課、開発政策課、開発機関課）、関税局（総務課、関税課、参事官室（国際協力担当）、参事官室（国際交渉担当）、経済連携室）、財務総合政策研究所（研究部国際交流室）	**政策評価実施時期**	平成28年６月

総合目標6： （財政・経済運営）	総合目標1から5の目標を追求しつつ、大震災からの復興の加速に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政再建の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

上記目標の概要	関係府省と連携しながら、社会保障・税一体改革を継続しつつ、財政健全化と経済成長を両立できるよう、「経済財政運営と改革の基本方針」や、「産業競争力強化に関する実行計画」に沿って適切な財政・経済の運営を行う。 （上記目標を構成するテーマ） 総６－１：アベノミクスの「三本の矢」による経済政策を推進することで、民需主導の持続的な経済成長を実現するとともに、2020（平成32）年度の国・地方の基礎的財政収支の黒字化、その後の債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げにより、財政健全化を実現する。

総合目標6についての評価結果	
総合目標についての評定	Ａ 相当程度進展あり
評定の理由	財務省として、関係府省と連携しながら、社会保障・税一体改革を継続しつつ、財政健全化と経済成長を両立できるよう、「経済財政運営と改革の基本方針」や、「産業競争力強化に関する実行計画」に沿って適切な財政・経済の運営を行ってきました。 また、「総合的なＴＰＰ関連政策大綱」及び「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」を策定し、これらを踏まえた平成27年度補正予算を迅速かつ着実に実施するとともに、平成28年度予算を編成しました（平成28年3月29日成立）。あわせて、東日本大震災からの復興の加速に取り組みました。 しかし、日本経済再生は未だ道半ばであり、我が国の財政状況は極めて厳しい状況であること等も踏まえ、以上の状況を総合的に勘案し、テーマの評定が「ａ　相当程度進展あり」であることから、「Ａ　相当程度進展あり」と評価しました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 「経済財政運営と改革の基本方針」や、「産業競争力強化に関する実行計画」等の政府の重要な方針に基づき適切な財政・経済の運営を行うことは、社会保障・税一体改革を継続するとともに、財政健全化と経済成長を両立するためには必要かつ有効な取組です。 また、内閣府等の関係機関と連携し、政府の経済財政政策に係る方針の策定を効率的に行いました。

テーマ	総6-1：アベノミクスの「三本の矢」による経済政策を推進することで、民需主導の持続的な経済成長を実現するとともに、2020（平成32）年度の国・地方の基礎的財政収支の黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げにより、財政健全化を実現する。			
	[主要] 総6-1-B-1:「経済財政運営と改革の基本方針2015」における目標達成に向けた取組の進捗状況の把握・分析	目　標	「経済財政運営と改革の基本方針2015」における目標達成に向けた取組の進捗状況を把握・分析します。	達成度
		実　績	経済成長目標（中長期的に、名目3%程度、実質2%程度を上回る経済成長の実現）及び財政健全化目標（国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020（平成32）年度までに黒字化、その後の債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げ）達成に向けた取組が適切に行われているかについて把握・分析しました。	□

測定指標（定性的な指標）	
	（目標の設定の根拠） 経済成長と財政健全化の観点から、「経済財政運営と改革の基本方針2015」における経済成長目標（中長期的に、名目3%程度、実質2%程度を上回る経済成長の実現）及び財政健全化目標（国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020（平成32）年度までに黒字化、その後の債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げ）達成に向けた取組の進捗状況を把握・分析することが重要であるからです。 （目標の達成度の判定理由） 経済成長に関する目標と財政健全化目標を達成するための取組が適切に行われているかについて把握・分析しました。経済成長目標については、「名目ＧＤＰ600兆円」という目標を掲げ、目標実現に向けた当面の緊急対策を、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」として取りまとめました。財政健全化目標については、「経済・財政再生計画」を踏まえ、平成27年12月24日に改革行程表を策定し（経済財政諮問会議決定）、主要な改革項目80項目の全てについて、改革の具体的な内容、規模、時期等について明確化しました。なお、引き続き、目標達成時期までの間、「経済財政運営と改革の基本方針」に記載されている政策の進捗状況を把握・分析していく必要があることから、達成度を「□」としました。

[主要] 総6-1-B-2:大震災からの復興加速への取組	目　標	平成27年度政策評価実施計画に記載されている、実施予定の主な取組を着実に実施します。	達成度
	実　績	総合目標１から５の目標を追求しつつ、東日本大震災からの復興の加速に全力で、かつ適切に取り組みました。	□

（目標の設定の根拠）
引き続き東日本大震災からの復興の加速に取り組むことが重要であるからです。

（目標の達成度の判定理由）
総合目標１から５の目標を追求しつつ、東日本大震災からの復興の加速に全力で、かつ適切に取り組みました。なお、引き続きこの取組を行っていく必要があるため、達成度を「□」としました。

テーマについての評定	a　相当程度進展あり
評定の理由	以上のとおり、測定指標が「□」のため、「a　相当程度進展あり」としました。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 関係府省と連携しながら、社会保障・税一体改革を継続しつつ、財政健全化と経済成長を両立できるよう、「経済財政運営と改革の基本方針」や「産業競争力強化に関する実行計画」に沿って適切な財政・経済の運営を行ってまいります。 また、「総合的なＴＰＰ関連政策大綱」、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」、並びにこれらを踏まえた平成27年度補正予算を迅速かつ着実に実施するとともに、平成28年度予算について、できる限り上半期に前倒して実施していくことに加え、東日本大震災からの復興の加速に取り組みます。

財務省政策評価懇談会における意見	財政について、ＰＢ（プライマリーバランス）だけでなく、全体をバランスさせる必要があり、そのビジョンを今から考えておくべき。

総合目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年６月30日閣議決定） 「『日本再興戦略』改訂2015」（平成27年６月30日閣議決定） 「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（平成27年11月26日一億総活躍国民会議とりまとめ） 「平成28年度予算編成の基本方針」（平成27年11月27日閣議決定） 「第190回国会　財務大臣財政演説」 （平成27年度補正予算：平成28年１月４日、平成28年度予算：平成28年１月22日） 「平成28年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成28年1月22日閣議決定） 「産業競争力強化に関する実行計画（2016年版）」（平成28年２月５日閣議決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	国内の経済状況：主要経済指標（実質成長率等）（内閣府）

前年度政策評価結果の政策への反映状況	財政健全化と日本経済再生の双方を実現する道筋について、経済財政諮問会議において検討を進め、「経済財政運営と改革の基本方針2015」を平成27年６月30日に閣議決定しました。また、回り始めた経済の好循環を揺るぎないものとし持続的な成長路線をたどっていくためには、人口減少下における供給制約を克服することが重要であるという考えに基づき、「『日本再興戦略』改訂2015」を平成27年６月30日に閣議決定しました。また、財務省は、関係府省と連携しながら、社会保障・税一体改革を継続するなど、適切な財政・経済の運営を行いました。

担当部局名	大臣官房総合政策課、主計局（総務課、調査課）、主税局（総務課、調査課）	**政策評価実施時期**	平成28年６月

政策目標１－１：重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
（平成27年11月一部改正）

上記目標の概要	国家は、多岐にわたる分野で多くの活動を行っており、これらの活動に必要な資金を租税や公債などの手段により調達し、必要な分野に資金を供給しています。 経済財政状況を踏まえつつ、選択と集中の考え方により、一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものとする必要があります。 （上記目標を達成するための施策） 政１－１－１：重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組 政１－１－２：財政に関する広報活動

政策目標１－１についての評価結果	
政策目標についての評定	S　目標達成
評定の理由	（重点的な予算配分に向けた取組） 平成27年度においては、一億総活躍国民会議の「緊急に実施すべき対策」や「ＴＰＰ政策大綱」を踏まえ、補正予算を編成し、災害復旧その他緊急に必要な対応を行っています。 平成28年度予算編成に当たっては、一億総活躍社会の実現をはじめとした重要課題に取り組んでいくため、また、「経済・財政再生計画」の初年度の予算として、その目安に沿って、一般歳出の伸びを対前年度で4,731億円に抑制しており、経済再生と財政健全化の両立の実現を図っています。 基礎的財政収支対象経費（国の一般会計歳出から国債費を除いたもの）については、73兆1,097億円であり、これに国債費23兆6,121億円を合わせた一般会計総額は、96兆7,218億円となっています。 一方、歳入につきましては、租税等の収入は、57兆6,040億円、その他収入は、4兆6,858億円を見込んでいます。また、公債金は、34兆4,320億円であり、前年度当初予算に対し、2兆4,310億円の減額を行っています。 以上のとおり、重点的な予算配分に向けた取組については、「目標達成」と考えられます。 （広報活動） 予算編成プロセスを透明化・可視化し、財政の状況について国民各層の理解を得られるよう、我が国の財政について積極的に広報活動を行っています。 また、財務省トップページの「財務省の基本情報」から予算及び政策評価のページに移動することで、概算要求書及び政策評価調書を速やかに閲覧できるようにしました。 以上のとおり、広報活動については、「目標達成」と考えられます。 以上のとおり、全ての施策について評定が「s　目標達成」であることから、「S　目標達成」と評価しました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進は、平成28年度予算編成の基本方針等の政府の方針に基づくものであり、経済再生と財政健全化の両立の実現を目指していくうえで、重要な意義のある取組です。 平成28年度予算編成に当たって、上記のとおり重点的な配分を行い、有効な予算配分に努めたほか、決算及び決算検査報告等の反映、予算執行調査結果の反映及び政策評価結果の活用を適切に行うこと等により、予算の効率化に努めています。 （平成27年度行政事業レビューとの関係） システムの安定運用を前提とし、事務費などの運用経費について、入札における更なる競争性の確保を図るなど、運用コストの削減に努めるとの行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、サーバー等の運用環境に係る賃貸借契約について平成27年度の機種更新を機にシステム構成等の見直しを行うとともに、運用経費について過去の執行実績を基に見直すことにより、コスト削減を図った。（事業番号002）

<table>
<tr><td>施策</td><td colspan="4">政１－１－１： 重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組</td></tr>
<tr><td rowspan="6">測定指標（定性的な指標）</td><td rowspan="2">[主要]
政1-1-1-B-1:
予算編成における重点的な配分と財政健全化目標の達成に向けた取組の実施</td><td>目　標</td><td>一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものにします。また、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020（平成32）年度までに黒字化するとの財政健全化目標の達成に向けて、「経済財政運営と改革の基本方針2015」を踏まえ、財政健全化に向けた取組を進めてまいります。</td><td>達成度</td></tr>
<tr><td>実　績</td><td>平成28年度予算においては、一億総活躍社会の実現をはじめとした重要課題に取り組みつつ、一般歳出の伸びを「経済・財政再生計画」の目安に沿って、抑制しました。</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="4">（目標の設定の根拠）
予算を必要性の高い分野に重点的に配分することで、財政の効率化・質的改善を推進する必要があるためです。

（目標の達成度の判定理由）
平成28年度予算においては、一億総活躍社会の実現に向けた施策、事前防災・減災や老朽化対策、攻めの農林水産業に向けた施策、伊勢志摩サミットを見据えた外交予算の充実など、日本の諸課題にしっかりと対応しつつ、「経済・財政再生計画」の目安に沿って、一般歳出の伸びを対前年度で4,731億円に抑制しており、経済再生と財政健全化の両立を実現する予算とすることができたため、達成度は「○」としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">政1-1-1-B-2:
予算編成における東日本大震災への適切な対応</td><td>目　標</td><td>集中復興期間後の平成28年度以降の復興事業については、「平成28年度以降５年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」を踏まえ、被災地の復興に真に必要な事業をしっかりと実施できるよう取り組んでいきます。また、「流用」等の批判を招くことがないよう、引き続き使途の厳格化を行います。</td><td>達成度</td></tr>
<tr><td>実　績</td><td>平成28年度予算編成に当たっては、平成32年度までの復興期間において32兆円程度の必要な財源を確保することを踏まえ、復興のステージの進展に応じて、既存の事業の成果等を検証しつつ、その効率化を進め、復興のために真に必要な事業への重点化を図りました。</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="4">（目標の設定の根拠）
東日本大震災からの復興を迅速に進めるとともに、復興財源に対する被災地の不安を払拭するためです。

（目標の達成度の判定理由）
平成28年度予算編成に当たっては、平成32年度までの復興期間において32兆円程度の必要な財源を確保することを踏まえ、復興のステージの進展に応じて、既存の事業の成果等を検証しつつ、その効率化を進め、復興のために真に必要な事業への重点化を図ったため、達成度は「○」としました。</td></tr>
</table>

測定指標（定性的な指標）	政1-1-1-B-3: 予算執行調査等の予算編成等への適切な活用･反映	目　標	予算執行調査、政策評価、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などを予算編成等へ適切に活用・反映します。	達成度
		実　績	予算執行調査、政策評価、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などを予算編成等へ適切に活用・反映しました。	○
	（目標の設定の根拠） 財政資金の効率的・効果的な活用のため、予算の「プラン（予算編成）」・「ドゥー（予算の執行）」・「チェック（評価・検証）」・「アクション（予算への反映）」のサイクルにおける「チェック」・「アクション」機能を強化し、予算へ的確にフィードバックするためです。 （目標の達成度の判定理由） 予算執行調査、政策評価、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などを予算編成等へ適切に活用・反映できたため、達成度は「○」としました。			
施策についての評定	s　目標達成			
評定の理由	平成28年度予算においては、一億総活躍社会の実現をはじめとした重要課題に取り組んでいくとともに、「経済・財政再生計画」の初年度の予算として、その目安に沿って、一般歳出の伸びを対前年度で4,731億円に抑制しており、経済再生と財政健全化の両立を実現する予算とすることができ、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、「s　目標達成」としました。			

施策	政１－１－２: 広報活動			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政1-1-2-B-1: 財政に関する広報活動の実施状況	目　標	積極的に説明会等の広報活動を実施します。	達成度
		実　績	大学及び地方公共団体等において、財政状況についての講義や説明会を実施しました。	○
	（目標の設定の根拠） 財政に関し、国民に対する説明責任を果たすためです。 （目標の達成度の判定理由） 平成27年度は、日本各地の大学及び地方公共団体等に積極的に出向き、財政の状況に関する講義や説明会といった広報活動を行ったことから、達成度を「○」としました。			
	政1-1-2-B-2: 概算要求書等の財務省ホームページからの閲覧可能化	目　標	各府省のホームページで公開される概算要求書及び政策評価調書を、財務省ホームページから可能な限り速やかに閲覧できるようにします。	達成度
		実　績	財務省トップページの「財務省の基本情報」から予算及び政策評価のページに移動することで、概算要求書及び政策評価調書を速やかに閲覧できるようにしました。	○

（目標の設定の根拠）
納税者の視点に立った予算編成を行い、予算の効率性を高めるためです。

（目標の達成度の判定理由）
財務省ホームページからの速やかな閲覧が可能であるようにしたことから、達成度を「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成

評定の理由

平成27年度は、多数の大学及び地方公共団体等に積極的に講義や説明会に出向くことで、広く学生や国民の方々に「財政の現状」や「財政健全化に向けた取組み」、「社会保障・税一体改革」について現状と課題を知って頂くことに努めました（講演回数：約80回、対象者数：約6,500名）。
また、財務省ホームページから予算及び政策評価のページに速やかに移動でき、概算要求書及び政策評価調書の閲覧を迅速にできるようにすることで、予算がどのように配分されているか、適切な使途が行われたのかについて、分かりやすく必要な情報をすぐに提供できるように努めました。
以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、「s 目標達成」としました。

評価結果の反映

以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。
2020年度（平成32年度）の財政健全化目標を堅持し、「経済・財政再生計画」期間の当初３年間（2016～2018年度（平成28～30年度））を「集中改革期間」と位置づけ、集中改革期間における改革努力のメルクマールとして、2018年度（平成30年度）のＰＢ赤字の対ＧＤＰ比▲１％程度を目安とし、引き続き経済再生と財政健全化を共に達成することを目指していきます。
同時に、予算執行調査結果、政策評価結果、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などの予算への反映・適切な活用に努めます。
広報活動については、財政の現状や政府の取組に係る図表等を用いた分かりやすい説明を、資料やホームページ等の多様な媒体によって、引き続き積極的に行います。
また、財政の効率化・質的改善を推進するための調査研究等及び予算編成支援システムの運用に必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	――――――

政策目標に係る予算額

区分		25年度	26年度	27年度	28年度
予算の状況（千円）	当初予算	2,689,686	2,728,059	2,461,163	2,400,924
	補正予算	△641	△12	△191	
	繰越等	－	－	N.A.	
	合計	2,689,045	2,728,047	N.A.	
執行額（千円）		2,588,691	2,671,277	N.A.	

（概要）
財政の効率化・質的改善を推進するための予算・決算の作成、調査研究等、並びに予算編成事務等の合理化、迅速化を図るための予算編成支援システムの運用に必要な経費等。
(注)平成27年度「繰越等」、「執行額」等については、平成28年11月頃に確定するため、平成28年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第187回国会 総理大臣所信表明演説（平成26年９月29日） 第190回国会 総理大臣施政方針演説（平成28年１月22日） 第190回国会 財務大臣財政演説（平成28年１月22日） 平成28年度予算編成の基本方針（平成27年11月27日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年６月30日閣議決定） 平成28年度以降５年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について（平成27年６月30日閣議決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	我が国の財政状況：予算書、「平成28年度予算のポイント」、「日本の財政関係資料（平成28年度2月）」（財務省）等

前年度政策評価結果の政策への反映状況	平成28年度予算編成に当たっては、「経済・財政再生計画」に定める財政健全化目標の達成に向け、予算の効率化に取り組みました。なお、東日本大震災からの復旧復興に全力で対応するため必要な予算を計上しました。 広報活動については、日本各地の大学及び地方公共団体等で講義や説明を行ったほか、我が国の財政状況について国民の理解が得られるよう図表等を用いた分かりやすい説明を、多様な媒体により積極的に行いました。

担当部局名	主計局（総務課、司計課、調査課、主計官、主計企画官）	**政策評価実施時期**	平成28年６月

政策目標１－２:必要な歳入の確保

（平成27年11月一部改正）

上記目標の概要	健全な財政を確保するためには、財政需要について、原則として公債や借入金にはよらず、税収等で賄うという考え方が基本となります（非募債主義・財政法）。 このうち、まず税収は、内国税である租税等から成るものです。毎年度の税制改正等において必要な税収の確保に努めるとともに、その時点で判明している課税実績、政府経済見通しに係る諸指標等を基礎に、適切な見積りに努めます。また、今後とも、税収の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等において開示し、説明責任の向上に努めていきます。 次に、税収及び公債金収入以外の国の歳入である「その他収入」については、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努めるとともに、各項目別に最近の実績等を基礎に適切な見積りに努めます。 最後に、公債の発行は、歳出の重点化、節減合理化に努めてもなお財源が不足する場合に限って、やむを得ない措置として行います。 （上記目標を達成するための施策） 政１－２－１：必要な歳入の確保等

政策目標１－２についての評価結果	
政策目標についての評定	S 目標達成
評定の理由	平成28年度においては、経済の好循環の確立等の観点から税制改正を行うとともに、57.6兆円の税収を予算へ計上しました。また、できる限りの税外収入の確保（平成28年度予算4.6兆円）に努めた結果、４年連続で税収が公債金を上回りました。さらに、税収の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等において開示し、引き続き国民への説明責任を果たすことに努めました。 以下のとおり、施策についての評定が「s 目標達成」であることから、「S　目標達成」と評価しました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 平成28年度予算編成の基本方針等の政府の方針に基づき、財政健全化の実現を目指していくうえで、できるだけ公債の発行によらず、必要な歳入の確保に努めることは必要な取組です。 税収について適切な見積りを行うとともに、できる限りの税外収入の確保を図り、公債の発行額を極力抑制しています。また、税収の見積り等に関する情報をホームページ等において開示するなどの取組を行っています。これらの取組は政策目標の達成に寄与しています。 また、見積り精度の向上に資するため、経済指標や課税実績等の幅広い要素をもとに見積りを行い、効率的な事務運営に取り組んでいます。

施策	政１－２－１: 必要な歳入の確保			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政1-2-1-B-1: 必要な歳入の確保及び説明責任の向上	目　標	税制改正等において必要な税収の確保に努めるとともに、税収の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等やホームページにおいて開示する方法を通じ、国民への説明責任の向上に努めます。また「その他収入」について、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努め、最近の実績等を基礎に適切な見積りを行います。	達成度
		実　績	平成28年度においては、経済の好循環の確立等の観点から税制改正を行うとともに、57.6兆円の税収を予算へ計上しました。また、税収の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等やホームページにおいて開示しました。 さらに、「その他収入」について、適切な見積りに努め、平成28年度予算においては4.6兆円の税外収入を確保しました。	○

	（目標の設定の根拠） 　必要な歳入を確保するとともに、税収の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等において開示し、説明責任の向上に努めるためです。 （目標の達成度の判定理由） 　平成28年度においては、経済の好循環の確立等の観点から税制改正を行うとともに、57.6兆円の税収を予算へ計上しました。また、税収の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等やホームページにおいて開示しました。 　さらに、「その他収入」について、可能な限りの税外収入の確保（平成28年度予算4.6兆円）に努め、最近の実績等を基礎に適切な見積りに努めたことから、達成度は「○」としました。
施策についての評定	**s　目標達成**
評定の理由	税収の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等やホームページにおいて開示しました。 　また、「その他収入」について、可能な限りの税外収入の確保（平成28年度予算4.6兆円）に努め、最近の実績等を基礎に適切な見積りに努めており、測定指標の達成度が「○」であることから、「s 目標達成」と評価しました。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 　今後も、経済情勢等に配意し税収及び税外収入の確保に努めるとともに、税収の適切な見積りや説明責任の向上に努めていきます。

財務省政策評価懇談会における意見	――――――

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第187回国会　総理大臣所信表明演説（平成26年9月29日） 第190回国会　総理大臣施政方針演説（平成28年1月4日） 第190回国会　財務大臣財政演説（平成28年1月4日） 平成28年度予算編成の基本方針（平成27年11月27日閣議決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	日本の財政状況：「平成28年度一般会計歳入歳出概算」、「一般会計税収の推移」（財務省）

前年度政策評価結果の政策への反映状況	経済情勢等に配意し税収及び税外収入の確保に努めるとともに、税収の適切な見積りや説明責任の向上に努めました。

担当部局名	主計局（総務課）、主税局（総務課）	**政策評価実施時期**	平成28年６月

政策目標1－3:予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保

上記目標の概要	国の予算の執行の責任及び権限は各省各庁の長に委ねられていますが、財政当局としても予算執行が法令の定めに則り、かつ経済的、効率的に行われるよう各省各庁への要請等を行っています。 また、予算の質の向上・効率化を図るためには、予算執行の透明性の向上を図るとともに、ＰＤＣＡサイクルにおける、Ｃ（＝チェック）及びＡ（＝アクション）の機能を強化する必要があります。このような観点から、上記の目標を設定しています。 （上記目標を達成するための施策） 政１－３－１：予算執行に関する情報開示の充実 政１－３－２：円滑かつ効率的な予算執行の確保 政１－３－３：予算執行調査の実施 政１－３－４：各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等

政策目標1－3についての評価結果	
政策目標についての評定	S　目標達成
評定の理由	以下のとおり、全ての施策について評定が「s 目標達成」であることから、「S　目標達成」と評価しました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 予算執行の透明性の向上や適正な予算執行の確保は、次年度の予算編成等への反映にもつながる必要な取組です。 予算執行調査の調査結果の分析等に当たり、財務省が選定した専門家からの意見を活用するなど、調査の質の向上を図りつつ、調査結果を平成28年度予算に的確に反映しています。 また、繰越事務手続については、各地方出先機関等と各地方公共団体との間において簡素化の徹底を図るほか、東日本大震災からの被災地の復興を着実に進める観点から、事故繰越事務手続の簡素化を図ることなどにより、事務手続の効率化を図るとともに、復興事業を含めた予算の円滑な執行に資しており、有効性が認められると考えます。 （平成27年度行政事業レビューとの関係） 次期の機器更改に当たっては、システムの安定運用を前提としつつ、最新技術の導入や入札説明会の参加者からの意見を反映させることにより選定対象を広げるなど、一者応札の改善に向けたより具体的な取組を実施するとともに、更なるコスト削減に引き続き取り組むとの外部有識者や行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、予算執行等の会計情報を処理するシステムである官庁会計システムについて、特定ベンダーに依存しないシステム環境の構築（OSS化）等により運用コストの縮減を図りました。（事業番号003）

施策	政1－3－1:予算執行に関する情報開示の充実			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政1-3-1-B-1: 定期的な予算執行に関する情報開示の確認状況	目　標	各府省庁の予算の執行等に係る情報開示を定期的に確認します。	達成度
		実　績	各府省庁の予算の執行等に係る情報開示を定期的に確認しました。	○
	（目標の設定の根拠） 各府省庁において開示されている予算の執行等に係る情報について、財務省ホームページから閲覧できる状態を維持するためです。 （目標の達成度の判定理由） 予算執行の透明性を確保する観点から、各府省庁のホームページで定期的に開示している予算執行等に係る情報を、各府省庁の協力のもと、財務省ホームページから閲覧できるようにし、その開示状況を定期的に確認したことから、達成度は「○」としました。			

施策についての評定	s　目標達成
評定の理由	予算執行の透明性を確保する観点から、各府省庁のホームページで定期的に開示している予算執行等に係る情報を、各府省庁の協力のもと、財務省ホームページから閲覧できるようにしました。 以上のとおり、測定指標が「○」であることから、「s　目標達成」としました。

施策	政１－３－２:円滑かつ効率的な予算執行の確保			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政1-3-2-B-1: 円滑かつ効率的な予算執行の確保の取組	目　標	法令と予算との整合性等に留意の上、繰越制度等を活用します。	達成度
		実　績	法令と予算との整合性等に留意の上、繰越明許費、国庫債務負担行為及び移流用を活用すること等によって、円滑かつ効率的に予算執行がなされるよう努めました。	○
	（目標の設定の根拠） 円滑かつ効率的な予算執行を確保するためです。 （目標の達成度の判定理由） 予算の執行に当たっては、財務大臣の承認を要するものが法令で定められており、これらの法令の定めに則り、繰越明許費、国庫債務負担行為及び移流用を活用すること等によって、円滑かつ効率的に予算執行がなされるよう努めました。 また、東日本大震災からの復興を着実に進める観点から、事故繰越事務手続の簡素化を引き続き行ったことから、達成度は「○」としました。			

施策についての評定	s　目標達成
評定の理由	予算の執行に当たっては、財務大臣の承認を要するものが法令で定められており、これらの法令の定めに則り、繰越明許費、国庫債務負担行為及び移流用を活用すること等によって、円滑かつ効率的に予算執行がなされるよう努めました。 また、東日本大震災からの復興を着実に進める観点から、事故繰越事務手続の簡素化を引き続き行いました。 以上のとおり、測定指標が「○」であることから、「s　目標達成」としました。

施策	政１－３－３:予算執行調査の実施			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政1-3-3-B-1: 予算執行調査の実施状況	目　標	予算執行調査を着実に実施し、調査結果や予算への反映状況の速やかな公表等を行います。	達成度
		実　績	予算執行調査を着実に実施し、調査結果や予算への反映状況の速やかな公表等を行いました。	○
	（目標の設定の根拠） 予算執行の実態を把握し、予算の効率化が図られるようにするためです。 （目標の達成度の判定理由） 予算の効率化が図られるよう、専門家の知見の活用や積極的な実地調査の実施など、調査の質の向上等を図り、調査を着実に実施しました。また、調査結果を適切な時期に公表し、その反映状況を予算の決定後、速やかに公表したことから、達成度は「○」としました。			

施策についての評定	s　目標達成
評定の理由	予算の効率化が図られるよう、専門家の知見の活用や積極的な実地調査の実施など、調査の質の向上等を図り、調査を着実に実施しました。また、調査結果を適切な時期に公表し、その反映状況を予算の決定後、速やかに公表しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であることから、「s　目標達成」としました。

施策	政１－３－４:各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政1-3-4-B-1: 予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等の実施	目　標	文書による要請及び会議・研修を実施します。 また、各省各庁が締結した契約（少額随意契約等を除く。）について、統計を作成し、公表します。	達成度
		実　績	各種会議・研修を実施するとともに、契約の透明性を高めるために、各省各庁が締結した契約（少額随意契約等を除く。）について、取りまとめた統計を公表しました。	○
	（目標の設定の根拠） 各省各庁等の予算の適正かつ効率的な執行を確保するためです。 （目標の達成度の判定理由） 財務局等繰越決算事務担当者会議や会計事務職員研修など、各種会議・研修を実施するとともに、契約の透明性を高めるため、各省各庁が26年度に締結した契約について、「契約金額及び件数に関する統計」及び「随意契約に関する統計」を取りまとめて公表し、随意契約の適正化に努めたことから、達成度は「○」としました。			

施策についての評定	s　目標達成
評定の理由	財務局等繰越決算事務担当者会議や会計事務職員研修など、各種会議・研修を実施するとともに、契約の透明性を高めるため、各省各庁が26年度に締結した契約について、「契約金額及び件数に関する統計」及び「随意契約に関する統計」を取りまとめて公表し、随意契約の適正化に努めました。 以上のとおり、測定指標が「○」であることから、「s 目標達成」としました。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 法令や予算との整合性等に留意し、円滑かつ効率的な予算執行の確保に努めます。 予算の効率化が図られるよう、様々な視点から、より深度のある予算執行調査を実施するとともに、予算執行に関する情報開示の充実、各府省庁等の会計事務職員を対象とした会議・研修の効果的な実施及び随意契約の適正化に引き続き努めます。 また、予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保を図るため、予算執行状況について調査の着実な実施等に取り組むために必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	――――――

政策目標に係る予算額	区　　分		平成25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況（千円）	当初予算	4,915,892	5,362,589	8,460,778	8,466,560
		補正予算	△ 347	―	―	
		繰越等	△ 130,548	130,548	N.A.	
		合　計	4,784,997	5,493,137	N.A.	
	執行額（千円）		4,596,472	5,269,227	N.A.	

（概要）
　適正な予算執行の確保に必要な経費や会計センターに必要な経費として、各省庁の予算を執行するための官庁会計システムに係る経費等
(注)平成27年度「繰越等」、「執行額」等については、平成28年11月頃に確定するため、平成28年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について（平成25年6月28日閣議決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし

前年度政策評価結果の政策への反映状況	予算執行に関する情報開示を充実し、適正かつ効率的な予算執行を確保するため、引き続き、財務省ホームページから各府省庁の予算執行に関する情報開示を閲覧できるようにするとともに、法令及び予算に則った予算執行に係る各手続の適切な審査や各府省庁等の会計事務職員を対象とした会議・研修等の効果的な実施、入札契約の改善や随意契約の適正化の推進に努めました。また、予算執行調査については、予算の効率化が図られるよう、専門家の知見の活用等を図りつつ、より深度のある調査を実施しました。

担当部局名	主計局（総務課、司計課、法規課）、会計センター	政策評価実施時期	平成28年６月

政策目標１－４:決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示

上記目標の概要	決算は予算のような規範性はなく、政府が財政法、会計法等の定めるところに従い執行した実績を国民及び国会に対して報告する性格を持っています。 このような決算の性格を踏まえ、広く国民が財政に対する関心及び理解を深めるためにも、今後とも正確で分かりやすい決算の作成に努めます。また、決算及び決算検査報告、決算に関する国会での指摘・議決等については、予算編成や執行への反映に努めます。 （上記目標を達成するための施策） 政１－４－１：予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告 政１－４－２：平成26年度歳入歳出決算の国会への早期提出

政策目標１－４についての評価結果	
政策目標についての評定	S　目標達成
評定の理由	以下のとおり、全ての施策について評定が「ｓ　目標達成」であることから、「Ｓ　目標達成」と評価しました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 財政状況についての透明性の確保や説明責任の向上及びその早期公表は極めて重要であり、予算編成や予算執行へ反映していくためにも国の財政状況や施策の結果を適確に開示した決算の作成は必要かつ有効な取組です。 平成26年度歳入歳出決算を早期に取りまとめ、可能な限り早期に国会へ提出したことは、決算結果等の平成28年度予算編成等への反映や、国会における決算審議の充実に資する観点から有効な取組です。 なお、平成26年度歳入歳出決算の国会提出にあたり、会計事務の電子化等により事務の効率化に努めました。

施策　政1-4-1:予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告

測定指標（定量的な指標）

[主要]
政1-4-1-A-1:
予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の定期的な公表状況

年 度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
目標値	予算使用の状況年５回、国庫歳入歳出状況年15回、決算概要年１回	予算使用の状況年５回、国庫歳入歳出状況年15回、決算概要年１回	予算使用の状況年５回、国庫歳入歳出状況年15回、決算概要年１回	予算使用の状況年５回、国庫歳入歳出状況年15回、決算概要年１回	予算使用の状況年５回、国庫歳入歳出状況年15回、決算概要年１回	○
実績値	○	○	○	○	○	

（目標値の設定の根拠）
年度の途中における予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び予算の執行実績である決算の概要について、国民及び国会に対する適時適切な報告に努めるため、目標を設定しました。

（目標の達成度の判定理由）
予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算の概要について、国民及び国会に対して適時適切に報告したことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定	ｓ　目標達成
評定の理由	予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算の概要について、国民及び国会に対して適時適切に報告しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であることから、「ｓ　目標達成」としました。

施策	政1-4-2:平成26年度歳入歳出決算の国会への早期提出

測定指標（定量的な指標）

政1-4-2-A-1:
歳入歳出決算の会計検査院への送付日

年 度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
目標値	23.9.10前後	24.9.10前後	25.9.10前後	26.9初旬	27.9初旬	○
実績値	23.9.6	24.9.4	25.9.3	26.9.2	27.9.1	

（目標値の設定の根拠）
平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けており、会計検査院における検査確認に２ヶ月程度の期間を要していることから９月初旬を目標とするものです。

（目標の達成度の判定理由）
平成26年度歳入歳出決算については、平成27年9月1日に会計検査院に送付し、国会からの早期提出（会計年度翌年の11月20日前後）の要請に応えるよう努めたことから、達成度は「○」としました。

[主要]
政1-4-2-A-2:
歳入歳出決算の国会への提出日

年 度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
目標値	23.11.20前後	24.11.20前後	25.11.20前後	26.11.20前後	27.11.20前後	○
実績値	23.11.22	24.11.16	25.11.19	26.11.18	28.1.4	

（目標値の設定の根拠）
平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けているためです。

（目標の達成度の判定理由）
平成26年度歳入歳出決算については、会計検査院へ早期に送付し、昨年に引き続き11月20日前後に国会提出が可能となるよう必要な作業を行いましたが、国会閉会中のため平成27年11月に国会提出ができなかったことから、平成28年１月４日の通常国会召集日に提出しました。そのため達成度は「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成

評定の理由

平成26年度歳入歳出決算については、会計検査院へ早期に送付し、昨年に引き続き11月20日前後に国会提出が可能となるよう必要な作業を行いましたが、国会閉会中のため平成27年11月に国会提出ができなかったことから、平成28年１月４日の通常国会召集日に提出しました。
平成26年度決算書については、引き続き政策ごとに予算・決算とその成果を比較対照可能とし、事後的な評価を行いやすくするため、予算書・決算書の表示科目の単位（項・事項）と政策評価の単位とを原則として対応させるよう作成しました。
また、決算審議の参考に供するために作成している「決算の説明」についても、可能な限り、事務・事業の計画と実績、主要な長期計画の実施状況等定量的データを積極的に取り入れるなど、各種の分析や評価に資するものを掲載するよう各省各庁に要請し、分かりやすい資料の作成に努めました。
以上のとおり、全ての測定指標が「○」であることから、「s 目標達成」としました。

評価結果の反映

以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。
年度途中における予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び予算の執行実績である決算の概要について、正確性を確保しつつ、国民及び国会に対し適時適切に報告します。また、平成27年度歳入歳出決算については、平成26年度歳入歳出決算に引き続き、会計検査院へ早期に送付し、平成28年11月20日前後には国会提出が可能となるよう努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	――――――

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	該当なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし

前年度政策評価結果の政策への反映状況	近時の財政に対する国民の関心の高まりも踏まえつつ、財政に関する透明性の確保や説明責任を果たす観点から、引き続き官報やホームページを活用し、その広報、公開に努めたところです。 平成26年度歳入歳出決算については、国会等の議論も踏まえ、国会における決算審議の充実等に資する観点から、会計検査院へ早期に送付し、昨年に引き続き11月20日前後に国会提出が可能となるよう必要な作業を行いましたが、国会閉会中のため平成27年11月に国会提出ができなかったことから、平成28年１月４日の通常国会召集日に提出しました。

担当部局名	主計局（司計課）	**政策評価実施時期**	平成28年６月

政策目標１－５：地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行

上記目標の概要	平成27年度の地方の財政状況は、引き続き厳しい状況にあるものの、国税・地方税の税収の増加により財源不足は前年度に比べ相当程度縮小する見込みとなっています。 地方財政に関する事務については、地方財政計画の策定、地方税制度及び地方債等を所管する総務省との調整が重要となります。 また、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、財政健全化目標を実現するため、財務省としても適切に対応していきます。 このような状況から、上記の目標を設定しています。 （上記目標を達成するための施策） 政１－５－１：地方の歳入面・歳出面の改革 政１－５－２：地域間の税源偏在の是正

政策目標１－５についての評価結果	
政策目標についての評定	S　目標達成
評定の理由	「平成28年度地方財政計画」は、総務省との調整の結果、震災復興特別交付税を措置するなど、震災対応に万全を期すほか、歳出面では歳出特別枠を着実に縮減するとともに、歳入面では地方税収等の増加を踏まえて別枠加算の廃止を行い、地方の一般財源の総額を適切に確保するなど、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年６月30日閣議決定）に沿った内容となっています。 また、「平成26年度与党税制改正大綱」を踏まえ、消費税率10％段階の偏在是正のための具体的措置を定めた改正法案が成立しており、全ての施策について評定が「s　目標達成」であることから、「S　目標達成」と評価しました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 地方財政に関する事務の適切な遂行は、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年６月30日閣議決定）をはじめとする政府の方針に沿った「平成28年度地方財政計画」の策定等にあたって、必要な取組です。 国・地方間の諸課題については、総務省との調整・協議を円滑に行い、効率的な実施に取り組んでいます。

施策	政1-5-1：地方の歳入面・歳出面の改革			
測定指標	[主要] 政1-5-1-B-1： 地方の歳入面・歳出面の改革	目　標	国の財務を総括する観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行するため、歳出特別枠や地方交付税の別枠加算を見直すなど地方の歳入面・歳出面における改革を進めていきます。	達成度
		実　績	歳出特別枠の減額や地方交付税の別枠加算の廃止等、地方の歳入面・歳出面における改革を進めました。	○

（定性的な指標）	（目標の設定の根拠） 平成27年度予算編成の基本方針（平成26年12月27日閣議決定）に、地方行財政制度について、「経済再生の進展を踏まえて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるため、地方の税収動向等も踏まえ歳出特別枠や地方交付税の別枠加算を見直すなど、歳入面・歳出面における改革を進め、できる限り早期に財源不足の解消を目指し、財政の健全化を図る。」と定められているからです。 （目標の達成度の判定理由） 歳出特別枠の減額や地方交付税の別枠加算の廃止等、地方の歳入面・歳出面における改革を進めたことから、達成度は「○」としました。
施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	「平成28年度地方財政計画」は、総務省との調整の結果、震災復興特別交付税を措置するなど、震災対応に万全を期すほか、歳出面では歳出特別枠を着実に縮減するとともに、歳入面では地方税収等の増加を踏まえて別枠加算の廃止を行い、地方の一般財源の総額を適切に確保するなど、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年６月30日閣議決定）に沿った内容となっています。 以上のとおり、測定指標が「○」であることから、「s 目標達成」と評価しました。

施策	政1-5-2:地域間の税源偏在の是正			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政1-5-2-B-1: 地域間の税源偏在の是正	目　標	地方法人課税の在り方を見直し、地方公共団体の財政運営に配慮しつつ、地域間の税源偏在の是正について適切に対応します。	達成度
		実　績	「平成26年度与党税制改正大綱」を踏まえ、消費税率10%段階における地方法人課税の偏在是正について、平成28年度税制改正大綱においてとりまとめられた具体的措置を定めた税制改正法案が平成28年３月29日に成立しました。	○
	（目標の設定の根拠） 経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年６月24日閣議決定）に、地方行財政制度について、「歳入については、（中略）税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める。」と定められているからです。 （目標の達成度の判定理由） 「平成26年度与党税制改正大綱」を踏まえ、消費税率10%段階における地方法人課税の偏在是正について、平成28年度税制改正大綱においてとりまとめられた具体的措置を定めた税制改正法案が平成28年３月29日に成立したことから、達成度は「○」としました。			
施策についての評定	s 目標達成			
評定の理由	「平成26年度与党税制改正大綱」を踏まえ、消費税率10%段階における地方法人課税の偏在是正について、平成28年度税制改正大綱においてとりまとめられた具体的措置を定めた税制改正法案が平成28年３月29日に成立しており、測定指標が「○」であることから、「s 目標達成」と評価しました。			

評価結果の反映	国・地方の財政の健全化に向けて、地方歳出の削減や、地方交付税の制度改革等の諸課題等について総務省と調整を行っていきます。

財務省政策評価懇談会における意見	――――――

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年６月30日閣議決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	我が国の地方財政状況：「平成28年度地方財政計画」、「地方税法等の一部を改正する等の法律」（総務省）「地方向け補助金等の全体像」（財務省）

前年度政策評価結果の政策への反映状況	国・地方の財政の健全化に向けて、地方歳出の削減や、地方交付税の制度改革、地方間の税源の偏在是正等の諸課題等について総務省と調整を行いました。

担当部局名	主計局（主計官、主計企画官）、主税局（総務課）、理財局（計画官）	政策評価実施時期	平成28年６月

政策目標１－６： 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

上記目標の概要	現行の財政・会計に係る制度の基本にある考え方は、①国の財政を処理する権限は国会の議決に基づいて行使しなければならないこと、②財政の健全性を確保すること、③国の支出は適正かつ公正に行われなければならないこと、といった点です。 また、財政・会計に係る制度の運用については、透明性、説明責任の向上が求められています。 平成27年度においても、国の財務状況等に関する説明責任の履行の向上等のため、国の財務書類の作成・公表に努めました。 （上記目標を達成するための施策） 政１－６－１：国の財務書類の作成・公表等

政策目標１－6についての評価結果	
政策目標についての評定	S 目標達成
評定の理由	以下のとおり、測定指標の目標を達成しており、施策について評定が「s 目標達成」であることから、平成27年度においては、「S　目標達成」と評価しました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 企業会計の慣行を参考とする特別会計の財務書類については、「特別会計に関する法律」第19条及び第20条の規定に基づき作成・公表しており、一般会計及び全特別会計から構成された「国の財務書類」については、国民への説明責任向上等のため、財政制度等審議会の報告等に基づき平成15年度決算分から作成・公表しています。これらは、公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営に必要な取組と言えます。 発生主義等の企業会計の考え方や手法を活用することで、国の財政状況をストック（資産・負債）やフロー（業務費用・財源）といった情報で一覧的に分かりやすく開示することが可能となり、国民に対する説明責任の履行の向上等につながっています。 財務書類作成システムの運用等により、昨年度に引き続き、「国の財務書類」を平成27年度内に公表しています（平成28年１月）。また、財務書類等の公表についても、ホームページを活用するなど効率化に取り組んでいます。

施策	政1-6-1:国の財務書類の作成・公表等							
測定指標（定量的な指標）	[主要] 政1-6-1-A-1: 国の財務書類(一般会計・特別会計)の公表日の推移	年 度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
		目標値	23年6月下旬	24年5月下旬 25年1月下旬	26年１月下旬	27年１月下旬	28年１月下旬	○
		実績値	23.6.28	24.5.28 25.1.29	26.1.31	27.1.30	28.1.29	

（目標値の設定の根拠）
「公会計整備の一層の推進に向けて～中間取りまとめ～」（平成18年６月14日財政制度等審議会）において、「財政活動の効率化・適正化等に向けて財務書類の一層の活用を図るためには、できる限り早期に作成・公表を行えるよう、システムの整備等について検討していく必要がある」との提言がなされたことから、その測定のため公表日を目標値として設定しました。

（目標の達成度の判定理由）
平成28年１月下旬とした目標値のとおり、平成28年１月29日に公表したことから、達成度は「○」としました。

測定指標（定性的な指標）	政1-6-1-B-1：国民に対して分かりやすい国の財務書類関係資料の作成・公表	目　標	国の財務書類のポイント（パンフレット）や省庁別財務書類の概要（パンフレット）について、図表等を用いて国民に対するより分かりやすい説明を行います。	達成度
		実　績	国の財務書類のポイント（パンフレット）に新たな図表や解説項目を追加したほか、要旨（リーフレット）を作成するなど、国民に対してより分かりやすい説明を行いました。	○

（目標の設定の根拠）
『公会計整備の一層の推進に向けて～中間取りまとめ～』（平成18年６月14日財政制度等審議会）等において、国民に対する分かりやすい説明が求められていることから目標として設定しました。

（目標の達成度の判定理由）
国の財務書類のポイント（パンフレット）に新たな図表や解説項目を追加したほか、要点を絞ったリーフレットを新たに作成するなど、図表等を用いて国民に対してより分かりやすい説明を行ったことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定	s　目標達成

評定の理由	「国の財務書類」の作成・公表に関しては、国の予算・決算等の国会審議での活用等の観点から１月中の公表を目標とし、平成26年度決算分を平成28年１月29日に財務省ホームページ等で公表を行っており、目標を達成しました。また、公表に当たっては、国民に対してより分かりやすい説明のため、国の資産、負債、業務費用等の構造や経年変化等を解説したパンフレットを作成したほか、要点を絞ったリーフレットを作成しています。 さらに、各府省の作成する省庁別財務書類についても、国民に情報の的確な開示が行われるよう内容の審査を行うとともに、パンフレットの作成に助言等を行い、前年度に引き続き１月に公表されたところです。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であることから、「ｓ　目標達成」としました。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 「国の財務書類」について、平成26年度分に引き続き、より充実した説明資料も併せて作成・公表し、国民に対する分かりやすい説明に努め、予算の審議等に活用するために、翌年度１月に公表します。更に「省庁別財務書類」等についても、各省庁より的確な財務情報の開示がなされるよう必要な助言等を行います。 また、平成29年度の予算要求については、平成28年度「国の財務書類」の平成30年１月公表等のため、引き続き企業会計の考え方などの高度で専門的な知識を有する公認会計士に「省庁別財務書類」等の審査、「国の財務書類」の作成補助等を業務委託するための経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	――――――

政策目標に係る予算額	区　　分		平成25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況（千円）	当初予算	10,080	9,969	9,990	8,968
		補正予算	△ 2,625	－	－	
		繰越等	－	－	N.A.	
		合　計	7,455	9,969	N.A.	
	執行額（千円）		7,455	6,718	N.A.	

（概要）
国の財務書類の作成・公表等
（注）平成27年度「繰越等」、「執行額」等については、平成28年11月頃に確定するため、平成28年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	該当なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし

前年度政策評価結果の政策への反映状況	「国の財務書類」については、平成25年度分に引き続き、より充実した説明資料も併せて作成・公表し、国民に対する分かりやすい説明に努めました。「特別会計財務書類」については、会計検査院の検査を経た上で国会へ提出しました。さらに「省庁別財務書類」についても、各省庁より的確な財務情報の開示がなされるよう必要な助言等を行いました。 また、「政策別コスト情報」を各省庁が作成・公表するにあたって、的確な情報開示が行われるように必要な助言等を行いました。

担当部局名	主計局（法規課）	**政策評価実施時期**	平成28年６月

政策目標２－１：デフレ脱却・経済再生をより確実なものとしていくための税制の着実な実施、我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるための税制の検討及び税制に関する広報

上記目標の概要	総合目標２において述べたとおり、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、各年度の税制改正作業等に取り組みます。 併せて、税制全般に対する理解が深まるよう、税制に関する広報に取り組んでいきます。 （上記目標を達成するための施策） 政２－１－１：デフレ脱却・経済再生をより確実なものとしていくための税制の着実な実施、我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるための税制の検討 政２－１－２：税制についての広報の充実

政策目標２－１についての評価結果	
政策目標についての評定	Ａ　相当程度進展あり
評定の理由	**○デフレ脱却・経済再生をより確実なものとしていくための税制の着実な実施** 平成27年度税制改正で措置した内容について、パンフレット等の作成・送付や全国各地での説明会の実施を通じて周知徹底を図り、各制度の活用を促しました。 **○経済・社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるための税制の検討** 「平成28年度税制改正の大綱」（平成27年12月24日閣議決定）において、下記の措置等を決定しました。これらの措置等を盛り込んだ「所得税法等の一部を改正する法律」が、平成28年３月29日に成立しました。 ①　経済の好循環を確実なものとする観点から、成長志向の法人税改革を推進し、制度改正を通じた課税ベースの拡大等により財源を確保しつつ、法人実効税率を「20％台」に引き下げる。 従前34.62％→（平成27年度改正）平成27年度32.11％ **→（平成28年度改正）平成28年度29.97％、平成30年度29.74％** ②　消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として、消費税の軽減税率制度を導入する。 ③　少子化対策・教育再生に向けた取組として、 ・　三世代同居に対応した住宅リフォームに要した費用について税額控除制度を導入する、 ・　国立大学法人等の行う学生の修学支援事業のために充てられる個人寄附について税額控除制度を導入する。 ④　「BEPSプロジェクト」への対応として、多国籍企業グループの透明性を高める観点から、「多国籍企業情報の報告制度」を国際的に合意されたスケジュールに沿うように整備する。 ⑤　東日本大震災からの復興を支援するため、復興特区の税制について、一定の見直しを行いつつ、適用期限を５年延長する。 **○税制についての広報の充実** 税制改正等の内容を解説したパンフレット等を作成し、財務省ホームページに掲載するとともに、都道府県等へ送付しました。また、税制の現状や課題、税制改正、社会保障と税の一体改革について全国各地で説明会を実施するとともに、メールマガジンを発行しました。 各施策（次ページ以降）の評定が、それぞれ「ｓ　目標達成」と「ａ　相当程度進展あり」であることから、政策目標についての評定は「Ａ　相当程度進展あり」としました。

政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 平成28年度税制改正における措置は、経済の好循環を確実なものとする観点、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮、少子化対策・教育再生の推進、経済のグローバル化への対応、大震災からの復興支援などといった、経済・社会の構造変化及び喫緊の課題に対応するために必要かつ有効として検討されたものであり、妥当と考えています。 また、各府省等の政策評価の結果を記載した要望書を各府省等との議論において活用することにより、平成28年度税制改正の検討を効率的に行いました。 （平成27年度行政事業レビューとの関係） 引き続き、調査内容については、職員による実施が困難なものに限定するとともに、執行に当たっては更なる経費の効率化に努めるとの行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、諸外国税制調査に係る積算単価を見直して更なる経費の効率化に努めました。（事業番号004）

施策	政2-1-1：デフレ脱却・経済再生をより確実なものとしていくための税制の着実な実施、我が国の経済・社会の構造変化 に対応するとともに喫緊の課題に応えるための税制の検討			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政2-1-1-B-1：税制改正の着実な実施と税制改正の検討	目　標	平成27年度税制改正については着実に実施していきます。また我が国の経済・社会構造の変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、平成28年度税制改正の内容を検討していきます。	達成度
		実　績	平成27年度税制改正で措置した内容について、パンフレット等の作成・送付や全国各地での説明会の実施を通じて周知徹底を図り、各制度の活用を促しました。 また、平成28年度税制改正についての検討を進め、経済・社会の構造変化等に対応した税制上の措置を盛り込んだ関連法案を国会に提出しました（平成28年３月29日に成立）。	○
	（目標の設定の根拠） 経済・社会の構造変化や喫緊の課題に対応する税制を構築するためです。 （目標の達成度の判定理由） 平成27年度税制改正で措置した内容について、周知徹底を図り、各制度の活用を促しました。 経済・社会の構造変化や喫緊の課題に対応した税制を構築するため、平成28年度税制改正では、経済の好循環を確実なものとする観点、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮、少子化対策・教育再生の推進、経済のグローバル化への対応、大震災からの復興支援等のための税制上の措置等を盛り込みました。 これらのことから達成度は「○」としました。			
施策についての評定	s　目標達成			
評定の理由	平成27年度税制改正の内容を着実に実施するとともに、平成28年度税制改正では、経済の好循環を確実なものとする観点をはじめ、上述の経済・社会の構造変化等に対応するための税制上の措置等を盛り込みました。 こうした対応を行い、主要な測定指標が「○」であることから、「s　目標達成」としました。			

施策	政2-1-2：税制についての広報の充実							
	政2-1-2-A-1：財務省ホームページの税制に関するページへのアクセス件数（単位：件）	年 度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
		目標値	増加	増加	増加	増加	増加	×
		実績値	8,450,626	10,805,837	12,047,882	12,250,533	12,034,336	

測定指標（定量的な指標）

（目標値の設定の根拠）
　税制についての広報の充実を行った結果を可能な限り定量的に測定する指標の1つとして、「財務省ホームページの税制に関するページへのアクセス件数」を設定しました。更にできるだけ多くの国民の皆様に当該ページへアクセスしていただくことを目標とするため、目標値として「増加」と設定しました。

（目標の達成度の判定理由）
　目標値を達成できなかったことから、達成度は「×」としました。

[主要] 政2-1-2-A-2: 税制メールマガジン登録者数 （単位:人）	年 度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
	目標値	増加	増加	増加	増加	増加	○
	実績値	25,248	26,261	27,242	28,240	28,972	

（目標値の設定の根拠）
　税制についての広報の充実を行った結果を可能な限り定量的に測定する指標の1つとして、「税制メールマガジン登録者数」を設定しました。更にできるだけ多くの国民の皆様に税制メールマガジンに登録していただくことを目標とするため、目標値として「増加」と設定しました。

（目標の達成度の判定理由）
　目標値どおりの実績値となったことから、達成度は「○」としました。

政2-1-2-A-3: 社会保障と税の一体改革に関する説明会の開催	年 度	平成26年度	27年度	達成度
	目標値	47都道府県	47都道府県	○
	実績値	47都道府県	47都道府県	

（目標値の設定の根拠）
　社会保障と税の一体改革についての広報の充実を行った結果を可能な限り定量的に測定する指標の1つとして、「説明会の開催状況」を設定しました。全国的に幅広く広報を行っていくため、目標値として「47都道府県で実施」と設定しました。

（目標の達成度の判定理由）
　目標値どおりの実績値となったことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定	a　相当程度進展あり

評定の理由

　税制の広報については、税制改正等の内容を解説したパンフレット等を作成し、財務省ホームページに掲載するとともに、都道府県等へ送付しました。また、税制の現状や課題、税制改正、社会保障と税の一体改革について全国各地で説明会を実施するとともに、メールマガジンを発行しました。
　こうした結果として、3つの測定指標のうち、主要な測定指標を含む2つの指標が「○」であることから「a　相当程度進展あり」としました。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 経済の好循環を確実なものとするための税制を着実に実施するとともに、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制を検討します。また、財務省の税制関連のホームページについて、そのわかりやすさやアクセスの容易さなどを改善するために、今後、ホームページに関するアンケート調査の実施を検討するなど、広報の充実に一層取り組みます。 また、社会保障と税の一体改革については、引き続き、関係省庁と連携して周知・広報に努めていきます。 平成29年度の予算要求については、本政策目標の達成に向けて必要となる、企画・立案の整備、調査研究、各種広報活動等の経費を適切に確保するように努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	税制に関して、アジア地域では相続税などのない国があり、経済格差が出てきている。アジアの税制に関して日本のいい面を紹介すべきである。

政策目標に係る予算額

区分		平成25年度	26年度	27年度	28年度
予算の状況（千円）	当初予算	197,101	167,409	165,541	164,705
	補正予算	－	－	－	
	繰越等	－	－	N.A	
	合計	197,101	167,409	N.A	
執行額（千円）		108,323	74,032	N.A	

（概要）
税制の企画立案に必要な経費です。
（注）平成27年度「執行額」等については、平成28年11月頃に確定するため、平成28年度実績評価書に掲載予定です。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第190回国会　総理大臣施政方針演説（平成28年１月22日） 第190回国会　財務大臣財政演説（平成28年１月22日） 経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年６月30日閣議決定） 経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理（平成27年11月13日税制調査会） 平成28年度税制改正の大綱（平成27年12月24日閣議決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	我が国税制の現状に関する資料：「所得・消費・資産等の税収構成比の推移」、「国民負担率の内訳の国際比較」　等

前年度政策評価結果の政策への反映状況	**（我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に応えるための税制の構築）** 社会保障・税一体改革に引き続き取り組みました。また、平成28年３月29日に「所得税法等の一部を改正する法律」が国会で成立しました。 **（税制改正についての広報の充実）** 税制の現状と課題、税制改正の内容など、税制全般に対する国民の理解・納得が深まるよう、幅広い媒体を活用し、広報活動の一層の充実を図りました。 **（政策評価の活用）** 租税特別措置を含めた税制改正を行うに当たって、要望時において各府省等に対し、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等が行った政策評価の結果を記載した要望書の提出を求め、税制改正案の立案に向けた各府省等との議論において活用しました。

担当部局名	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）	政策評価実施時期	平成28年６月

政策目標３－１：　国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制

上記目標の概要	我が国の財政は、過去に例を見ない厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。国債管理政策を運営する国債発行当局としては、 ①確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、 ②中長期的な調達コストを抑制していくことにより、円滑な財政運営の基盤を確保する、 という基本的な考えから、上記の目標を設定しています。 （上記目標を達成するための施策） 政３－１－１：市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行 政３－１－２：適切な債務管理 政３－１－３：国債市場の流動性維持・向上 政３－１－４：市場との対話等 政３－１－５：保有者層の多様化 政３－１－６：国債に係る国民等の理解向上のための取組

政策目標3-1についての評価結果	
政策目標についての評定	S　目標達成
評定の理由	全ての施策が「ｓ　目標達成」であるため、「Ｓ　目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 本政策目標「国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制」は、過去に例を見ない厳しい財政状況下で、必要とされる財政資金を確実に調達し、円滑な財政基盤を確保するために必要かつ有効な取組と考えられます。 また、平成27年度においては、市場のニーズ・動向等を踏まえ国債市場の流動性維持・向上に資する施策を実施したほか、平成28年度国債発行計画の策定にあたり、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、丁寧に市場との対話を行いつつ、国債の年限・発行額を設定するなど効率的に施策を実施しました。 （平成27年度行政事業レビューとの関係） システムの安定運用・信頼性の確保を前提とし、利用者の利便性向上と事務の効率化を図るとともに、入札における更なる競争性の確保を図るなど運用コストの削減に努めるとの行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、一般競争入札による契約実績を政府借入金入札システムの運用経費に反映しました。（反映額：▲0.2百万円）（事業番号013）

施策	政3-1-1：市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行			
	[主要] 政3-1-1-B-1: 市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行	目　標	平成27年度国債発行計画に沿って、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行います。具体的には、（１）平均償還年限の長期化、（２）国債市場の流動性維持・向上、（３）物価連動債市場の育成といった施策を行います。 また、平成27年度中に策定する平成28年度国債発行計画についても、市場のニーズ・動向等を踏まえ、国債の発行年限等のバランスのとれた計画を策定します。 （注）物価連動債は、元利払いの金額が、発行時からの物価変動に応じて増減する国債です。	達成度

測定指標（定性的な指標）		実　績	平成27年度国債発行計画に基づき、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行いました。具体的には、 （１）平均償還年限の長期化(平成27年度における国債の平均償還年限：カレンダーベース市中発行（フロー）ベース9年0ヵ月（前年度比＋4ヵ月）、発行残高（ストック）ベース8年5ヶ月（前年度比＋5ヶ月））、 （２）国債市場の流動性維持・向上（流動性供給入札の規模の拡大（対前年度比＋1.2兆円）、入札参加者の応札上限を「発行予定額」から「発行予定額の２分の１」へ引下げ及び国債市場特別参加者の応札責任を発行予定額の３％以上から４％以上へ引上げ （３）物価連動債市場の育成(物価連動債の発行規模の拡大（対前年度比＋0.4兆円）） といった施策を行いました。 平成28年度国債発行計画についても、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、丁寧に市場との対話を行いつつ、市場のニーズ・動向等を踏まえ、国債の年限・発行額を設定しました。具体的には、 （１）28年度の発行総額が減額となる中、市場環境を踏まえた年限構成の見直しの実施（中短期債の減額幅の抑制（平成27年度▲6.1兆円→28年度▲4.8兆円）、40年債の増額（0.4兆円）及び20年債の減額（▲1.2兆円））、 （２）国債市場の流動性維持・向上策の拡充（残存１年超５年以下の国債を流動性供給入札の対象に追加）、 （３）市場育成と国債保有の多様化に向けた取組（40年債発行の隔月化、物価連動債の新型窓販の対象化、新型窓販に係る応募限度額の引上げ）、 等の施策を講ずることとしています。	○
	（目標値の設定の根拠） 27年度国債発行計画策定時の国債発行・流通の状況を踏まえ、将来の借換リスクを低減させるための平均償還年限の長期化、国債市場の流動性の維持・向上、平成25年10月に発行を再開した物価連動債市場の育成が重要と考え、目標として設定しました。 また、平成28年度国債発行計画においても引き続き、市場のニーズ・動向等を踏まえた計画策定が重要です。 **（目標の達成度の判定理由）** 上記実績のとおり、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・計画の策定を行ったことから、達成度は、「○」としました。			
施策についての評定	s　目標達成			
評定の理由	平成27年度国債発行計画に基づき、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行いました。 平成28年度計画策定にあたっても、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、丁寧に市場との対話を行いつつ、市場のニーズ・動向等を踏まえ、（１）市場環境を踏まえた年限構成の見直し、（２）国債市場の流動性維持・向上策の拡充、（３）市場育成と国債保有の多様化に向けた取組を内容とする計画を策定しました。 以上から、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行については、「s 目標達成」と考えられます。			

<table>
<tr><td>施策</td><td colspan="4">政3-1-2:適切な債務管理</td></tr>
<tr><td rowspan="3">測定指標（定性的な指標）</td><td rowspan="2">[主要]
政3-1-2-B-1:
適切な債務管理</td><td>目　標</td><td>　コスト・アット・リスク分析等の手法を用いて金利変動リスクを定量的に分析・把握し、国債発行計画を検討する際の参考とします。
　また、過去に発行した変動利付債、物価連動債の買入消却を行います。</td><td>達成度</td></tr>
<tr><td>実　績</td><td>　コスト・アット・リスク分析等の手法を用いて金利モデルで推計される将来の金利パスに基づき、国債発行計画のコストとリスクを定量的に計測し、国債発行計画を策定する際の参考としました。
　買入消却については、市場での取引が極端に少なくなっている変動利付債を対象として、総額約7,414億円実施しました。
　なお、物価連動債については、国債市場特別参加者会合等における市場参加者の声や市場の変化を踏まえ、買入消却を行わないこととしました。</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="4">（目標値の設定の根拠）
　国債残高が多額に上り、今後も大量の国債発行が見込まれる中、金利変動リスクを定量的に分析・把握して適切な債務管理を行っていくことは、政策目標の達成のために重要なためです。同時に、過去に発行した国債の適切な管理に取り組むことも重要です。

（目標の達成度の判定理由）
　上記実績のとおり、金利変動リスクの分析、買入消却の実施を行ったことから、達成度は、「○」としました。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策についての評定</td><td colspan="2">s　目標達成</td></tr>
<tr><td>評定の理由</td><td colspan="4">　平成27年度においても、国債発行計画策定における定量的なリスクの把握や、市場での取引が極端に少なくなった国債の買入消却の実施等、適切な債務管理を行いました。
　以上から、適切な債務管理については、「s　目標達成」と考えられます。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>施策</td><td colspan="4">政3-1-3:国債市場の流動性維持・向上</td></tr>
<tr><td rowspan="3">測定指標（定性的な指標）</td><td rowspan="2">[主要]
政3-1-3-B-1:
国債市場の流動性維持・向上</td><td>目　標</td><td>平成27年度国債発行計画に沿って、国債市場の流動性維持・向上を後押しする施策を行います。具体的には、流動性供給入札による発行額を昨年度より1.2兆円増額（月7,000億円から同8,000億円）します。
また、入札参加者の応札上限額を発行予定額から発行予定額の1/2へ引き下げ、これに伴い国債市場特別参加者の応札責任を、発行予定額の３％以上から４％以上へと引き上げます。</td><td>達成度</td></tr>
<tr><td>実　績</td><td>平成27年度国債発行計画に沿って、国債市場の流動性維持・向上を後押しする施策を行いました。具体的には、流動性供給入札による発行額を昨年度より1.2兆円増額（月7,000億円から同8,000億円）しました。また、入札参加者の応札上限を「発行予定額」から「発行予定額の２分の１」に引き下げるとともに、国債市場特別参加者の応札責任を発行予定額の３％以上から４％以上へと引き上げました。
また、平成28年度国債発行計画では、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、市場関係者の意見を聴取した上で、流動性供給入札について、従来対象としていなかった年限（残存１年超５年以下）の国債を供給対象に追加することとしました。</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="4">（目標値の設定の根拠）
足元の国債市場の流動性の状況を踏まえ、流動性供給入札の規模を拡大することは、流動性の維持・向上に寄与すると考えられるためです。
また、応札上限の引下げ及び応札責任の引上げは、大量応札・落札による流動性の低下を抑制し、また、国債の安定消化につながると考えられます。

（目標の達成度の判定理由）
上記実績のとおり、平成27年度国債発行計画に沿って流動性維持・向上策を講じたこと等から、達成度は、「○」としました。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策についての評定</td><td colspan="2">s　目標達成</td></tr>
<tr><td>評定の理由</td><td colspan="4">平成27年度国債発行計画に基づき、流動性供給入札の規模の拡大、入札参加者の応札上限の引下げ及び国債市場特別参加者の応札責任の引上げを行ったほか、28年度国債発行計画についても市場関係者の意見を聴取しつつ、流動性の維持・向上策の拡充に関する施策を講ずることとしました。
以上から、国債市場の流動性維持・向上については、「s　目標達成」と考えられます。</td></tr>
</table>

施策	政3-1-4：市場との対話等

［主要］
政3-1-4-A-1:
国債関係の懇談会等の開催状況
(注)当該年度内に懇談会等の開催実績がある場合には○、ない場合には×を記載。

会合名		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
国の債務管理の在り方に関する懇談会	目標値	実施	実施	実施	実施	実施	
	実績値	×	×	○	○	○	○
国債市場特別参加者会合	目標値	実施	実施	実施	実施	実施	
	実績値	○	○	○	○	○	○
国債投資家懇談会	目標値	実施	実施	実施	実施	実施	
	実績値	○	○	○	○	○	○
国債トップリテーラー会議	目標値	実施	実施	実施	実施	実施	
	実績値	○	○	○	○	○	○

（目標値の設定の根拠）
　市場との対話等（施策3-1-4）は、国債関係の懇談会等を中心に行っていることから、これらの開催を指標としました。市場参加者・有識者との定期的かつオープンな対話を通じ、国債管理政策の企画及び立案を行うこと、並びに施策を適時・的確に市場に発信することは重要であることから、これらの趣旨を踏まえて開催することを目標としました。

（目標の達成度の判定理由）
　国債関係の懇談会等は、昨年度に引き続き各会合を開催し、国債管理政策の企画及び立案の参考としたほか、施策の適時・的確な市場への発信を行ったことから、達成度は、「○」としました。

測定指標（定量的な指標）

[主要] 政3-1-4-A-2: 入札の結果発表を当日所定の時刻に行った割合（単位:%） （注）入札結果の発表時刻 国債・・・入札当日の午後０時45分 （第Ⅱ非価格競争入札は午後３時15分） 国庫短期証券・・・入札当日の午後０時35分	年 度		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
	目標値（%）		100%	100%	100%	100%	100%	
	実績値	入札回数 (a)	172	170	176	172	169	
		うち入札の結果発表を所定の時刻に行った回数（b）	171	168	174	170	168	
		割合(%) (b)／(a)	99.4	98.8	98.9	98.8	99.4	○

（目標値の設定の根拠）

市場との対話等（施策3-1-4）において、入札の結果発表を確実かつ速やかに行うことは、市場参加者の予測可能性を高めることにつながり、政策目標を達成する観点から重要であるため、目標値として「100.0%」を設定しました。

(注)この指標は入札が行われる場合における結果発表状況に係るもので、入札回数に対する目標値ではありません。

（目標の達成度の判定理由）

実績値が99.4%と目標の100.0%に達していませんが、平成27年度における入札の結果発表遅延の理由は入札参加者の応札ミス（１件）であり、発行当局側の事情により遅延したものではありませんので、実質的には100.0%であると考え、達成度は、「○」としました。

	[主要] 政3-1-4-A-3: 「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合 (注)「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期(該当する月の翌々月10日)に公表した場合には○、所定の時期に公表していない場合に×を記載。	年度		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
		目標値		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
		実績値	前年度第4四半期分	○	○	○	○	○	○
			第1四半期分	○	○	○	○	○	
			第2四半期分	○	○	○	○	○	
			第3四半期分	○	○	○	○	○	
			割合	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

（目標値の設定の根拠）
市場との対話等（施策3-1-4）において、公的債務全体の現状に関する情報を所定の時期に公表し、国債管理政策の透明性の向上を図ることは、市場参加者の予測可能性を高めることにつながり、政策目標を達成する観点から重要であるため、目標値として「100.0%」を設定しました。

（目標の達成度の判定理由）
「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合は100.0%であるため、達成度は、「○」としました。

測定指標（定性的な指標）	[主要] 政3-1-4-B-1: 市場との対話等	目　標	国債関係の懇談会等の開催、入札結果の確実かつ速やかな発表、債務残高の所定の時期の公表のほか、市場との緊密な意見交換を行います。	達成度
		実　績	国債市場特別参加者や投資家に対する国債市場の動向等に関するヒアリングの実施等、市場との緊密な意見交換を行いました。	○

（目標値の設定の根拠）
市場との対話等を通じて、国債発行当局の施策を適時・的確に市場に発信することや、市場のニーズや動向を的確に把握することは、政策目標の達成のために重要です。

（目標の達成度の判定理由）
上記実績のとおり、国債市場特別参加者や投資家など市場関係者との緊密な意見交換を行ったことから、達成度は、「○」としました。

施策についての評定	s　目標達成
評定の理由	国債関係の懇談会等の開催、入札結果の確実かつ速やかな発表、債務残高の所定の時期における公表を行ったほか、市場関係者との緊密な意見交換を実施し、市場との対話の推進に努めたところです。 以上から、市場との対話等については、「s　目標達成」と考えられます。

<table>
<tr><td>施策</td><td colspan="4">政3-1-5:保有者層の多様化</td></tr>
<tr><td rowspan="3">測定指標（定性的な指標）</td><td rowspan="2">[主要]
政3-1-5-B-1:
保有者層の多様化</td><td>目　標</td><td>個人や海外投資家を含めた保有者層の多様化を図る観点から、個人向け国債の利便性の向上や海外投資家に対するＩＲに取り組んでいきます。</td><td>達成度</td></tr>
<tr><td>実　績</td><td>個人投資家については、平成27年度においても引き続きすべての個人向け国債を毎月募集・発行としたことに加え、平成29年発行分から物価連動債を新型窓口販売方式の対象とすることを決定するなど、個人の国債保有の促進に向けた取組を実施しました。
海外投資家については、引き続き国内における国債の安定消化に努めつつ、多様な投資家層が取引することにより市場を安定させる効果があること、海外投資家の中には中央銀行、年金基金、生命保険など安定保有が見込める投資家も存在すること等を踏まえ、海外IRを実施しました。具体的には、既存のネットワークを通じた情報提供を継続するとともに、個別海外投資家訪問等を実施しました。平成27年度の海外投資家訪問件数は、前年度よりは減少したものの、過去3年度の平均を上回る105件となりました。また、国内における海外投資家との面談回数は増加しました（平成26年度68件→平成27年度84件）。また、日本国債ニュースレター（英）の送付部数は、1,183先（27年3月）から1,443先（28年3月）に増加しました。</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="4">（目標値の設定の根拠）
銀行等の市中金融機関の保有割合が高く、個人や海外投資家の保有割合が低い日本の国債市場は、市況が変化した場合に、市場参加者の取引が一方向に流れがちな傾向にあります。そのため、国債市場の安定化の観点から、様々な市場の見方や投資スタンスに基づいた国債取引が行われるよう、国債の保有者層の多様化を図ることが重要なためです。

（目標の達成度の判定理由）
上記実績のとおり、個人や海外投資家を含めた保有者層の多様化を図る観点から、個人向け国債の利便性の向上や海外投資家に対するＩＲに取り組んでおり、達成度は、「○」としました。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策についての評定</td><td colspan="2">s　目標達成</td></tr>
<tr><td>評定の理由</td><td colspan="4">個人投資家については、平成27年度においても引き続きすべての個人向け国債を毎月募集・発行としたことに加え、平成29年発行分から物価連動債を新型窓口販売方式の対象とすることを決定するなど、個人の国債保有の促進に向けた取組を行いました。
海外投資家については、引き続き国内における国債の安定消化に努めつつ、多様な投資家層が取引することにより市場を安定させる効果があること、海外投資家の中には中央銀行、年金基金、生命保険など安定保有が見込める投資家も存在すること等を踏まえ、海外IRを実施しました。
以上から、保有者層の多様化については、「s　目標達成」と考えられます。</td></tr>
</table>

施策	政3-1-6：国債に係る国民等の理解向上のための取組

測定指標（定量的な指標）

［主要］
政3-1-6-A-1:
国債関係の定期的な公表資料の年間公表回数

(注)リポート等を当該年度内に所定の頻度で発行した場合には○、所定の頻度で発行していない場合には×を記載

年 度		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
債務管理リポート（日）	目標値	1	1	1	1	1	
	実績値	1	1	1	1	1	○
債務管理リポート（英）	目標値	1	1	1	1	1	
	実績値	1	1	1	1	1	○
日本国債ニュースレター（英）	目標値	4	4	4	12	12	
	実績値	4	4	4	12	12	○
国債統計年報	目標値	1	1	1	1	1	
	実績値	1	1	1	1	1	○

（目標値の設定の根拠）

定期的な公表資料を通じて、我が国の国債市場や国債管理政策についての情報を発信していくことが、国債に係る広報・広告の充実（施策3-1-6）のためには重要であるため、各公表資料について必要な資料作成の頻度の達成を目標値としました。

（注）日本国債ニュースレター（英）は、平成25年度までは年４回、平成26年度以降は毎月発行しています。

（目標の達成度の判定理由）

各定期的な公表資料を全て当該年度内に所定の頻度で発行しましたので、達成度は、「○」としました。

測定指標（定性的な指標）				
	[主要] 政3-1-6-B-1: 国債に係る国民等の理解の向上	目　標	「債務管理リポート」や「国債ニュースレター」の発行のほか、積極的にホームページ等を通じた情報発信や広報活動に努めます。また、個人向け国債の国債広告についても、内容を充実させ、国民等の理解の向上に努めます。	達成度
		実　績	「債務管理リポート」（年１回発行）や「国債ニュースレター」（毎月発行）の発行、各種会合の議事要旨、資料の迅速な公表等、積極的にホームページ等を通じた情報発信や広報活動に努めました。 また、国債広告についても、個人投資家層の裾野を広げる観点等から、新聞広告を減少させる一方で電車内広告や雑誌広告を新たに実施するなど、広告媒体の内容の充実を図り、国民等の理解の向上に努めました。	○

（目標値の設定の根拠）
国債の安定消化を確保する等の観点から、国債市場や国債管理政策についての透明性を高めるには、国債に係る国民等の理解の向上が重要なためです。

（目標の達成度の判定理由）
上記実績のとおり、積極的に国債管理政策に関する情報発信を行ったほか、国債広告についても内容を充実させ、国民等の理解の向上に努めたこと等から、達成度は、「○」としました。

施策についての評定	s　目標達成
評定の理由	平成27年度においても、国債市場や国債管理政策についての透明性を高め、国債の安定消化を確保する等の観点から、積極的にホームページ等を通じた情報発信や広報活動に努めました。また、国債広告についても内容を充実させ、国民等の理解の向上に努めました。 以上から、国債に係る国民等の理解向上のための取組については、「s　目標達成」と考えられます。

評価結果の反映

以下のとおり、上記の政策を引き続き実施していきます。

国債発行計画の策定に当たっては、市場のニーズ・動向を踏まえつつ、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制の観点から、国債の発行額・発行年限を設定します。さらに、平成28年度においても、「国債市場特別参加者会合」等の場を通じ丁寧に市場との対話を行いつつ、流動性供給入札などの国債市場の流動性維持・向上に向けた施策を実施していきます。
個人や海外投資家を含めた保有者層の多様化を図る観点から、個人向け国債の利便性の向上や海外投資家に対するＩＲに取り組んでいきます。
また、国債市場や国債管理政策についての透明性を高めるため、積極的にホームページ等を通じた情報発信や広報活動に引き続き努めます。

なお、平成27年度政策評価結果を踏まえ、平成29年度においても、国債の確実かつ円滑な発行・償還及び中長期的な調達コストの抑制のため、引き続き必要な経費（国債保有者層の多様化に向けた海外ＩＲの実施に必要な経費等）の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	――――

政策目標に係る予算額

区　　分		平成25年度	26年度	27年度	28年度
予算の状況（千円）	当初予算	218,749,031,544	237,448,548,484	230,378,029,059	225,195,618,969
	補正予算	△1,905,806,843	△ 3,873,848,625	△ 3,427,776,414	△ 1,556,059,167
	繰越等	7,437,079,439	38,372,998	N.A.	
	合　計	224,280,304,140	233,613,072,857	N.A.	
執行額（千円）		219,937,032,216	226,603,307,487	N.A.	

（概要）
国債の償還・利払い・事務手数料、国債の円滑な発行を図るための政府借入金入札システムの運用等に使用するための経費等です。
(注)平成27年度「繰越等」、「執行額」等については、平成28年11月頃に確定するため、平成28年度実績評価書に掲載予定です。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第190回国会 財務大臣財政演説（平成28年１月22日） 平成27年度予算編成の基本方針（平成26年12月27日閣議決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	金融状況：「資金循環統計」（日本銀行）　等

前年度政策評価結果の政策への反映状況	26年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組みを実施しました。 国債発行については、平成27年度国債発行計画に沿った発行により、必要とされる財政資金を確実に調達しました。平成28年度国債発行計画の策定に当たっては、「国債市場特別参加者会合」等の場を通じて市場のニーズ・動向を踏まえ、市場環境に配慮した国債の発行額・発行年限を設定しました。 国債市場の流動性維持・向上については、入札参加者の応札上限を「発行予定額」から「発行予定額の２分の１」に引き下げるとともに、国債市場特別参加者の応札責任を発行予定額の３％以上から４％以上へと引き上げるなど、国債市場の流動性維持・向上に資する施策を進めました。 保有者層の多様化については、27年度においても「国債トップリテーラー会議」を開催したほか、29年発行分から物価連動債を新型窓口販売方式の対象とすることを決定するなど、個人の国債保有の促進に努めたほか、海外投資家に対するＩＲを実施し、投資家のニーズに応じたきめ細やかな情報提供を行いました。 また、国債市場や国債管理政策についての透明性を高めるため、「債務管理リポート」や「国債ニュースレター」の発行等により、積極的な情報発信や広報活動に引き続き努めました。

担当部局名	理財局（国債企画課、国債業務課）	**政策評価実施時期**	平成28年６月

政策目標３－２:財政投融資の対象として必要な事業を実施する機関の必要な資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実

（平成27年11月一部改正）

上記目標の概要	財政投融資は、財投債（国債）の発行等によって調達した資金を財源として、長期・固定・低利の融資や長期リスクマネーの供給等を行う、政府による投融資活動です。国民のニーズや社会経済情勢の変化などを踏まえ、政策的必要性、民業補完性や償還確実性等を精査し、必要な資金需要に的確に対応していきます。 また、財政投融資に対する国民の信頼を確保し、対象事業の重点化・効率化を図る観点から、財政投融資計画編成、運用プロセス、将来の政策コスト等に関する情報開示の推進を通じて、財政投融資の透明性向上を一層進めるとともに、財政投融資対象機関に対するチェック機能の充実を図っていきます。 さらに、財政融資資金の資産・債務管理（ＡＬＭ）の高度化のための施策を引き続き推進していきます。 （上記目標を達成するための施策） 政３－２－１：社会経済情勢等の変化を踏まえた財政投融資計画の編成 政３－２－２：財政投融資対象機関に対する適切な審査 政３－２－３：政策評価の活用 政３－２－４：産業投資を活用した長期リスクマネーの供給 政３－２－５：政策コスト分析の充実 政３－２－６：財政投融資対象機関に対するチェック機能の充実 政３－２－７：貸付金の確実な回収とＡＬＭの充実等による財務の健全性の確保 政３－２－８：財政投融資のディスクロージャーの推進

政策目標３－２についての評価結果	
政策目標についての評定	Ｓ　目標達成
評定の理由	全ての施策について「ｓ 目標達成」であるため、当該政策目標は、上記のとおり、「Ｓ 目標達成」としました。
政策の分析	（必要性･有効性･効率性等） 財政投融資の対象事業の重点化・効率化を図りつつ、必要な事業への資金供給を確保することは、資源配分の調整機能や経済の安定化機能を通じて、我が国経済の健全な発展を実現するために必要です。また、財政投融資のディスクロージャーを徹底することは、財政投融資に関する透明性を一層高め、国民からの信頼、市場からの信認を維持するために必要です。 平成28年度財政投融資計画の策定にあたっては、インフラ輸出をはじめとする成長戦略の着実な実行や地方創生の深化に向け、民間投資の呼び水ともなる長期リスクマネーを積極的に供給するとともに、我が国経済が緩やかな回復基調にあり、危機対応をはじめとする政策金融への資金需要に落ち着きが見られる中、教育・福祉・医療等の政策分野においては堅調な資金需要に的確に対応することとしました。 政策目的を的確に達成するため、どの分野、どの事業を財政投融資の対象とするかについて、政策的必要性・有効性、民業補完性や償還確実性等の観点から、対象事業の重点化・効率化を図りました。

施策	政３－２－１:社会経済情勢等の変化を踏まえた財政投融資計画の編成			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政3-2-1-B-1:社会経済情勢等の変化を踏まえた財政投融資計画の編成	目　標	平成28年度財政投融資計画の編成においては、政策的必要性、民業補完性や償還確実性等を精査し、国民のニーズや社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要な資金需要に的確に対応していきます。	達成度
		実　績	平成28年度財政投融資計画の策定にあたっては、インフラ輸出をはじめとする成長戦略の着実な実行や地方創生の深化に向け、民間投資の呼び水ともなる長期リスクマネーを積極的に供給するとともに、我が国経済が緩やかな回復基調にあり、危機対応をはじめとする政策金融への資金需要に落ち着きが見られることから、規模のスリム化を図りつつ、教育・福祉・医療等の政策分野においては堅調な資金需要に的確に対応することとしました。 この結果、平成28年度財政投融資計画の規模は、134,811億円（27年度計画比7.8%減）と平成13年の財投改革以降、最小の当初計画額となっています。	○
	（目標の設定の根拠） 財政投融資計画の編成においては、財政投融資の資金を、どのような事業に、どの程度供給するかについて、国民のニーズや社会経済情勢などを踏まえ政策的必要性、民業補完性や償還確実性等を精査し、必要な資金需要に的確に対応することが重要なためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、社会経済情勢等の変化を踏まえた平成28年度財政投融資計画を策定したことから、当該測定指標の達成度を「○」としました。			
施策についての評定	s　目標達成			
評定の理由	平成28年度財政投融資計画については、経済が緩やかな回復基調にあり、政策金融への資金需要に落ち着きが見られる中、計画全体としてはスリム化を図りつつ、成長戦略の着実な実行や地方創生の深化に向け、民間投資の呼び水ともなる長期リスクマネーの供給や教育・福祉・医療等の政策分野における堅調な資金需要などに対応して、メリハリのきいた資金供給を行うことにしています。 以上のとおり、社会経済情勢等の変化を踏まえた財政投融資計画の編成については、当該施策における測定指標が「○」であるため、「s 目標達成」としました。			

施策	政３－２－２:財政投融資対象機関に対する適切な審査			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政3-2-2-B-1:財政投融資対象機関に対する適切な審査	目　標	適切な審査を行い、その内容を平成28年度の財政投融資計画に反映させます。	達成度
		実　績	平成28年度財政投融資計画要求の審査にあたっては、成長戦略の実行や地方創生の深化など、真に必要な資金需要に的確に対応することとし、政府として支援するにふさわしい分野かといった政策的必要性、民間金融機関では対応が困難かといった民業補完性、採算性があって回収が見込めるかといった償還確実性等の審査により、対象事業の重点化・効率化を図りました。	○
	（目標の設定の根拠） 財政投融資対象機関については、民業補完性の確保、事業等の有効性、事業等の進捗状況・収支状況等の把握を通じた償還確実性の担保といった観点からの適切な審査を行うことが重要なためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、平成28年度財政投融資計画の策定にあたって、政策的必要性、民業補完性や償還確実性等の審査により、対象事業の重点化・効率化を図っていることから、当該測定指標の達成度を「○」としました。			

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	平成28年度財政投融資計画要求の審査にあたっては、成長戦略の実行や地方創生の深化など、真に必要な資金需要に的確に対応することとし、政策的必要性、民業補完性や償還確実性等の検討により、対象事業の重点化・効率化を図りました。 以上のとおり、財政投融資対象機関に対する適切な審査については、当該施策における測定指標が「○」であるため、「s 目標達成」としました。

施策	政３－２－３:政策評価の活用			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政3-2-3-B-1:政策評価の活用	目 標	各省庁・各機関に対して、平成28年度財政投融資計画要求に際し、要求額に係る政策評価に加え、個別制度要求毎に政策評価の提出を求め、これを審査において積極的に活用します。	達成度
		実 績	各省庁・機関においては、財政投融資計画要求を行うに当たり、要求内容について事前に自ら政策評価を行い、要求に際して自己の政策評価の結果を合わせて提出することとしており、平成28年度財政投融資計画要求の審査を行うにあたっては、それらを積極的に活用しました。また、審査における政策評価の活用事例については、財務省ホームページに掲載し公表しました。	○
	（目標の設定の根拠） 財政投融資については、どの分野、どの事業を財政投融資の対象とするかについて、政策的必要性、民業補完性や償還確実性等の観点から見直しを行うことが重要なためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、平成28年度財政投融資要求の審査に際し、各省庁・機関から提出された政策評価を積極的に活用したことから、当該測定指標の達成度を「○」としました。			

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	平成28年度財政投融資計画要求の審査にあたっては、各省庁から提出された政策評価を積極的に活用しました。また、審査における政策評価の活用事例については、財務省ホームページに掲載し公表しました。 以上のとおり、政策評価の活用については、当該施策における測定指標が「○」であるため、「s 目標達成」としました。

施策	政３－２－４:産業投資を活用した長期リスクマネーの供給			
	[主要] 政3-2-4-B-1:産業投資を活用した長期リスクマネーの供給	目 標	平成28年度財政投融資計画の編成における産業投資については、投資によって長期リスクマネーを供給し、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない事業を支援していきます。 その際、出資者として、官民ファンドに対しガバナンスの強化を求めてまいります。	達成度

測定指標（定性的な指標）		実　績	平成28年度財政投融資計画における産業投資において、インフラ輸出をはじめとする成長戦略の着実な実行や地方創生の深化に向け、民間投資の呼び水ともなる長期リスクマネーを積極的に供給することとしました。なお、出資に際しては、事業の進捗等を踏まえて実行しております。 また、出資者として、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（平成25年9月27日関係閣僚会議決定）を踏まえ、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、官民ファンドに対し、投資内容及び投資実行後の状況等についての適時適切な報告など、ガバナンスの強化を求めました。	○
	（目標の設定の根拠） 産業投資については、民間投資を活性化させる呼び水として、長期リスクマネーを供給することが重要なためです。その際、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、投資内容等を適時適切に把握することが必要です。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、平成28年度財政投融資計画における産業投資について、リスクマネーを供給し、また官民ファンドに対しガバナンスの強化を求めたことから、当該測定指標の達成度を「○」としました。			
施策についての評定	s　目標達成			
評定の理由	平成28年度財政投融資計画において、産業投資を活用して長期リスクマネーを積極的に供給するとともに、出資者として、官民ファンドに対しガバナンスの強化を求めました。 以上のとおり、産業投資を活用した長期リスクマネーの供給については、当該施策における測定指標が「○」であるため、「s　目標達成」としました。			

施策	政３－２－５:政策コスト分析の充実			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政3-2-5-B-1:政策コスト分析の充実	目　標	財政投融資対象の全機関において政策コスト分析の実施及び公表内容の充実に努めます。	達成度
		実　績	財政投融資を活用している事業について、財政投融資対象の全機関が一定の前提条件を設定して試算した政策コストを取りまとめ、その結果を公表しました。また、前提条件の一部が変化した場合に政策コストがどれだけ増減するかを試算する感応度分析において、変化させる前提条件の種類を平成26年度よりも増加させ、公表内容の充実に努めました。	○
	（目標の設定の根拠） 将来どの程度の補助金が投入され、あらかじめ投入された出資金等によるメリットがどの程度になるかを試算し、政策コストとして開示することは、財政投融資の透明性を高める役割があり、重要なためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、財政投融資を活用している事業について、財政投融資対象の全機関の政策コストを公表するとともに、感応度分析において変化させる前提条件の種類を増加させ、公表内容の充実に努めたことから、当該測定指標の達成度を「○」としました。			

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	財政投融資を活用している事業について、財政投融資対象の全機関の政策コストを取りまとめ、その結果を公表するとともに、公表内容の充実に努めました。 以上のとおり、政策コスト分析の充実については、当該施策における測定指標が「○」であるため、「s 目標達成」としました。

施策 政３－２－６:財政投融資対象機関に対するチェック機能の充実

測定指標（定量的な指標）

[主要]
政3-2-6-A-1:実地監査結果

(注)独立行政法人等についての実績値の( )書は、政策効果の検証等特定の事項に重点を置いて実施する実地監査(スポット監査)の件数(内書)です。

独立行政法人等		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
	目標値(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	計画件数	11(5)	5(0)	7(2)	6(1)	5(1)	
	実施件数	11(5)	5(0)	7(2)	6(1)	5(1)	
	実績(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	○

地方公共団体等		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
地方公共団体	目標値(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	計画件数	302	303	328	278	280	
	実施件数	301	304	326	277	280	
	実績(%)	99.7	100.3	99.4	99.6	100.0	○
公営企業	目標値(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	計画件数	518	482	564	429	431	
	実施件数	513	484	564	428	431	
	実績(%)	99.0	100.4	100.0	99.8	100.0	○

(目標値の設定の根拠)
財政投融資対象機関に対するチェック機能の充実において、実地監査に取り組むことは、財政投融資の対象事業の適正な執行の確保、財務の健全性の維持につながり、政策目標を達成する観点から重要であるためです。

(目標の達成度の判定理由)
実績値が目標値に達したため、当該測定指標の達成度は、「○」としました。
(注)独立行政法人等については、事務年度（７月から翌年６月までの期間）ベースで計上。

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	平成27年度の実地監査においては、平成26年度より実施している、地方公営企業の収支計画の把握による中長期的な債務償還能力の分析・評価等を引き続き行い、財政投融資の対象事業の適正な執行の確保、財務の健全性の維持に努め、目標値に達する実地監査を行いました。 以上のとおり、財政投融資対象機関に対するチェック機能の充実については、当該施策における測定指標が「○」であるため、「s 目標達成」としました。

施策	政３－２－７:貸付金の確実な回収とALMの充実等による財務の健全性の確保			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政3-2-7-B-1:貸付金の確実な回収とALMの充実等による財務の健全性の確保	目　標	財政投融資対象機関に対する既往の貸付金の確実な回収を行うとともに、金利スワップ取引や財投債の買入消却の実施といったＡＬＭの充実に資する措置を講じます。	達成度
		実　績	財政投融資対象機関に対する既往の貸付金について、適切なモニタリングを行いつつ、約定通りの確実な回収を行いました。また、財務の健全性を確保する観点から、金利スワップ取引の実施を通じて金利変動リスクを低減することにより、適切なＡＬＭに取り組みました。	○

（目標の設定の根拠）
財政投融資特別会計の財務の健全性の確保の観点から、適切なＡＬＭに取り組むことが重要なためです。

（目標の達成度の判定理由）
上記実績のとおり、財政投融資対象機関に対する既往の貸付金について約定通りの確実な回収を行うとともに、金利スワップ取引の実施を通じて金利変動リスクを低減することにより、適切なＡＬＭに取り組んだことから、当該測定指標の達成度を「○」としました。

施策についての評定	s　目標達成
評定の理由	財政投融資対象機関に対する既往の貸付金について、適切なモニタリングを行いつつ、約定通りの確実な回収を行いました。また、財務の健全性を確保する観点から、金利スワップ取引の実施を通じて金利変動リスクを低減することにより、適切なＡＬＭに取り組みました。 以上のとおり、貸付金の確実な回収と、ＡＬＭの充実等による財務の健全性の確保については、当該施策における測定指標が「○」であるため、「s 目標達成」としました。

施策	政３－２－８:財政投融資のディスクロージャーの推進								
測定指標（定量的な指標）	[主要] 政3-2-8-A-1:財政投融資関係の定期的な公表資料の公表状況及び内容の充実 (注) 実績値／目標値で記載しております。	年度	作成頻度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
		財政投融資リポート	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	○
			年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
		FILP　REPORT	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
			年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
		財政投融資リポート(別冊)	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
			年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
		FILP　REPORT(Extension Volume)	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
			年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
		財政金融統計月報	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
			年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
		財政融資資金現在高	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
			月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
		産業投資現在高	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
			月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	

財政融資資金預託金利･貸付金利	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値
	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12
前年度財政融資資金運用報告書	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値
	年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1
翌年度財政投融資計画要求	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値
	年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1
翌年度財政投融資計画	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値
	年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1
財政投融資計画月別実行状況	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値
	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12
財政投融資リポートの内容の充実に向けた取組（トピック等を解説するコラム）		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値
		10/10	13/13	13/13	15/13	16/15

（目標値の設定の根拠）

財政投融資に関する透明性を一層高め、国民からの信頼、市場からの信認を維持する観点から、財政投融資計画の編成及び運用、財政融資資金の資産・負債の状況等に関して情報開示を行うことが重要なためです。

（目標の達成度の判定理由）

実績値が目標値に達したため、当該測定指標の達成度は「○」としました。

施策についての評定 ｓ 目標達成

評定の理由

財政投融資について、国民の理解を深め、その運営についてのチェックを容易にする観点から、ＰＤＣＡの各段階において、よりわかりやすい情報発信を行い透明性の向上を推進してきたところです。

平成27年度においても、①財政投融資計画決定時における、財投機関別の残高見込を記載した「財政投融資計画残高見込」、詳細なフロー情報を記載した「財政投融資計画の機関別事業計画・資金計画」、重点分野をわかりやすく説明した「補足説明資料」の公表（Plan）、②財政投融資の貸付けなどの実行状況の月次別・一件別の公表（Do）、③政策効果の検証などに重点を置いた監査（スポット監査）の実施（Check）、④編成過程における審査の論点や審査当局の考え方についてわかりやすく整理した情報の公表（Action）、などに取り組みました。「財政投融資リポート」や、財政融資資金の月々の資産・負債の概要を示している「財政融資資金月報」は、より多くの人がより手軽にアクセスできるよう、財務省ホームページに掲載しました。

以上のとおり、財政投融資のディスクロージャーの推進については、当該施策における測定指標が「○」であるため、「ｓ 目標達成」としました。

評価結果の反映

以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。

財政投融資計画の策定にあたっては、政策的必要性、民業補完性や償還確実性等を精査し、必要な資金需要に的確に対応していきます。各省庁・機関においては、財政投融資計画要求を行うに当たり、要求内容について事前に自ら政策評価を行い、要求に際して自己の政策評価の結果を合わせて提出するよう求めます。要求内容の審査を行うにあたっては、各省庁・機関から提出された政策評価を積極的に活用していきます。

また、財政投融資の透明性向上を一層進めるとともに、財政投融資対象機関に対するチェック機能の充実を図っていきます。

さらに、財政融資資金の資産・債務管理（ＡＬＭ）の高度化のための施策を引き続き実施していきます。

その他、引き続き、民間では実施困難であるが政策として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と、適切なＡＬＭを実施するために必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	――――――

政策目標に係る予算額

区分		平成25年度	26年度	27年度	28年度
予算の状況（千円）	当初予算	29,827,603,627	38,259,983,740	32,603,169,094	37,853,102,935
	補正予算	20,000,000	23,000,000	△ 605,854,965	
	繰越等	△ 19,419,881	△ 44,700,000	N.A.	
	合計	29,828,183,746	38,238,283,740	N.A.	
執行額（千円）		28,458,048,739	35,009,962,425	N.A.	

（概要）
　民間では実施困難ではあるが政策として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と、財政投融資対象事業の重点化・効率化等のために必要な経費です。
(注)平成27年度「繰越等」、「執行額」等については、平成28年11月頃に確定するため、平成28年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第190回国会　財務大臣財政演説（平成28年1月22日） 「日本再興戦略」改訂2015（平成27年６月30日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年６月30日閣議決定） 一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策（平成27年11月26日一億総活躍社会国民会議取りまとめ） まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）（平成27年12月24日閣議決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	財政政策の状況：平成28年度財政投融資計画、平成26年度財政融資資金運用報告書、「財政投融資リポート2015」、「財政融資資金月報」（財務省）　等

前年度政策評価結果の政策への反映状況	平成26年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 財政投融資計画の編成においては、各府省庁・各機関より提出された政策評価や政策コスト分析を活用し、政策的必要性、民業補完性や償還確実性等の観点から見直しを行い、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、必要な事業への資金供給を確保しました。 財政投融資対象機関に対する既往の貸付金について、適切なモニタリングを行いつつ、約定通りの確実な回収を行うとともに、適切なＡＬＭに取り組み、金利変動リスクの低減に努めました。また、政策コスト分析の活用、公表に取り組みました。さらに、ＰＤＣＡの各段階における情報開示の拡充や実地監査等により、引き続き透明性の向上に取り組みました。

担当部局名	理財局（財政投融資総括課、管理課、計画官）	政策評価実施時期	平成28年６月

政策目標3－3:庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理･処分及び有効活用と情報提供の充実
（平成27年11月一部改正）

上記目標の概要	国民共有の貴重な財産である国有財産については、地方公共団体等と連携を図り、地域や社会のニーズに対応した有効活用を図っていくこととし、国有財産の適正な管理・処分及び有効活用の促進や情報提供の充実などに取り組むという考えから、上記の目標を設定しています。 （上記目標を達成するための施策） 政３－３－１：行政財産等の監査の推進 政３－３－２：「国家公務員宿舎の削減計画」等の実施 政３－３－３：庁舎の効率的な活用の推進 政３－３－４：未利用国有地等の有効活用の促進 政３－３－５：事務の効率化及び外部委託の活用などによる普通財産（土地、政府保有株式等）の管理・処分の適正かつ迅速な事務処理 政３－３－６：国有財産の現在額等の的確な把握と情報提供の充実

政策目標3－3についての評価結果	
政策目標についての評定	S　目標達成
評定の理由	すべての施策の評定が「ｓ　目標達成」であることから、「S　目標達成」としました。

政策の分析	（必要性・有効性・効率性） 国民共有の貴重な財産である国有財産については、適正な管理等を行うことが重要であり、これは必要な取組です。 行政財産等の監査を推進したほか、宿舎において、「国家公務員宿舎の削減計画」及び「『国家公務員宿舎の削減計画』に基づくコスト比較等による個別検討結果及び宿舎使用料の見直しについて」を着実に実施しました。また、庁舎においては、省庁横断的な入替調整等の積極的な実施による既存庁舎の効率的な使用の推進や、老朽化等により継続して使用することが困難な庁舎について、移転・集約化等を推進するとともに、建替えと民間借受けのコスト比較を行いました。さらには、未利用国有地に係る早期処理方針の策定、事務の外部委託の推進、及び国民に対する情報提供の充実等を実施しました。これらの取組は、国有財産の管理処分の適正化、地域や社会のニーズに対応した有効活用及び庁舎・宿舎の最適化の推進等に資するものであり、この政策目標達成のため、必要かつ有効な施策です。また、外部委託の推進は、事務運営の効率化にも資する取組です。 （平成27年度行政事業レビューとの関係） 平成27年度行政事業レビューにおける推進チームの以下の所見を踏まえ、国有財産台帳価格改定時価倍率調査にかかる業者への発注時期前倒しにより、一般競争入札での競争性を高めることや府省共通国有財産総合情報管理システム経費にかかる一般競争入札等実績の運用経費への反映により、コストの削減に努めました。 国有財産台帳価格改定時価倍率調査：調査の執行に当たっては、引き続き、競争性・透明性の確保によりコストの削減に努める。 府省共通国有財産総合情報管理システム：システムの運用業務などの運用経費及び機能改善等のシステム改修経費の執行に当たっては、入札における更なる競争性の確保を図るなど、コストの削減に努める。（事業番号016及び017） 「行政監視に基づく事業の見直しに関する決議（平成23年12月8日衆議院決算行政監視委員会）」の趣旨を踏まえるとともに、「『国家公務員宿舎の削減計画』に基づくコスト比較等による個別検討結果（平成24年11月26日）」においてとりまとめられた、宿舎の耐震改修等、建替を着実に実施し、コスト削減に努めるとの行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、当該事業の実施に当たっては、コスト削減に努めました。（事業番号018） 「行政監視に基づく事業の見直しに関する決議（平成23年12月8日衆議院決算行政監視委員会）」の趣旨を踏まえ、国家公務員宿舎の維持管理に当たっては民間委託を推進し、日常管理業務等及び修繕に係る費用については、引き続き過去の執行実績を踏まえた単価の見直しを行うとともに、更に「『国家公務員宿舎の削減計画』に基づくコスト比較等による個別検討結果（平成24年11月26日）」においてとりまとめられた、宿舎の廃止を着実に実施し、コスト削減に努めるとの行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、当該事業の実施に当たっては、コスト削減に努めました。（事業番号021） 特定国有財産整備計画の実施に当たっては、耐震性に問題があるものや老朽化が著しいものなど、重要性・緊急性が高いものに限定するとともに、可能な限り安価な工法等を採用し、コスト削減に努めるとの行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、当該事業の実施に当たっては、コスト削減に努めました。（事業番号019及び022） 普通財産の処分の在り方については、引き続き、個々の財産の特性に応じ、きめ細かな検討を行う。また、管理処分業務の外部委託に当たっては、これまでの市場化テストの導入の効果を踏まえながら、地域の実情も考慮した調達に努めるとの行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、平成26年度から全国に拡大した市場化テスト（3カ年国庫債務負担行為）の結果や導入地域の拡大、過去の執行実績の反映により、単価の見直しなどを行いました。（事業番号020）

施策	政3-3-1:行政財産等の監査の推進

測定指標（定量的な指標）

[主要]
政3-3-1-A-1:監査実施割合
（単位:%）
(注)監査計画に対する実績の割合
(　)内は実績の件数

年 度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	○
実績値	100.0 （1,748）	100.0 （451）	100.0 （571）	100.0 （530）	100.0 （530）	

（目標値の設定の根拠）
国有財産の有効活用を促進するため平成23年度以降、国有財産の監査の充実・強化を図ることとし、従来の書面を中心とした監査から現地における深度ある監査へと運用を改めました。
平成27年度においても、引き続き、現地における深度ある監査を監査計画に対して100%実施するため、目標値を設定しました。

（目標の達成度の判定理由）
実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。

施策についての評定	s　目標達成

評定の理由

未利用国有地の洗い出しや空きスペースの創出などに主眼を置いた「庁舎等、省庁別宿舎の公用財産に対する監査」及び「市街地に所在する道路、河川等の公共用財産に対する監査」に事務量を重点的に配分するとの方針に基づき、現地において、国有財産の現況を正しく把握したうえで、財政への貢献や地域のニーズを踏まえた有効活用を求める等の深度ある監査を計画どおり実施し、指標を達成しました。
以上のとおり、適切な行政財産等の監査を行い、また、測定指標が「○」であることから、「s 目標達成」としました。

施策	政3-3-2:「国家公務員宿舎の削減計画」等の実施

測定指標（定量的な指標）

[主要]
政3-3-2-A-1 :宿舎戸数の削減状況(単位:万戸)
(各年9月1日現在の戸数)

年 度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度末目標値	達成度
目標値	(減少)	(減少)	(減少)	(減少)	(減少)	16.3	○
実績値	20.4	20.1	18.6	17.5	16.6		

(目標値の設定の根拠)
平成23年12月に取りまとめられた「国家公務員宿舎の削減計画」及び平成24年11月に取りまとめた「『国家公務員宿舎の削減計画』に基づくコスト比較等による個別検討結果及び宿舎使用料の見直しについて」において、宿舎の必要戸数を平成28年度末までに16.3万戸まで削減することとし、平成27年度については前年度より減少するものと目標値を設定しました。

(目標の達成度の判定理由)
平成28年度末の目標値である16.3万戸に向けて着実に宿舎戸数の削減を実施しており、平成27年度の実績値が前年度実績値より減少していることから、達成度は、「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成

評定の理由

「国家公務員宿舎の削減計画」及び「『国家公務員宿舎の削減計画』に基づくコスト比較等による個別検討結果及び宿舎使用料の見直しについて」において、①宿舎戸数について、平成28年度末を目途に、宿舎戸数約21.8万戸から必要戸数の16.3万戸まで、5.6万戸（25.5%）程度の削減を行う、②宿舎使用料（駐車場の使用料を含む）については、宿舎に係る歳出に概ね見合う歳入を得る水準まで、使用料の引上げを行う必要がある、とされています。
宿舎戸数の削減については、指標の目標である16.3万戸に向けて宿舎戸数の削減を着実に実施するとともに、宿舎使用料については、政策的対応を講じた上で、平成26年４月から段階的な引上げを開始し、平成28年４月に２回目の引上げを行うこととしました。
以上のとおり、測定指標が「○」であることから、「ｓ 目標達成」としました。

<table>
<tr><td>施策</td><td colspan="4">政3-3-3：庁舎の効率的な活用の推進</td></tr>
<tr><td rowspan="3">測定指標（定性的な指標）</td><td rowspan="2">［主要］
政3-3-3-B-1:庁舎の入替調整等の実施状況</td><td>目　標</td><td>借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出を図るため、監査の結果等を有効に活用した上で省庁横断的な入替調整等を積極的に行うことにより、既存庁舎の効率的な活用を推進します。</td><td>達成度</td></tr>
<tr><td>実　績</td><td>借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出を図るため、監査の結果等を有効に活用した上で省庁横断的な入替調整等を積極的に行うことにより、既存庁舎の効率的な活用を推進しました。</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="4">（目標値の設定の根拠）
現下の厳しい経済・財政事情を踏まえ、庁舎の効率的な活用を推進する必要があるためです。

（目標の達成度の判定理由）
上記実績のとおり、監査の結果等を有効に活用した上で省庁横断的な入替調整等を積極的に行うことにより、既存庁舎の効率的な活用の推進に取り組んだことから、達成度は、「○」としました。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策についての評定</td><td colspan="3">s　目標達成</td></tr>
<tr><td>評定の理由</td><td colspan="4">現下の厳しい経済・財政事情を踏まえ、監査の結果等を有効に活用した上で省庁横断的な入替調整等を積極的に実施するため、財政制度等審議会に諮った上で庁舎等使用調整計画を策定するなど、既存庁舎の効率的な使用を推進しました。
また、老朽化等により継続して使用することが困難な庁舎については、利用者利便に十分配慮しつつ、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づく特定国有財産整備計画の活用も含めた移転・集約化等を推進するとともに、建替えと民間借受けのコスト比較を行い、最も効率的な調達方法の選択に努めました。
以上のとおり、測定指標が「○」であることから、「s　目標達成」としました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>施策</td><td colspan="8">政3-3-4：未利用国有地等の有効活用の促進</td></tr>
<tr><td rowspan="3">測定指標（定量的な指標）</td><td rowspan="3">［主要］
政3-3-4-A-1：未利用国有地発生後、1年以内に財産の特性に応じた処理方針を策定した割合
（単位：%）
（注）( )内は実績の件数</td><td>年 度</td><td>平成23年度</td><td>24年度</td><td>25年度</td><td>26年度</td><td>27年度</td><td>達成度</td></tr>
<tr><td>目標値</td><td>100.0</td><td>100.0</td><td>100.0</td><td>100.0</td><td>100.0</td><td rowspan="2">○</td></tr>
<tr><td>実績値</td><td>100.0
（615）</td><td>100.0
（539）</td><td>100.0
（499）</td><td>100.0
（405）</td><td>100.0
（605）</td></tr>
<tr><td colspan="8">（目標値の設定の根拠）
未利用国有地については、売却等を通じて国の財政に貢献するとともに、個々の財産の特性や地域の実情を把握した上で、適正な方法による管理・処分を行う必要があります。そのため、未利用国有地の取得後すみやかにその現状把握を行った上で、一件別に区分し、当該区分に基づいた処理方針を取得後１年以内を目途に策定するため、目標値を設定しました。

（目標の達成度の判定理由）
実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">測定指標（定性的な指標）</td><td rowspan="2">政3-3-4-B-1：保育などの人々の安心につながる分野での国有財産の有効活用</td><td>目 標</td><td colspan="5">地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用の観点から、人々の安心につながる分野で国有財産を積極的に活用することとし、特に保育所整備について、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて定期借地制度を利用した貸付けを行います。</td><td>達成度</td></tr>
<tr><td>実 績</td><td colspan="5">地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用の観点から、人々の安心につながる分野で国有財産を積極的に活用することとし、介護施設や保育所等の整備に当たっては、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて定期借地制度を利用した貸付けを行いました。特に、用地確保が困難な都市部等における介護施設整備を促進するため、定期借地制度による貸付料を５割減額するなど、「介護離職ゼロ」に向けた介護施設整備の促進に貢献しています。
・保育関係　：売却　10件
定期借地貸付　12件
・高齢者関係：売却　９件
定期借地貸付　３件
（うち減額貸付　２件）
・障害者関係：売却　１件</td><td>○</td></tr>
</table>

測定指標（定性的な指標）

（目標値の設定の根拠）
「「日本再興戦略」改訂2015」（平成27年6月30日閣議決定）に盛り込まれた「待機児童解消加速化プラン」における国有地を活用した保育所整備など、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を図るためです。

（目標の達成度の判定理由）
上記実績のとおり、地方公共団体等の要望を確認し、地域や社会ニーズに対応した国有財産の有効活用を積極的に取り組んだことから、達成度は、「○」としました。

政3-3-4-B-2:災害応急対策等の備えなど防災に関する諸活動の推進に国有財産を有効活用	目　標	災害応急対策等への備えとして、国有地を活用した避難場所、避難施設、備蓄など防災の諸活動の推進に配慮します。	達成度
	実　績	災害応急対策等への備えとして、避難場所、避難施設、備蓄など防災の諸活動の推進に配慮し、地方公共団体へ未利用国有地の情報提供に取り組みました。その結果12件の財産について、契約締結しました。	○

（目標値の設定の根拠）
「防災基本計画」（平成28年２月16日中央防災会議決定）において、防災に関する諸活動の推進に当たり、国有財産の有効活用を図るとされているためです。

（目標の達成度の判定理由）
上記実績のとおり、防災の諸活動の推進に配慮し、地方公共団体へ未利用国有地の情報提供に取り組んだことから、達成度は、「○」としました。

政3-3-4-B-3:地区計画活用型一般競争入札や二段階一般競争入札の活用	目　標	一定規模以上で、需要が高く、民間事業者による様々な企画提案が期待されるなどの土地については、資産価値の向上や地域経済の活性化等の効果を実現するため、地区計画活用型一般競争入札や二段階一般競争入札の活用を検討し、地方公共団体と連携のうえ、処理方針を決定します。	達成度
	実　績	平成27年度においては、上記の効果を実現するために、地方公共団体と連携のうえ、地区計画活用型一般競争入札を実施した財産11件について契約を締結しました。	○

（目標値の設定の根拠）
まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させ、資産価値の向上や地域経済の活性化等の効果を実現するためです。

（目標の達成度の判定理由）
上記実績のとおり、地方公共団体と連携のうえ、決定した処理方針に基づき地区計画活用型一般競争入札を実施したことから、達成度は、「○」としました。

測定指標（定性的な指標）	政3-3-4-B-4:交換制度の活用及び瑕疵等明示売却の実施	目　標	無道路地・不整形地といった土地の形状により建物が建てられない財産等において、隣接している土地と交換することで土地の有効活用が可能な場合には、交換制度を活用します。 また、隣接地との境界が未確定となっている財産等については、その現状を明示した上で積極的に入札（瑕疵等明示売却）に付します。	達成度
		実　績	無道路地・不整形地といった土地の形状により建物が建てられない財産等について、交換制度の活用を検討し、隣接所有者等との交渉を行い、１件の交換を実施しました。 また、隣接地との境界が未確定となっている財産等については、その現状を明示した上で積極的に入札（瑕疵等明示売却）に付した結果、208件の売買契約を締結しました。	○
	（目標値の設定の根拠） 現下の厳しい財政状況の下、土地の形状により建物が建てられない財産、隣接地との境界が未確定となっている財産など売却困難事由のある財産について、積極的な処理促進を図る必要があるためです。 （注）不整形地とは、土地の形状がL字型や三角形など、整形ではない土地のことです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、売却困難事由のある財産について、積極的な処理促進を図ったことから、達成度は「○」としました。			
	政3-3-4-B-5:暫定活用の推進	目　標	売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や売却困難財産及び売れ残り財産について、財務局等のホームページで一時貸付に係る要望を募ることなどにより有効活用を図ります。	達成度
		実　績	売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や、一般競争入札に付したものの成約に至らなかった売れ残り財産等については、財務局等のホームページで一時貸付等に係る要望を募り、暫定活用の推進に努めた結果、平成27年度においては、459件の財産について一時貸付等の契約を締結しました。	○
	（目標値の設定の根拠） 税外収入の確保の必要性に加え、国有地の管理コストを削減するためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、財務局等のホームページで一時貸付等の要望を募ることなどにより、未利用国有地の暫定活用が進んだことから、達成度は、「○」としました。			

測定指標（定性的な指標）	政3-3-4-B-6:売却及び貸付にかかる公正、透明な処理及び暴力団排除の徹底	目　標	売却や貸付を行うに当たっては、明確化された手続に従い、公正、透明な処理を行います。 なお、契約に当たっては、警察当局と連携して暴力団等の排除を徹底します。 また、国有地の取得に関する架空取引話への対策として、財務省ホームページ等を通じた注意喚起とともに、売却等手続の理解・浸透を図ります。	達成度
		実　績	売却や貸付を行うに当たっては、明確化された手続に従い、公正、透明な処理を行いました。 なお、契約に当たっては、警察当局と連携して暴力団等の排除を徹底しました。 また、国有地の取得に関する架空取引話への対策として、財務省ホームページ等を通じた注意喚起とともに、売却等手続の理解・浸透を図りました。	○

（目標値の設定の根拠）

未利用国有地の売却等について、公用・公共用の利用を優先する考え方を基本としつつ、速やかに、かつ、公正、透明な手続きにより行う必要があるためです。

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成３年法律第77号）施行を受け、普通財産の管理・処分に係る契約に関し、警察当局と連携した暴力団排除を行うためです。

国有地の架空取引話による被害を防止するためです。

（目標の達成度の判定理由）

上記実績のとおり、売却や貸付を行うに当たっては、公正、透明な処理を行い、契約に当たっては、警察当局と連携し、暴力団等の排除を徹底したこと、また、国有地の取得に関する架空取引話への対策として財務省ホームページ等を通じ注意喚起を行ったことから、達成度は、「○」としました。

施策についての評定	s　目標達成

評定の理由

未利用国有地については、売却等を通じて国の財政に貢献するとともに、個々の財産の特性や地域の実情を把握し、適正な方法により管理・処分するとの方針に基づき、未利用国有地の取得後すみやかにその現状把握を行い、一件別に国・地方公共団体等での公的利用が予定される財産、処分対象となる財産、土地区画整理事業の施行区域内に所在する等の事情により処分困難事由のある財産に大別した上で、当該区分に基づいた処理方針を取得後１年以内を目途に策定し、指標を達成しました。

未利用国有地の売却等については、明確化された手続きに従い、公正、透明な処理を行うとともに、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用の観点から、介護や保育などの人々の安心につながる分野や災害応急対策等へ備えとしての国有地の活用を積極的に行いました。

また、一定規模以上で、需要が高く、民間事業者による様々な企画提案が期待されるなどの土地については、資産価値の向上や地域経済の活性化等の効果を実現するため、地方公共団体と連携のうえ、地区計画活用型一般競争入札を実施しました。

売却困難事由のある財産や売残り財産については、交換制度の活用や瑕疵等明示売却を行うとともに、売却までの間は財政収入の確保や維持管理コスト削減のため、暫定活用を推進しました。

以上のとおり、すべての測定指標が「○」であることから、「s 目標達成」としました。

施策	政3-3-5:事務の効率化及び外部委託の活用などによる普通財産(土地、政府保有株式等)の管理・処分の適正かつ迅速な事務処理

測定指標（定量的な指標）

政3-3-5-A-1:旧里道・旧水路等の売却事務処理状況（単位:%）
(注)( )内は実績の件数

年 度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
目標値	向上	86.8以上	100.0	100.0	100.0	○
実績値	86.8 (2,166)	82.7 (2,202)	100.0 (2,279)	100.0 (2,059)	100.0 (1,983)	

（目標値の設定の根拠）
迅速な事務処理を徹底するため、申請書を受理してから売却価格を通知するまでの期間を30日（閉庁日を除く）以内とし、期限内の処理を図るため、目標値を設定しました（国の責によらずに通知できなかったもの（注１）を除く。）。
（注１）国の責によらずに通知できなかったものとは、外部機関からの評価資料の収集を要するなど財産の個別事情によるもの、及び相手方が価格通知時期を指定したなど、相手方の事情によるものです。
（注２）平成23年度及び24年度の実績値は、国の責によらず通知できなかったものを含んだ件数となっています。このため、平成23年度及び24年度の実績値は、参考として表記しています。
（注３）平成25年度の実績件数については、精査の結果、平成25年度実績評価書と異なっています。

（目標の達成度の判定理由）
実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。

[主要]
政3-3-5-A-2:財務省所管普通財産の管理処分事務等の外部委託状況(単位:%)
(注)外部委託を発注すべき件数に対する発注実績の割合
( )内は実績の件数

年 度		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
一般競争入札に係る物件調書の作成	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	○
	実績値	100.0 (1,066)	100.0 (1,178)	100.0 (1,068)	100.0 (1,000)	100.0 (1,397)	
一般競争入札による売払いに係る鑑定評価	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	実績値	100.0 (1,012)	100.0 (1,084)	100.0 (927)	100.0 (712)	100.0 (1,059)	
地方公共団体への売払い等に係る鑑定評価	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	実績値	100.0 (144)	100.0 (165)	100.0 (166)	100.0 (184)	100.0 (201)	
合同宿舎の施設改修工事の設計業務	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	実績値	100.0 (37)	100.0 (39)	100.0 (45)	100.0 (57)	100.0 (50)	
合同宿舎の施設改修工事の監理業務	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	実績値	100.0 (54)	100.0 (50)	100.0 (43)	100.0 (55)	100.0 (57)	

測定指標（定量的な指標）

（目標値の設定の根拠）
「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成11年４月27日閣議決定）に基づき、会計法令に則り国自ら行わなければならない事務を除き、100％の外部委託を目指すため、目標値を設定しました。

（目標の達成度の判定理由）
実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。

政3-3-5-A-3：国有財産に関する相談、照会の処理状況（1週間以内に回答又は途中経過を連絡した割合）（単位：%）(注)( )内は実績の件数	年 度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
	目標値	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	○
	実績値	99.9 (8,889)	99.8 (9,775)	99.8 (9,662)	99.8 (10,470)	99.8 (11,354)	

（目標値の設定の根拠）
国有財産に関する相談、照会に対して、迅速な対応を行うこととしておりますが、相談、照会の内容によっては調査に時間を要するケースがあることも踏まえ、過去の実績値を参考に目標値を設定しました。

（目標の達成度の判定理由）
実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。

測定指標（定性的な指標）

政3-3-5-B-1：貸付中財産の積極的な買受勧奨の実施及び東日本大震災にかかる適切な対応の実施			達成度
	目 標	物納財産などの貸付中財産については、機会を捉えて積極的に買受勧奨を行います。 なお、東日本大震災における被災地に所在する貸付中財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応していきます。	
	実 績	貸付中の財産については、管理事務の軽減等の観点から、借主に対して買受意向の確認調査を実施するとともに、面談を行うことにより、機会を捉えて積極的に買受勧奨を行い、売却促進に努めました。その結果、775件（速報値）の財産を売却しました。 なお、東日本大震災における被災地に所在する貸付中の財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応しました。	○

（目標値の設定の根拠）
貸付中財産の積極的な買受勧奨の実施は、歳入の確保及び資産の圧縮を図るためです。
東日本大震災における被災地に所在する貸付中の財産にかかる不算入措置などは、被災した貸付相手方への配慮のためです。

（目標の達成度の判定理由）
上記実績のとおり、貸付中の財産について、積極的に買受勧奨を行い、売却促進に取り組んだほか、東日本大震災における被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に対し、丁寧な対応を実施したため、達成度は、「○」としました。

<table>
<tr><td rowspan="3">測定指標（定性的な指標）</td><td rowspan="2">政3-3-5-B-2:政府保有株式の売却準備・実施及び物納株式等の管理・処分</td><td>目　標</td><td>政府保有株式については、個々の株式売却の環境が整った時に売却が可能となるよう所要の事務準備を進め、株式市況等を勘案しつつ売却を行います。
また、物納株式等については、株式市況等を考慮しながら、引き受け後、速やかに売却を行います。</td><td>達成度</td></tr>
<tr><td>実　績</td><td>「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）等により売却が求められている政府保有株式については、個々の株式売却の環境が整った時に売却が可能となるよう所要の事務準備を進め、以下の通り、売却を実施しました。
・日本郵政株式会社株式について、平成27年９月にローンチ（売出しの対外公表）し、同年11月に、東京証券取引所への上場、発行済株式総数の11％（4億9,500万株）の売却を行いました。また、同年12月に、日本郵政株式会社による自己株式の取得に応じ、発行済株式総数の8.5％（3億8,290万1,700株）の売却を行いました。この結果、約1.4兆円の売却収入を確保しました。
・輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社株式について、一般競争入札により、平成28年３月に、政府保有義務分を除く4,999株の売却を行いました。その結果、約28億円の売却収入を確保しました。
また、物納株式等については、外部委託の活用等により、引き受け後、速やかに売却を行いました。</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="4">（目標値の設定の根拠）
政府保有株式については「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）等により、その売却や管理・処分が求められているためです。
物納株式等については、金銭に代わるものとして納付されたものであり、速やかに換価する必要があるためです。

（目標の達成度の判定理由）
売却が求められている政府保有株式について、上記実績のとおり、日本郵政株式会社株式及び輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社株式の売却を行ったこと。また、物納株式等について、引き受け後、速やかに売却を行ったことから、達成度は、「○」としました。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策についての評定</td><td colspan="2">s　目標達成</td></tr>
<tr><td>評定の理由</td><td colspan="4">旧里道・旧水路及び国有畦畔等の財産について、態様別に分類し、計画的かつ効率的に処理を進めました。なお、これらの事務について、市場化テストによる包括的な外部委託を活用し、効率的な事務処理を行い、外部委託状況に係る指標は目標を達成しました。
国有地を売却するまでの維持管理業務について、市場化テストによる包括的な外部委託を活用するなど、効率的な事務処理を行いました。
国有財産に関する相談、照会に対して、迅速な対応を行いました。
貸付中の財産について、買受勧奨を行うことにより、売却促進に努め、維持管理にかかる事務の軽減を図りました。なお、東日本大震災における被災地に所在する貸付中の財産については、貸付相手方からの相談に丁寧に対応しました。
売却が求められている政府保有株式について、日本郵政株式会社株式及び輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社株式の売却を行いました。また、物納株式等について、引き受け後、速やかに売却を行いました。
以上のとおり、すべての測定指標が「○」であることから、「s 目標達成」としました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>施策</td><td colspan="4">政3-3-6:国有財産の現在額等の的確な把握と情報提供の充実</td></tr>
<tr><td rowspan="6">測定指標（定性的な指標）</td><td rowspan="2">［主要］
政3-3-6-B-1:国有財産現在額等の的確な把握及び国会報告</td><td>目　標</td><td>国有財産総合情報管理システムにより、国有財産現在額等をより効率的に把握し、会計検査院の検査を経た上で国会に報告します。</td><td>達成度</td></tr>
<tr><td>実　績</td><td>国有財産総合情報管理システムにより、国有財産現在額等を効率的に把握し、平成26年度国有財産増減及び現在額総計算書等を作成しました。
また、同総計算書等について、平成27年9月1日に会計検査院に送付し、同院による検査を経た上で、平成28年1月8日に国会に報告しました。</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="4">（目標値の設定の根拠）
国有財産法第33条及び第36条に基づき、国有財産増減及び現在額総計算書等を作成し、同法第34条及び第37条に基づき、会計検査院の検査を経た上で国会に報告する必要があるためです。

（目標の達成度の判定理由）
上記実績のとおり、国有財産現在額等については、国有財産総合情報管理システムにより効率的に把握し、平成26年度国有財産増減及び現在額総計算書等について、会計検査院の検査を経た上で、平成28年1月8日に国会に報告したことから、達成度については、「○」としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">政3-3-6-B-2:ホームページにおける情報内容の充実、利便性の向上</td><td>目　標</td><td>財務省ホームページや国有財産情報公開システムについて、情報内容の充実や利便性の向上に努めます。</td><td>達成度</td></tr>
<tr><td>実　績</td><td>平成26年度に引き続き、最新の国有財産行政を反映した国有財産レポートを作成し、より分かり易い構成に変更しました。また、国有財産の各種統計や処分状況等について、「財政金融統計月報（国有財産特集）」にまとめ、財務省ホームページにも掲載しました。</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="4">（目標値の設定の根拠）
国有財産行政の透明性を高め、より積極的な説明責任を果たす必要があるためです。

（目標の達成度の判定理由）
上記実績のとおり、国有財産レポートをより分かり易くしたほか、国有財産の各種統計や処分状況等の情報について財務省ホームページに掲載するなど、情報内容の充実等に努めたことから、達成度は、「○」としました。</td></tr>
</table>

測定指標（定性的な指標）	政3-3-6-B-3:未利用国有地の売却情報等の公開・情報発信	目　標	売却が適当なすべての未利用国有地については、所在地、数量のほか都市計画法上の制限や図面など国民のニーズに即応した情報のタイムリーな公開に努めます。 また、国有地の売却情報等に関するメールマガジン（「国有財産物件情報メールマガジン」）を配信します。 更に、一般競争入札及び公共団体等への売却結果等を公表します。	達成度
		実　績	売却が適当なすべての未利用国有地について、所在地、数量のほか都市計画法上の制限や図面など国民のニーズに即応した情報のタイムリーな公開に努めるとともに、一般競争入札及び公共団体等への売却結果等を取りまとめて公表しました。 また、一般競争入札にあたっては、新聞広告や折込みチラシにより、未利用国有地の売却情報を発信しました。 更に、平成26年６月以降、引き続き国有地の売却情報等に関するメールマガジン（「国有財産物件情報メールマガジン」）の配信を行いました。	○

（目標値の設定の根拠）

未利用国有地に関する情報については、売却促進や国民の利便性の向上等の観点から、積極的に情報提供する必要があるためです。

（目標の達成度の判定理由）

上記実績のとおり、未利用国有地について、ホームページや国有財産物件情報メールマガジン等を通じて、売却情報等について積極的に公表したことから、達成度は、「○」としました。

施策についての評定	s　目標達成
評定の理由	国有財産の現在額等については、国有財産総合情報管理システムにより効率的に把握し、平成26年度国有財産増減及び現在額総計算書等について、会計検査院の検査を経た上で、平成28年1月8日に国会に報告しました。 財務省ホームページ等において積極的に情報提供に努めました。 具体的には、最新の国有財産行政を反映した国有財産レポートを引き続き作成し、財務省ホームページ上に公表しました。また、売却が適当なすべての未利用国有地については、引き続き、国民のニーズに即応した情報のタイムリーな公開を行うとともに、一般競争入札で売却を予定している財産や、一般競争入札及び公共団体等への売却結果を取りまとめて随時公表し、積極的に情報開示を行いました。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であることから、「s 目標達成」としました。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 国民共有の貴重な財産である国有財産については、地方公共団体等と連携を図り、地域や社会のニーズに対応した有効活用を図っていくこととし、これを達成するため、行政財産等の監査、「国家公務員宿舎の削減計画」等の実施、庁舎の効率的な活用の推進、未利用国有地の有効活用の推進、事務の効率化及び外部委託の活用などにより、庁舎・宿舎の最適化、適正かつ迅速な事務処理、情報提供の充実などに引き続き取り組みます。 また、国有財産増減及び現在額総計算書等について、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成し、国会への早期報告に努めます。 さらに、国有財産の適正な管理、有効活用の促進、情報提供の充実、庁舎の計画的かつ効率的な整備に必要な経費及び庁舎の耐震化に必要な経費の確保に努めるとともに、「国家公務員宿舎の削減計画」及び「『国家公務員宿舎の削減計画』に基づくコスト比較等による個別検討結果及び宿舎使用料の見直しについて」を踏まえ、宿舎の耐震改修等に必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	国有財産の売却は、将来の世代にとっては財産を食いつぶすもの。介護や保育に関して定期借地制度による有効活用は進めていただきたいが、売却してしまうと、将来必要な時に困るのではないか。

政策目標に係る予算額

区分		平成25年度	26年度	27年度	28年度
予算の状況（千円）	当初予算	59,208,461	69,623,276	70,128,130	81,583,238
	補正予算	△ 216,373	△ 33	1,964,378	—
	繰越等	△ 2,073,509	△ 7,976,655	N.A.	
	合計	56,918,579	61,646,588	N.A.	
執行額（千円）		51,446,159	58,021,918	N.A.	

（概要）
国有財産一般事務費、普通財産管理処分費、国有財産制度等調査経費などの国有財産の管理及び処分に必要な経費及び老朽化等に伴う宿舎の改修等に必要な経費、庁舎等の集約立体化・移転再配置等に必要な経費です。
(注)平成27年度「繰越等」、「執行額」については、平成28年11月頃に確定するため、平成28年度実績評価書に掲載予定です。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	防災基本計画（平成28年２月16日中央防災会議決定） まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）（平成27年12月24日閣議決定） 「日本再興戦略」改訂2015（平成27年６月30日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年６月30日閣議決定） まち・ひと・しごと創生基本方針2015（平成27年６月30日閣議決定） 一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策（平成27年11月26日一億総活躍国民会議取りまとめ）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当無し

前年度政策評価結果の政策への反映状況	26年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組みを実施しました。 国民共有の貴重な財産である国有財産については、地方公共団体等と連携を図り、地域や社会のニーズに対応した有効活用を図っていくこととし、これを達成するため、行政財産等の監査、「国家公務員宿舎の削減計画」等の実施、庁舎の効率的な活用の推進、未利用国有地の有効活用の推進、事務の効率化及び外部委託の活用などにより、庁舎・宿舎の最適化の推進、適正かつ迅速な事務処理、情報提供の充実などに引き続き取り組みました。 また、国有財産現在額等の的確な把握及び国会報告については、国有財産総合情報管理システムにより国有財産現在額等を効率的に把握し、平成26年度国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への早期報告に努めました。 さらに、国有財産の適正な管理、有効活用の促進、情報提供の充実、庁舎の計画的かつ効率的な整備に必要な経費及び庁舎の耐震化に必要な経費の確保に努めるとともに、「国家公務員宿舎の削減計画」及び「『国家公務員宿舎の削減計画』に基づくコスト比較等による個別検討結果及び宿舎使用料の見直しについて」を踏まえ、宿舎の耐震改修等に必要な経費の確保に努めました。

担当部局名	理財局（国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、政府出資室、国有財産有効活用室、国有財産監査室、国有財産審理室、国有財産情報室）	**政策評価実施時期**	平成28年６月

政策目標３－４：　国庫金の効率的かつ正確な管理

上記目標の概要	国庫金の管理を適正に行うため、国庫金の管理を一層効率的に行うとともに、出納の正確性を引き続き確保することを目指します。 （上記目標を達成するための施策） 政３－４－１：国庫収支の調整による国庫金の効率的な管理 政３－４－２：国庫金の出納事務の正確性の確保 政３－４－３：国庫収支に関する情報提供

政策目標3－4についての評価結果	
政策目標についての評定	S　目標達成
評定の理由	全ての施策について「s　目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり「S　目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 国庫金は、国の資産の一部を成しており、その効率的かつ正確な管理は、適正な財務管理のために不可欠です。 また、国庫金の受入日と支払日を合わせる調整は、国庫に生じる余裕金の抑制にとって有効な取組であったと考えます。 さらに、このような調整に当たっては、国庫収支事務オンラインシステムを活用すること等により事務を効率的に行いました。 （平成27年度行政事業レビューとの関係） 国庫収支事務オンラインシステムは行政事業レビューの所見において「次期機器更改時には、一者応札の改善に向けた取組を引き続き実施するとともに、更なるコスト削減に取り組む。」とされたことを踏まえ、平成28年度予算において、運用コストを見直したことによる削減を反映しました。（事業番号023）

施策	政3-4-1：国庫収支の調整による国庫金の効率的な管理							
	[主要] 政3-4-1-A-1:国庫金の受入日に支払日を合わせた件数 （単位：件）	年 度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
		目標値	430	460	510	増加	現状維持	○
		実績値	450	495	540	577	587	

測定指標（定量的な指標）	（目標値の設定の根拠） 国庫金の受入日（租税・保険料の受入日）に支払日を合わせる調整を行うことにより、国庫金の対民間部門との収支の振れ幅が小さくなると、政府短期証券等による調達額が抑制され、コストの削減にもつながります。 平成27年度においても引き続ききめ細かな調整を行いますが、従来からの取組の結果、支払日が特定されておらず調整が可能な支払件数はほとんど無くなっていることから、目標値として「現状維持」としました。 （目標の達成度の判定理由） 支払日が法定されていない歳出金等について、可能な限り租税・年金保険料の受入日に合わせるべく、各府省庁等に対して説明会を実施するなどの働きかけを行った結果、測定指標「国庫金の受入日に支払日を合わせた件数」は増加しました。実績値が目標値に達したため、達成度は「○」としました。
施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	以上のとおり、測定指標が○であるため、「s　目標達成」としました。

施策	政3-4-2:国庫金の出納事務の正確性の確保							
測定指標（定量的な指標）	[主要] 政3-4-2-A-1: 一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合結果 （単位:円）	年 度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
		目標値	0	0	0	0	0	○
		実績値	0	0	0	0	0	
	（目標値の設定の根拠） 国庫金の出納結果を記帳した「国庫原簿」は、日本銀行からの報告に基づき作成しています。国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証として、毎年度、この国庫原簿と各府省庁等の予算執行の結果（歳入歳出主計簿）が一致することを確認しているため、国庫原簿と歳入歳出主計簿の比較増減額を指標として設定しました。 平成27年度においても引き続き日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われていくように、歳入歳出差引剰余金等について一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との金額の差額を目標値として「０」と設定しました。 （目標の達成度の判定理由） 国庫原簿と一般会計歳入歳出主計簿とを突合し、両者が一致することを確認しました。実績値が目標値に達したため、達成度は「○」としました。							
施策についての評定	s 目標達成							
評定の理由	以上のとおり、測定指標が○であるため、「s　目標達成」としました。							

施策	政3-4-3:国庫収支に関する情報提供

測定指標（定量的な指標）

［主要］
政3-4-3-A-1:
国庫収支に関する定期的な公表資料の公表の状況
（単位:%）

年 度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
目標値	100	100	100	100	100	○
実績値	100	100	100	100	100	

（目標値の設定の根拠）
　国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を以下のとおり行うため、定期的な作成資料を予定通りに公表した割合を目標値として「100%」と設定しました。
①「財政資金対民間収支」を毎月報道発表し、ホームページに掲載します。
②「国庫の状況報告書」を財政法の規定に基づき四半期毎に閣議を経て国会に報告するとともに、国民に対する報告として官報及びホームページに掲載します。
③「財政金融統計月報（国庫収支特集）」に前年度の財政資金対民間収支の実績と国庫収支に関する統計資料を掲載します。

（目標の達成度の判定理由）
　平成27年度においても引き続き、上記の定期的な作成資料を予定通りに公表しました。実績値が目標値に達したため、達成度は「○」としました。

施策についての評定	s　目標達成

評定の理由

　以上のとおり、測定指標が○であるため、「s　目標達成」としました。

評価結果の反映

　資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を合わせる調整を行うとともに、それでも国庫全体の現金に余裕が生じている場合には、これを資金需要への対応に際して有効活用するなど、引き続き国庫金の効率的な管理を進めます。
　出納事務の正確性の確保については、国庫原簿と歳入歳出主計簿との突合により、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証を引き続き行います。
　国庫収支に関する情報提供については、財政資金対民間収支を毎月報道発表し、ホームページに掲載すること等により、国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を引き続き行います。
　また、国庫収支の見込みの精度向上に必要なシステム関係経費等、国庫金の効率的な管理に必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	――――――

政策目標に係る予算額	区　　分		平成25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況（千円）	当初予算	54,596	55,576	54,100	134,425
		補正予算	－	△ 755	－	
		繰越等	－	－	N.A.	
		合　　計	54,596	54,821	N.A.	
	執行額（千円）		51,636	51,988	N.A.	

（概要）
　国庫の資金繰りを効率的に行うため、日本銀行や各府省等から報告されるべき情報をオンラインで登録・確認するための国庫収支事務オンラインシステムに関する経費等です。

（注１）平成27年度「繰越等」、「執行額」等については、平成28年11月頃に確定するため、平成28年度実績評価書に掲載予定です。
（注２）平成28年度のみ予算額が大きいのは、国庫収支事務オンラインシステムの更改に伴う一時的経費が含まれていることによるものです。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	該当なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし

前年度政策評価結果の政策への反映状況	26年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 （国庫収支の調整による国庫金の効率的な管理） 国庫金の受入日と支払日を合わせる調整を引き続き行いました。 （国庫金の出納事務の正確性の確保） 国庫原簿と歳入歳出主計簿との突合により日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証を行いました。 （国庫収支に関する情報提供） 国庫の状況に関する迅速かつ正確な情報提供を行いました。

担当部局名	理財局（国庫課）	政策評価実施時期	平成28年６月

政策目標４－１：日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止

上記目標の概要	財務省設置法第３条では「通貨に対する信頼の維持」が任務とされています。これは、通貨を通じた取引の安全の確保という国民生活に直結する重要な責務です。通貨に対する信頼を維持することを目的として、日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用を行います。 （注）政策目標４－１の記述において、通貨とは、日本銀行券及び貨幣をいいます（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第２条第３項）。 日本銀行券は、独立行政法人国立印刷局が製造し、日本銀行が発行します（日本銀行法第46条）。 また、貨幣は、独立行政法人造幣局が製造し、政府（財務省）が日本銀行に交付することにより発行します（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第４条）。 **（上記目標を達成するための施策）** 政４－１－１：日本銀行券及び貨幣の発行・製造計画の策定 政４－１－２：通貨の偽造・変造の防止 政４－１－３：国家的な記念事業としての記念貨幣の発行 政４－１－４：貨幣回収準備資金の適正な管理 政４－１－５：通貨への関心の向上のための取組

政策目標４－１についての評価結果	
政策目標についての評定	S　目標達成
評定の理由	全ての施策が「ｓ　目標達成」であることから、「S　目標達成」としました。
政策の分析	**（必要性・有効性・効率性等）** 財務省の任務である「通貨に対する信頼の維持」（財務省設置法第３条）を図る上で、日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止の取組は必要です。 平成27年度に製造する貨幣については、必要枚数を検証し、円滑に供給できるよう年度途中において所要の製造計画の変更を行ったことなどにより、通貨の円滑な供給を行いました。また、通貨偽造に関する注意喚起のための広報を行ったほか、偽造通貨対策の連絡体制の確認や情報収集に努めました。さらに、地方自治法施行60周年記念五百円貨幣については、偽造抵抗力が強い「異形斜めギザ」や「バイカラー・クラッド（二色三層構造）」を、新幹線鉄道開業50周年記念百円貨幣については、同じく「クラッド（三層構造）」を引き続き採用し、これらの記念貨幣を確実に発行したほか、偽造貨幣の発見を容易にするために実施している五百円貨幣のクリーン化を引き続き実施しました。これらの取組は目標達成のために有効な取組と言えます。 貨幣回収準備資金については、新たな貨幣の製造に必要な地金の在庫量や地金の需要動向を見極めつつ、地金の売払いを行うなど、適正に管理しました。その執行にあたっては、電子入札により効率的に行いました。 **（平成27年度行政事業レビューとの関係）** 貨幣製造における回収貨幣の使用率の向上などにより、コストの削減に努めるとの行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、当該事業の実施に当たっては、コストの削減に取り組みました。（事業番号024）

<table>
<tr><td>施策</td><td colspan="4">政4-1-1：日本銀行券及び貨幣の発行・製造計画の策定</td></tr>
<tr><td rowspan="6">測定指標（定性的な指標）</td><td rowspan="2">［主要］
政4-1-1-B-1:
通貨を円滑に供給するための適切な製造計画の策定</td><td>目　標</td><td>通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるよう、通貨の流通状況等を勘案の上、通貨を円滑に供給できるよう製造計画の策定を行います。</td><td>達成度</td></tr>
<tr><td>実　績</td><td>平成27年度に製造する貨幣については、必要枚数を検証し、円滑に供給できるよう年度途中において所要の製造計画の変更を行いました。なお、日本銀行券については、計画どおり製造させることで円滑な供給を行いました。
平成28年度に製造する日本銀行券及び貨幣については、市中の流通状況等を勘案のうえ、円滑に供給できるよう製造計画を策定しました。</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="4">（目標値の設定の根拠）
日本銀行券及び貨幣を円滑に供給するためには、市中における通貨の流通状況等を勘案した適切な計画を策定する必要があるためです。

（目標の達成度の判定理由）
上記実績のとおり、市中の流通状況等を勘案のうえ製造計画を策定したため、達成度は「○」としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">政4-1-1-B-2:
製造貨幣大試験の実施状況</td><td>目　標</td><td>平成27年度においても、製造貨幣大試験を実施し、貨幣の量目が適正であることを確認します。</td><td>達成度</td></tr>
<tr><td>実　績</td><td>昨年度の製造貨幣大試験以降に製造された貨幣について、平成27年11月16日に第144次製造貨幣大試験を適切に行い、貨幣の量目が適正であることを公開の場で確認しました。</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="4">（目標値の設定の根拠）
市中に対して貨幣の量目が適正であることを公開の場で確認し、国民の通貨に対する信頼の維持を図るためです。

（目標の達成度の判定理由）
上記実績のとおり、貨幣の量目が適正であることを確認したため、達成度は「○」としました。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策についての評定</td><td colspan="2">s　目標達成</td></tr>
<tr><td>評定の理由</td><td colspan="4">通貨を円滑に供給するための製造計画の策定については、市中の流通状況等を勘案の上、製造計画を策定したため、達成度は「○」としました。
また、製造貨幣大試験の実施状況についても、大試験を適切に行い、貨幣の量目が適正であることを確認したため、達成度は「○」としました。
以上のとおり、測定指標の達成度が全て「○」であることから、「s　目標達成」としました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>施策</td><td colspan="4">政4-1-2：通貨の偽造・変造の防止</td></tr>
<tr><td rowspan="3">測定指標（定性的な指標）</td><td rowspan="2">［主要］
政4-1-2-B-1:
通貨の偽造・
変造の防止</td><td>目　標</td><td>国内外の関係機関との連携強化を図るなど、日本銀行券・貨幣の偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期します。</td><td>達成度</td></tr>
<tr><td>実　績</td><td>各国の通貨当局等との意見交換を行うとともに、国内においては、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人造幣局、日本銀行、警察当局や税関当局との偽造通貨発見時の連絡体制を確認し、情報交換をより緊密に行ったほか、五百円貨幣のクリーン化の継続、偽造抵抗力の強い技術を採用した記念貨幣の発行、通貨偽造及び偽造通貨行使の防止を企図したポスターの配布など通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。
こうした取組の結果として、平成27年度における偽造通貨の発見枚数は、日本銀行券1,329枚、五百円貨幣592枚と低い水準でした。</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="4">（目標値の設定の根拠）
通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、これを防止する必要があるためです。

（目標の達成度の判定理由）
上記のとおり、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期したため、達成度は「○」としました。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策についての評定</td><td colspan="2">s　目標達成</td></tr>
<tr><td>評定の理由</td><td colspan="4">通貨の偽造・変造の防止については、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期したため、測定指標の達成度が「○」であることから、「s　目標達成」としました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>施策</td><td colspan="4">政4-1-3：国家的な記念事業としての記念貨幣の発行</td></tr>
<tr><td rowspan="3">測定指標（定性的な指標）</td><td rowspan="2">［主要］
政4-1-3-B-1:
記念貨幣の発行</td><td>目　標</td><td>記念貨幣の発行について、関係機関と連携しつつ、法令に則り、着実に実施します。</td><td>達成度</td></tr>
<tr><td>実　績</td><td>地方自治法施行60周年記念貨幣や新幹線鉄道開業50周年記念貨幣について、平成27年度発行貨幣の図柄や発行枚数を定める政令改正等を行い、確実に発行しました。このほか、東日本大震災復興事業記念貨幣についても、確実に発行しました。</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="4">（目標値の設定の根拠）
記念貨幣は、国家的な記念事業として閣議の決定を経て発行されるものであり、その着実な実施により、通貨に対する信頼の維持を図るためです。

（目標の達成度の判定理由）
上記のとおり、平成27年度発行分の記念貨幣については、法令に従った政令改正等を行い、確実に発行したため、達成度は「○」としました。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策についての評定</td><td colspan="3">s　目標達成</td></tr>
<tr><td>評定の理由</td><td colspan="4">国家的な記念事業としての記念貨幣の発行については、平成27年度発行の記念貨幣について、法令に従った政令改正等を行い、確実に発行したため、測定指標の達成度が「○」であることから、「s　目標達成」としました。</td></tr>
</table>

施策	政4-1-4:貨幣回収準備資金の適正な管理

測定指標（定量的な指標）

[主要]
政4-1-4-A-1:
地金の売払い計画及び実績
（単位:t、%）

年 度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
目標値	4,400.0	3,300.0	1,900.0	1,200.0	850.0	○
実績値	4,411.3 （100.3）	3,306.8 （100.2）	1,904.0 （100.2）	1,204.4 （100.4）	851.5 （100.2）	

（目標値の設定の根拠）
　摩損等により市中の流通に不適当となり、日本銀行において引き換えられ政府が受け入れた貨幣及びその貨幣を溶解した地金は原則として新たな貨幣を製造するために使用しています。そのうち、新たな貨幣の製造等に使用しない地金については、一般競争入札で売却しており、地金の需要動向や在庫状況を考慮しながら、適切に地金の売払いを行うため、指標を設定しています。
（注）25年度及び26年度の目標値については、年度途中に見直しを行っています。

（目標達成度の判定理由）
　新たな貨幣の製造に必要な地金の在庫量や需要動向を考慮して策定した計画に基づいて売払うことにより、貨幣回収準備資金の適正な管理を行ったことから、達成度は「○」としました。

[主要]
政4-1-4-A-2:
地金売払いに係る電子入札実施率
（単位:回、%）

年 度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	○
実績値	82.0	100.0	88.0	100.0	100.0	
（入札実施回数）	50	44	25	14	12	
（電子入札実施回数）	41	44	22	14	12	

（目標値の設定の根拠）
　地金の売払いに関する入札の効率化を図る観点から、電子調達システムを利用するため、指標として設定しています。
（注）25年度及び26年度の目標値については、年度途中に見直しを行っています。

（目標達成度の判定理由）
　すべて電子入札により実施し、入札実務の効率化を図ったことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定	s　目標達成

評定の理由

　新たな貨幣の製造に必要な地金の在庫量や地金の需要動向を考慮して策定した計画に基づいて売払うことにより、貨幣回収準備資金の適正な管理を行いました。また、すべて電子入札により実施し入札事務の効率化を図りました。
　以上のとおり、測定指標の達成度が全て「○」であることから、「ｓ　目標達成」としました。

<table>
<tr><td>施策</td><td colspan="4">政4-1-5：通貨への関心の向上のための取組</td></tr>
<tr><td rowspan="3">測定指標（定性的な指標）</td><td rowspan="2">［主要］
政4-1-5-B-1:
通貨に関する情報提供</td><td>目　標</td><td>通貨に関する適切な情報提供を行います。</td><td>達成度</td></tr>
<tr><td>実　績</td><td>通貨に関する情報については、ホームページやポスターの活用等により、分かりやすく正確な提供に努めました。
また、寄せられた質問等については、速やかに回答するとともに、応接に当たっては、専門用語を避け、平易な言葉を用いつつ、丁寧な対応に努めました。</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="4">（目標値の設定の根拠）
通貨は生活上も経済上も国民にとって必要不可欠な存在であり、国民の通貨に関する関心の高まりは、通貨に対する信頼の維持に寄与するものであるためです。

（目標の達成度の判定理由）
上記のとおり、通貨に関する適切な情報提供に努めたため、達成度は「○」としました。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策についての評定</td><td colspan="3">s　目標達成</td></tr>
<tr><td>評定の理由</td><td colspan="4">通貨への関心の向上のための取組については、通貨に関する適切な情報提供に努めたため、測定指標の達成度が「○」であることから、「s　目標達成」としました。</td></tr>
</table>

評価結果の反映	平成27年度政策評価結果においては、一定の評価を得られたものの、通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、引き続き平成28年度以降においても、通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用を行います。 このため、通常貨幣や記念貨幣の発行のために必要な経費、通貨の偽造・変造を防止する環境整備のために必要な経費など、通貨の円滑な供給のために必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	――――――

政策目標に係る予算額	区　　分		平成25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況（千円）	当初予算	14,626,933	14,845,135	14,906,886	14,789,726
		補正予算	△259,653	―	―	
		繰越等	―	―	N.A.	
		合　計	14,367,280	14,845,135	N.A.	
	執行額（千円）		13,755,337	14,837,396	N.A.	

（概要）
貨幣の製造等に必要な経費。

（注）　平成27年度「繰越等」、「執行額」等については、平成28年11月頃に確定するため、平成28年度実績評価書に掲載予定です。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし

前年度政策評価結果の政策への反映状況

平成26年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。

（日本銀行券及び貨幣の発行・製造計画の策定）
市中の流通状況等を勘案のうえ製造計画を策定しました。

（通貨の偽造・変造の防止）
関係機関との偽造通貨発見時の連絡体制を確認し、情報交換をより緊密に行ったほか、五百円貨幣のクリーン化の継続、偽造抵抗力の強い技術を採用した記念貨幣の発行、通貨偽造及び偽造通貨行使の防止を企図したポスターの配布など通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進めました。

（国家的な記念事業としての記念貨幣の発行）
平成27年度発行分の記念貨幣については、法令に従った政令改正等を行い、確実に発行しました。

（貨幣回収準備資金の適正な管理）
新たな貨幣の製造に必要な地金の在庫量や地金の需要動向を考慮して策定した計画に基づいて売払うことにより、貨幣回収準備資金の適正な管理を行いました。

（通貨への関心の向上のための取組）
通貨に関する情報については、ホームページやポスターの活用等により、分かりやすく正確な提供に努めました。

担当部局名	理財局（国庫課）	政策評価実施時期	平成28年６月

政策目標４－２：金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

上記目標の概要	信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、健全な財政の確保の観点から、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようバランスを取ることが重要であるとの考えの下、金融庁等とともに、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画・立案、関連法令の制定・改廃、金融機関の破綻処理に関する業務を行う関係機関の監督を行い、仮に金融システムの安定に支障が生じるおそれがある場合には、金融庁等と緊密に連携しつつ、金融システムの安定のための諸措置を実施します。 また、地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援を通じて地域の信用秩序の基盤強化を図るほか、東日本大震災の被災地域の信用秩序の基盤強化を図ります。 （上記目標を達成するための施策） 政４－２－１：金融システムの安定のために必要な制度の整備 政４－２－２：預金保険機構等の適正な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施

政策目標４－２についての評価結果	
政策目標についての評定	Ｓ　目標達成
評定の理由	施策４－２－１の評定は「s　目標達成」、施策４－２－２の評定は「s　目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「Ｓ　目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のために、引き続き、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があります。 金融機関等を巡る情勢の変化を踏まえつつ、預金保険機構等が行う資金調達について、金融破綻処理や金融危機管理などに十分対応できる規模の政府保証枠の設定等を行うことは、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理に有効です。 また、金融庁等と連絡調整を密に行い、事務運営を効率的に行いました。

施策	政4-2-1：金融システムの安定のために必要な制度の整備			
測定指標（定性的な指標）	［主要］ 政4-2-1-B-1：金融システムの安定のために必要な制度の整備	目　標	金融破綻処理制度及び金融危機管理の企画・立案に関する情報収集等を行い、金融庁等と連携して、必要な制度整備を行います。預金保険機構等における公的資金枠について、金融機関の経営状況や市場の動向も踏まえつつ、公的資金枠が適切なものとなるようにします。	達成度
		実　績	金融機関の経営状況や市場の動向も踏まえつつ、金融庁等と連携を取りながら、預金保険機構等が行う資金調達について政府保証枠の設定を行うなど金融破綻処理制度の整備・運用に努めました。	○

	（目標の設定の根拠） 　金融システムの安定を確保するためです。 （目標の達成度の判定理由） 　金融機関の経営状況や市場の動向も踏まえつつ、金融庁等と連携を取りながら、政府保証枠の設定等を行い、金融破綻処理制度の整備・運用に努めたことから、「○」としました。
施策についての評定	s　目標達成
評定の理由	測定指標政4-2-1-B-1（主要）の達成度が「○」であることから、「ｓ　目標達成」としました。

施策	**政4-2-2:預金保険機構等の適正な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施**			
測定指標（定性的な指標）	[主要] **政4-2-2-B-1：預金保険機構等の適切な監督**	**目　標**	預金保険機構等について、国民負担が生じないよう、金融庁等とともに、予算・資金計画の策定及び借入残高の管理や既に供与した公的資金の回収が適切に行われるよう監督します。また、保険契約者保護機構や投資者保護基金等についても、適切に監督します。	**達成度**
		実　績	預金保険機構等については、国民負担が生じないよう、平成28年度予算・資金計画や借入の認可等を行いました。また、金融機関の財務基盤を強化することにより、信用秩序の維持に資するよう金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律第128号。以下「金融機能強化法」といいます。）に基づく国の資本参加決定（全国信用協同組合連合会）に同意した他、資本参加先（七十七銀行）からの返済を承認しました。	○
	（目標の設定の根拠） 　適正な監督を通じて国民負担が生じないようにするためです。 　また、保険契約者や投資者の保護を図り、金融システムの安定を確保するためです。 （目標の達成度の判定理由） 　預金保険機構等の平成28年度予算・資金計画や借入の認可の他、金融機能強化法に基づく国の資本参加決定への同意や資本参加先からの返済の承認など、適切に監督を行ったことから、「○」としました。			
	[主要] **政4-2-2-B-2：株式会社地域経済活性化支援機構の適切な監督**	**目　標**	公的資金を適正に活用し、地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援を通じて地域の信用秩序の基盤強化を図る観点から、株式会社地域経済活性化支援機構について、個々の企業等の再生支援も含め、業務運営が適切に行われるよう、関係省庁と連携して適切に監督します。	**達成度**
		実　績	株式会社地域経済活性化支援機構については、平成28年度予算の認可等に当たり、地域の信用秩序の基盤強化を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう監督を行いました。なお、平成27年度においては、19件の事業再生支援決定、52件の特定専門家派遣決定、12件のファンド設立、21件の特定支援決定が行われました。	○

<table>
<tr><td rowspan="4">測定指標（定性的な指標）</td><td colspan="4">（目標の設定の根拠）
公的資金を適正に活用し、地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援を通じて地域の信用秩序の基盤強化を図るためです。

（目標の達成度の判定理由）
株式会社地域経済活性化支援機構については、平成28年度予算の認可等の監督を適切に行ったことから、「○」としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">［主要］
政4-2-2-B-3：
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督</td><td>目　標</td><td>公的資金を適正に活用し、東日本大震災に見舞われた地域の信用秩序の基盤強化を図る観点から、被災地域における事業者の再生を支援する株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、関係省庁と連携して適切に監督します。</td><td>達成度</td></tr>
<tr><td>実　績</td><td>株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、平成28年度予算や借入の認可等に当たり、被災地域の信用秩序の基盤強化を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう監督を行いました。なお、平成27年度においては、93件の再生支援決定が行われました。</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="4">（目標の設定の根拠）
公的資金を適正に活用し、東日本大震災に見舞われた地域の信用秩序の基盤強化を図るためです。

（目標の達成度の判定理由）
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、平成28年度予算の認可等の監督を適切に行ったことから、「○」としました。</td></tr>
<tr><td>施策についての評定</td><td colspan="4">s　目標達成</td></tr>
<tr><td>評定の理由</td><td colspan="4">預金保険機構等の平成28年度予算・資金計画や借入の認可の他、金融機能強化法に基づく国の資本参加決定への同意や資本参加先からの返済の承認などの監督を適切に行いました。また、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構についても、平成28年度予算の認可等の監督を適切に行いました。
以上により、全ての測定指標が「○」であることから、「ｓ　目標達成」としました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>評価結果の反映</td><td>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。
金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と連携をとりつつ、政府保証枠の適切な設定、預金保険機構等の監督等を通じた金融破綻処理制度の適切な整備・運用や迅速かつ的確な金融危機管理に努める他、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の監督等を通じた地域の信用秩序の基盤強化に努めることとしています。

また、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことによる金融システムの安定の確保を目的として、引き続き、事務運営のために必要な経費の確保に努めることとしています。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>財務省政策評価懇談会における意見</td><td>―――――――</td></tr>
</table>

政策目標に係る予算額	区　　分		平成25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況（千円）	当初予算	10,784	10,920	10,739	10,652
		補正予算	－	－	－	
		繰 越 等	－	－	N.A.	
		合　　計	10,784	10,920	N.A.	
	執行額（千円）		8,927	9,561	N.A.	

（概要）
　金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことによる金融システムの安定の確保を目的とした、事務運営のために必要な経費

(注)平成27年度「繰越等」、「執行額」等については、平成28年11月頃に確定するため、平成28年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年６月30日閣議決定） 「日本再興戦略」改訂2015（平成27年６月30日閣議決定） まち・ひと・しごと創生基本方針2015（平成27年６月30日閣議決定） まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）（平成27年12月24日閣議決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・預金保険機構等が行う資金調達に対する政府保証枠等 ・預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移 ・預金保険機構の資本増強額の状況（残高、返済額） ・生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移 ・銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移 ・(株)地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移 ・(株)東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定件数の推移 ・預金保険機構等の借入等残高（政府保証付）

前年度政策評価結果の政策への反映状況	金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことによる金融システムの安定の確保を目的として、引き続き、事務運営のために必要な経費の確保に努めました。

担当部局名	大臣官房信用機構課	政策評価実施時期	平成28年６月

政策目標５－１:内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等

上記目標の概要	関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の機能の一つとしての国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響等を総合的に勘案し、他の政策手段とあいまって、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があります。 （上記目標を達成するための施策） 政５－１－１：生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施 政５－１－２：特殊関税制度の適正な運用

政策目標５－１についての評価結果	
政策目標についての評定	Ｓ　目標達成
評定の理由	両施策が「s 目標達成」であることから、「Ｓ　目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 内外経済情勢等を踏まえた関税率の設定・関税制度の改善等は、政府の方針に沿うものであり、また、需要者・消費者への影響等を勘案しつつ、他の政策手段とともに、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につなげるためには、重要で必要な取組みです。 平成28年度関税改正の検討に当たり、内外の市況や国内産業の実情等客観的なデータの収集を行い、国民のニーズの的確な把握に努め、改正作業に活用することや、ＷＴＯ協定及び国内関係法令に基づいて、不当廉売関税の課税といった特殊関税制度の透明かつ公平・適正な運用を行うことも、内外経済情勢等を踏まえた関税率の設定・関税制度の改善等に寄与しています。 また、要望を受け付ける際に客観的情報の提示を求めるとともに、政策評価の結果等について記載した改正要望書の提出を求め、関係省庁との協議の際、それらの資料の十分な活用に努める等、効率的な事務運営に努めています。 （平成27年度行政事業レビューとの関係） 平成27年度事前分析表において輸出入・通関情報処理システム等経費は当該目標に関連する予算額として記載しています（事業番号025）が、当該経費は政策目標5-3と共通するものであるため、そちらで記載します。

<table>
<tr><td>施策</td><td colspan="4">政5-1-1：生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">測定指標（定性的な指標）</td><td rowspan="2">[主要]
政5-1-1-B-1：
適切な関税改正の実施</td><td>目　標</td><td>内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等を行う。</td><td>達成度</td></tr>
<tr><td>実　績</td><td>平成28年度関税改正において、適切な関税改正を実施しました。</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="4">（目標の設定の根拠）
関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響等を総合的に勘案し、国民経済、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があるため、これらを踏まえ、適切な関税の改正を行うことを目標として設定しました。

（目標の達成度の判定理由）
平成28年度関税改正において、内外経済情勢を踏まえつつ、
・平成28年３月31日に適用期限が到来する暫定税率等について、その適用期限の延長をする
・不正競争防止法に規定する営業秘密侵害品を、関税法上の輸出入してはならない貨物に追加する
・蔵置官署に対して輸出入申告を行う原則は維持しつつ、ＡＥＯ事業者のうち輸出入者及び通関業者等についてはいずれの税関官署に対しても申告を行うことを可能とする
・これに伴い、通関業者の業務を各税関の管轄区域に制限する規定を廃止するとともに、昨今の通関手続を取り巻く環境の変化等に対応するため、通関業制度の見直しを行う
等の適切な関税改正を実施したため達成度を「○」としました。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策についての評定</td><td colspan="2">s　目標達成</td></tr>
<tr><td>評定の理由</td><td colspan="4">（適切な関税改正の実施）
関税改正に当たっては、関係府省からの関税改正要望において、政策の目的、要望措置の必要性・適正性・効果、政策評価の結果等に関して記載を求めるとともに、関係府省から提出された関税改正要望を精査するにあたり、関係府省からその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響の聴き取りをしました。
その後、関税・外国為替等審議会において、平成27年10月から、計５回にわたり検討が重ねられ、同年12月16日、平成28年度における関税率及び関税制度の改正についての答申が取りまとめられ、本答申を踏まえて策定した関税改正案の主要事項を「平成28年度税制改正の大綱」に盛り込みました。
これらを踏まえて作成した関税定率法等の一部を改正する法律案を、平成28年２月９日に通常国会に提出しました。同法律案は、同年３月29日に成立、同年３月31日に公布され、一部の規定を除き同年４月１日から施行されています。
以上のとおり、測定指標が「○」であるため、「s　目標達成」としました。</td></tr>
</table>

施策	政5-1-2：特殊関税制度の適正な運用			
測定指標（定性的な指標）	［主要］ 政5-1-2-B-1： 特殊関税制度の適正な運用	目　標	特殊関税制度の適正な運用を行う。	達成度
		実　績	ＷＴＯ協定及び国内関係法令に則って、特殊関税制度の適正な運用を行いました。	○

（目標値の設定の根拠）
近年のグローバル化の進展による貿易の拡大に伴って特殊関税制度の重要性が増している中、その運用に際して、ＷＴＯ協定及び国内関係法令に則って制度の濫用や恣意的な運用を避けつつ、調査や賦課決定等を適正に行う必要があることから、特殊関税制度の適正な運用を目標として設定しました。

（目標の達成度の判定理由）
ＷＴＯ協定及び国内関係法令に基づき、
・中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）産トルエンジイソシアナートに対する不当廉売関税の課税
・大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）産水酸化カリウムに係る不当廉売関税に関する調査
等において特殊関税制度の適正な運用を行ったため達成度を「○」としました。

施策についての評定	s　目標達成
評定の理由	（特殊関税制度の適正な運用） ＷＴＯ協定及び国内関係法令に基づき、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）産トルエンジイソシアナートに対する不当廉売関税の課税及び大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）産水酸化カリウムに係る不当廉売関税に関する調査において、関係省庁間で綿密な連携をとりながら、特殊関税制度の透明かつ公平・適正な運用に努めました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、特殊関税制度の運用については、「s 目標達成」としました。

評価結果の反映	
	以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。 関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係府省より提出された改正要望について、関係府省の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更にはその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取し、関係府省とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、適切に判断していきます。 また、これらの過程において、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行っていきます。 不当廉売関税等の特殊関税制度については、ＷＴＯ協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行っていきます。 平成29年度予算概算要求にあたっては、最近における内外の経済情勢等を踏まえ、公平・中立・簡素という観点に留意しつつ、関税改正において適切な関税率の設定等の関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うため、関税制度等の企画及び立案等に必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	――――――

政策目標に係る予算額	区　　分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況（千円）	当初予算	750,688	415,728	817,771	517,577
		補正予算	△36	△2,331	△94	
		繰越等	－	－	N.A.	
		合　　計	750,652	413,397	N.A.	
	執行額（千円）		706,846	361,835	N.A.	

（概要）
　関税制度等の企画及び立案や、その基礎データとなる貿易統計等を作成するための貿易統計業務機能の開発・運用等に係る経費です。
（注）平成27年度「執行額」等については、平成28年11月頃に確定するため、平成28年度実績評価書に掲載予定です。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	平成28年度税制改正大綱（平成27年12月24日閣議決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし

前年度政策評価結果の政策への反映状況	（適切な関税改正の実施） 　関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係府省より提出された改正要望について、関係府省の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更にはその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取し、関係府省とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、適切に判断しました。 　また、これらの過程において、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行いました。 （特殊関税制度の適正な運用） 　不当廉売関税等の特殊関税制度については、ＷＴＯ協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行いました。

担当部局名	関税局関税課	政策評価実施時期	平成28年６月

政策目標５－２：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進

（平成27年11月一部改正）

上記目標の概要	自由貿易の推進は我が国の対外経済政策の柱であり、力強い経済成長を実現するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国の成長に取り込む必要があるというのが、政府全体としての基本的立場であること、「日本再興戦略」（平成25年６月14日閣議決定）において、成長戦略の重要な柱の一つとして掲げられた「経済連携の推進」は、その後の改訂においても、引き続き主要な施策として取り組むこととされており、特にＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ）については第189回国会総理大臣施政方針演説（平成27年２月12日）においても取り上げられていること、さらに、税関分野における貿易円滑化は日本企業の海外展開を支援することとなること等から、上記の内容を政策目標として設定しています。 財務省としては、関係省庁と連携しつつ、ＷＴＯ（世界貿易機関）を中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進していきます。 また、貿易ビジネス環境の改善を通じて我が国企業の国際競争力の強化を図り、我が国経済の成長力を強化していく観点から、ＷＣＯ（世界税関機構）、ＪＩＣＡ（国際協力機構）及びＭＤＢｓ（国際開発金融機関）とも連携しつつ、各国の貿易円滑化を積極的に推進し、具体的な成果を追求していきます。 さらに、現在、ＷＣＯ等の国際機関をはじめ、ＡＰＥＣ（アジア太平洋経済協力）等の地域協力の枠組み、ＥＰＡ（経済連携協定）及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組がなされています。これらの取組等を通じ、税関手続の国際的標準化等を図ることにより、国際貿易の円滑化が促進され、ひいては税関手続における利用者利便の向上、社会悪物品の密輸阻止等にも資するものと考えられます。 貿易大国である我が国としては、こうした取組の重要性に鑑み、上記の国際機関、地域協力の枠組み及びＥＰＡ等において、税関分野における手続等の国際的調和の推進に積極的に取り組みます。 （上記目標を達成するための施策） 政５－２－１：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進 政５－２－２：税関分野における貿易円滑化の推進

政策目標５－２についての評価結果	
政策目標についての評定	Ｓ　目標達成
評定の理由	すべての施策についての評定が「s 目標達成」であるため、当該政策目標についての評定は、上記のとおり、「Ｓ　目標達成」としました。

政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 国内外の情勢及び政府全体の方針に鑑み、力強い経済成長を達成するためにも、多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進は引き続き必要です。 2014年11月にＷＴＯで採択された貿易円滑化協定は、貿易規則の透明性の向上、税関手続の迅速化・簡素化を通じて世界貿易の促進に資するものであり、ＷＴＯを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化につながるものです。政府全体として同時並行的に交渉を行っているＥＰＡは、貿易・投資の拡大を通じた我が国経済の活性化に資するものです。 また、ＡＳＥＡＮ諸国を中心として、相手国税関の支援ニーズ等を踏まえた技術協力を実施し、貿易円滑化の推進に積極的に貢献しています。これらの取組は、政策目標を達成するために有効な取組と言えます。 また、上記施策に効率的に取り組むため、関係省庁等と協力しつつ、政府一体となって取り組んでいます。

施策	政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進			
測定指標（定性的な指標）	［主要］ 政5-2-1-B-1: 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進	目　標	ＷＴＯやＥＰＡ交渉における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉に取り組むとともに、関税関係法令等の財務省が所管する制度等を通じた交渉への貢献を行います。	達成度
		実　績	ＷＴＯにおける交渉やＥＰＡ交渉の進展に貢献し、貿易円滑化協定の受諾、ＴＰＰ協定交渉の大筋合意及び同協定の署名がなされました。	○
	（目標の設定の根拠） 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進は政府全体の取組によって図られるものであるところ、これに対する財務省としての貢献を目標として設定しました。 （目標の達成度の判定理由） 多角的自由貿易体制の維持・強化について、ＷＴＯにおいて採択された貿易円滑化協定の我が国における受諾に貢献しました。また、経済連携の推進については、平成27年10月のＴＰＰ協定交渉の大筋合意及び平成28年２月の同協定の署名に当たり、各国との利害の調整や経済関係の一層の強化に努めました。そのため、達成度は「○」としました。			
施策についての評定	s　目標達成			
評定の理由	多角的自由貿易体制の維持・強化に関して、ＷＴＯにおいて採択された貿易円滑化協定の我が国における受諾に貢献しました。 また、経済連携の推進に関して、ＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ）、ＲＣＥＰ（東アジア広域経済連携）、日ＥＵ・ＥＰＡ等の政府全体として多数のＥＰＡ交渉に同時並行的に取り組む中で、財務省所管物品等の関税交渉及び関税制度等の当省が所管する制度等の議論等を通じて交渉に貢献し、平成27年10月にはＴＰＰ協定交渉が大筋合意に至り、平成28年２月には同協定の署名がなされました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、「s　目標達成」としました。			

施策	政5-2-2:税関分野における貿易円滑化の推進

測定指標（定量的な指標）

[主要]
政5-2-2-A-1:
税関相互支援協定等の締結数
（単位:国・地域）

年 度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
目標値	前年より増加	前年より増加	前年より増加	前年より増加	前年より増加	○
実績値	22	24	26	28	30	

（目標値の設定の根拠）
税関相互支援協定等の締結数を増加させることで、不正薬物等の水際における取締りをより効果的に推進することができるため、目標として設定しました。

（目標の達成度の判定理由）
目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。

測定指標（定性的な指標）

政5-2-2-B-1:
税関分野における貿易円滑化の推進

		達成度
目 標	税関分野における技術協力、ＷＣＯをはじめとする国際機関等での取組、ＥＰＡにおける税関協力や税関相互支援協定の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進への貢献を行います。	
実 績	関税技術協力については、平成27年度に62ヵ国から325名の受入、27ヵ国へ184名の派遣を実施しました。 また、通関システムの導入支援については、平成26年6月末にベトナムでの全国展開を完了し、さらに有効活用するための支援を行っており、ミャンマーでの支援についても、引き続き実施しています。 ＷＣＯにおいて、２回開催されたＷＴＯ貿易円滑化協定に関する作業部会に出席し、日本の経験を共有する等議論に貢献したほか、日中韓３か国関税局長・長官会議を約４年ぶりに開催し、税関分野における一層の協力強化に取り組んだこと、また、新たに署名されたＴＰＰ協定において税関分野に係る規定を盛り込んだことや、新たにスペインとの間で税関相互支援協定を締結したことで、貿易円滑化の推進に貢献しました。	○

（目標の設定の根拠）
税関分野における貿易円滑化の推進は、我が国による技術協力をはじめとしたこれらの取組への貢献により達成されるものであるためです。

（目標の達成度の判定理由）
税関分野における貿易円滑化の推進に向けて、目標に掲げる各取組を着実に実施しましたので、達成度は「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成

評定の理由

測定指標「税関相互支援協定等の締結数」は昨年度の実績値を上回りました。
ＡＳＥＡＮ諸国を中心に、相手国の支援ニーズ等を踏まえつつ、税関行政の近代化のための技術協力を実施しました。特に、日本の通関システムであるＮＡＣＣＳをベースとした通関システムの導入支援については、ベトナムでは平成26年６月末に全国展開を完了し、さらに有効活用するための支援を行っており、ミャンマーでも平成27年10月までにシステム構築を完了し、平成28年中の運用開始を目指して引き続き支援を進めており、アジアにおける貿易円滑化に大きく貢献しました。このほか、ＷＣＯをはじめとする国際機関等での枠組や日中韓３か国関税局長・長官会議など地域協力の枠組において、貿易円滑化の推進に貢献しました。
以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、「s 目標達成」としました。

評価結果の反映	以下のとおり、上記施策を引き続き実施します。 多角的自由貿易体制の維持・強化については、貿易円滑化協定の早期発効に向け、他の未受諾の加盟国に対し受諾に向けた取組みを促すとともに、様々なＷＴＯ上の取組みにも貢献していきます。 経済連携の推進については、それぞれの交渉に引き続き積極的に取り組んでいきます。 税関分野における貿易円滑化の推進については、相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めていきます。 また、ＷＣＯをはじめとする国際機関等枠組み、ＥＰＡ及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めていきます。 平成29年度予算概算要求にあたっては、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	――――――

政策目標に係る予算額	区　　分		平成25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況（千円）	当初予算	59,035	40,279	54,031	52,709
		補正予算	－	－	－	
		繰越等	－	－	N.A.	
		合　計	59,035	40,279	N.A.	
	執行額（千円）		24,878	11,798	N.A.	

（概要）
多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進や、税関分野における手続等の国際的調和の推進に係る経費です。
(注)平成27年度「繰越等」、「執行額」等については、平成28年11月頃に確定するため、平成28年度実績評価書に掲載予定です。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第189回国会　総理大臣施政方針演説（平成27年２月12日） インフラシステム輸出戦略（平成25年５月17日第４回経協インフラ戦略会議決定、平成26年６月３日改訂、平成27年６月２日改訂） 「日本再興戦略」改訂2015（平成27年６月30日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年６月30日閣議決定） 総合的なＴＰＰ関連政策大綱（平成27年11月25日ＴＰＰ総合対策本部決定） 第190回国会　総理大臣施政方針演説（平成28年１月22日）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	なし

前年度政策評価結果の政策への反映状況	多角的自由貿易体制の強化については、貿易円滑化協定の早期発効に向け、我が国は平成27年６月に受諾し、他の未受諾の加盟国に対し受諾に向けた取組みを促すとともに、様々なＷＴＯ上の取組みにも貢献しました。 経済連携の推進については、それぞれの交渉に引き続き積極的に取り組みました。 税関分野における貿易円滑化の推進については、相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めました。 また、ＷＣＯをはじめとする国際機関等枠組み、ＥＰＡ及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めました。 平成28年度予算概算要求にあたっては、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めました。

担当部局名	関税局（参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室）	**政策評価実施時期**	平成28年６月

政策目標５－３:関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上　（平成27年11月一部改正）

上記目標の概要	経済のグローバル化、ネットワーク化が急速に進む中で、貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たっては、変化する時代の要請に主体的かつ積極的に応えていくことが重要です。 急成長するアジア圏の需要を取り込み、我が国の経済活性化につなげていくため、貿易円滑化を推進することが要請されています。 一方、世界的な物流の拡大・複雑化に伴う密輸手口の巧妙化を背景に、不正薬物、銃器をはじめ、テロ関連物資、知的財産侵害物品等の社会の安全・安心を脅かす物品等の密輸出入に対して、より一層厳格な水際での取締りが要請されています。 これらの要請に応えるために、税関手続の改善、リスク管理手法の高度化等により、貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立させることを目標として、税関行政の運営に取り組んでいきます。 （上記目標を達成するための施策） 政５－３－１：関税等の適正な賦課及び徴収 政５－３－２：社会悪物品等の密輸阻止 政５－３－３：税関手続における利用者利便の向上 政５－３－４：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上 政５－３－５：実効性ある税関行政実現のための情報提供

政策目標5－3についての評価結果	
政策目標についての評定	A　相当程度進展あり
評定の理由	一部の施策が「a 相当程度進展あり」であり、他が「s 目標達成」であったことから、「A　相当程度進展あり」としました。

政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 　政策目標５－３は、適正な課税と厳格な水際取締りを確保しつつ、貿易の円滑化を図るという、税関の使命を達成する上で、非常に重要な取組であり、引き続き、本目標に資する有益な施策に取り組んでいくべきものと考えています。 　適正かつ円滑な関税等の賦課及び徴収の確保のため、申告誤りといった非違事案の捕捉に取り組むとともに、事後調査を活用した適正な課税に努めているほか、事前教示制度を的確に運用しています。さらに、社会悪物品等の密輸阻止のため、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携、有効な情報の収集・活用等により、厳格な取締りを実施しています。 　加えて、利用者利便の向上を図るために、制度の改善に取り組むとともに、制度が活用されるよう十分な情報提供に努めています。 （平成27年度行政事業レビューとの関係） ・システムの安定稼働を前提とし、引き続き、運用経費について、入札における更なる競争性の確保を図るなど、コストの削減に努める。また、ソフトウェアの機能統合に向け、機器の構成や運用体制の見直しを図るなど、コストの削減に努めるとの行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、通関情報総合判定システム（CIS)に係る通信専用料について、回線速度を見直すことにより削減を図りました。（反映額：▲0.1百万円）（事業番号025） ・引き続き、密輸リスクの高い地域への重点配備により効果的・効率的な水際取締りが行えるよう、能力向上も踏まえた中長期的な配備を検討する。また、監視艇の建造及び運航経費について、引き続き、入札における競争性の確保を図るなど、コスト削減に努めるとの行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、監視艇代替建造の調達仕様書の見直しを行うことにより、建造費の削減を図りました。（反映額▲19百万円）（事業番号026） ・引き続き、貨物の取扱量や使用実績などの稼働状況等を的確に把握し、機器の計画的かつ効果的・効率的な配備・活用に努めるとともに、機器の更新に当たっては、最新の技術動向を踏まえるとともに、法定耐用年数等にとらわれることなく、使用状況等を勘案し使用期間を延長するなど、コストの削減に努めるとの行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、車載式不正薬物・爆発物探知装置（TDS）の更新にあたり、車両を継続利用し、機器のみを更新することによる削減及び執行状況を踏まえた維持管理経費の削減を図りました。（反映額▲41百万円）（事業番号027） ・今後も、効率的な検査装置の配置とするため、機器等の更新時期に合わせて検査を必要とする貨物量の多い港への重点配備など、最適な配置の検証を行い、引き続き、可能な限りコスト削減等の工夫に努めるとの行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、大型X線検査装置に係る維持管理経費の削減を図りました。（反映額▲9百万円）（事業番号028） ・引き続き、リスク分析の定量化、監視手段の機能面の検討を行い、適正配置と最新鋭化に努め、効果的・効率的なシステムの運用に取り組むとの行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、埠頭監視カメラについて、既存機器の再リースを活用することによる削減を図りました。（反映額▲12百万円）（事業番号029） ・引き続き、麻薬探知犬の育成過程の効率化に向けた知見の集約に努めるとともに、育成コストの削減に努めるとの行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、麻薬探知犬に係る経費の執行状況を鑑みて、維持管理経費の削減を図りました。（反映額▲2百万円）（事業番号030）

施策	政5-3-1:関税等の適正な賦課及び徴収

測定指標（定量的な指標）

[主要]
政5-3-1-A-1:
審査・検査における非違発見件数
（単位：件数）

年 度	平成23年度（平成19～23年度平均）	24年度（平均20～24年度平均）	25年度（平成21～25年度平均）	26年度（平成22～26年度平均）	27年度（平成23～27年度平均）	達成度
目標値 ( )内は、それぞれの過去5年の平均値（件）	過去５年の平均より増加(67,612)	過去５年の平均より増加(80,623)	過去５年の平均より増加(88,221)	過去５年の平均より増加(100,560)	過去５年の平均より増加(104,660)	○
実績値	80,623	88,221	100,560	104,660	105,267	

（目標値の設定の根拠）
関税等の適正な賦課・徴収を確保するためには、輸入（納税）申告時等における価格や数量に誤り等のある不適正な申告を是正する必要があるため、目標値として「過去５年の平均より増加」と設定しました。

（目標の達成度の判定理由）
税関職員の指摘によることなく、輸出入者又は通関業者が輸出入申告の誤りを自主的に訂正した件数が増加する一方、税関での審査・検査での非違発見にも努めました。その結果、目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。

政5-3-1-A-2:
事前教示制度の運用状況（一定期間内で回答した割合
（単位：%、日）

年 度		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
文書による回答（%）	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	○
	実績値	99.8	99.9	99.9	99.9	99.9	
平均処理日数（日）	目標値	15.0	14.0	14.0	14.0	14.0	○
	実績値	13.2	13.2	13.0	13.3	13.1	
口頭による回答（%）	目標値	99.8	99.9	99.9	99.9	99.9	○
	実績値	99.6	99.7	99.8	99.9	99.9	

（目標値の設定の根拠）
輸入者等が、輸入を予定している貨物に係る関税率表適用上の所属区分等について、輸入前に税関に対して照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度（事前教示制度）があります。
輸入者等による事前教示制度の利用を更に促進し、税関における運用を引き続き高いレベルで維持するべく、高い目標値を設定しました。

(注)各回答割合は、品目分類に係る事前教示回答件数のうち、受付から回答までの所要時間が一定期間（文書による回答については30日（回答するために必要な資料等の提供が遅れるなど税関が関与できない要因により30日以内に回答できない場合を除く。）、口頭による回答については即日（回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関が関与できない要因により即日に回答できない場合を除く。）以内であったものの割合。また、平均処理日数は、文書による回答に係る処理日数の平均数値が低いほど良い。

（目標の達成度の判定理由）
困難事案を除き迅速に回答することができ、各項目について、目標値を上回る実績となったことから、各項目の達成度は、全て「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	主要な測定指標「審査・検査における非違発見件数」につき、過去５年間の平均を上回って、目標を達成するとともに、測定指標「事前教示制度の運用状況」についても、文書回答、口頭回答ともに迅速に回答し、目標値を上回りました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であることから、「s 目標達成」としました。

施策 政5-3-2:社会悪物品等の密輸阻止

測定指標（定量的な指標）

政5-3-2-A-1:
不正薬物の水際押収量の割合
（単位:%）

（注）国内全押収量に占める税関関与分の割合。当該年を含めた過去5年間の平均値。
（注1,2）

年 度		平成23年度（19年～23年平均）	24年度（20年～24年平均）	25年度（21年～25年平均）	26年度（22年～26年平均）	27年度（23年～27年平均）	達成度
不正薬物	目標値	—	増加	増加	増加	増加	—
	実績値	74.0	62.9	71.3	75.4	N.A	
うち覚醒剤	目標値	維持	増加	増加	増加	増加	
	実績値	97.7	96.5	97.9	99.8	N.A	

（目標値の設定の根拠）
具体的な数値目標の設定は困難ですが、国際貿易における秩序維持を図るため、水際において社会悪物品等の輸出入が禁止されている物品に対する厳格な取締りを行う必要があることから、目標値を「増加」としました。

（注１）当該年を含めた過去５年間における不正薬物（覚醒剤、大麻、あへん、麻薬類（ヘロイン、コカイン））の国内全押収量（厚生労働省統計）中、税関押収量（税関が摘発した事件、または警察等他機関が摘発した事件で税関が関与したものに係る押収量）の占める割合。
（注２）関係機関による実績等外的要因による変動が大きいため、過去５年間の平均値で把握。

（目標の達成度の判定理由）
平成27年における国内全押収量の把握が10月頃となる予定であるため、その把握後、平成23年～27年の平均実績値を算出し、平成28年度実績評価書に記載します。

政5-3-2-A-2:
事前選定による検査の割合
（単位:%）

年 度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
目標値	—	—	増加	増加	増加	×
実績値	—	19.4	22.1	24.8	24.3	

（目標値の設定の根拠）
我が国へ到着する海上貨物の検査においては、輸入申告前に検査対象貨物の選定（事前選定）を行い、重点的な取締りを行っています。今後は、事前選定する際に用いている情報を精緻化し、より一層活用していくこととしているため、目標値を「増加」としました。

（目標の達成度の判定理由）
平成27年度においては、事前選定を活用して、検査対象貨物を絞り込んで重点的な取締りを実施し、海上貨物に占める検査の割合は増加したものの、事前選定による検査の割合の実績値は目標値を下回ったため、達成度を「×」としました。

測定指標（定性的な指標）	［主要］ 政5-3-2-B-1： 密輸事犯に対する水際取締りの厳正な実施	目標	密輸入事犯に対する水際取締りの厳正な実施	達成度
		実績	取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携、有効な情報の収集・活用等により、厳格な取締りを実施しました。	○

（目標の設定の根拠）

税関においては、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携、有効な情報の収集・活用等により、厳格な取締りを実施することが社会悪物品等の密輸阻止に貢献する施策の根幹であること、その実績を評価する上ではこれらの取組を総合的に勘案する必要があることから、これら密輸事犯に対する水際取締りの厳格な実施を行うことを目標として設定しました。

（目標の達成度の判定理由）

入国者数の増加や指定薬物等への対応及び2016年の伊勢志摩サミットや2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた水際対策を強化するため、Ｘ線検査装置、不正薬物・爆発物探知装置等の取締・検査機器の整備を行いました。

社会悪物品等の密輸を水際で阻止するためには、内外の関係機関との連携を積極的に図る必要があるところ、平成27年には、関係機関との合同訓練を241件実施するとともに、密輸事犯を摘発した際には積極的に情報交換・犯則調査を実施するなど国内関係機関との連携を強化しました。また、スペインと新たに税関相互支援協定を締結するなど、海外からの情報収集にも積極的に取り組みました。

さらに、航空機旅客に対する効果的・効率的な取締りを行うため、平成27年４月よりＰＮＲの電子的報告を可能とし、同年７月より、航空会社から順次、電子的報告を受け、取得したＰＮＲの分析・活用の高度化を図りました。

取締・検査機器の有効活用等による水際取締りの結果、不正薬物全体の押収量は519kgと高水準となっています。

以上の取組を総合的に勘案し、達成度を「○」としました。

施策についての評定	a　相当程度進展あり

評定の理由

主要な測定指標「密輸入事犯に対する水際取締りの厳格な実施」については、Ｘ線検査装置を始めとする各種取締・検査機器や乗客予約記録（ＰＮＲ）等の事前情報を活用した効果的・効率的な水際取締りに努めるとともに、合同取締りや犯則事件の共同調査等を通じて国内外の関係機関との連携を積極的に図るとともに、情報交換を積極的に推進しました。他方、「事前選定による検査の割合」については、目標値をわずかに下回りました。なお、平成27年度の「不正薬物の水際押収量の割合」はまだ確定していませんが、平成27年における不正薬物の密輸事犯の摘発実績をみると、不正薬物全体の押収量は５年連続で500kgを超え、また、4月に指定薬物が関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加されたことに伴い、摘発件数は1,896件と過去最高を記録しました。

以上のとおり、確定している指標について、主要な指標が「○」、その他の指標が「×」であることから、「a　相当程度進展あり」としました。

施策	政5-3-3：税関手続における利用者利便の向上

測定指標（定量的な指標）

政5-3-3-A-1:
輸入通関における平均所要時間
（単位：時間）

年 度		平成15年度（H16.3実施）	17年度（H18.3実施）	20年度（H21.3実施）	23年度（H24.3実施）	26年度（H27.3実施）	達成度
海上	目標値	短縮		3.0	3.0	2.5	○
	実績値	4.3	3.3	3.1	2.6	2.4	
航空	目標値	0.6		0.4	0.4	0.3	○
	実績値	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	

（目標値の設定の根拠）
　税関手続の改善等の取組によって国際物流の迅速化・円滑化がどれだけ実現されているかを測定する指標であり、目標値は、近年の調査結果を踏まえ、設定しました。

（目標の達成度の判定理由）
　目標値以上の実績値となったことから、達成度は「○」としました。

政5-3-3-A-2:
事業者のAEO制度利用状況（AEO事業者新規承認数）（単位：者）

年 度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
目標値	—	30	40	30	30	○
実績値	37	47	32	33	44	

（目標値の設定の根拠）
　ＡＥＯ制度とは、貨物のセキュリティ管理を含む法令遵守体制が整備された事業者の貨物に関する手続を簡素化・迅速化する制度です。制度の信頼性維持・向上に努めつつ、普及を図ることによって、国際物流全体のセキュリティ向上と円滑化を両立させるための指標であり、目標値は、近年の実績値を踏まえ、設定しました。

（目標の達成度の判定理由）
　全体としてＡＥＯ事業者の増加のための努力を官民で行ったこと、特に、「輸出入申告官署の自由化」の導入に向け、通関業者からのＡＥＯ認定取得についての相談が増加し、税関においても個々の実情に応じた指導・助言等に努めた結果、ＡＥＯ事業者、とりわけＡＥＯ通関業者の新規承認数が増加し、目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。

[主要] 政5-3-3-A-3: 輸出入通関における利用者満足度(上位4段階) (単位:%)	年 度		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
	輸出入者	目標値	—	—	—	維持	維持	△
		実績値	95.2	96.1	96.2	95.8	94.0	
	通関業者	目標値	—	—	—	維持	維持	△
		実績値	90.7	93.1	97.4	97.3	97.1	

(目標値の設定の根拠)

輸出入通関制度の改善を図り、利用者の一層の利便向上に努めるとともに、通関手続の適正な運営を図るための指標であり、目標値は、過去の実績値を引き続き維持することとしました。

(注)輸出入者及び通関業者に対し、輸出入通関手続等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものであり、上位4段階で評価しました。

(目標の達成度の判定理由)

二項目とも実績値が目標値を下回りましたが、目標値(前年度実績値)との差が僅差であったため、達成度は「△」としました。

なお、輸出入通関における利用者満足度については、

①不正薬物の密輸取締りや公平かつ適正な課税の確保を目的として、税関が利用者に対して厳正に対処する必要もあり、「利用者満足度」の観点から、常に良い評価を得られるとは限らない側面があり、特に平成27年度は、シリアにおける邦人殺害テロ事件やフランス・パリにおける連続テロ事案が相次ぐ等、非常に厳しいテロ情勢を受け、テロ対策の強化が図られたほか、指定薬物の水際取締りの強化が図られたこと、

②本アンケート調査は任意調査であり、特に、輸出入者は通関業者に輸出入通関を全面的に委託していることも多く、その場合「わからない」又は無回答としていることから、サンプル数がさらに少なくなり、変動幅が大きくなることがあること、

③引き続き、95%に近い高水準といえること、

から、達成度を「△」としました。

施策についての評定	a 相当程度進展あり

評定の理由

主要な測定指標「輸出入通関における利用者満足度」について、引き続き高い水準を維持しましたが、実績値はわずかに目標値に達しませんでした。他方、その他の測定指標については、目標値を達成しました。

以上のとおり、主要な測定指標が△であることから、「a 相当程度進展あり」としました。

施策	政5-3-4：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上

測定指標（定量的な指標）

［主要］
政5-3-4-A-1:
NACCSの運用状況（システム稼働率）
（単位：%）

年 度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
目標値	99.99	99.99	99.99	99.99	99.99	○
実績値	100.00	99.99	99.99	100.00	100.00	

（目標値の設定の根拠）
　ＮＡＣＣＳは我が国の国際物流の基幹システムであるため、ＮＡＣＣＳの運用状況によって我が国の国際物流に多大な影響を及ぼすこととなります。システム障害によって円滑な国際物流を阻害しない範囲は年間稼働時間の１時間程度と考えられることから、年間のシステム稼働率99.99%とします。
年間稼働時間の0.01%のシステム障害が発生するとシステム停止時間は1時間弱（24時間（分換算）×365日×0.01%＝52.56分）となっています。

（目標の達成度の判定理由）
　目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成

評定の理由

「ＮＡＣＣＳの運用状況」が「○」であることから「s 目標達成」としました。

施策	政5-3-5：実効性ある税関行政実現のための情報提供

測定指標（定量的な指標）

政5-3-5-A-1:
税関ホームページへのアクセス状況（単位：者）

年 度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
目標値	2,170,000	1,450,000	増加	2,500,000	2,900,000	○
実績値	1,897,013	2,480,760	2,697,892	2,897,470	2,937,334	

（目標値の設定の根拠）
　税関の取組については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めていますが、実際に国民の皆様に知っていただいているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値を上回ることを目標として、目標値を設定しました。

（目標の達成度の判定理由）
　目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。

測定指標（定量的な指標）

政5-3-5-A-2:
講演会及び税関見学における満足度（上位3段階）
（単位：%）

年 度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
目標値	維持	維持	維持	維持	維持	△
実績値	98.3	97.3	93.3	92.9	92.2	

（目標値の設定の根拠）
　税関の取組については、講演会や税関見学の際に分かり易い形で積極的に説明し、理解していただくよう努めていますが、実際に国民の皆様にとって有益な内容であるかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の高い満足度を引き続き維持することとしました。
（注）講演会や税関見学の参加者に対して、「大変良い」から「大変悪い」までの７段階評価で、アンケート調査を行ったものです。

（目標の達成度の判定理由）
　実績値が目標値を下回りましたが、目標値（前年度実績値）との差が僅差であったこと、また、９割以上の満足度であったことから、達成度は「△」としました。

測定指標（定量的な指標）

政5-3-5-A-3:
輸出入通関制度の認知度
（単位：%）

年 度		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
事前教示制度	目標値	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	○
	実績値	68.5	69.4	74.2	78.9	79.0	
納期期限延長制度	目標値	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	×
	実績値	71.3	68.7	74.7	78.2	78.0	
AEO制度	目標値			90.0	90.0	90.0	×
	実績値	80.0	81.3	79.6	87.2	86.4	
開庁時間外における通関	目標値	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	×
	実績値	80.0	79.3	82.9	87.2	83.0	

（目標値の設定の根拠）
　各種通関制度に係る情報提供を行い、利用者の利便性の向上に努めるとともに、実効性ある税関行政実現を図るための指標であり、目標値は、過去の実績値を踏まえ、26年度の目標値を引き続き設定しました。
（注）輸出入者に対し、事前教示制度やＡＥＯ制度等の各種通関制度を知っているかどうか、アンケート調査したものです。

（目標の達成度の判定理由）
　「事前教示制度」については、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。他の３項目は、実績値が目標値を下回ったため、達成度は「×」としました。

測定指標（定量的な指標）

[主要]
政5-3-5-A-4:
密輸取締り活動に関する認知度
（単位：%）

年 度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
目標値	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	○
実績値	75.4	77.8	80.2	80.4	83.5	

（目標値の設定の根拠）
税関の不正薬物・銃砲等の社会悪物品や大量破壊兵器等のテロ関連物資等の水際取締りの取組やその重要性については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めていますが、実際に国民の皆様に知っていただいているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。過去の実績値を踏まえ、26年度の目標値を引き続き設定しました。
（注）輸出入者や講演会参加者等に対し、麻薬探知犬やＸ線検査装置による検査などの各密輸取締活動を知っているかどうか、アンケート調査したものです。

（目標の達成度の判定理由）
目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。

測定指標（定量的な指標）

政5-3-5-A-5:
税関相談官制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度）
（上位4段階）
（単位：%）

年 度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
目標値	—	—	—	維持	維持	△
実績値	96.3	96.6	96.6	96.4	95.7	

（目標値の設定の根拠）
税関相談官制度の業務改善を図り、一層効率的な行政サービスを提供するための指標であり、目標値は、過去の実績値を引き続き維持することとしました。
（注） 輸出入者、通関業者及び窓口来訪者に対し、税関相談等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの７段階評価で、アンケート調査したものであり、上位４段階で評価しました。

（目標の達成度の判定理由）
実績値が目標値を下回りましたが、目標値（前年度実績値）との差が僅差であったこと、また、95%以上の満足度であったことから、達成度は「△」としました。

測定指標（定量的な指標）

政5-3-5-A-6:
カスタムスアンサー利用件数（単位：件）

年 度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
目標値	192,000	128,000	150,000	150,000	150,000	×
実績値	138,123	147,423	129,275	126,064	125,653	

（目標値の設定の根拠）
制度改正等を踏まえた質問・回答内容の見直しを適時に実施する等、利用者にとってより使い易いものとするための指標であり、平成27年度の目標値は、過去の実績値を踏まえ、26年度の目標値を引き続き設定しました。

（目標の達成度の判定理由）
目標値を下回る実績値となったことから、達成度は「×」としました。

施策についての評定	a 相当程度進展あり
評定の理由	主要な測定指標「密輸取締り活動に関する認知度」について、目標値を上回るとともに、測定指標「税関ホームページへのアクセス状況」についても目標値を達成しました。他方で、測定指標「講演会及び税関見学における満足度」及び「税関相談官制度の運用状況」については、わずかに目標値に及びませんでした。測定指標「輸出入通関制度の認知度」については、一部は目標値を達成し、その他の制度については目標値には達しませんでした。また、測定指標「カスタムアンサーの利用件数」については、目標値を下回りました。 以上のとおり、主要でない測定指標に「△」や「×」のものがあることから、「a 相当程度進展あり」としました。

評価結果の反映	
	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 政策運営にあたっては、評価結果を踏まえた改善を行ってまいります。 適正な納税申告が行われ、関税等の適正な賦課及び徴収が確保されるよう、研修等による関係職員の知識向上を通じて、通関審査及び輸入事後調査の一層的確な実施を図るとともに、通関業者に対する指導・監督、保税制度の適切な運用等に努めます。 また、安全・安心な社会の構築のため、内外関係機関との積極的連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備、取締・検査機器等の充実化及び的確な貨物、旅客等のリスク評価を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品等の一層効果的な水際取締りが可能となるよう努めます。 さらに、国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるため、ＡＥＯ制度の利用拡大に努め、我が国と同様のＡＥＯ制度を導入している国との間の相互承認の早期実現や適切な実施に向けて協議を推進していきます。また、職員の資質向上のための研修の充実や、事業者からの相談に丁寧に対応するなど、各種の取組に努め、利用者利便の向上に努めます。さらに、引き続きＮＡＣＣＳの安定稼働に努めます。 加えて、税関ホームページや説明会等を通じて、利用者ニーズを踏まえつつ、これらの施策や制度のメリット等について、情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度等の利用拡大に努めます。その際、ソーシャルメディアを活用した情報提供の充実に努めます。 平成29年度予算概算要求に当たっては、関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上のため、引き続き必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	――――――

政策目標に係る予算額	区分		平成25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況（千円）	当初予算	27,790,802	28,630,313	29,331,728	30,695,197
		補正予算	△ 17,602	21,120	743,964	
		繰越等	1,264,687	742,056	N.A.	
		合計	29,037,887	29,393,489	N.A.	
	執行額（千円）		26,628,878	27,847,078	N.A.	

（概要）
不正薬物・銃砲等の社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品等の水際取締り強化を図るための機器整備経費のほか、国際物流の迅速化・円滑化及び利用者利便の向上を図るための税関システムの運用に係る経費等、税関手続の処理に係る経費です。
(注)平成27年度「繰越等」、「執行額」等については、平成28年11月頃に確定するため、平成28年度実績評価書に掲載予定です。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	知的財産推進計画2015（平成27年６月19日知的財産戦略本部決定） 「日本再興戦略」改訂2015（平成27年６月30日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年６月30日閣議決定） パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について（平成27年12月４日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定） 平成28年度税制改正の大綱（平成27年12月24日閣議決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	関税等の賦課・徴収状況：審査・検査における非違発見件数（財務省）、事前教示制度の運用状況（財務省）、輸入事後調査実績（財務省）等 社会悪物品等の密輸阻止状況：不正薬物の国内全体押収量（厚生労働省）、不正薬物の水際押収量(財務省)等 税関手続き状況：輸入通関における利用者満足度（財務省）、ＮＡＣＣＳの運用状況（輸出入・港湾関連情報処理センター(株)）等

前年度政策評価結果の政策への反映状況	研修等を通じた関係職員の知識向上、輸入事後調査における調査水準の維持・向上に努めたほか、通関業者への指導・監督の充実や、事前教示制度における迅速な回答等に努めました。 より充実した貨物、旅客等のリスク評価を行い、効果的かつ効率的な取締りを実施しました。また、外国関係機関との連携強化に引き続き努めました。 ＡＥＯ制度の利用拡大に努めたほか、輸出入者等の利用者利便の向上に努めました。 ＮＡＣＣＳの安定稼働に努めました。 税関ホームページ等の他、ソーシャルメディアも活用し、積極的な情報発信に努めました。

担当部局名	関税局（業務課、総務課、監視課、調査課、参事官室（国際交渉担当）、事務管理室、税関調査室）、関税中央分析所	**政策評価実施時期**	平成28年６月

政策目標６－１：	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

上記目標の概要	世界各国の経済の相互連関が深まり、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、近年は、国際金融システムを安定させることが重要となっています。 このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づいて外国為替制度の運営に当たっているほか、国際金融システムの安定に向けた制度強化に取り組んでいます。特に、我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア地域の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力を更に強化していきます。また、テロ資金供与や大量破壊兵器の拡散への資金支援といった国際金融システムの濫用の防止にも取り組んでいきます。 （上記目標を達成するための施策） 政６－１－１：外国為替市場の安定 政６－１－２：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画 政６－１－３：アジアにおける地域金融協力の推進 政６－１－４：北朝鮮・イランの核開発等に係る問題への対策及びテロ資金や大量破壊兵器の拡散に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応

政策目標６－１についての評価結果	
政策目標についての評定	Ｓ　目標達成
評定の理由	以上のとおり、全ての施策が「ｓ　目標達成」であることから、当該政策目標は、「Ｓ　目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） Ｇ20等の国際的な枠組みへの参画は、我が国経済の健全な発展を実現するために、重要な意義のある取組であり、上記達成状況の判断理由に鑑みても、目標自体について問題はなく、引き続き取り組んでいくべきものと考えています。 Ｇ20声明等に示されているとおり、我が国を主要メンバーとする国際社会の協調が世界経済及び金融の安定の回復に貢献しており、アジアにおける地域金融協力の強化にも積極的に貢献しています。これらは、政策目標の達成に大きく寄与しています。 また、財務省単独で解決することが困難な政策課題に関して、Ｇ20各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。

施策	政６－１－１ ：外国為替市場の安定

測定指標（定量的な指標）

［主要］政6-1-1-A-1：正確かつ適時な情報の提供

作成頻度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	達成度
国際収支状況	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
本邦対外資産負債残高	年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
外貨準備等の状況	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等	年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
外国為替平衡操作実施状況（月ベース）	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
外国為替平衡操作実施状況（日ベース）	年4回	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	
オフショア勘定残高	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
対外及び対内証券売買契約等の状況	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
達成割合		100%	100%	100%	100%	100%	○

（目標値の設定の根拠）
外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況や国際収支状況等について、引き続き正確にかつ適時公表することとし、上記目標値を設定しました。

（目標の達成度の判定理由）
外国為替市場の安定に資するため、平成27年度においても正確かつ適時な情報の提供を行いましたので、達成度は「○」としました。

施策についての評定	ｓ　目標達成

評定の理由

外国為替市場の安定に関しては、その安定を確保する観点から、Ｇ７やG20、国際機関といったマルチの場に加えて、各国当局との間でも緊密な意見交換に努めました。例えば、平成28年２月の上海G20においては、米国との間で財務大臣同士の会談を行ったほか、事務方同士でも日常的に、米国をはじめとする各国為替当局関係者との意見交換を密に行いました。また、ＩＭＦとの間でも、平成27年５月の対日４条協議において、為替市場についての意見交換を行いました。G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明（平成28年２月27日）等においては、それまでの為替に関するコミットメントを再確認するとともに、平成28年初頭からの市場の変動の高まりを受け、同年２月のG20において、「為替レートの過度の変動や無秩序な動きは、経済及び金融の安定に対して悪影響を与え得ること」についての認識をG20参加国で共有し、2013年以来３年ぶりにこの文言をG20共同声明の中に明示的に盛り込むこととなりました。Ｇ７エルマウ・サミット首脳宣言（平成27年６月８日）においては、「既存のＧ７の為替相場のコミットメントを再確認する」との文言を盛り込むこととなりました。

外為特会の保有する外貨資産に関しては、安全性及び流動性に最大限留意しつつ、可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。

国際収支統計及び対外資産負債残高統計に関しては、平成26年よりＩＭＦ国際収支マニュアル第６版に移行し、当該マニュアルに基づく国際収支統計の作成・公表を開始しています。

以上のとおり、測定指標が「○」であることから、「ｓ 目標達成」としました。

<table>
<tr><td>施策</td><td colspan="4">政６－１－２：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画</td></tr>
<tr><td rowspan="3">測定指標（定性的な指標）</td><td rowspan="2">［主要］
政6-1-2-B-1:
国際金融システムの安定に向けた国際的な協力への参画</td><td>目　標</td><td>Ｇ20、Ｇ７等における国際的な議論に積極的に参画するとともに、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。</td><td>達成度</td></tr>
<tr><td>実　績</td><td>トルコ議長下で平成27年度４月・９月・10月に開催されたＧ20財務大臣・中央銀行総裁会議、11月に開催されたＧ20アンタルヤサミット、中国議長下で平成28年２月に開催されたＧ20財務大臣・中央銀行総裁会議などの場で我が国の経済政策について説明し、各国の理解を得たほか、世界経済に関する議論に積極的に参画しました。

特に、トルコ議長下Ｇ20における各国の「包括的な成長戦略」と、より強固で持続可能かつ均衡ある成長に向けたＧ20全体の計画である「アンタルヤ行動計画」の策定に対しては、現在進行中である日本の成長戦略の取組を具体的に説明・発信することを通じて大きく貢献しました。

また、平成27年９月にアンカラにて開催されたＧ20では、中国を発端として株式市場や為替市場で変動が高まる中、我が国からは中国当局の注意深い政策運営や構造的課題への取組の重要性について指摘し、Ｇ20としても経済の信認と金融の安定を促進するために、引き続き経済の動向を注視し、波及効果を評価し、必要に応じ新たなリスクに対処することで合意しました。さらに、平成28年２月に上海にて開催されたＧ20では、我が国から、下方リスクに対処するため各国の政策課題に真摯に取り組む必要性について発言しました。会議後採択されたコミュニケでも、金融、財政、構造政策の全ての政策手段を個別にまた総合的に用いることに合意しています。

また、ＩＭＦ関連政策としては、平成22年に合意され、我が国がＩＭＦ関連会議やＧ20等の場を通じて発効に向けた働きかけを続けてきた、ＩＭＦのクォータ・ガバナンス改革（2010年改革）が、平成28年１月についに発効に至りました。これは、ＩＭＦのガバナンス向上や機能強化に大きく貢献するものです。</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="4">（目標の設定の根拠）
国際金融システムの安定を実現し、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。

（目標の達成度の判定理由）
国際金融システムの安定に向けた国際的な協力の観点から、我が国の取組みが国際金融の安定・世界経済の持続的発展に大きく貢献するに至ったと考えられる場合に○とするところ、27年度には各種会議にて我が国の経済政策について積極的に発信し、特にＧ20としての「包括的な成長戦略」や「アンタルヤ行動計画」の策定に向けた取組や、Ｇ20における世界経済の議論に大きく貢献したこと、さらに、ＩＭＦのガバナンスや機能強化等の議論に積極的に参画したことから、達成度を「○」としました。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策についての評定</td><td colspan="2">ｓ　目標達成</td></tr>
<tr><td>評定の理由</td><td colspan="4">国際金融システムの安定に関しては、Ｇ20やＧ７における国際的な議論・取組に積極的に参画しました。たとえば、Ｇ20としての「包括的な成長戦略」や「アンタルヤ行動計画」策定の取組に対しては、現在進行中である日本の成長戦略の取組を具体的に説明・発信することを通じて、に大きく貢献しました。また、ＩＭＦに関してはＩＭＦのガバナンスや機能強化等の議論に積極的に参画しました。

以上のとおり、測定指標が「○」であることから、「ｓ　目標達成」としました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>施策</td><td colspan="4">政６－１－３：アジアにおける地域金融協力の推進</td></tr>
<tr><td rowspan="3">測定指標（定性的な指標）</td><td rowspan="2">［主要］
政6-1-3-B-1:
アジアにおける地域金融協力への取組</td><td>目　標</td><td>チェンマイ・イニシアティブやアジア債券市場育成イニシアティブ等の地域金融協力や、二国間の金融協力を積極的に推進していきます。</td><td>達成度</td></tr>
<tr><td>実　績</td><td>ＡＭＲＯの国際機関化などの組織強化、ＣＭＩＭの強化、ＡＢＭＩの推進（プロ向け債券市場における上場時の共通書類の作成等）を行いました。

また、中国との間で平成27年６月６日に第５回日中財務対話を、韓国との間で平成27年５月23日に日韓財務対話をそれぞれ開催したほか、ＡＳＥＡＮ各国との二国間金融協力の強化にも努めました。さらに、シンガポールとの二国間通貨スワップ取極の再締結にも取り組むと共に、アジアにおける金融市場の環境整備を支援しました。</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="4">（目標の設定の根拠）
アジア地域での金融協力を強化することは、地域金融市場の安定を図る上で重要なためです。

（目標の達成度の判定理由）
ＡＳＥＡＮ＋３の地域金融協力や二国間の金融協力を積極的に推進することができたと考えられる場合に○とするところ、上記実績の通り積極的に推進することができたと考えられるため、達成度を「○」としました。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策についての評定</td><td colspan="2">ｓ　目標達成</td></tr>
<tr><td>評定の理由</td><td colspan="4">アジアにおける地域金融協力の強化に関しては、ＡＳＥＡＮ＋３財務大臣・中央銀行総裁プロセスにおいて積極的に取り組みました。

また、ＣＭＩＭ（チェンマイ・イニシアティブ）については、その実効性を高めるべく、ＡＳＥＡＮ＋３財務大臣プロセスにおいて、ＣＭＩＭの円滑な運営のための体制整備を確実にするための議論をリードしました。域内の経済監視を行う機関であるＡＭＲＯ（ＡＳＥＡＮ＋３マクロリサーチオフィス）に関しては、その設立協定が平成28年２月に発効し、国際機関となりました。
さらに、ＡＢＭＩ（アジア債券市場育成イニシアティブ）にも積極的に取り組んでおり、ＡＳＥＡＮ＋３域内のプロ向け債券市場における上場時の共通書類の作成、域内のクロスボーダーでの債券投資時に、資金決済及び証券決済を同時に行うためのシステム接続に向けた検討等を推進しました。
二国間財務・金融協力に関しては、中国との間で平成27年６月６日に第５回日中財務対話を、韓国との間で平成27年５月23日に日韓財務対話をそれぞれ開催いたしました。ＡＳＥＡＮ各国との関係では、平成27年５月には、シンガポールとの間の二国間通貨スワップ取極を再締結しました。

以上のとおり、測定指標が「○」であるため、「ｓ 目標達成」としました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>施策</td><td colspan="4">政６－１－４：北朝鮮・イランの核開発等に係る問題への対策及びテロ資金や大量破壊兵器の拡散に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応</td></tr>
<tr><td rowspan="3">測定指標（定性的な指標）</td><td rowspan="2">［主要］
政6-1-4-B-1:
国連安保理決議及び国際協調等に基づく制裁措置の実施</td><td>目　標</td><td>国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づく資産凍結の措置等の着実な実施を図ります。
また、国際社会と協調し、資金洗浄・テロ資金対策に関するＦＡＴＦ（金融活動作業部会）勧告の実施等を関係省庁と協力して推進していきます。
さらに、外国為替検査を実施し、金融機関等における外為法等の遵守体制の整備・強化を図るとともに、これらの措置等の実効性を確保することとします。
なお、検査の効率性及び有効性を高める観点から、立入検査に先立ち金融機関による内部監査のヒアリングを実施し、その状況に応じて検査項目や日数に差を設ける「新たな検査手法」を導入します。</td><td>達成度</td></tr>
<tr><td>実　績</td><td>国連安保理決議等を踏まえ、タリバーン関係者等及び北朝鮮の核関連等計画に関与した者等に対して、外為法に基づく資産凍結等の措置を着実に実施しました。イランに関しては安保理決議に基づく制裁解除等に適切に対応しました。
なお、北朝鮮に関しては同国向け支払の原則禁止措置等を実施しました。

また、これらの措置の実効性を確保するため、外国為替検査を実施するとともに、検査そのものの効率性・有効性の向上を目的として内部監査ヒアリングを前置する立入検査を実施しました。

さらに、ＦＡＴＦ勧告実施のための国内法令整備の取組みを推進するとともに、今後予定される第四次対日相互審査に向けた対応を進める等、ＦＡＴＦ勧告の実施に向けた取組を進めてまいりました。</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="4">（目標の設定の根拠）
国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく資産凍結の措置等の着実な実施が、国際金融システムの安定に資するためです。

（目標の達成度の判定理由）
「目標達成」となる場合は、上記目標が具体的に実施された場合であるところ、平成27年度においては、外為法に基づく資産凍結等の措置とともに外国為替検査を適切に実施し、また、ＦＡＴＦ勧告の実施に向けた国内法令整備のための取組を推進してきたことから、達成度を「○」としました。</td></tr>
</table>

施策についての評定	s　目標達成
評定の理由	北朝鮮等に関しては、累次の国連安保理決議又は主要国との国際協調等に基づき、核開発等に関与する者に対する資産凍結等の措置を講じてきており、平成27年度も、国連安保理決議等により新たに指定された対象者に対し、着実に措置を実施しました。また、イランについては、安保理決議に基づく制裁解除等に適切に対応しました。 これらの措置等の実効性を確保するため、外国為替検査を実施するとともに、検査の効率性及び有効性を高める観点から、立入検査に先立ち金融機関への内部監査のヒアリングを実施し、その状況に応じて立入検査の項目や日数に差を設ける「新たな検査手法」を導入しました。 また、イランがＥＵ３＋３（英仏独米中露）と合意した共同作業計画（ＪＰＯＡ）に基づき、イランのための人道取引の促進等に、積極的に貢献しました。 さらに、第187回臨時国会において成立した資金洗浄・テロ資金対策関連法の施行に向けた関連政省令の整備を行ったほか、今後予定される第四次対日相互審査に向けた対応を進めるなど、関係省庁と連携し、ＦＡＴＦ勧告実施に向けた取組を着実に進めてまいりました。 以上のとおり、測定指標が「○」であることから「s 目標達成」としました。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 今後とも、Ｇ７声明やG20声明で確認されている考え方を踏まえつつ、各国当局との意見交換や国際協調等を行うなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行っていきます。また、外為特会の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、可能な限り収益性を追求する運用を行っていきます。 世界経済の持続的発展等を目的として、G20等の国際的な枠組みにおいて積極的に貢献するとともに、Ｇ７議長国として議論を主導し、また国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。またＩＭＦのガバナンスや機能強化の議論に積極的に貢献します。 ＡＳＥＡＮ＋３財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、ＣＭＩＭ、AMROの強化及びＡＢＭＩを推進していきます。 また、ＡＳＥＡＮ諸国との二国間金融協力の枠組み等を通じて、より率直かつ密接な意見交換を行っていきます。 各国・関連国際機関等との協力、外為法及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（犯収法）の実効性の確保、ＦＡＴＦ勧告の実施に向けた更なる国内措置の検討、北朝鮮等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施していきます。 また、平成27年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	――――――

政策目標に係る予算額	区　　分		平成25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況（千円）	当初予算	1,276,315,751	1,334,760,894	1,308,485,348	890,144,814
		補正予算	―	―	―	
		繰越等	―	―	N.A	
		合　計	1,276,315,751	1,334,760,894	N.A	
	執行額（千円）		117,444,059	77,866,947	N.A	

（概要）
　政府短期証券の利子の支払に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れ等に必要な経費です。
（注）平成27年度「繰越等」、「執行額」等については、平成28年11月頃に確定するため、平成28年度実績評価書に掲載予定です。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第187回国会 総理大臣所信表明演説（平成26年９月29日） 第189回国会　総理大臣施政方針演説（平成27年２月12日） 「日本再興戦略」改訂2015（平成27年６月30日閣議決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	外国為替等の状況：国際収支状況、本邦対外資産負債残高、外貨準備等の状況、外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等、外国為替平衡操作実施状況（月ベース）、外国為替平衡操作実施状況（日ベース）、オフショア勘定残高、対外及び対内証券売買契約等の状況（財務省ホームページ）

前年度政策評価結果の政策への反映状況	
	Ｇ７声明やG20声明で確認されている考え方を踏まえつつ、各国当局との意見交換や国際協調等を行うなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行いました。また、外為特会の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、可能な限り収益性を追求する運用を行いました。 G20、Ｇ７等の枠組みを通じ、各国と一層協働して国際金融システムの安定に向けた取組を進め、またＩＭＦのガバナンスや機能強化の議論に積極的に貢献しました。 ＡＳＥＡＮ＋３財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、ＣＭＩＭ、ＡＭＲＯの強化及びＡＢＭＩを推進しました。また、ＡＳＥＡＮ諸国との二国間金融協力の枠組み等を通じて、より率直かつ密接な意見交換を行いました。 各国・関連国際機関等との協力、外為法及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（犯収法）の実効性の確保、ＦＡＴＦ勧告の実施に向けた更なる国内措置の検討、北朝鮮等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施しました。 また、平成26年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めました。

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課）	政策評価実施時期	平成28年６月

政策目標６－２：	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

上記目標の概要	自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困の問題や気候変動等の地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力に積極的に取り組むことを通じて、世界経済の中で大きな地位を占める我が国が主体的な役割を果たすことが求められています。こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のＯＤＡに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（ＪＩＣＡ）の有償資金協力や国際協力銀行（ＪＢＩＣ）による支援については、開発途上国の経済発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。 （上記目標を達成するための施策） 政６－２－１：ＯＤＡ等の効率的・戦略的な活用 政６－２－２：有償資金協力（国際協力機構（ＪＩＣＡ））を通じた支援並びに国際協力銀行（ＪＢＩＣ）及び国際開発金融機関（ＭＤＢｓ）を通じた支援等 政６－２－３：債務問題への取組 政６－２－４：開発途上国に対する知的支援

政策目標6－2についての評価結果	
政策目標についての評定	Ｓ　目標達成
評定の理由	全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標は、「Ｓ　目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 円借款やＪＢＩＣ業務等の実施を含む取組は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に重要で必要であると言えます。 ＯＤＡの効率的・戦略的な活用、ＭＤＢｓを通じた積極的な支援への参画等は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に貢献しています。 ＭＤＢｓ及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やＮＧＯとの連携の促進、国別援助方針の策定等を通じて、財務省が所管するＯＤＡの一層効率的・戦略的な活用に取り組む等、業務の効率化に努めています。 （平成27年度行政事業レビューとの関係） 引き続き効率的な執行に努めるとの行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、国際開発金融機関等への拠出については、引き続き効率的な執行に努めました。（事業番号032～049） ＪＩＣＡの有償資金協力については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、対象事業の一層の戦略的な選定等に取り組みつつ、「質の高いインフラパートナーシップ」や「『日本再興戦略』改訂2015」、「インフラシステム輸出戦略（平成27年度改訂版）」等を受けて円借款の効果的・効率的な実施、迅速化に努めました。（事業番号050）

施策	政6-2-1:ODA等の効率的・戦略的な活用			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政6-2-1-B-1: ODAの効率的・戦略的な活用	目　標	円借款において、必要な事業規模の確保、執行の強化、他機関との連携及び必要に応じた制度改善等を通じて、ＯＤＡを効率的・戦略的に活用していきます。	達成度
		実　績	ＥＢＦ（Equity Back Finance）等の新設された円借款等を活用した具体的な案件が組成されるとともに、平成27年11月には「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」において、ＪＩＣＡの円借款の迅速化・制度改善策を発表しました。	○
	（目標の設定の根拠） 我が国の経済・財政状況が厳しい中、幅広い国民の理解を得てＯＤＡを実施していくためには、効率的かつ戦略的に援助を実施していく必要があるためです。 （目標の達成度の判定理由） ＥＢＦ（Equity Back Finance）等の新設円借款の活用や新たな迅速化・制度改善策の発表など、ＯＤＡの効率的・戦略的な活用に向けた取組みが着実に進んでいることから、達成度を「○」としました。			
測定指標（定性的な指標）	政6-2-1-B-2: その他の政府資金の効率的・戦略的な活用	目　標	ＪＢＩＣにおいて、必要な事業規模の確保、他機関との連携及び必要に応じた出融資制度の改善等を通じて、途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献していきます。	達成度
		実　績	ＪＢＩＣによる支援を通じ、途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献しました。	○
	（目標の設定の根拠） 「開発協力大綱」にも示されている通り、開発協力は、ＯＤＡのみならず、ＯＯＦとの連携を強化し、開発のための相乗効果を高めることが求められているためです。 （目標の達成度の判定理由） ＪＢＩＣについては、ＧＲＥＥＮ（Global action for Reconciling Economic growth and ENvironmental preservation）等を通じて、途上国の安定的な経済社会の発展や、気候変動問題等の地球規模課題の解決に貢献する施策を進めたことから、達成度を「○」としました。			
施策についての評定	s 目標達成			
評定の理由	ＪＩＣＡの円借款業務に関しては、平成25年に創設されたＥＢＦ（Equity Back Finance）の第１号案件が組成されるなど新設円借款の活用が進んでいます。また、アジアを中心とする新興国の膨大なインフラ需要に対応するため、平成27年11月に発表した「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」において、ＪＩＣＡの円借款の迅速化・制度改善策を発表するなど、ＯＤＡの効率的・戦略的な活用に向けた取組を着実に進めています。 ＪＢＩＣについては、途上国における高い地球環境保全効果を有する案件に対して支援を行うＧＲＥＥＮ（Global action for Reconciling Economic growth and ENvironmental preservation）等を通じて、途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献しました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であることから、「s 目標達成」としました。			

<table>
<tr><td>施策</td><td colspan="4">政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））、国際協力銀行（JBIC）業務、国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援</td></tr>
<tr><td rowspan="3">測定指標（定性的な指標）</td><td rowspan="2">[主要]
政6-2-2-B-1:
国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援への参画</td><td>目　標</td><td>世界銀行グループ、アジア開発銀行等の国際開発金融機関（ＭＤＢｓ）の主要出資国として、業務運営に積極的に参画します。</td><td>達成度</td></tr>
<tr><td>実　績</td><td>理事会での議論や政策協議を通じ、ＭＤＢｓの業務運営に積極的に参画しました。</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="4">（目標の設定の根拠）
ＭＤＢｓの業務運営に積極的に参画し、我が国のＯＤＡ政策・開発理念や経験・専門的知見をＭＤＢｓの政策や業務に反映させることで、我が国支援の効果・効率を増大させていくことが重要であるためです。

（目標の達成度の判定理由）
ＭＤＢｓの業務運営政策を決定する理事会での議論に積極的に参画し、我が国の政策の反映に努めました。また、ＭＤＢｓの幹部職員の訪日機会を捉え、政策協議を積極的に行いました。更に、ＭＤＢｓに期待する役割について、民間企業と意見交換を行いました。そのため、達成度は「○」としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">測定指標（定性的な指標）</td><td rowspan="2">政6-2-2-B-2:
地球環境保全に向けた議論への参画</td><td>目　標</td><td>我が国が主要な拠出国となっている地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：ＧＥＦ）及び気候投資基金（Climate Investment Funds：ＣＩＦ）の運営や、緑の気候基金（Green Climate Fund：ＧＣＦ）について、同基金の制度設計に係る議論に積極的に参画していきます。</td><td>達成度</td></tr>
<tr><td>実　績</td><td>平成27年10月にペルーで開催された気候資金閣僚級会合や、同年12月にパリで行われたＣＯＰ21（気候変動枠組条約第21回締約国会議）での議論に加え、各基金の意思決定機関である評議会（ＧＥＦ）、運営委員会（ＣＩＦ）、理事会（ＧＣＦ）の会合に出席し、各基金の運営や制度設計に係る議論に積極的に参画しました。</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="4">（目標の設定の根拠）
我が国は、気候変動等の地球環境問題が開発途上国に与える問題の重要性を認識し、引き続き必要な援助を提供することにより開発途上国における地球環境の保全を支援する観点から、議論に積極的に参画する必要があるためです。

（目標の達成度の判定理由）
昨年度行われた主要な国際会議のほか、各基金の評議会や理事会等の会合にすべて出席し、評議員等として各基金の運営等の議論に積極的に参画し、地球環境保全活動に貢献したため、達成度は「○」としました。</td></tr>
</table>

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	国際開発金融機関（ＭＤＢｓ）を通じた支援に関しては、ＭＤＢｓの業務運営についての議論に積極的に参画することにより、日本とＭＤＢsの間の連携を深めることができました。例えば、平成27年11月に公表された「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」において、本パートナーシップを支える重要施策の一つとして、日本とアジア開発銀行（ＡＤＢ）の連携が掲げられ、①ＪＩＣＡとＡＤＢが協調して質の高いＰＰＰ等民間インフラ案件に投融資すること、②質の高い公共インフラ整備を促進するため、ＪＩＣＡとＡＤＢが協働して長期支援計画を策定し、外国政府向けに協調融資するための信託基金をＡＤＢに新設すること等、について取り組んでいます。また、「質の高いインフラ投資」をグローバル展開するため、日本は米州開発銀行（ＩＤＢ）ともパートナーシップに合意し、協調融資を延長・拡充し、融資案件の上流から関与するための信託基金枠の創設を行いました。 国際社会が一丸となった取り込むべき分野である地球環境保全・改善への取組として、地球環境ファシリティ（ＧＥＦ）等多国間の資金メカニズムの運営等の議論に積極的に参画するとともに、緑の気候基金（ＧＣＦ）の案件実施にむけた制度設計にも貢献し、業績指標の目標値を達成しました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であることから、「s 目標達成」としました。

施策	政6-2-3:債務問題への取組			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政6-2-3-B-1: 債務に関する諸問題についての議論への参画	目 標	債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に対し、ＩＭＦ、世界銀行やパリクラブ等の国際的枠組みにおいて、新興援助国も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。	達成度
		実 績	ＩＭＦ、世界銀行やパリクラブ等の国際的枠組みにおいて、積極的に議論に参画し、パリクラブにおいては、12月にキューバとの間で、公的延滞債務解消について合意したほか、先に成立したパリクラブ合意に基づき、7月にアルゼンチンとの間で債務救済措置に関する交換公文が締結されました。また、世界銀行においては、債務持続可能性を維持・改善しつつ、柔軟な開発資金動員を可能とする形で非譲許的借入ポリシーが改定されました。	○
	（目標の設定の根拠） 新興援助国や民間からの資金流入の増大等、開発途上国への資金流入状況が変化している中で、開発途上国が債務返済困難に陥らないために積極的に議論に参画していくことが重要であるためです。 （目標の達成度の判定理由） 平成27年度は、国際的枠組みにおける議論に積極的に参画し、債務問題の改善や解決に向けて日本の主張を反映する形で具体的な合意が得られたことから、達成度は「○」としました。			

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	我が国は引き続き、ＩＭＦ、世界銀行やパリクラブ等の国際的枠組みにおける議論に積極的に参画しました。 パリクラブにおいては、平成27年12月に、1986年以来返済が滞っていた対キューバ延滞債権に関し、キューバと延滞解消策の合意が得られました。我が国は主要債権国の一角として、合意に向けた議論に主導的に参加しました。 また、国際開発協会（世界銀行のグループ機関）から支援を受けている最貧国等に対して、非譲許的な借入の制限として課される「非譲許的借入ポリシー」の改定に際しては、世界銀行や関係国と協議を重ね、平成26年度に改定されたＩＭＦ「債務上限ポリシー」と整合性の取れた制度改革が実現しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であることから、「s 目標達成」としました。

施策	政6-2-4:知的支援							
測定指標（定量的な指標）	[主要] 政6-2-4-A-1: 知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合） （単位:%）	年 度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
		目標値	70.0以上	80.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	○
		実績値	98.0	98.6	98.7	98.9	99.1	

（目標値の設定の根拠）
知的支援の効果・有効性の向上を一層図っていく観点から目標値を「95以上」としています。

(注１)研修・セミナーの参加者を対象に実施するアンケート調査で「非常に有意義」、「有意義」、「普通」、「あまり有意義ではない」、「有意義ではない」の回答項目の内、研修・セミナーの総合的な評価に対して「非常に有意義」、「有意義」、と回答した者の割合。なお、アンケート調査の概要に関しては、P212参照。

(注２)数値（割合）はそれぞれの研修・セミナーのアンケート調査で得られた数値を単純平均したもの。

（目標の達成度の判定理由）
目標値である95%を達成しているため、達成度は「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	税関の知的支援については、通関制度・税関手続きの簡素化・透明化、取締手法の効率化、税関能力向上等に取り組んでいる開発途上国税関当局に対し、支援ニーズを的確に把握した上で、ＷＣＯ（世界税関機構）等と連携しつつ、本邦受入研修や専門家派遣を実施しました。 財務総合政策研究所の知的支援については、複数国向けに、財政経済分野の人材育成のためのセミナー開催の他、個別国支援として、ミャンマー、ラオス向けに中小企業金融分野の技術協力等を実施しました。なお、平成24年度より実施してきたヤンゴン証券取引所開設に向けたミャンマー資本市場育成支援に関して、平成27年12月に同取引所は開所式を開催し、平成28年３月に取引を開始しました。 知的支援の実施に当たっては、相手国の要望に即している内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者、在外公館の財政経済担当者及び長期派遣されているＪＩＣＡ専門家等との意見交換を十分に行うとともに、事後のアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに努め、測定指標の目標値を達成しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であることから、「s 目標達成」としました。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 これまでの経協インフラ戦略会議の議論等を踏まえ、関係省庁間で密接な連携を図りながら、財務省所管のＯＤＡの一層効率的・戦略的な活用に取り組みます。 ＪＩＣＡ円借款業務に関しては、新設された円借款の活用を進める等、ＯＤＡの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進していきます。 ＪＢＩＣに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進していきます。 ＭＤＢｓに関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画していきます。 我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施しＧＥＦ及びＣＩＦの運営や、ＧＣＦの詳細設計に係る議論に、積極的に参画していきます。 開発途上国の債務救済や、債務に関する諸問題に取り組むため、パリクラブをはじめとする国際的枠組みにおける議論に積極的に参加していきます。 知的支援の実施に当たっては、引き続き、意見交換等を行い、相手国の要望に即した内容となるよう、必要に応じて見直しに努め、国際協力に積極的に取り組んでいきます。 また、平成27年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、平成29年度予算要求において、必要な経費の確保に努めていきます。

財務省政策評価懇談会における意見	――――――

政策目標に係る予算額	区　　分		平成25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況（千円）	当初予算	81,417,418	79,364,420	78,309,697	77,290,463
		補正予算	17,407,669	△ 5,837	△ 3,372	
		繰越等	－	－	N.A.	
		合　　計	98,825,087	79,358,583	N.A.	
	執行額（千円）		98,616,765	79,190,432	N.A.	

（概要）
アジア開発銀行等拠出経費などの経済協力に必要な経費です。

（注）平成27年度「執行額」等については、平成28年11月頃に確定するため、平成28年度実績評価書に掲載予定です。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	開発協力大綱（平成27年２月10日閣議決定） 質の高いインフラパートナーシップ（平成27年５月21日公表） 「日本再興戦略」改訂2015（平成27年６月30日閣議決定） 質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ（平成27年11月21日公表）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	政策目標に係る予算額等の状況：平成25～27年度一般会計補正予算書（財務省）、平成28年度一般会計予算書（財務省）、平成25・26年度一般会計歳入歳出決算書（財務省）

前年度政策評価結果の政策への反映状況	ＪＩＣＡ円借款業務に関しては、新設された円借款の活用を進めるとともに、必要に応じた制度改善を実施するなど、ＯＤＡの効率的・戦略的な活用に向けた取組を推進しました。 ＪＢＩＣに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組みを推進しました。 ＭＤＢｓに関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画しました。 我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施しＧＥＦ及びＣＩＦの運営や、ＧＣＦの詳細設計に係る議論に、積極的に参画しました。 開発途上国の債務救済や、債務に関する諸問題に取り組むため、パリクラブをはじめとする国際的枠組みにおける議論に積極的に参加しました。 知的支援の実施に当たっては、引き続き、意見交換等を行い、相手国の要望に即した内容となるよう、必要に応じて見直しに努め、国際協力に積極的に取り組みました。 また、平成26年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、平成28年度予算要求において、必要な経費の確保に努めました。

担当部局名	国際局（総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、関税局（総務課、参事官室（国際協力担当））、税関研修所、財務総合政策研究所（研究部国際交流室）	**政策評価実施時期**	平成28年６月

政策目標６－３：　日本企業の海外展開支援の推進

上記目標の概要	新興国を中心に世界の市場は急速に拡大しており、この成長市場の獲得に向けて、世界各国が激しい競争を繰り広げています。こうした中、日本企業が持つ技術力を始めとした強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要となっています。 財務省としても、「「日本再興戦略」改訂2015」や「インフラシステム輸出戦略」等を踏まえ、下記に掲げる施策等を関係省庁と連携しつつ、日本企業の海外展開支援を推進していきます。 このような観点から、上記の目標を設定しています。 **（上記目標を達成するための施策）** 政６-３-１：円借款、国際協力銀行（ＪＢＩＣ）業務を通じた支援の推進

政策目標6－3についての評価結果	
政策目標についての評定	Ｓ　目標達成
評定の理由	施策が「s 目標達成」であることから、当該政策目標は、「Ｓ　目標達成」としました。
政策の分析	**（必要性･有効性･効率性等）** 日本企業の海外展開支援は、「日本再興戦略」においても重要な柱の一つとされており、円借款や国際協力銀行（ＪＢＩＣ）の活用を通じて推進しています。

施策	政6-3-1：円借款、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援の推進			
測定指標（定性的な指標）	政6-3-1-B-1: 円借款を通じた支援の取組	目　標	日本の優れた技術・ノウハウを開発途上国に提供し、新興国の成長を取り込み、日本経済の活性化につながるよう、各施策を着実に実施していきます。	達成度
		実　績	平成27年11月21日に「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」として、ＪＩＣＡの円借款の迅速化・制度改善策を発表しました。	○
	（目標の設定の根拠） 我が国が開発途上国の経済発展を支援していきつつ、日本企業の海外展開を支援していく上で、円借款による支援は重要なツールの一つであるためです。 （目標の達成度の判定理由） 開発途上国や新興国の経済発展を支援するとともに、日本企業の海外展開を支援するための重要なツールでもある円借款について、着実に支援するとともに迅速化・制度改善策も発表したため、達成度は「○」としました。			
	[主要] 政6-3-1-B-2: 国際協力銀行（JBIC）を通じた支援の取組	目　標	国際協力銀行（ＪＢＩＣ）においては、「「日本再興戦略」改訂2015」等を踏まえ、日本企業の海外展開支援を推進していきます。	達成度
		実　績	平成27年11月21日に「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」として日本企業の海外展開をより一層後押しするためのＪＢＩＣの機能強化を発表しました。	○
	（目標の設定の根拠） 我が国が開発途上国の経済発展を支援していきつつ、日本企業の海外展開を支援していく上で、国際協力銀行（ＪＢＩＣ）による支援は重要なツールの一つであるためです。 （目標の達成度の判定理由） 日本企業の海外展開をより一層後押しするためのＪＢＩＣの機能強化策を発表し、平成28年２月にそのためのＪＢＩＣ法改正案を国会に提出するなど、ＪＢＩＣを通じた支援の取組を推進したため、達成度は「○」としました。			
施策についての評定	s　目標達成			
評定の理由	開発途上国や新興国の経済発展を支援するとともに、日本企業の海外展開を支援するための重要なツールでもある円借款について、着実な支援を行うとともに、平成27年11月に「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」において、円借款の迅速化や外貨返済型円借款の中進国以上の国への導入やドル建て借款の創設等の制度改善策を発表しました。 ＪＢＩＣは日本企業の海外展開を支援する重要なツールであるところ、新興国の膨大なインフラ整備需要に応えるため、平成27年11月に「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」において、民間の資金・ノウハウを活用した海外のインフラ・プロジェクト等について、日本企業の海外展開をより一層後押しするためのＪＢＩＣの機能強化策を発表するとともに、平成28年２月にそのためのＪＢＩＣ法改正案を国会に提出しました。（参考：平成28年５月11日にＪＢＩＣ法改正案が成立。） 更に、国際開発金融機関（ＭＤＢｓ）やＪＢＩＣに期待する役割等について、民間企業との意見交換を行いました。 以上より、全ての達成度が「○」であることから、評定を「ｓ　目標達成」としました。			

評価結果の反映	「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」等を踏まえ、円借款の新たな制度や機能強化されたＪＢＩＣの活用を通じて、引き続き日本企業の海外展開支援を推進していきます。

財務省政策評価懇談会における意見	インフラ輸出について、海外に比べて日本の受注率は低い。日本のインフラは質はいいが、どうやって受注を増やしていくかが、日本の大きな課題である。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	インフラシステム輸出戦略（平成25年５月17日第４回経協インフラ戦略会議決定、平成27年６月２日改訂） 質の高いインフラパートナーシップ（平成27年５月21日公表） 「日本再興戦略」改訂2015（平成27年６月30日閣議決定） 質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ（平成27年11月21日公表）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし

前年度政策評価結果の政策への反映状況	日本企業の海外展開支援を引き続き推進するため、円借款やＪＢＩＣ等の制度改革を実施しました。

担当部局名	国際局（総務課、開発政策課）	政策評価実施時期	平成28年６月

政策目標７－１： 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

上記目標の概要	政策金融は、金融という資金供給の手法によって、特定の政策目的を達成する政策実現手段であり、税制、補助金等と同様に財政政策の一環として政策的な資源配分機能を果たしています。政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されていることが重要です。今後も、政府関係金融機関等が経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。 また、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営を確保するため、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的、効率的な検査等を行います。 **（上記目標を達成するための施策）** 政７－１－１：政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保 政７－１－２：政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保

政策目標7－1についての評価結果	
政策目標についての評定	Ｓ　目標達成
評定の理由	**（政府関係金融機関等の経済･金融情勢等に応じた適切な対応の確保）** ⑴東日本大震災への対応として、平成26年度に引き続き、「経済財政運営と改革の基本方針2015」等も踏まえ、危機対応業務として、日本政策金融公庫からのリスク補完措置等を受け、指定金融機関（日本政策投資銀行・商工組合中央金庫）が円滑な資金供給を実施しています。 加えて、日本政策金融公庫では、 ①　東日本大震災によって影響を受けた中小企業者の資金繰り支援策として、平成23年度に創設した「東日本大震災復興特別貸付」の継続や東日本大震災復興緊急保証の適用期限の延長、 ②　「再挑戦支援資金」等の貸付に係る金利の引下げの継続、 等の措置を講じ、被災企業の資金繰りの円滑化を図っていきました。 ⑵「「日本再興戦略」改訂2015」・「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策－成長と分配の好循環の形成に向けて－」等を受けて、民需主導の経済の好循環を確立するためには、中小企業・小規模事業者の活力を引き出していく必要があることから、日本政策金融公庫の融資制度等について、以下の措置を講ずるとともに、こうした国の施策に応じて各政府関係金融機関等が適正に業務を運営するよう監督していきました。 ①　保育・介護サービスを行う中小企業等や、地方での雇用創出や本社機能の地方移転等の地方創生への取組を行う中小企業等に対する融資の促進 ②　中小企業等の資金調達の円滑化を図るため、借入金に係る信用保証契約の更新（借換保証）等に適切に対応するための財務基盤の強化 ⑶平成27年５月に成立した「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」では、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を促進するとともに、大規模な災害や経済危機等に対処するための資金の供給確保に万全を期す必要があることから、日本政策投資銀行に、 ①　成長資金（資本性資金等）を時限的・集中的に供給する新たな投資の仕組みを創設し、 ②　民間による危機対応が十分に確保されると見込まれるまでの間、日本政策投資銀行に危機対応業務の実施を義務付ける、 等の措置を講じました。 よって、政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保については、「目標達成」と考えられます。 **（政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保）** 政府関係金融機関等に対して、関係法令・規程等に基づき、政策目的に沿った適切な業務運営が行われているかの検査を実施し、問題点の改善につながる指摘を行いました。また、これらの検査結果を踏まえて、指摘事項の改善を早期に実施できるよう監督を行いました。 よって、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保については、「目標達成」と考えられます。 以上のとおり、全ての施策が「s　目標達成」であることから、「Ｓ　目標達成」としました。

政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 　政策金融の機能が適確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されている必要があります。 　財務省が民業補完の観点から政府関係金融機関等の不断の業務の見直しを行うとともに、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的、効率的な検査等を実施し、その結果を踏まえて各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めることにより、経済対策や震災対応において中小企業者等への円滑な資金供給等を実施する等の必要なニーズに対して適切に対応しています。また、経済対策や震災対応において事業規模を拡大した貸付枠等に対して、十分な実績を上げています。 　各機関の検査について、監督部局が検査対象機関から受けた報告等の情報を活用することや検査対象機関の業務の一部に焦点をあてた検査を実施する等、効率的な実施に努めています。 （平成27年度行政事業レビューとの関係） 事業番号0052：新創業融資等実施事業（日本政策金融公庫補給金） ・「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善 　外部有識者の所見を踏まえ、貸付制度の政策目的や効果について厳格な検証を行うとともに、特別利率の水準についても妥当性を検討した上で必要な措置を講じる。 　また、信用リスク低減のための補給金を通じた貸出金利の引下げについても、支援策としての在り方を検証した上で、必要な見直しを行う。 ・「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：縮減 　貸付制度について、政策誘導の必要性、民業補完性等の観点から対象範囲や利率について見直しを行ったところであり、その結果必要となる補給金の要求額を削減した。（反映額：▲768百万円） 事業番号0053：日本政策金融公庫の統合補助事業（日本政策金融公庫補助金） ・「行政事業レビュー推進チームの所見」：終了予定 　平成26年度をもって終了する。 ・「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：予定通り終了 事業番号0054：セーフティネット貸付等実施事業（日本政策金融公庫出資金） ・「行政事業レビュー推進チームの所見」：現状通り 　引き続き、優先度の高い施策に集中するよう努めるとともに、利用者のニーズや公庫における貸付実績等を踏まえ、概算要求へ適切に反映する。 ・「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：現状通り 事業番号0055：中小企業信用保険事業（日本政策金融公庫出資金） ・「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善 　外部有識者の所見を踏まえ、信用補完制度の持続性を維持するため、国からの出資金が単なる「赤字補てん」とならないよう、公庫、保証協会及び民間金融機関の間のリスク分担の在り方等を関係省庁と検討を行い、必要な措置を講じる。 ・「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善 　外部有識者の所見等を踏まえ、制度見直し、ひいては中長期的な収支改善に向けて、検討中。 　概算要求に当たっては、最近の保険引受の現状を反映し、保険引受規模が抑制。また、将来的な最終損失額を精査し、要求枠として395億円を要求（対前年比▲28億円）。 事業番号0056：危機対応円滑化業務（危機対応円滑化業務出資金・補助金・補給金） ・「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善 　外部有識者の所見を踏まえ、補助金の対象業務について不断の見直しを行い、効果的・効率的な実施に努める。 ・「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：縮減 　補助金の必要額を精査し、システム関連費の削減を行った。（反映額：▲2百万円）

施策	政7-1-1:政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政7-1-1-B-1: 中小企業・小規模事業者への金融支援等を通じた資金繰りの円滑化	目　標	中小企業・小規模事業者の資金繰り・事業再生支援事業の実施を確保します。	達成度
		実　績	中小企業・小規模事業者の資金繰り・事業再生支援事業の実施を確保しました。	○
	（目標値の設定の根拠） 「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（平成26年12月27日閣議決定）を踏まえ、原材料価格の高止まり対策等、地域における中小企業・小規模事業者の資金繰り等を支援する必要があるためです。 （目標の達成度の判定理由） 「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（平成26年12月27日閣議決定）を受けて、26年度中に行った創業・事業再生の促進等の措置を引き続き実施しました。また、「「日本再興戦略」改訂2015」・「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策－成長と分配の好循環の形成に向けて－」等を受けて、民需主導の経済の好循環を確立するためには、中小企業・小規模事業者の活力を引き出していく必要があることから、日本政策金融公庫の融資制度等について、以下の措置を講ずるとともに、こうした国の施策に応じて各政府関係金融機関等が適正に業務を運営するよう監督していきました。 ①　保育・介護サービスを行う中小企業等や、地方での雇用創出や本社機能の地方移転等の地方創生への取組を行う中小企業等に対する融資の促進 ②　中小企業等の資金調達の円滑化を図るため、借入金に係る信用保証契約の更新（借換保証）等に適切に対応するための財務基盤の強化 以上から達成度は、「○」としました。			
	[主要] 政7-1-1-B-2: 地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給の強化	目　標	成長資金（資本性資金等）を供給する新たな投資業務の実施を確保します。	達成度
		実　績	成長資金（資本性資金等）を供給する新たな投資業務の実施を確保しました。	○
	（目標値の設定の根拠） 「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（平成26年12月27日閣議決定）を踏まえ、企業間連携や休眠技術の活用等の企業の成長に向けた積極的な取組を支援する必要があるためです。 （目標の達成度の判定理由） 株式会社日本政策投資銀行の特定投資業務において、地域経済の活性化や企業の競争力強化の観点から、企業の経営資源を有効活用し、新たな事業の開拓や異業種間で行う有機的連携等の経営の革新を行う取組に対し、成長資金（資本性資金等）を供給するとともに、政府として同業務の適正な運営のための監督を行ってきました。特定投資業務を通じた、平成27年度における個別案件への投融資決定件数は13件、共同ファンドへの支援決定件数は6件、共同ファンドからの投融資決定件数は１件、投融資決定額は1,039億円、実投融資額は448億円です。 以上から達成度は、「○」としました。			

施策についての評定	s　目標達成
評定の理由	⑴東日本大震災への対応として、平成26年度に引き続き、「経済財政運営と改革の基本方針2015」等も踏まえ、危機対応業務として、日本政策金融公庫からのリスク補完措置等を受け、指定金融機関（日本政策投資銀行・商工組合中央金庫）が円滑な資金供給を実施しています。 加えて、日本政策金融公庫では、 ①　東日本大震災によって影響を受けた中小企業者の資金繰り支援策として、平成23年度に創設した「東日本大震災復興特別貸付」の継続や東日本大震災復興緊急保証の適用期限の延長、 ②　「再挑戦支援資金」等の貸付に係る金利の引下げの継続、 等の措置を講じ、被災企業の資金繰りの円滑化を図っていきました。 ⑵「「日本再興戦略」改訂2015」・「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策－成長と分配の好循環の形成に向けて－」等を受けて、民需主導の経済の好循環を確立するためには、中小企業・小規模事業者の活力を引き出していく必要があることから、日本政策金融公庫の融資制度等について、以下の措置を講ずるとともに、こうした国の施策に応じて各政府関係金融機関等が適正に業務を運営するよう監督していきました。 ①　保育・介護サービスを行う中小企業等や、地方での雇用創出や本社機能の地方移転等の地方創生への取組を行う中小企業等に対する融資の促進 ②　中小企業等の資金調達の円滑化を図るため、借入金に係る信用保証契約の更新（借換保証）等に適切に対応するための財務基盤の強化 上記の施策を講じた結果、政府関係金融機関等において、平成28年３月末までに、中堅・大企業向け危機対応業務を活用した長期資金貸付等を６兆円実施しました。また、東日本大震災復興特別貸付が６兆円の実績を上げるとともに、東日本大震災復興緊急保証に係る保険引受額が2.5兆円に上りました。 さらに、平成28年３月末までに、「ソーシャルビジネス支援資金」による貸付が39億円、「まち・ひと・しごと創生貸付利率特例制度」による貸付が89億円の実績を上げるとともに、借換保証に係る保険引受額が6,049億円に上りました。このほか、新体制へ移行した平成20年10月から平成28年３月末までに、セーフティネット貸付等の実績は24兆円に上りました。 (3) 平成27年5月に成立した「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」では、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を促進するとともに、大規模な災害や経済危機等に対処するための資金の供給確保に万全を期す必要があることから、日本政策投資銀行に、 ①　成長資金（資本性資金等）を時限的・集中的に供給する新たな投資の仕組みを創設し、 ②　民間による危機対応が十分に確保されると見込まれるまでの間、日本政策投資銀行に危機対応業務の実施を義務付ける、 等の措置を講じました。 上記の施策を講じた結果、特定投資業務を通じた、平成27年度における個別案件への投融資決定件数は13件、共同ファンドへの支援決定件数は6件、共同ファンドからの投融資決定件数は１件、投融資決定額は1,039億円、実投融資額は448億円に上りました。 以上のとおり、測定指標が「○」であることから、「s　目標達成」としました。

施策	政7-1-2:政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政7-1-2-B-1: 政府関係金融機関等に対する検査の的確な実施	目　標	「平成27検査事務年度　検査基本方針」及び「基本計画」に従い、深度ある検証に努めます。	達成度
		実　績	「平成27検査事務年度　検査基本方針」及び「基本計画」に従い、深度ある検証に努めました。	○
	（目標値の設定の根拠） 株式会社日本政策金融公庫法等、各政府系金融機関等の根拠法令に基づき、適正な業務運営の確保及び法令等遵守態勢を整備・確立する必要があるためです。 （目標の達成度の判定理由） 検査については、政府関係金融機関等のうち３機関に対して、関係法令・規程等に基づき、政策目的に沿った適切な業務運営が行われているかを検証し、検査基本方針に則り、構築されたコンプライアンス管理体制が適切に機能しているかについて重点的に確認した結果、問題点の改善につながる指摘を行いました。 以上から達成度は、「○」としました。			
施策についての評定	s　目標達成			
評定の理由	検査については、政府関係金融機関等のうち３機関に対して、関係法令・規程等に基づき、政策目的に沿った適切な業務運営が行われているかを検証し、検査基本方針に則り、構築されたコンプライアンス管理体制が適切に機能しているかについて重点的に確認した結果、反社会的勢力への対応等の問題点の改善につながる指摘を行いました。 さらに、これらの検査結果を踏まえて、検査対象機関に対し検査指摘事項に対する改善報告を求め、その対応状況を確認するとともに、ヒアリングを実施する等、指摘事項の改善を早期に実施できるよう監督を行いました。 以上のとおり、測定指標が「○」であることから、「s　目標達成」としました。			

評価結果の反映	以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。 政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府関係金融機関等が質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。 主務省として、リスク管理分野に関する検査を委任している金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、引き続き効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めます。 また、平成29年度予算要求において、政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営が確保されるよう、必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	――――――

政策目標に係る予算額	区　　分		平成25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況（千円）	当初予算	71,459,313	71,467,744	72,148,244	70,317,431
		補正予算	82,098,457	70,899,108	1,497,599	―
		繰越等	43,500,000	400,000	N.A.	
		合　　計	197,057,770	142,766,852	N.A.	
	執行額（千円）		195,132,834	140,053,175	N.A.	

（概要）
　株式会社日本政策金融公庫補給金、株式会社日本政策金融公庫出資金、危機対応円滑化業務補助金等の政府関係金融機関の運営に必要な経費

（注）平成27年度「繰越等」、「執行額」等については、平成28年11月頃に確定するため、平成28年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	東日本大震災からの復興の基本方針 （平成23年７月29日東日本大震災復興対策本部決定、平成23年８月11日改定） 地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策（平成26年12月27日閣議決定） 第189回国会　財務大臣財政演説（平成27年１月26日） 第189回国会　財務大臣財政演説（平成27年２月12日） 「「日本再興戦略」改訂2015」（平成27年６月30日閣議決定） 「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」（平成27年６月30日閣議決定） 「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年６月30日閣議決定） 「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（平成27年11月26日一億総活躍国民会議とりまとめ） 「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）」（平成27年12月24日閣議決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	政府関係金融機関の財務状況・業務運営状況：「政府関係金融機関の出資融資額（補正額）」（財務省）等

前年度政策評価結果の政策への反映状況	**（政府関係金融機関等の適正な運営の確保）** 　政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府関係金融機関が質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行いました。 **（政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保）** 　主務省として、リスク管理分野に関する検査を委任している金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、引き続き効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めました。

担当部局名	大臣官房政策金融課	政策評価実施時期	平成28年６月

政策目標８－１： 地震再保険事業の健全な運営

上記目標の概要	地震再保険事業は、民間の損害保険会社が引き受けた地震保険の責任の一部を政府が再保険するもので、地震被害が大きく、損害額が巨額に上る場合、民間の損害保険会社だけでは支払いが困難になるので、損害額が一定の額を超過した場合、その超過した部分について、国が再保険金を支払うという仕組みです。地震再保険事業は、地震被害に遭った場合の被災者の生活の安定や生活再建等に寄与することを政策の目標としています。 そのためには、地震再保険事業を適切かつ健全に運営することが重要であることから、保険会社等に対して、地震保険検査を実施するとともに、地震保険の普及活動等を積極的に行うよう指導・助言等を行っています。 **（上記目標を達成するための施策）** 政８－１－１：地震保険の普及 政８－１－２：地震保険検査の実施

政策目標８－１についての評価結果	
政策目標についての評定	**Ｂ 進展が大きくない**
評定の理由	**（地震保険の普及）** 主要な測定指標について、普及率は、目標値（27.9%以上かつ前年度（28.8%）より上昇）を上回る実績値29.5%となりましたが、付帯率は目標値63.6%を3.5%下回る実績値60.1%となりました。付帯率については、平成15年度以降毎年度上昇し続けており、６割の付帯率を達成していますが、27年度は実績値が目標値未満であることから、「ｂ　進展が大きくない」と考えられます。 なお、付帯率の目標値は、東日本大震災後、高い伸びを示した平成23年度の前年度に対する伸率11.6%を含む、直近５か年度の平均伸率4.6%を維持することを目指した高めの値を設定していたところです。付帯率の伸率は、期間の経過とともに鈍化してきたものの、今回、実績値は前年度を上回る率となったことから、地震保険の必要性が認識され、その普及が進んでいると考えています。 ・普及率：世帯数に対する地震保険契約件数の割合を表したもの ・付帯率：新規に契約された住宅向けの火災保険契約件数のうち、地震保険を付帯した件数の割合を表したもの **（地震保険検査の実施）** 政府の再保険事業の健全な運営を確保するため、「地震保険に関する法律」（昭和41年法律第73号。以下「地震保険法」といいます。）に基づき検査を実施しました。実績として５社に対して検査を実施し、主要な測定指標が目標値に達していることから、「ｓ　目標達成」と考えられます。 以上のとおり、地震保険の普及及び地震保険検査の実施状況の施策の評定を総合勘案して、「Ｂ 進展が大きくない」と評価しました。
政策の分析	**（必要性・有効性・効率性等）** 地震保険法第１条に「被災者の生活の安定に寄与することを目的とする」と規定されており、この法律の目的を実現するため、地震再保険事業を健全に運営していくことは必要な取組です。 また、地震保険法に基づき地震保険検査を実施することは、政府の再保険事業の健全な運営の確保に寄与する有効な取組です。 なお、地震保険の加入促進のために、国民の目に留まるような積極的な広報活動を、損害保険業界と一体となって効率的に実施しています。 **（平成27年度行政事業レビューとの関係）** 平成27年度行政事業レビューにおいては、推進チームの所見で「現状通り」とされたことから、引き続き当該事業を維持することとしました。（事業番号057）

施策	政8-1-1：地震保険の普及

測定指標（定量的な指標）

［主要］
政8-1-1-A-1:
地震保険の普及率等の推移
（単位：%）

年 度		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
普及率（%）	目標値	23.0%以上かつ前年度より上昇	23.7%以上かつ前年度より上昇	26.0%以上かつ前年度より上昇	27.1%以上かつ前年度より上昇	27.9%以上かつ前年度より上昇	
	実績値	26.0	27.1	27.9	28.8	29.5	○
付帯率（%）	目標値	46.5%以上かつ前年度より上昇	48.1%以上かつ前年度より上昇	58.5	61.6	63.6	
	実績値	53.7	56.5	58.1	59.3	60.1	×

（目標値の設定の根拠）

地震保険の普及の度合いを測る必要があることから、普及率と付帯率を測定指標として設定しました。

普及率の目標値については、地震保険が火災保険に付帯して契約されるため、火災保険の販売件数に影響される一面があることから「27.9%（前々年度実績）以上かつ前年度より上昇」としています。また、付帯率の目標値については、東日本大震災後、高い伸びを示した平成23年度の前年度に対する伸率11.6%を含む、直近５か年度の平均伸率4.6%を今後も維持することを目指して数値目標（63.6%）を設定しています。

・普及率：世帯数に対する地震保険契約件数の割合を表したもの
・付帯率：新規に契約された住宅向けの火災保険契約件数のうち、地震保険を付帯した件数の割合を表したもの

（目標の達成度の判定理由）

地震保険の普及率については、目標値を上回る実績値となったことから達成度は「○」としましたが、付帯率については、目標値を下回る実績値となったことから達成度は「×」としました。

（注１）普及率の平成27年度実績値については、28年１月における暫定値であり、確定値については、28年８月頃に日本地震再保険株式会社のホームページ等に公表される予定。
（注２）付帯率の平成27年度実績値については、27年２月から28年１月までの直近１年間における暫定値を記載しており、27年４月から28年３月までの実績値は、28年８月頃に損害保険料率算出機構のホームページ等に公表される予定。
（出所）普及率については日本地震再保険株式会社資料、付帯率については損害保険料率算出機構資料。

施策についての評定	b 進展が大きくない

評定の理由

（地震保険の普及）

普及率は、目標値（27.9%以上かつ前年度（28.8%）より上昇）を上回る実績値29.5%となりました（達成度○）が、付帯率は目標値63.6%を3.5%下回る実績値60.1%となりました。付帯率について、実績値が目標値未満（達成度×）であり主要な測定指標に×があることから、「b　進展が大きくない」としました。

施策	政8-1-2:地震保険検査の実施

測定指標（定量的な指標）

[主要]
政8-1-2-A-1:
地震保険検査先数の推移
（単位:社）

年 度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
目標値	5社程度	5社程度	5社程度	5	5	○
実績値	5	5	5	5	5	

（目標値の設定の根拠）
政府の再保険事業の健全な運営を確保するため、地震保険法第９条第１項に基づき、検査を実施しています。地震保険の引き受けを行っている保険会社等31社（平成27年４月時点）のうち、５社を目標値としています。

（目標の達成度の判定理由）
目標値を達成したことから、達成度は「○」としました。

（注）検査対象会社数は、各年度４月現在、日本地震再保険株式会社と地震保険の再保険契約を締結している会社に日本地震再保険株式会社を加えたものです。
（出所）大臣官房政策金融課

施策についての評定	s 目標達成

評定の理由

（地震保険検査の実施）
５社に対して検査を実施し、実績値が目標値（５社）に達している（達成度○）ことから、「s 目標達成」としました。

評価結果の反映

以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。
平成24年11月にとりまとめられた「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」（以下「ＰＴ」といいます。）の報告書では、地震保険制度の諸課題について提言がなされました。これらについて平成25年11月からＰＴフォローアップ会合を開催し、対応状況の報告と、引き続き検討すべき課題等についての議論を行い、平成27年６月24日に議論のとりまとめを公表しました。
ＰＴ報告書及びＰＴフォローアップ会合では、地震保険の更なる普及促進の必要性が確認されています。平成29年１月以降、段階的に地震保険料率の引上げが予定されているところですが、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めます。

なお、測定指標の達成度が「×」となった付帯率について、日本損害保険協会を中心とした地震保険の普及促進に向けた28年度の広告・宣伝等の取組の中で、特に消費者と直接接する代理店の募集活動を業界全体で支援するため、下記のとおり理解促進・加入促進策を実施することを予定しており、財務省としては政府広報テレビ番組や政府広報ラジオ番組を活用した広報活動を実施するほか、損害保険業界と意見交換などを行い、付帯率の改善に努めます。
・地震保険制度創設50周年を機に「制度創設50周年フォーラム」を開催して、代理店に地震保険の必要性の再認識を促し、取組推進の機運を高める。
・協会支部において代理店向けセミナーを実施するほか、地域リスクの特徴や生活再建困難になる可能性が高いケース等について、代理店に消費者への説明材料を提供する。

また、損害保険会社に対し、政府の再保険事業の健全な運営の確保を図るため、引き続き地震保険検査を実施するとともに、検査費用などの必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	○　消費者の中には、まだ地震保険について、どういうものなのかという理解が不十分であることも考えられるので、よく検討し、よりよく進めてもらいたい。 ○　地震保険の付帯率が低いのは地震大国にとって大きな問題だと考える。熊本の地震で、「この地域は地震が少ないから安心」という地域はない（すべての地域で地震に備えるべき）ということが明らかになったので、政策目標８－１は力を入れる必要がある。代理店を通じての取組以外に、国民に向けたＰＲを強化することなどは考えられないか（例えば、ＡＣ(公共広告機構）で流す広告の一部をこの取組に振り替えるなど考えられないか）。 ○　「８－１　地震再保険事業の健全な運営」についてのＢ評価（進展が大きくない）については、数値目標未達という点では運用ルール通りではあるものの、そもそもの目標値の妥当性、未達原因等に関する掘り下げた説明が無いと、政策評価が効果的ＰＤＣＡに有効に機能しているという大事な点が分り難くなってしまわないかと危惧している。 ○　地震保険を火災保険に付帯しないのは、おそらく地震のリスクをほとんど感じていないからではないか。 ○ 地震保険について、現在は火災保険とのセットであるが、単体での加入など、商品性について検討すべきではないか。

政策目標に係る予算額

区　　分		平成25年度	26年度	27年度	28年度
予算の状況（千円）	当初予算	113,366,468	129,382,121	139,125,223	152,931,253
	補正予算	－	－	－	
	繰 越 等	－	－	N.A	
	合　　計	113,366,468	129,382,121	N.A	
執行額(千円)		7,004,473	3,724,141	N.A	

（概要）
民間のみでは対応できない巨大地震発生の際に支払う再保険金及び地震保険検査等に係る経費

（注１）平成27年度「繰越等」、「執行額」等については、平成28年11月頃に確定するため、平成28年度実績評価書に掲載予定。
（注２）予算の主な増要因は、地震保険料率の引上げや地震保険契約件数の増加等により再保険料収入が増加すること等によるものです。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	該当なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地震保険普及率等の状況:「地震保険の普及率」（日本地震再保険株式会社）、「地震保険の付帯率」（損害保険料率算出機構）

前年度政策評価結果の政策への反映状況	ＰＴフォローアップ会合において検討を行うこととしていた課題については、損害保険業界の検討が進んだことから、平成27年２月に再開し、引き続き検討すべき課題等についての議論を行い、平成27年６月24日に議論のとりまとめを公表しました。 地震保険の普及拡大については、フォローアップ会合の総括において、行政と関係業界との一層の連携について検討が必要とされたところであり、財務省は、ホームページ・ツイッター・フェイスブックを利用した広報活動を実施したほか、日本損害保険協会が中心となった広告・宣伝等の取組に関して損害保険業界と意見交換を行いました。また、マンション共用部分の地震保険の効果的な普及促進策について、国土交通省住宅局と協議を行い、平成28年３月に改正されたマンション標準管理規約に地震保険に関する記載が追加されました。 なお、前年度において測定指標の達成度が「×」となった付帯率について、日本損害保険協会において、特に付帯率の低い地域の底上げを図るという観点から、重点注力地域を選定のうえ、一層の理解促進を目指した広報活動を実施し、地震保険加入の重要性を訴えました。また、地方公共団体・日本損害保険代理業協会等と連携し、重点注力地域において、地域の地震リスクと地震保険の必要性を訴求する「地震保険フォーラム」を開催するなどの取組を実施しました。 また、平成27年度においては損害保険会社５社に対し、政府の再保険事業の健全な運営の確保を図るため、地震保険検査を引き続き実施しました。

担当部局名	大臣官房政策金融課	**政策評価実施時期**	平成28年６月

政策目標９－１： 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理

上記目標の概要	国家公務員共済組合制度は、国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに国家公務員の職務の能率的運営に資することを目的とする社会保険制度です。 これを踏まえ、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度の構築及び管理を行っていくことが重要であると認識しており、その際、「社会保障制度改革推進法」等に沿って取り組む社会保障制度改革に適切に対応するとともに、福祉事業を含む全ての事業について、適正な運営を確保することが重要であると考えています。 （上記目標を達成するための施策） 政９－１－１：被用者年金一元化をはじめとする社会保障制度改革への対応 政９－１－２：諸外国との社会保障協定への対応 政９－１－３：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保

政策目標９－１についての評価結果	
政策目標についての評定	Ｓ　目標達成
評定の理由	（被用者年金一元化をはじめとする社会保障制度改革への対応） 被用者年金一元化後の積立金運用方針に関しては、平成27年9月30日に「退職等年金給付積立金の管理及び運用が安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針について」及び「経過的長期給付積立金の管理及び運用が安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針について」を公示しました。 また、被用者年金一元化及び退職等年金給付制度の実施については、平成27年９月30日に国家公務員共済組合法施行令等の一部改正政令等を公布し、10月1日より施行しました。また、説明会の開催、国家公務員共済組合連合会のホームページによる広報及びリーフレットの配付等により、各省庁共済組合、年金受給者及び組合員向けに周知しました。 （諸外国との社会保障協定への対応） 国際的な人的交流の活発化に伴う日本と諸外国の社会保障制度の二重適用の問題や、年金受給資格の問題を解決すべく、日本と諸外国との間で社会保障協定の締結を推進するため、平成27年度においては、新たにフィリピン共和国と日本との社会保障協定が署名されました。 （国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保） 国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、監査を実施し、法令及び内部規則の遵守徹底を指導したほか、国家公務員共済組合連合会等の運営する福祉施設については、収益力強化等により経営健全化を図るなど、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の整備・管理・運営に努めました。 以上のとおり、全ての施策について評定が「s 目標達成」であることから、「Ｓ　目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 社会保障・税一体改革に盛り込まれた社会保障改革に適切に対応しながら、安定的で効率的な国家公務員共済制度の構築や適正な運営の確保は、「社会保障を充実してまいります。」（平成27年2月12日総理大臣施政方針演説）という、政府の方針に沿ったものであるとともに、国家公務員の公務の能率的運営に資するために必要な取組です。 上記のとおり、被用者年金一元化の施行等を行い、安定的で効率的な運営に努めています。 （平成27年度行政事業レビューとの関係） 引き続き、執行の実態に基づいた見直しを行うとともに、業務の効率化（特定健康診査等交付事業の受診率の向上）など更なる改善に向けた検討を行うとの行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、執行状況に応じた概算交付を行うように改善するとともに、業務の効率化（特定健康診査等交付事業の受診率の向上）の検討に努めます。

<table>
<tr><td>施策</td><td colspan="4">政9-1-1：被用者年金一元化をはじめとする社会保障制度改革への対応</td></tr>
<tr><td rowspan="3">測定指標（定性的な指標）</td><td rowspan="2">[主要]
政9-1-1-B-1:
被用者年金一元化をはじめとする社会保障制度改革への対応</td><td>目　標</td><td>被用者年金一元化や新たな退職等年金給付制度の施行に向けて、関係省庁間での検討、政省令や事務処理体制の整備等を行います。</td><td>達成度</td></tr>
<tr><td>実　績</td><td>被用者年金一元化後の積立金運用方針に関しては、基本的な指針を公示し、一元化に関する政省令を公布し、リーフレットの配付等で組合員向け等に周知しました。</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="4">（目標の設定の根拠）
「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第63号）等により、平成27年10月に被用者年金制度が一元化されるとともに、新たな退職等年金給付制度が施行されるためです。

（目標の達成度の判定理由）
被用者年金一元化後の積立金運用方針に関しては、平成27年9月30日に「退職等年金給付積立金の管理及び運用が安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針について」及び「経過的長期給付積立金の管理及び運用が安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針について」を公示しました。
また、被用者年金一元化及び退職等年金給付制度の実施については、平成27年９月30日に国家公務員共済組合法施行令等の一部改正政令等を公布し、10月1日より施行しました。また、説明会の開催、国家公務員共済組合連合会のホームページによる広報及びリーフレットの配付等により、各省庁共済組合、年金受給者及び組合員向けに周知したことから、達成度は「○」としました。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策についての評定</td><td colspan="2">s　目標達成</td></tr>
<tr><td>評定の理由</td><td colspan="4">被用者年金一元化後の積立金運用方針に関しては、平成27年9月30日に「退職等年金給付積立金の管理及び運用が安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針について」及び「経過的長期給付積立金の管理及び運用が安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針について」を公示しました。
被用者年金一元化及び退職等年金給付制度の実施については、平成27年９月30日に国家公務員共済組合法施行令等の一部改正政令等を公布し、10月1日より施行しました。また、説明会の開催、国家公務員共済組合連合会のホームページによる広報及びリーフレットの配付等により、各省庁共済組合、年金受給者及び組合員向けに周知しました。
被用者年金関係業務を行う実施機関間との年金情報の共有化については、関係省庁、各関係実施機関が参加する被用者年金一元化における情報共有化等のための担当者打合会を平成27年4月以降20回開催し、一元化後の各種手続きの調整及び情報共有化の円滑に努めました。
その他、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、健康保険法施行令の規定の整備に併せて、国家公務員共済組合法施行令においても傷病手当金と障害手当金等との併給調整等の規定の整備を行い、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」として平成28年３月31日に公布しました。
以上のとおり、測定指標が「○」であることから、「s 目標達成」としました。</td></tr>
</table>

施策	政9-1-2:諸外国との社会保障協定への対応			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政9-1-2-B-1: 諸外国との社会保障協定への対応	目　標	社会保障協定締結に向けて、関係省庁と連携を図り、適切な対応を行います。	達成度
		実　績	平成27年度においては、新たにフィリピン共和国との社会保障協定が署名されました。	○
	（目標の設定の根拠） 国際的な人的交流の活発化に伴う日本と諸外国の社会保障制度の二重適用の問題や、年金受給資格の問題を解決すべく、日本と諸外国との間で社会保障協定の締結を推進するためです。 （目標の達成度の判定理由） 平成27年度においては、新たにフィリピン共和国と日本との社会保障協定が署名されたことから、達成度は「○」としました。			
施策についての評定	s　目標達成			
評定の理由	国際的な人的交流の活発化に伴う日本と諸外国の社会保障制度の二重適用の問題や、年金受給資格の問題を解決すべく、日本と諸外国との間で社会保障協定の締結を推進するため、平成27年度においては、新たにフィリピン共和国との社会保障協定が署名されました。 以上のとおり、測定指標が「○」であることから、「s 目標達成」としました。			

施策	政9-1-3:国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政9-1-3-B-1: 国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保	目　標	国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保します。	達成度
		実　績	国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、監査を実施し、法令及び内部規則の遵守徹底を指導しました。	○
	（目標の設定の根拠） 国家公務員共済年金の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めるためです。 （目標の達成度の判定理由） 国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、監査を実施し、法令及び内部規則の遵守徹底を指導しましたほか、国家公務員共済組合連合会等の運営する福祉施設については、収益力強化等により経営健全化を図るなど、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の整備・管理・運営に努めたことから、達成度は「○」としました。			
施策についての評定	s　目標達成			
評定の理由	国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、監査を実施し、法令及び内部規則の遵守徹底を指導したほか、国家公務員共済組合連合会等の運営する福祉施設については、収益力強化等により経営健全化を図るなど、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の整備・管理・運営に努めました。 以上のとおり、測定指標が「○」であることから、「s 目標達成」としました。			

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 重要な改正に関し、説明会の開催、ホームページによる広報及びリーフレットの配付等を行うとともに、その他の社会保障制度改革について、関係省庁とも連携を図って引き続き検討を進めていきます。 各国との人的交流の促進を図る観点から、我が国と各国間の社会保障制度の適用について、厚生労働省等と協力して、今後、順次締結が予定されている各国との社会保障協定への対応を行います。 国家公務員共済年金の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	――――――

政策目標に係る予算額

区分		平成25年度	26年度	27年度	28年度
予算の状況（千円）	当初予算	67,250,077	70,397,559	74,351,954	70,481,812
	補正予算	△121,769	△ 103,395	△ 82,494	
	繰越等	―	―	N.A	
	合計	67,128,308	70,294,164	N.A	
執行額（千円）		67,128,308	70,237,732	N.A	

（概要）
国家公務員共済組合連合会等助成費

(注１)平成27年度予算が増加しているのは、主に基礎年金拠出金の増に伴うものである。
(注２)平成27年度「繰越等」、「執行額」等については、平成28年11月頃に確定するため、平成28年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第189回国会　総理大臣施政方針演説（平成27年２月12日）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	国家公務員共済組合状況：「国家公務員共済組合事業統計年報」（財務省）、「私たちの共済年金」及び「平成27年10月から新たに始まる退職等年金給付制度の財政計算結果について」（国家公務員共済組合連合会） 社会保障協定状況：「社会保障協定」（厚生労働省）

前年度政策評価結果の政策への反映状況	被用者年金一元化及び新たに設けられた退職等年金給付制度の施行等に向けて、政省令の整備等を進めました。 平成27年度には、新たにフィリピン共和国との社会保障協定が署名されました。

担当部局名	主計局（給与共済課）	政策評価実施時期	平成28年６月

政策目標10－1： 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保

上記目標の概要	財務省設置法（平成11年法律第95号）には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること」が、財務省の所掌事務として規定されています。 一方、日本銀行法（平成９年法律第89号）には、「日本銀行は、その業務及び財産の公共性にかんがみ、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならない。」、また、「この法律の運用に当たっては、日本銀行の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」と規定されています。 こうした法律の規定等を踏まえ、平成27年度においても引き続き、人件費を含む経費予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めます。 （上記目標を達成するための施策） 政10-１-１：経費予算の認可及び財務諸表の承認 政10-１-２：給与等の適正化

政策目標10－1についての評価結果	
政策目標についての評定	S　目標達成
評定の理由	全ての施策が「s　目標達成」であることから、「S　目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 日本銀行の運営は、国民に還元されるべき通貨発行益により賄われており、その公的性格から、適切な経費支出や適正な経理処理を担保するため、政府による公的チェックが必要であり、上記の各施策がそのために有効です。 財務省では、日本銀行法に基づき、経費予算の認可、財務諸表の承認等を行っており、これらを通じて、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されています。

施策	政10-1-1:経費予算の認可及び財務諸表の承認			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政10-1-1-B-1: 経費予算の効率化及び財務諸表の適正性の確保	目　標	日本銀行法の規定等を踏まえ、日本銀行の経費予算及び財務諸表について、経費効率化や、関係法令の規定に則して適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を通して、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めます。	達成度
		実　績	平成28年度経費予算については、平成28年３月に日本銀行から認可申請が提出され、財務省において、日本銀行の適正かつ効率的な業務運営の確保の観点から審査を行った上で、認可しました。平成28年度経費予算の合計額は、全体で1,876億円（対27年度比▲0.6億円）となっており、業務の遂行上必要な経費が計上される一方、一般事務費等の科目について削減が行われるなど、経費効率化の取組が引き続きなされています。 また、平成26年度決算及び平成27年度上半期決算に係る財務諸表については、平成27年５月及び平成27年11月に日本銀行から承認申請が提出され、財務省において、関係法令の規定に則して適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、承認しました。平成26年度決算承認に当たり、日本銀行より、日本銀行の財務の健全性確保の観点から当期剰余金の25%の準備金を積み立てることについて認可申請がなされ、これを認可しました。	○
	（目標の設定の根拠） 財務省設置法第４条には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること」が、財務省の所掌事務として規定されており、一方、日本銀行法第51条において、「日本銀行は、毎事業年度、経費に関する予算を作成し、当該事業年度開始前に、財務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。」と規定され、同法第52条において、「日本銀行は、財産目録及び貸借対照表については四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書についてはこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、これらの書類に関する監事の意見書を添付して、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これを財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。」と規定されているためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績の通り、平成28年３月に認可した平成28年度経費予算については、経費効率化の取組が引き続きなされており、財務諸表については、適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、平成26年度決算及び平成27年度上半期決算に係る承認等を行ったことから、達成度は「○」としました。			
施策についての評定	s　目標達成			
評定の理由	平成28年度経費予算については、平成28年３月に日本銀行から認可申請が提出され、財務省において、日本銀行の適正かつ効率的な業務運営の確保の観点から審査を行った上で、認可しました。平成28年度経費予算の合計額は、全体で1,876億円（対27年度比▲0.6億円）となっており、業務の遂行上必要な経費が計上される一方、一般事務費等の科目について削減が行われるなど、経費効率化の取組が引き続きなされています。 また、平成26年度決算及び平成27年度上半期決算に係る財務諸表については、平成27年５月及び平成27年11月に日本銀行から承認申請が提出され、財務省において、関係法令の規定に則して適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、承認しました。 以上のとおり、当該施策における測定指標が「○」であることから、「s　目標達成」としました。			

<table>
<tr><td>施策</td><td colspan="4">政10-1-2:給与等の適正化</td></tr>
<tr><td rowspan="3">測定指標（定性的な指標）</td><td rowspan="2">[主要]
政10-1-2-B-1:
給与等の適正化</td><td>目　標</td><td>日本銀行法上、日本銀行の役職員の給与等については、その公的性格に鑑み、国民の理解を得られるようその支給の基準を日本銀行自らが定め、公表し、財務大臣に届け出ることとされています。また、その基準のうち役員に係るものについては、特別職の国家公務員の給与等を勘案することとされています。
一方、日本銀行においては､近年の国家公務員に係る給与等関連制度の改正に準じて、一定の自主的な取組が進められてきたところです。
こうした法律の規定等を踏まえ、引き続き、給与等の適正化に向けて更なる取組を求めてまいります。</td><td>達成度</td></tr>
<tr><td>実　績</td><td>日本銀行法上、日本銀行の役職員の給与等については、その公的性格に鑑み、国民の理解を得られるようその支給の基準を日本銀行自らが定め、公表し、財務大臣に届け出ることとされています。また、その基準のうち役員に係るものについては、特別職の国家公務員の給与等を勘案することとされています。
一方、日本銀行においては、近年の国家公務員における給与等関連制度の改正を踏まえ、一定の自主的な取組が進められてきたところです。
こうした法律の規定等を踏まえ、日本銀行の業務運営における自主性に配慮しつつ、引き続き、給与等の適正化に向けて更なる取組を求めました。
日本銀行においては、以下のような取組がなされました。
・　「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成24年８月７日閣議決定）を踏まえ、財務省は日本銀行に対し、役職員の退職手当について必要な措置を講ずるよう要請してきたところですが、日本銀行においては、主要民間金融機関・主要民間企業等の動向を勘案して、平成27年４月から職員の退職手当を平均▲12%程度引き下げる等の人事・給与制度の見直しを実施しました（役員の退職手当については平成25年３月より引下げを実施済）。
・　また、日本銀行は、職員給与等の支給の基準の基本的な考え方に基づき毎年度の給与改訂を適切に行うとともに、定期的に比較対象先の点検等の措置を講じるとしており、財務省からの要請も踏まえて平成25年度に比較対象先の入替え・拡充を行い、平成27年度は平成26年度に引き続き、比較対象先の動向を勘案し、職員の定例給与及び賞与の改訂を適切に実施しました。</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="4">（目標の設定の根拠）
日本銀行法第31条第1項において、「その役員及び職員の報酬、給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを財務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。」と規定され、同条第2項において、「役員に係るものは、「特別職の職員の給与に関する法律」（昭和24年法律第252号）の適用を受ける国家公務員の給与及び退職手当その他の事情を勘案して定められなければならない。」と規定されているためです。

（目標の達成度の判定理由）
上記実績の通り、日本銀行の役職員の給与等について、職員の退職手当の見直しや給与改定の適切な実施など、日本銀行の業務運営における自主性に配慮しつつ、引き続き給与等の適正化に向けて更なる取組を求めたことから、達成度は「○」としました。</td></tr>
</table>

施策についての評定	s　目標達成
評定の理由	財務省では、平成27年度において、日本銀行の業務運営における自主性に配慮しつつ、日本銀行の役職員の給与等の適正化に向けて更なる取組を求めました。 日本銀行においては、以下のような取組がなされました。 ・　「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成24年８月７日閣議決定）を踏まえ、財務省は日本銀行に対し、役職員の退職手当について必要な措置を講ずるよう要請してきたところですが、日本銀行においては、主要民間金融機関・主要民間企業等の動向を勘案して、平成27年４月から職員の退職手当を平均▲12%程度引き下げる等の人事・給与制度の見直しを実施しました（役員の退職手当については平成25年３月より引下げを実施済）。 ・　日本銀行は、職員給与等の支給の基準の基本的な考え方に基づき毎年度の給与改訂を適切に行うとともに、定期的に比較対象先の点検等の措置を講じるとしており、財務省からの要請も踏まえて平成25年度に比較対象先の入替え・拡充を行い、平成27年度は平成26年度に引き続き、比較対象先の動向を勘案し、職員の定例給与及び賞与の改訂を適切に実施しました。 以上のとおり、当該施策における測定指標が「○」であることから、「s　目標達成」としました。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 経費予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務が一層適正かつ効率的に運営されるよう努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	――――――

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	該当なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし

前年度政策評価結果の政策への反映状況	26年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 日本銀行の業務及び財産の公共性にかんがみ、財務諸表の承認においては関係法令の規定に則して適正な決算処理がなされていること等を確認し、また、経費予算の認可においては給与等の積算過程も含めた経費効率化の取組等を確認することを通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めました。

担当部局名	理財局（総務課調査室）	政策評価実施時期	平成28年６月

政策目標11-1:たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

上記目標の概要	たばこ事業については、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を始めとする世界的なたばこ規制の流れを受け、未成年者喫煙防止等に対する社会的要請が高まってきています。また、塩事業については、原則自由の市場構造に転換したことを踏まえ、国の関与は必要最小限になっています。こうした状況を踏まえた政策の企画立案を行います。 （上記目標を達成するための施策） 政11-１-１：「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に係る国内措置に関する取組 政11-１-２：未成年者喫煙防止に対する取組 政11-１-３：たばこ事業の適切な運営と管理・監督 政11-１-４：塩事業の適切な運営の確保 政11-１-５：塩の需給に関する情報提供

政策目標11－1についての評価結果	
政策目標についての評定	S　目標達成
評定の理由	全ての施策が「s　目標達成」であることから、「S　目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） たばこ・塩事業の健全な発展と適切な運営は、たばこ事業法及び塩事業法に規定されている目的に合うものであり、重要で必要な取組と言えます。 たばこ事業法、日本たばこ産業株式会社法及び塩事業法に基づき、製造たばこの特定販売業者、日本たばこ産業株式会社や塩製造業者等に対して、適切に申請等に対する許認可等及び管理・監督を行っているほか、塩事業者及び消費者にとって関心の高い情報である塩需給実績を公表しています。また、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を踏まえた国内措置の円滑な実施に適切に対応しています。これらは政策目標の達成のために有効な取組と言えます。 なお、未成年者喫煙防止の取組については、警察庁やたばこ業界団体と連携して効率的に行っています。

施策	政11-1-1:「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に係る国内措置に関する取組			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政11-1-1-B-1:「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に係る国内措置に関する取組	目　標	「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の関係会議に参加するとともに関係省庁と連携しながら、同条約を踏まえた国内措置の円滑な実施に適切に対応します。	達成度
		実　績	「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を踏まえた国内措置の円滑な実施を図るため、小売定価認可の審査の際に、消費と健康との関係に関して注意を促すための文言が法令に基づき適切に表示されているかチェックを行いました。	○
	（目標の設定の根拠） 我が国が、平成16年6月に締結し、平成17年2月に発効した、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を踏まえ、国内措置の円滑な実施に適切に対応していく必要があるためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を踏まえた国内措置の円滑な実施に適切に対応しました。また、同条約の関係会議については、参加する会議がありませんでした。そのため、達成度は、「○」としました。			
施策についての評定	s　目標達成			
評定の理由	「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を踏まえた国内措置の円滑な実施を図るため、小売定価認可の審査の際に、消費と健康との関係に関して注意を促すための文言が法令に基づき適切に表示されているかチェックを行いました。また、同条約の関係会議については、参加する会議がありませんでした。以上のとおり、測定指標が「○」であることから、「s　目標達成」としました。			

施策	政11-1-2:未成年者喫煙防止に対する取組			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政11-1-2-B-1:未成年者喫煙防止に対する取組	目　標	未成年者喫煙防止に必要な取組を行います。	達成度
		実　績	未成年者喫煙禁止法第５条に違反したたばこ小売販売業者に対する行政処分（8件）や、警察庁と連携してたばこ販売時の年齢確認への協力を求めるポスターを作成するなど、未成年者喫煙防止の取組の推進を図りました。	○
	（目標の設定の根拠） 未成年者喫煙防止に対する社会的要請の高まりに対応するためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、未成年者喫煙防止に必要な取組を行いました。そのため、達成度は、「○」としました。			

施策についての評定	s　目標達成
評定の理由	未成年者喫煙禁止法第５条に違反したたばこ小売販売業者に対する行政処分（8件）や、警察庁と連携してたばこ販売時の年齢確認への協力を求めるポスターを作成するなど、未成年者喫煙防止の取組の推進を図りました。以上のとおり、測定指標が「○」であることから、「s　目標達成」としました。

施策　政11-1-3:たばこ事業の適切な運営と管理・監督

測定指標（定量的な指標）

[主要]
政11-1-3-A-1:
製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間達成率
（単位:%）

年 度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
目標値	100.0	100.0	99.0以上	99.0以上	99.0以上	○
実績値	99.9	100.0	99.7	99.9	99.9	

(出所)財務（支）局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。
(注１)23年度実績は各年度に申請を受理したものに係る達成率、平成24年度実績は当年度に申請を受理したもののうち当年度中に処理したものに係る達成率、平成25年度以降の実績は各年度中に申請を処理したものに係る達成率を示しています。
(注２)標準処理期間：申請を受理した日の属する月末から２か月以内の期間をいいます。

（目標の設定の根拠）
小売販売業の許可については、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領において、申請を受理した日の属する月の末日から原則２か月以内に処理するように努めるとしているため、過去の実績を参照して目標値を設定しました。

（目標の達成度の判定理由）
製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間達成率は、99.9%となりました。そのため、達成度は、「○」としました。

測定指標（定性的な指標）

[主要]
政11-1-3-B-1:
たばこ事業者からの申請に対する許認可等の処理

		達成度
目　標	日本たばこ産業株式会社、特定販売業者、卸売販売業者及び小売販売業者からの申請に対し適切な許認可等の処理を行います。	
実　績	日本たばこ産業株式会社、特定販売業者、卸売販売業者及び小売販売業者からの申請については、たばこ事業法に基づき権限を委任している各財務（支）局等及び各税関とも連携して適切に対応しました。 東日本大震災の復興期間中（～平成32年度末）の時限措置として、東日本大震災に起因した小売販売業者の営業所移転に係る距離制限の特例措置を講じました。 小売定価の認可申請に対しては的確かつ迅速な処理を行いました。また、行政不服審査請求に対しては、的確な審査を行いました。	○

（目標の設定の根拠）
　たばこ事業者からの申請に対する許認可等の申請に対して各財務（支）局等及び各税関とも連携し、円滑な運営を図るとともに、たばこ事業の健全な発展に向けた管理・監督を行うためです。

（目標の達成度の判定理由）
　上記実績のとおり、日本たばこ産業株式会社、特定販売業者、卸売販売業者及び小売販売業者からの申請に対し適切な許認可等の処理を行いました。そのため、達成度は、「○」としました。

（注）特定販売業者とは、自ら輸入した製造たばこの販売を業として行う者です。

施策についての評定	s　目標達成
評定の理由	製造たばこ小売販売業の許可については、測定指標の目標値を達成しました。 日本たばこ産業株式会社、特定販売業者、卸売販売業者及び小売販売業者からの申請については、たばこ事業法に基づき権限を委任している各財務（支）局等及び各税関とも連携して適切に対応しました。 東日本大震災の復興期間中（～平成32年度末）の時限措置として、東日本大震災に起因した小売販売業者の営業所移転に係る距離制限の特例措置を講じました。 小売定価の認可申請に対しては的確かつ迅速な処理を行いました。また、行政不服審査請求に対しては、的確な審査を行いました。 以上のとおり、測定指標が全て「○」であることから、「s　目標達成」としました。

施策　政11-1-4:塩事業の適切な運営の確保

測定指標（定量的な指標）

[主要]
政11-1-4-A-1:
塩製造業者等の登録に係る標準処理期間達成率
（単位:%）

年 度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	○
実績値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

（出所）財務（支）局等からの報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。
（注１）各年度中に申請を処理したものに係る達成率を示しています。
（注２）標準処理期間：申請を受理した日の翌日から1か月以内の期間をいいます。

（目標の設定の根拠）
　塩の製造、特定販売及び卸売の登録については、塩製造業者登録等取扱要領等において、申請を受理した日の翌日から１か月以内に処理するように努めるとしているため、過去の実績を参照して目標値を設定しました。

（目標の達成度の判定理由）
　平成27年度の塩の製造、特定販売及び卸売の登録に係る標準処理期間達成率は、100.0%となりました。そのため、達成度は、「○」としました。

測定指標（定性的な指標）	[主要] 政11-1-4-B-1: 塩事業センターの監督、塩事業者からの登録等に対する処理	目　標	塩事業センターの事業計画及び収支予算の認可等の監督を行い、塩事業者からの登録・届出に対し適切な処理を行います。	達成度
		実　績	塩事業センターの平成28年度事業計画及び収支予算の認可申請については、適正に審査を行いました。また、塩事業者からの登録・届出に関しては、塩事業法に基づき権限を委任している各財務（支）局等及び各税関とも連携して適切に対応しました。	○
	（目標の設定の根拠） 塩事業センターの適正かつ確実な業務の運営を確保するとともに、塩事業者からの登録・届出に対しては各財務（支）局等及び各税関とも連携することで、塩事業の適切な運営を確保するためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、塩事業センターの事業計画及び収支予算の認可等の監督を行い、塩事業者からの登録・届出に対し適切な処理を行いました。そのため、達成度は、「○」としました。			
施策についての評定	s 目標達成			
評定の理由	塩製造業者等の登録については、測定指標の目標値を達成しました。 塩事業センターの平成28年度事業計画及び収支予算の認可申請については、適正に審査を行いました。また、塩事業者からの登録・届出に関しては、塩事業法に基づき権限を委任している各財務（支）局等及び各税関とも連携して適切に対応しました。 以上のとおり、測定指標が全て「○」であることから、「s　目標達成」としました。			

施策	政11-1-5:塩の需給に関する情報提供			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政11-1-5-B-1: 塩需給見通し及び塩需給実績の調査・公表	目　標	塩事業センター及び塩事業者から報告を受けて集計を行った「塩需給見通し」及び「塩需給実績」を作成し、公表を行います。	達成度
		実　績	平成26年度塩需給実績及び平成28年度塩需給見通しを公表しました。	○
	（目標の設定の根拠） 塩事業者及び消費者に必要な情報を提供することにより、間接的に塩の需給及び価格の安定を図るためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、塩事業センター及び塩事業者から報告を受けて集計を行った「塩需給見通し」及び「塩需給実績」を作成し、公表を行いました。そのため、達成度は、「○」としました			
施策についての評定	s　目標達成			
評定の理由	平成26年度塩需給実績及び平成28年度塩需給見通しを公表しました。以上のとおり、測定指標が「○」であることから、「s　目標達成」としました。			

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 **(たばこ事業の適切な運営の確保)** 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を踏まえた国内措置の円滑な実施に適切に対応するとともに、未成年者喫煙防止の取組を引き続き推進していきます。 また、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づき、各財務（支）局等及び各税関ともに連携し、円滑な運営を図るとともに、たばこ事業の健全な発展に向けた管理・監督を引き続き行っていきます。 **(塩事業の適切な運営の確保)** 塩事業については、塩需給見通し及び塩需給実績の調査・公表、生活用塩の供給業務等を行う塩事業センターに対する業務規程・事業計画及び収支予算の認可、各財務（支）局等及び各税関が行っている塩事業者の登録･届出に関する事務の調整等を通じ、塩事業の適切な運営が確保されるように努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	――――――

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	該当なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	塩需給見通し、塩需給実績（財務省ホームページ）

前年度政策評価結果の政策への反映状況	平成26年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 **(たばこ事業の適切な運営の確保)** 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を踏まえた国内措置の円滑な実施に適切に対応するとともに、未成年者喫煙防止の取組を推進しました。 また、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づき、各財務（支）局等及び各税関ともに連携し、円滑な運営を図るとともに、たばこ事業の健全な発展に向けた管理・監督を行いました。 **（塩事業の適切な運営の確保）** 塩事業については、塩需給見通し及び塩需給実績の調査・公表、生活用塩の供給業務等を行う塩事業センターに対する業務規程・事業計画及び収支予算の認可、各財務（支）局等及び各税関が行っている塩事業者の登録･届出に関する事務の調整等を通じ、塩事業の適切な運営が確保されるように努めました。

担当部局名	理財局（総務課たばこ塩事業室）	**政策評価実施時期**	平成28年６月

Ⅲ　財務省政策評価懇談会における意見

（全体に通じるもの）

【財務省政策評価懇談会における意見（全体に通じるもの）】

○　国民の世代間で意見が分かれる論点（財政規律のあり方、日本社会の持続性）について、多くの人が議論に参加できるように、財務省がデータベースの整備を行うとともに、その視点から財務省の政策評価を行うことが必要な時期に来ているのではないか。

○　27 年度の財務省の政策及びそれに伴うパフォーマンスが、このような形で比較的良好に評価されたことは理解できる。

○　政策の分析について、その必要性、有効性、効率性についてどう考えどう役立てているのか、あるいはそういう判断をしたことについて精査が必要である。

○　行政事業レビューの関係で、細かくレビューにおける指摘及び当該指摘に対する対応が記載してあるものと対応のみの記載のものがあって、少しわかりにくい。

○　評価手法そのものは、昨年の見直しにより精緻化が進み、また、客観性が向上していると評価。反面、個別項目毎の精緻化が進み過ぎた故に、膨大な資料を読んでも政策全体としての評価が分り難くなってしまわないかという懸念を持っている。

○　６つの総合目標の評価が全てＡ（相当程度進展あり）／24 の政策目標中 21 目標がＳ（目標達成）という評価結果そのものには違和感は無いものの、総合目標それぞれに長期的目標達成との関係で年度毎のマイルストーンをどう設定しているかが分り難いため、Ａ評価とした理由の記載が、「引き続き... 必要があることから... 等」と概して類型的に成らざるを得ないと感じている。総合目標についても、マイルストーンを踏まえ、ＰＤＣＡの観点から評価作業によって何がわかったか、今後どう対応していくかといったより積極的な説明があった方が、財務省ホームページにアクセスする国民にとって、より財務省の真摯な対応を理解し易いのではと感じている。

○　マイナス金利下での国債発行と引き受け先の先細り（日銀集中）、消費税引き上げの遅れ等、政策目標そのものの大前提が大きく変質していく懸念がある。そういった環境変化を踏まえた効果的な政策評価となることを期待している。

○　実態としてこれだけ有効求人倍率が高い水準を示している中、女性と高齢者の雇用を更に推進していく必要がある。

○　70 歳まで働ける社会の構築につき、いろいろな工夫により、民間と力を合わせて進めていくということが求められているのではないか。

○　株価の維持又は上昇のためには、企業業績がメーンではあるが、規制改革のスピードアップにより海外からの投資の呼込みが必要である。

○　規制に係る事前評価書

規制の事前評価書（要旨）

政策の名称	通関業制度の見直し
担当部局	関税局　業務課　　電話番号：０３－３５８１－４１１１（代表）
評価実施時期	平成 28 年１月
規制の目的、内容及び必要性等	輸出入申告官署の自由化に伴い、通関業法（昭和 42 年法律第 122 号）に規定する通関業の営業区域制限を廃止するとともに、昨今の通関手続を取り巻く環境の変化を踏まえた見直しを行う。 規制の新設又は改廃に係る具体的な改革案は以下のとおりである。 ①　輸出入申告官署の自由化に伴い、通関業法の営業区域制限を廃止等する。 ②　通関業務料金について、財務大臣が必要な定めをすることができる旨の規定を廃止し、通関業者が提供するサービスの内容やコストに応じて、自由に通関業務の料金を設定することを可能とする。 ③　取り扱う通関業務が通関士の設置が必要とされる地域以外でのみ行われることとなっている場合には、通関士の設置が免除されているが、地方港における貿易量の増大、取扱貨物の多様化等を踏まえ、この特例を廃止する。なお、この特例の廃止には５年程度の猶予期間を設ける。 　また、通関業者が営業所ごとに１人以上の通関士を置かなければならないこととされている通関士の専任の要件を緩和する。 ④　通関業の適正な遂行のため必要があると認めるときに業務改善を命ずることを可能とする規定を新設する。
有識者の見解及び代替案の検討	・　平成 26 年 12 月の関税・外国為替等審議会の答申において、申告官署の自由化が引き続き検討すべき事項として位置付けられ、その中で、通関業の営業区域制限を廃止することが基本的方向性の一つとされるとともに、通関業法についても、「輸出入申告官署の自由化に伴う改正を機に、通関業・通関士制度全般にわたり論点を整理のうえ、必要な見直しを検討することが適当と考える。」とされた。 ・　平成 27 年 4 月から 6 月にかけて、学識経験者、貿易関係者を委員とした「申告官署の自由化・通関業制度のあり方に関する研究会」を開催し、通関業制度全般に係る論点について検討を行い、その結果をとりまとめた。 ・　当該とりまとめについて公表したうえで広く意見募集を行い、その結果を踏まえて、同年 10 月から 12 月にかけて、関税・外国為替等審議会関税分科会において、審議が行われた。 ・　同年 12 月 16 日に、関税・外国為替等審議会において、上記４．の改革案の内容を含む制度改正案について答申が行われた。 以上のとおり、各改革案を決定するにあたっては、多くの学識経験者、貿易関係者等の有識者間での議論が行われている。 その議論を踏まえると、有効な代替案は想定されない。
規制の費用、便益及び評価	①　遵守費用、行政費用及びその他の社会的費用は特に発生しない。 　一方、通関業者は、新たに通関業の許可を受けることなく営業区域を拡大し、申告官署の自由化に対応することが可能となる。 ②　遵守費用、行政費用及びその他の社会的費用は特に発生しない。 　一方、通関業者は、提供するサービスの内容やコストに応じ、自由に通関業務料金を設定することが可能となる。 ③　遵守費用として、新たに通関士を設置するための費用が発生するが、行政費用及びその他の社会的費用は特に発生しない。 　一方、地方港における貿易量の増大、取扱貨物の多様化等の環境変化に対応するため、通関士による申告書類の審査が行われることにより、通関の一層の適正化、迅速化が図られることとなる。また、専任の通関士の要件の緩和により、通関業者が業務量に応じた通関士の設置を行うことが可能となり、効率的な業務運営が可能となる。 ④　業務改善命令に係る費用が発生する一方で、業務停止や許可の取消しに至る前に、業務改善命令により通関業者の適正な業務運営を確保することが可能となる。 以上から、改革案を採用することが適当である。
レビューを行う時期	本改革案の施行後５年間を経過した場合において、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとする。

規制の事前評価書

１．政策の名称

通関業制度の見直し

○　関連する政策の目標

政策目標５：貿易の秩序維持と健全な発展

政策目標５－３：関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

政５－３－１：関税等の適正な賦課及び徴収、政５－３－３：税関手続における利用者利便の向上

２．担当部局

関税局業務課

３．評価の実施時期

平成 28 年１月

４．規制の目的、内容及び必要性等

輸出入申告官署の自由化に伴い、通関業法（昭和 42 年法律第 122 号）に規定する通関業の営業区域制限を廃止するとともに、昨今の通関手続を取り巻く環境の変化を踏まえた見直しを行う。

規制の新設又は改廃に係る具体的な改革案は以下のとおりである。

①　輸出入申告官署の自由化に伴い、通関業法の営業区域制限を廃止等する。

②　通関業務料金について、財務大臣が必要な定めをすることができる旨の規定を廃止し、通関業者が提供するサービスの内容やコストに応じて、自由に通関業務の料金を設定することを可能とする。

③　取り扱う通関業務が通関士の設置が必要とされる地域以外でのみ行われることとなっている場合には、通関士の設置が免除されているが、地方港における貿易量の増大、取扱貨物の多様化等を踏まえ、この特例を廃止する。なお、この特例の廃止には５年程度の猶予期間を設ける。

　また、通関業者が営業所ごとに１人以上の通関士を置かなければならないこととされている通関士の専任の要件を緩和する。

④　通関業の適正な遂行のため必要があると認めるときに業務改善を命ずることを可能とする規定を新設する。

５．有識者の見解及び代替案の検討

・　平成 26 年 12 月の関税・外国為替等審議会の答申において、申告官署の自由化が引き続き検討すべき事項として位置付けられ、その中で、通関業の営業区域制限を廃止する

ことが基本的方向性の一つとされるとともに、通関業法についても、「輸出入申告官署の自由化に伴う改正を機に、通関業・通関士制度全般にわたり論点を整理のうえ、必要な見直しを検討することが適当と考える。」とされた。

・　平成 27 年４月から６月にかけて、学識経験者、貿易関係者を委員とした「申告官署の自由化・通関業制度のあり方に関する研究会」を開催し、通関業制度全般に係る論点について検討を行い、その結果をとりまとめた。

・　当該とりまとめについて公表したうえで広く意見募集を行い、その結果を踏まえて、同年 10 月から 12 月にかけて、関税・外国為替等審議会関税分科会において、審議が行われた。

・　同年 12 月 16 日に、関税・外国為替等審議会において、上記４．の改革案の内容を含む制度改正案について答申が行われた（資料）。

以上のとおり、各改革案を決定するにあたっては、多くの学識経験者、貿易関係者等の有識者間での議論が行われている。

その議論を踏まえると、有効な代替案は想定されない。

６．規制の費用、便益及び評価

①　遵守費用、行政費用及びその他の社会的費用は特に発生しない。

一方、通関業者は、新たに通関業の許可を受けることなく営業区域を拡大し、申告官署の自由化に対応することが可能となる。

②　遵守費用、行政費用及びその他の社会的費用は特に発生しない。

一方、通関業者は、提供するサービスの内容やコストに応じ、自由に通関業務料金を設定することが可能となる。

③　遵守費用として、新たに通関士を設置するための費用が発生するが、行政費用及びその他の社会的費用は特に発生しない。

一方、地方港における貿易量の増大、取扱貨物の多様化等の環境変化に対応するため、通関士による申告書類の審査が行われることにより、通関の一層の適正化、迅速化が図られることとなる。また、専任の通関士の要件の緩和により、通関業者が業務量に応じた通関士の設置を行うことが可能となり、効率的な業務運営が可能となる。

④　業務改善命令に係る費用が発生する一方で、業務停止や許可の取消しに至る前に、業務改善命令により通関業者の適正な業務運営を確保することが可能となる。

以上から、改革案を採用することが適当である。

７．レビューを行う時期

本改革案の施行後５年間を経過した場合において、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとする。

以　上

資料

平成 27 年 12 月 16 日

財務大臣　麻生　太郎　殿

関税・外国為替等審議会会長
森　田　　朗

答　申　書

平成 27 年４月７日付財関第 315 号をもって諮問のあった関税率及び関税制度の改正について、本審議会の意見を下記のとおり答申する。

記

平成 28 年度における関税率及び関税制度の改正等について、別紙のとおり行うことが適当である。

（別紙）

Ⅰ．平成 28 年度関税改正を巡る諸情勢

１．関税率及び関税制度を巡る国際状況

我が国では、ＷＴＯを中心とする多角的な自由貿易体制を補完するものとして、経済連携協定（以下「ＥＰＡ」という。）の交渉を積極的に推進しており、本年１月にオーストラリアとのＥＰＡが発効し、現在までに合計 14 のＥＰＡが発効している。

さらに、「『日本再興戦略』改訂 2015」においては、我が国経済の成長を持続的なものとするには、成長する海外市場の需要を取り込んでいくことが不可欠であるとされ、グローバル化の進展により各国が経済的結びつきを強める中、モノ、カネ、技術等の国境を越えた移動を促進するＥＰＡは重要性を増しているとされている。

こうした中、本年 10 月には、環太平洋パートナーシップ協定（以下「ＴＰＰ協定」という。）交渉が大筋合意に至っており、同協定が今後、署名を経て確定され、必要な法制度と併せ、国会に提出される際には、関税制度についても所要の措置を講じていく必要があると考えられる。

２．税関行政を取り巻く状況

我が国税関は、社会経済のグローバル化やサプライチェーンの国際化・高度化が進行する中、その使命である「適正かつ公平な関税等の徴収」、「安全・安心な社会の実現」及び「貿易の円滑化」を着実に果たす必要がある。

平成 26 年度の関税収入額は、近年の輸入額の伸びに伴い、前年度に引き続き１兆円を超え、昨年４月の消費税率引上げに伴い、税関における消費税徴収額も増加する等、税関の徴収機関としての役割の重要性は増している。税関として、引き続き適正かつ公平な関税等の徴収と、納税環境の変化に対応し納税者の利便性の向上に努めていく必要がある。

また、我が国に対するテロの脅威が現実のものとなっていることを踏まえ、爆発物、銃砲などの密輸阻止のため、関係機関と連携したテロ対策の強化・加速化も求められている。

さらに、平成 26 年の不正薬物の摘発件数が過去５年で最高を記録し、知的財産侵害物品の輸入差止件数も本年上半期において過去最高を更新していることも踏まえた、更なる水際での効果的・効率的な取締りが求められている。

一方で、貿易円滑化の観点から、我が国企業の国際競争力の強化や輸出入者の利便性の向上に資するため、通関手続の迅速化を推進することが求められている。

Ⅱ．平成 28 年度関税改正についての考え方

１．暫定税率の適用期限の延長等

（１）暫定税率の適用期限の延長

暫定税率は、政策上の必要性等から、適用期限を定めて、基本税率を暫定的に修正する税率であり、その水準及び必要性について常に見直していくものとされている。暫定税率の適用期限の延長の検討に際しては、国内の生産者及び消費者等の間の利益調整に及ぼす影響、国際交渉との関係、産業政策上の必要性等を考慮する必要がある。

現在設定されている 431 品目の暫定税率について、上記の考え方に沿って検討を行った結果、全品目の暫定税率の適用期限を平成 29 年３月 31 日まで延長することが適当である。

（２）特別緊急関税制度及び牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置

特別緊急関税制度及び牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置については、暫定税率と一体のものとして設けられていることを踏まえ、暫定税率同様、適用期限を平成 29 年３月 31 日まで延長することが適当である。

牛肉に係る関税の緊急措置については、米国での牛海綿状脳症（以下「ＢＳＥ」という。）発生を受けて、輸入基準数量に係る特例措置を設けている。現時点の牛肉の輸入数量は、米国でのＢＳＥ発生前の水準に回復したとは言い難いことから、平成 28 年度においても特例措置を継続することが適当である。

２．個別品目の関税率の見直し

（１）義務教育学校制度導入に伴う脱脂粉乳に係る関税減税措置

平成 28 年４月より、現行の小学校、中学校に加え、義務教育を提供する新たな学校として、小中一貫教育を行う義務教育学校が創設される。

小学校、中学校等の給食に用いられる脱脂粉乳については、関税の減税措置が講じられており、義務教育学校についても、小学校、中学校と同様に関税減税措置の対象とすることが適当である。

（２）バイオエタノールの関税率の見直し

バイオエタノールは、バイオガソリン製造に必要なバイオＥＴＢＥの原料として使用されている一方、平成 26 年度をもって主要な国内生産は終了している。バイオガソリンの普及促進、エネルギー供給構造高度化法に基づくバイオエタノール利用目標達成のため、今後の技術開発の進展によっては国内生産が再開される可能性があることにも鑑み、バイオＥＴＢＥ製造用のバイオエタノールの暫定税率を無税とすることが適当である。

（３）テレフタル酸ジメチルの関税率の見直し

高機能のポリエステル製品の原料として使用されるテレフタル酸ジメチルの国内生産が、平成 27 年度をもって終了する見込みである。国内のポリエステル製品製造企業の国際競争力を維持する観点から、国内生産が再開される見込みがないことも踏まえ、基本税率を無税とすることが適当である。

３．「輸出入してはならない貨物」への営業秘密侵害品の追加

平成 27 年７月に成立した改正不正競争防止法により、営業秘密の不正使用により生じた物（営業秘密不正使用物品）であることを知っている者が当該物品を輸出入する行為が、不正競争行為として規制対象となった。これを踏まえ、経済産業大臣による認定制度など、税関が水際において迅速・適正に侵害の該否を判断・確認できる仕組みが導入されることを前提に、同行為を組成する物品（営業秘密侵害品）を、関税法上の「輸出入してはならない貨物」に追加し、他の知的財産侵害物品と同様の仕組みにより、水際措置の対象とすることが適当である。

４．輸出入申告官署の自由化等について

（１）基本的な考え方

貨物の輸出入申告は、通関の適正性を確保するとともに、効果的・効率的な審査・検査を確保するため、原則として貨物が置かれている保税地域等を所轄する税関官署（以下「蔵置官署」という。）に対して行うこととされている。他方、通関の適正性及び税関における業務処理の効率性を損なわない範囲内で蔵置官署以外の税関官署（以下「非蔵置官署」という。）への輸出入申告を行うことを可能とすれば、貿易関係事業者の輸出入申告に関連する業務の集約、事務の効率化及びコストの削減を図ることができ、貿易の円滑化に資するものと考えられる。

ＡＥＯ事業者（注）は、貨物の現況の的確な把握など輸出入に関する業務を適正かつ確実に遂行する能力を有する者として税関長の承認・認定を受けた者であり、適正な申告が期待できることから、非蔵置官署への申告を認めても通関の適正性及び業務処理の効率性に与える影響は小さいと考えられる。したがって、ＡＥＯ事業者に限り非蔵置官署への輸出入申告を認めることは可能である。

（注）ＡＥＯ輸出者、ＡＥＯ輸入者及びＡＥＯ通関業者をいう。以下同じ。

以上を踏まえ、蔵置官署に対して輸出入申告を行う原則は維持しつつ、ＡＥＯ事業者については、いずれの税関官署に対しても輸出入申告を行うことを可能とすることが適当である。

ＡＥＯ事業者に対して非蔵置官署への輸出入申告を認める場合、通関業者は、通関業の許可を受けた税関の管轄区域外に所在する税関官署に対し輸出入申告を行うことも考えられるが、その場合、営業区域制限（通関業法第９条）が制約となり、現に通関業の許可を受けている税関長以外の税関長から許可を受けて営業区域を拡大しない限り、申告官署の

自由化に対応できない場合があり得る。また、通関業の営業区域制限は、通関業法第５条第３号のいわゆる需給調整条項と密接に関連しているものと考えられるが、この需給調整条項は、「規制緩和推進３か年計画」（平成 10 年３月 31 日閣議決定）において、次期法改正時に廃止することとされている。したがって、申告官署の自由化に併せて、通関業の営業区域制限を廃止し、通関業者は一の通関業の許可により全国で通関業務を行うことを可能とする必要がある。

通関業法については、申告官署の自由化に伴う法改正を機に、昨今の通関手続を取り巻く環境の変化を踏まえた見直しを行うことが適当である。具体的な環境の変化として、

- 貿易円滑化の推進の観点からは、関税率水準が低下する中、貿易量が増大し、物流が高度化・多様化しており、通関手続のより一層の迅速化が求められていること、輸出入申告の約 98%が輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「ＮＡＣＣＳ」という。）を利用して行われるなど電子化・ペーパーレス化が進展していること
- 国民の安全・安心の確保の観点からは、テロ、不正薬物の密輸入等に対応するためのセキュリティ管理やコンプライアンスの重要性が増大していること
- 適正かつ公正な関税の徴収の観点からは、ＥＰＡ等の拡大に伴う関税率・原産地規則等の複雑化、取引手法の多様化等に伴う関税評価・関税分類の困難事例が増加していること

等の変化がみられる。

こうした環境の変化を踏まえるとともに、他の類似する業法・士法も参考としつつ、

- 経済的な規制は最小限にし、通関業者の創意工夫が生かされる環境の整備
- 自由な競争環境の下で、自己規律の発揮と透明性ある事後チェック体制の整備
- 通関士・通関業者による高度な専門性の発揮

を基本的方向性とした見直しを行うことが適当である。

（２）輸出入申告官署の自由化

申告官署の自由化の対象貨物、対象手続等については、以下のとおりとすることが適当である。

① 輸出入申告を要する貨物は、基本的にすべて申告官署の自由化の対象とする。ただし、現在も特殊な取扱いが必要とされている貨物は、以下のとおり取り扱う。

- 日米相互防衛援助協定（ＭＤＡ協定）該当貨物や武器関連物資は、自由化の対象外。
- ワシントン条約該当貨物は、輸入通関できる官署が限定されていることから、輸入通関できる官署の範囲内での自由化。

② 対象手続は以下のとおりとする。

- ＡＥＯ輸入者又はＡＥＯ通関業者が行う輸入申告
- ＡＥＯ輸出者、ＡＥＯ通関業者又は特定貨物製造輸出者（注）が行う輸出申告及び積戻し申告

（注）ＡＥＯ製造者が製造する貨物を輸出しようとする者で当該貨物の輸出業務をＡＥＯ製造者の管理の下行う者

- ＡＥＯ輸出入者又はＡＥＯ通関業者が行う輸出入申告と同様の手続（蔵入承認申請等）

③　その他、次に掲げる事項に係る規定の整備を行うことが適当であると考えられる。

・　特例申告（注）は、貨物の蔵置官署ではなく、輸入申告を行った官署に対して行う。

（注）ＡＥＯ輸入者又はＡＥＯ通関業者が行う輸入申告に係る納税申告の特例

・　修正申告、更正の請求、納期限延長申請等の納税申告に関わる手続は、納税申告を行った税関官署に対して行う。

・　輸入申告書等の添付書類等の提出先は、当該輸入申告書等を提出する税関官署とする。

・　輸出入申告等を受けた非蔵置官署の税関長が、蔵置官署の税関長に対し、検査の実施及びその結果の報告を求めることができることとする。

・　自由化の対象手続は、原則としてＮＡＣＣＳを使用して行わなければならないこととする。

（３）通関業の営業区域制限の廃止等

申告官署の自由化に伴い、以下の規定の整備を行うことが適当である。

①　通関業者が全国で通関業務を行うことができるよう、通関業の営業区域制限を廃止する。

②　通関業の許可についての需給調整条項を廃止する。

③　営業区域制限の廃止に伴い、通関業者は一の通関業の許可により全国で通関業を行うことが可能となるため、通関業の許可権者を財務大臣とする。

（４）通関業制度に係る所要の見直し

次に掲げる事項に係る規定の整備を行うことが適当である。

①　ＡＥＯ通関業者による営業所の新設を、許可制から届出制とする。

②　通関業者及びＡＥＯ通関業者に合併等があった場合、財務大臣又は税関長の承認を受けて、その許可又は認定に基づく地位を承継できることとする。

③　財務大臣が通関業務料金の額について必要な定めをすることができる旨の規定を廃止し、通関業者が提供するサービスの内容やコストに応じて、自由に通関業務の料金を設定することを可能とする。

④　通関士の設置に関し、以下の所要の措置を講ずる。

・　営業所において取り扱う通関業務が通関士の設置が必要とされる地域以外の地域においてのみ行われることとなっている場合には通関士の設置が免除されているが、この特例を廃止する。なお、この特例の廃止には５年程度の猶予期間を設ける。

・　通関営業所に置く通関士の「専任」の要件を緩和する。

⑤　通関業務に関する報告書について、簡素化、合理化等必要な見直しを行う。

⑥　通関業務の適正性を確保するため、以下の所要の措置を講ずる。

・　通関業者の業務が適正に行われていない場合であって、通関業の適正な遂行のため必要があると認めるときは、財務大臣は当該通関業者に対し業務の改善を命ずることを可能とする。

・　申請者が暴力団員等に該当する場合を、通関業法上の通関業の許可の欠格事由及び取消事由等として明文化する。

・　通関業法の罰金刑の水準は、他の業法及び士法と比較して著しく低いことから、これを見直す。

５．ＨＳ条約の改正に伴う関税率表の改訂

関税定率法（以下「定率法」という。）及び関税暫定措置法（以下「暫定法」という。）の別表は、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」（ＨＳ条約）附属書の品目表（ＨＳ品目表）に基づいて作成されている。

平成 26 年６月の世界税関機構（ＷＣＯ）総会において採択されたＨＳ品目表の改正案が、本年１月にＨＳ条約締約国により受諾され、平成 29 年１月１日から適用されることとなっていることから、ＨＳ品目表の改正に沿って、定率法及び暫定法の別表を改訂することが適当である。

６．納税環境の整備等

（１）郵便等による納税申告書等の提出時期に係る規定の新設

関税の納税申告書等が郵便又は信書便により税関に提出された場合には、納税申告書等の提出の時にその効力が発生するもの（いわゆる到達主義が適用される）と解されている一方で、輸入貨物に課される内国消費税を含む国税に係る納税申告書等が郵便又は信書便により提出された場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日等にその提出がされたものとみなす（いわゆる発信主義が適用される）こととされている。

関税の納税申告等は、基本的にＮＡＣＣＳを使用して行われるが、通関業の営業区域制限を廃止した場合には、地理的に離れた税関官署に、郵便又は信書便により納税申告書等を提出する者が増加し、関税と内国消費税との間でその効力の発生時期に差異が生じる申告等が増加することも想定される。

こうした状況を踏まえ、関税の納税申告書等が郵便又は信書便により提出された場合には、国税通則法と同様に、発信主義が適用される旨を規定することが適当である。

（２）延滞税に係る規定の整備

①　延滞税の免除に係る規定の新設

国税通則法においては、国税（内国消費税を含む。）を法定納期限までに完納しない場合であっても、その国税の額に相当する担保が提供されているとき等には、延滞税を免除する規定が設けられているが、関税法ではこれに相当する規定が設けられていない。

近年の貿易量の増加による関税の納付額の増加等を踏まえると、輸入貨物に対し課される関税と内国消費税との間で、延滞税の免除の適用に差異が生じる事例が増加することも想定される。

こうした状況を踏まえ、国税通則法に規定される国税の延滞税の免除事由のうち、関税についても生じうるものについては、関税法において延滞税を免除する旨の規定を設けることが適当である。

② 延滞税の計算期間の見直し

国税については、減額更正がされた後に増額更正がされた場合でその増額更正後の納付すべき税額が当初の申告税額に満たないときは、法定納期限の翌日から増額更正がされた日までの期間（注）を延滞税の計算期間から控除することを検討している。

内国消費税と関税が一の輸入貨物に対し課されることに鑑み、国税の見直しの状況を踏まえ、関税の延滞税の計算期間についても同様の見直しを行うことが適当である。

（注）納税者からの更正の請求に基づき減額更正がされた場合にあっては、その減額更正がされた日から１年を経過する日までの期間を除く。

（３）加算税制度の見直し等

① 事前通知を受けて修正申告を行う場合の加算税等の見直し

国税については、調査の事前通知の連絡から納税者が更正があるべきことを予知したときまでの期間について、新たな加算税（更正があるべきことを予知した後よりも一段低い割合の過少申告加算税（５％）又は無申告加算税（10％））の対象とすることを検討している。

関税についても、関税に係る当初申告の適正性及び納税義務者による自主的な修正申告の履行を高める観点から、国税の見直しの状況を踏まえ、関税についても同様の加算税の制度を導入することが適当である。

② 短期間に繰り返して無申告又は隠ぺい・仮装が行われた場合の加重措置の導入

国税については、意図的に無申告又は仮装・隠ぺいを繰り返す悪質な行為を防止する観点から、過去５年以内に無申告加算税又は重加算税を課された者に対し、再びこれらの加算税を課す場合には、これらの加算税について 10%の割合を加重する措置を導入することを検討している。

関税についても、これまで以上に牽制効果を働かせることにより適正な納税申告の履行を確保する観点から、国税の見直しの状況を踏まえ、同様の加重措置を導入することが適当である。

③ 加算税を課さないとする取扱いの法定化

国税については、納税申告後に税務署長が減額更正をし、その後増額更正をした場合には、納付すべき税額に不足額が生じた場合でも、それが課税庁の責によるときは、加算税を課さない（当初申告税額までは課さない）とする取扱いを法定化することを検討している。

関税についても、納税者の予見可能性を高める観点から、国税の見直しの状況を踏まえ、この取扱いを法令において明らかにすることが適当である。

（４）関税等不服審査会への諮問事項の追加等

改正後の行政不服審査法（以下「改正行審法」という。）において、原則としてすべて

の審査請求について、第三者機関への諮問を要することとされたこと等を踏まえ、関税法第 91 条に掲げる処分以外の税関長の処分（通関業法上の処分を含む。）に係る審査請求について、関税等不服審査会に諮問しなければならない事項に追加することが適当である。

また、改正行審法の趣旨を踏まえれば、審査請求人から関税等不服審査会への諮問を希望しない旨の申出がされた場合、審査請求が不適法であり却下する場合又は審査請求に係る処分の全部を取り消す場合には、関税等不服審査会に諮問しなければならない場合から除くことが適当である。

７．その他

国別・品目別特恵適用除外措置の適用基準に該当した農水産品７品目及び鉱工業品７品目について、平成 28 年４月１日から平成 31 年３月 31 日まで、特恵税率の適用対象から除外することが適当である。

また、高所得国に係る特恵適用除外措置の適用基準に該当したクックについて、特恵関税制度の適用対象から除外することが適当である。

Ⅲ．環太平洋パートナーシップ協定実施のための関税改正についての考え方

ＴＰＰ協定に関し、今後、署名を経て協定文が確定され、必要な法制度と併せ、必要な時期に国会に提出される際には、ＴＰＰ協定の実施に向けて、関税制度につき、以下の諸点について所要の措置を講ずることが適当である。

また、これらの措置を講ずる際には、関係者等への新制度の丁寧な周知や、輸出入者からの照会への迅速かつ適切な対応等により、制度の適正な執行及び貿易手続の一層の簡素化・効率化に十分配慮することが望ましいと考えられる。

１．原産地手続

（１）輸入締約国についての協定上の規定を受けた措置

①　ＴＰＰ協定に基づく原産品であること等の確認手続

- 輸入貨物の原産性を確認するため、税関長がその職員に、輸出者又は生産者の施設において調査をさせようとする場合には輸出者及び生産者に対して同意に係る回答を求める旨の事前通知をすること
- 輸入される繊維等の原産性を確認するため、税関長がその職員に当該調査をさせようとする場合で、上記の事前通知が確認の実効性を損なうおそれがあるときは、事前通知を要しないこと
- 繊維等の輸入に関し関税法令違反の有無を確認するため、税関長がその職員に、輸出者又は生産者の施設において調査をさせることができること、及びその調査をさせようとする場合には輸出者又は生産者に対して上記の事前通知をするとともに、調査後には結果通知をすること

②　輸入後のＴＰＰ協定税率の要求

- 輸入者が、ＴＰＰ協定に基づく原産品の輸入後１年間、納付すべき関税額の更正の請求又は賦課決定の請求をし、還付を受けることを可能とすること

（２）輸出締約国についての協定上の規定を受けた措置

①　ＴＰＰ協定に基づく原産品であることの確認に係る協力

- 本邦から輸出された貨物の原産性の確認のため、輸入締約国の税関当局から情報の収集及び提供その他必要な協力を求められた場合において、財務大臣が当該協力をすることが適当と認めるときは、その求めに応ずることができること

②　ＴＰＰ協定に基づく原産品でなかったこと等の通知

- 本邦からＴＰＰ協定締約国に輸出される貨物について、原産品申告書を作成した輸出者又は生産者は、当該貨物がＴＰＰ協定に基づく原産品でなかったことや原産品申告書の記載に誤りがあったこと等の事実を知ったときは、原産品申告書を交付した相手方及

び輸入締約国の税関に対し、その内容を書面により通知しなければならないこと

③　ＥＰＡ申告原産品法（注）の規定の一般化

・　ＥＰＡ申告原産品法の規定について、ＥＰＡ一般において適用可能なものとすること

（注）「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律」

２．セーフガード関係等

（１）品目別セーフガード

・　ＴＰＰ協定に基づく数量ベースの品目別セーフガード措置を適用するため、暫定法第７条の８の規定をＥＰＡ一般において適用可能なものとすること

・　ＴＰＰ協定に基づく価格ベースの品目別セーフガード措置を適用するため、新たに暫定法上に規定を設けること

・　暫定法第７条の３及び第７条の６第２項に規定する数量ベースの特別緊急関税（ＳＳＧ）の発動条件を、①ＴＰＰ協定適用物品を除いた輸入数量が（ＴＰＰ協定適用物品を除いた）輸入基準数量を超える、②ＴＰＰ協定適用物品も含めた全体の輸入数量が全体の輸入基準数量を超える、の２つとすること

・　暫定法第７条の５に規定する牛肉に係る緊急措置を廃止すること

・　暫定法第７条の６第１項に規定する豚肉等に係る緊急措置の発動条件を、①ＴＰＰ協定適用豚肉等を除いた輸入数量が過去３年度平均との比較で 119%を超える、②ＴＰＰ協定適用豚肉等も含めた全体の輸入数量が過去３年度平均との比較で 119%を超える、の２つとすること

（２）経済連携協定に基づく緊急関税（セーフガード）制度等の調整

・　暫定法第７条の７に規定する経済連携協定に基づく緊急関税（ＥＰＡ緊急関税）を発動する際について、「国、貨物及び期間」（同条に規定する経済連携協定に基づく対抗関税（ＥＰＡ対抗関税）については「国及び貨物」）を指定すること

・　ＥＰＡ対抗関税の発動にあたって、関係大臣への意見照会を、回答期限を付して、行うことを可能とすること

（３）紛争解決手続における関税上の対抗措置

・　他のＴＰＰ協定締約国による協定違反等に対し、我が国の利益を守るため必要があるときは、ＴＰＰ協定における紛争解決手続に基づき、ＴＰＰ協定上の利益を停止するための関税上の措置として、政令で定めるところにより、関税の譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内で関税率を引き上げることを可能とするための手続規定を、暫定法において整備し、同手続規定については、ＴＰＰ協定のみならず、ＥＰＡ一般において適用可能なものとすること（ＥＰＡ報復関税）

・　ＥＰＡ報復関税の発動にあたって、関係大臣への意見照会を、回答期限を付して、行

うことを可能とすること

- ＥＰＡ報復関税の発動等にあたって、関税・外国為替等審議会に諮問等を行うこととすること

３．飼料用麦に関する関税の撤廃、加工・修繕のため輸出された貨物の免税

（１）飼料用麦に関する関税の撤廃

- ＴＰＰ協定の適用を受けて輸入された飼料用麦を暫定法第９条の２の対象とすること

（２）加工・修繕のため輸出された貨物の免税

- 加工又は修繕のため我が国からＴＰＰ協定締約国に輸出され、その輸出の許可の日から原則として１年以内に輸入される貨物（ＴＰＰ協定において関税を免除しないこととされている加工又は修繕がされた貨物を除く。）については、その関税を免除すること

４．その他

- 関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品のうち、国家貿易の対象とならないものを、暫定法第８条の６及び経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の対象とする等の所要の整備を行うこと
- チョコレート製造用全脂粉乳など、関税の譲許が特定の用途に供するものであることを要件としている物品について、所要の整備を行うこと
- 原産品申告書に基づきＥＰＡ税率の適用を受けようとする者が輸入申告をする際に提出することとされている書類に、ＴＰＰ協定に基づく原産品申告書を追加すること

○　租税特別措置等に係る政策評価

租税特別措置等に係る政策評価

１．財務省における租税特別措置等に係る政策評価の実施方針について

租税特別措置等（国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等）のうち法人税、法人住民税及び法人事業税に係るもの（注）（以下単に「租税特別措置等」といいます。）について、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」及び「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年５月28日政策評価各府省連絡会議了承）に基づき、「政策評価に関する基本計画」（財務省）において、改正や延長等の要望が行われる際に事前評価を実施するほか、必要に応じて事後評価を行い、租税特別措置等について、基本計画対象期間内に一回は政策評価が行われるようにしています。

（注）行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第３条の規定により、法人税については「租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律（平成22年法律第８号）第３条第１項に規定するもの、地方税については、法人の都道府県民税、市町村移民税及び事業税で税額又は所得の減額を内容とするものについて、延長等の要望の際の事前評価が義務づけられています。

財務省では、毎年８月末までに、事前評価及び事後評価を実施して評価書を作成・公表しており、事前評価の政策評価書は税制改正要望に添付されて活用されています。また、作成した評価書は総務省に送付し、同省が各府省分をとりまとめて公表しています。なお、財務省では、これらの評価書を、翌年６月に作成する「政策評価書」に収載しています。

２．平成27年度における租税特別措置等に係る政策評価の実施について

平成27年度は、事前評価を実施する対象となる租税特別措置等に係る新設、拡充又は延長についての税制改正要望はなされませんでしたので、事前評価は行っておりません。

また、上記１のとおり、基本計画内に事前評価又は事後評価を一回以上行うこととしていますが、現行基本計画の対象期間（平成29年度まで）や既存の措置の適用期間等を考慮し、平成27年度には事後評価は行っておりません。

したがって、平成27年度は、租税特別措置等に係る政策評価書は、収載しておりません。

○　参考資料

平成27年度において実施したアンケート調査の概要

No.	アンケート名 【指標名】	実施対象者等	実施時期	用紙の配布方法 回収方法	主な質問項目
1	税関相談/通関手続に関するアンケート 【測定指標政 5-3-3-A-3：輸出入通関における利用者満足度】	○実施場所 ・全国９税関本関 ○実施対象者 ・通関業者 ・輸出入者 ○回収数（配布数） 1,442（1,803） ・通関業者 937（1,077） ・輸出入者 505（726）	平成28年２月	郵送、ＦＡＸ、電子メールで配布・回収	○無記名 ○７段階評価 （大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い） ○主な質問項目 ・輸出入通関手続全体の満足度
2	税関の広報活動に関するアンケート 【測定指標政5-3-5-A-2：講演会及び税関見学における満足度】	○実施場所 ・見学会、講演会の会場 ○実施対象者 ・税関見学者 ・講演会参加者 ○回収数（配布数） 1,148（1,164） ・税関見学者 694（699） ・講演会参加者 454（465）	平成28年２月	見学会場、講演会場で配布・回収	○無記名 ○７段階評価 （大変良い、良い、やや良い、やや悪い、悪い、大変悪い、どちらともいえない） ○主な質問項目 ・講演会及び税関見学の満足度
3	税関相談/通関手続に関するアンケート 【測定指標政 5-3-5-A-3：輸出入通関制度の認知度】	○実施場所 ・全国９税関本関 ○実施対象者 ・輸出入者 ○回収数（配布数） 505（726）	平成28年２月	郵送、ＦＡＸ、電子メールで配布・回収	○無記名 ○選択式 （知っている、知らない） ○主な質問項目 ・各通関制度の認知度 （事前教示制度、認定事業者制度等）
4	税関の広報活動に関するアンケート 【業績指標政5-3-5-A-4：密輸取締り活動に関する認知度】	○実施場所 ・見学会、講演会の会場 ・全国の税関本関・支署・出張所 ・成田、関空、羽田、中部、福岡の各空港の旅具検査場 ○実施対象者 ・税関見学者 ・講演会参加者 ・通関業者 ・輸出入者 ・窓口来訪者 ・一般旅客 ○回収数（配布数） 3,655（8,968） ・税関見学者 694（699） ・講演会参加者 454（465） ・通関業者 937（1,077）	平成28年２月	（税関見学者等） 会場で配布・回収 （通関業者等） 郵送もしくは電子メールで配布・回収 （窓口来訪者） 窓口で配布・回収 （一般旅客） 各空港の旅具検査場で配布 郵送による回収	○無記名 ○選択式 （知っている、知らない） ○主な質問項目 ・各密輸取締活動の認知度（空港・海上等パトロール、麻薬探知犬・Ｘ線検査装置による検査等）

		・輸出入者 505（726） ・窓口来訪者 186（291） ・一般旅客 883（5,710）			
5	税関相談に関するアンケート 【測定指標政5-3-5-A-5：税関相談官制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度）】	○実施場所 ・全国の税関本関・支署・出張所 ○実施対象者 ・通関業者 ・輸出入者 ・窓口来訪者 ○回収数（配布数） 1,628（2,094） ・通関業者 937（1,077） ・輸出入者 505（726） ・窓口来訪者 186（291）	平成28年２月	（通関業者等） 郵送、ＦＡＸ、電子メールで配布・回収 （窓口来訪者） 窓口で配布・回収	○無記名 ○７段階評価 （大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い） ○主な質問項目 ・相談業務、カスタムスアンサー全体についての満足度
6	税関検査に関するアンケート 【参考指標政 5-3-12:旅具通関に対する利用者の評価】	○実施場所 ・成田、関空、羽田、中部、福岡の各空港の旅具検査場 ○実施対象者 ・一般旅客 ○回収数（配布数） 883（5,710）	平成28年２月	各空港の旅具検査場で配布 郵送による回収	○無記名 ○７段階評価 （大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い） ○主な質問項目 ・検査官の対応、申告手続のわかりやすさ、税関の密輸取締り等
7	知的支援に関する研修・セミナーのアンケート 【測定指標政6-2-4-A-1:知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度】	○実施場所 研修所・セミナー会場 ○実施対象者 研修生・セミナー受講者	平成27年4月～平成28年3月の間（各研修・セミナー時）	研修・セミナー中に配付 研修・セミナー終了時に回収	○５段階評価 ○主な質問項目 ・研修・セミナー全体の満足度

用　語　集

あ　アジア債券市場育成イニシアティブ（ＡＢＭＩ）

平成 15 年８月のＡＳＥＡＮ＋３（日中韓）財務大臣会議で合意された、域内の民間貯蓄を経済発展に必要な中長期の資金ニーズに結び付けることを目的とし、域内の債券発行体の多様化、市場インフラの整備等を通じて債券市場の育成を図っていくイニシアティブ。

い　一般歳出

国の一般会計の歳出から国債費及び地方交付税交付金等を除いたもの。

え　円借款

開発途上国政府等に対して、低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸付けるもの。円借款の実施は、国際協力機構（ＪＩＣＡ）が担当。

か　海外IR

国債に係る海外投資家との関係強化の取組のこと。投資家との対話等を通じて、投資家のニーズに応じた情報を正確かつタイムリーに提供している。

買入消却

国債の発行者である国が、償還期限が到来する前に国債を買い入れ、これを消却することで債務を消滅させること。

改革工程表

「経済・財政再生計画」推進のために経済財政諮問会議の下に設置された専門調査会においてとりまとめられた、主要な改革項目 80 項目の全てについて、改革の具体的な内容、規模、時期等について明確化したもの（平成 27 年 12 月 24 日経済財政諮問会議決定）。

海外投融資

主として、民間セクターが開発途上地域で実施する開発事業に対し、必要な資金を融資または出資するもの。

外国為替資金証券

特別会計に関する法律第 83 条第１項の規定に基づき「外国為替資金に属する現金に不足がある場合」に発行される、政府短期証券。

改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）

税関手続の国際標準を規定。昭和 48 年に京都で採択された京都規約を改正し、情報技術やリスク分析の活用による検査対象の絞り込み等の近代的な税関手続を積極的に取り入れたもの。平成 11 年６月のＷＣＯ総会で採択され、平成 18 年２月に発効。

貨幣回収準備資金

政府による貨幣の発行、引換及び回収の円滑な実施を図り、貨幣に対する信頼の維持に資することを目的に一般会計に設けられた資金。

貨幣のクリーン化

日本銀行に還流する貨幣の政府への回収割合を高めることにより、新規製造貨幣の市中流通を促進すること。

カレンダーベース市中発行額

あらかじめ定期的に額を定めて入札により発行する国債の、４月から翌年３月までの発行予定額の総額。

き　気候投資基金

（ＣＩＦ：Climate Investment Funds）

「クリーン・テクノロジー基金」と「戦略気候基金」の２つの基金から構成される。前者は、主要な途上国における温室効果ガス削減に資するプロジェクトを支援、後者はぜい弱な途上国

の気候変動の影響を軽減する対策や、森林保全、再生可能エネルギー分野の支援を実施。

基礎的財政収支

（ＰＢ：Primary Balance）

「借入を除く税収等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のこと。基礎的財政収支が均衡すれば、毎年度の税収等によって、過去の借入に対する元利払いを除いた毎年度の歳出をまかなうこととなる。

記念貨幣

国家的な記念事業として閣議の決定を経て発行する貨幣。

旧里道・旧水路

道路法上の市町村道等に、また河川法上の河川等に認定されていないもので、公共物としての機能を喪失したもの。

行政財産

国の行政の用に供するため所有する財産であり、さらに用途によって４つの種類に分けられる。

・公用財産：国において国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、庁舎、国家公務員宿舎）

・公共用財産:国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定した財産(例えば、公園、道路、海浜地)

・皇室用財産：国において皇室の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、皇居、御所、御用邸、陵墓）

・企業用財産：国において国の企業（国有林野事業）又はその企業に従事する職員の住居の用に供し、又は供するものと決定した財産

基準の枠組み（国際貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み）

平成 13 年９月の米国同時多発テロを契機とし、ＷＣＯにおけるテロ対策に向けた検討結果を踏まえ、税関当局が国際貿易の安全確保及び円滑化を達成するために国際的に実施すべき方策を基準としてとりまとめたものであり、平成 17 年６月の総会で採択された。なお、平成 19 年６月のＷＣＯ総会において、ＡＥＯガイドライン（平成 18 年６月に採択）を包含した「基準の枠組み」が、また、平成 27 年６月の総会において、「基準の枠組み」改訂版が採択された。

金利スワップ取引

様々な金利変動リスクをヘッジすることを基本的な目的として、異なる種類の金利の支払いを一定期間にわたって交換する取引。

財政投融資との関連では、固定金利と変動金利の交換によりデュレーション・ギャップを調整。

け

原産地規則

国際的に取引される物品の原産国を決定するための規則。一般特恵制度や経済連携協定による特恵税率を適用する場合に用いる特恵原産地規則と、ＷＴＯ協定税率や不当廉売関税などの非特恵分野での税率適用のために用いる非特恵原産地規則がある。

原産地センター

東京税関業務部総括原産地調査官（部門）の通称。全国の税関における原産地認定について、統一的な解釈及び適用を確保するため必要な調査、情報の収集などのセンター機能を担う組織。

減免税センター

東京税関業務部統括審査官（減免税総括部門担当）の通称。全国の税関における減免税の適用の可否について、統一的な解釈及び適用を確保するため必要な調査、情報の収集などのセン

ター機能を担う組織。

こ　国内指定預金（一般口）

政府預金のうちの指定預金の一つ。国内指定預金は、利子の附される預金であり、一般口、外国為替資金口、食糧管理口及び財政融資資金口の各口座からなる。外国為替資金口、食糧管理口及び財政融資資金口は、各々外国為替資金特別会計、食料安定供給特別会計及び財政投融資特別会計に属する現金（当座預金に預けられているものを除く）を管理するための口座であり、一般口は、一般会計や上記以外の特別会計に属する現金（当座預金に預けられているものを除く）を管理する口座である。

国有畦畔・脱落地

農地に付随する畦等のうち、地租改正等明治の土地制度（地所名称区別及び国有土地森林原野下戻法等）に基づいて、国有地とされているものであり、また、公図上無番地の無主の不動産であり、登記簿上も、民有地と区分されておらず､国有財産台帳にも登載されていないもの。

国有財産

国の所有する財産には、現金や預金のほか、土地、建物等の不動産、船舶、自動車、航空機等の動産、売払代金、貸付金等の債権、著作権、特許権等の知的財産権、地上権、鉱業権等の用益物権等多種多様なものがある（広義の国有財産）が、本評価書における国有財産とは、国有財産法第２条及び附則第４条に規定されている財産（狭義の国有財産）をいう。
また、国有財産は、国の行政の用に供するため所有する行政財産と、それ以外の普通財産に分類される。

誤信使用財産

自己が正当に使用することができる財産であるとの誤信により使用が開始された等の経緯を有する財産。

コスト･アット･リスク分析
（CaR分析）

様々な国債発行計画のパターンについて、将来の金利変動を確率的モデルで表現し、将来の利払費率の分布を計測することで、その特徴を把握・管理する分析。

国家的な記念事業

国が記念して行うにふさわしい事業。

国庫

国は、租税及び国債を主たる財源として現金を調達し、これにより公共事業、社会保障、教育、防衛等多様な行政を行っている。こうした財政活動の主体としてとらえた国のこと。

国庫金

国庫に属する現金のこと。

国庫金の過不足の調整

国庫金の受入（租税受入等）や支払（年金支払等）がなされる時期は様々であり、時期によって国庫には現金不足や余剰が生じる。国庫全体として現金の不足が見込まれる場合には、予算の支出を支障なく執行するため、財務省証券を発行することにより不足現金を調達する。国庫に一時的に余裕金（国庫余裕金）が発生した場合には、日本銀行に設けられている政府預金の中の当座預金から利子の付される国内指定預金に組み替えること等により国庫余裕金を管理している。

国庫原簿

予算決算及び会計令第 128 条の規定により、財務省が作成する国庫金の出納に関する帳簿。

さ　財政投融資

政府が国債（財投債）の発行により金融市場から調達した資金などを財源として、民間では困難な大規模・超長期プロジェクトの実施や、

民間金融では困難な長期資金の供給を可能とするための投融資活動。
具体的な資金供給の手法として、①財政融資（地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人などに対して長期・固定・低利で行われる融資）、②産業投資（投資（主として出資）により長期リスクマネーを供給）、③政府保証（政府関係機関・独立行政法人などが金融市場で発行する債券に、政府が保証を行う）の３つの方法がある。

財政投融資改革（財投改革）
平成 13 年度に行われた財政投融資制度に関する改革。郵貯･年金の預託義務が廃止され、市場原理に則った資金調達を実現するため財投債や財投機関債が導入されるなどの制度変更が行われた。

財政投融資計画
当該年度の財政投融資の内容を表すもので、予算と合わせて編成され、国会の審議、議決を受ける。

財政融資資金証券
財政融資資金法第９条第１項の規定に基づき「財政融資資金に属する現金に不足があるとき」に発行される、政府短期証券。

財投機関債
財投機関債は、財投機関が発行する政府保証のない公募債券であり、財投改革に伴い、各特殊法人等において、市場評価を通じ特殊法人等改革の趣旨に沿った業務運営効率化へのインセンティブを高める等の観点から平成 13 年度に導入されたもの。

財投債
国が発行する国債の一種。商品性も通常の国債と同じで、発行も通常の国債と合わせて行われるが、国債の発行によって調達された資金が財政融資資金の貸付けの財源となるとともに、償還・利払いが財政融資資金の貸付回収金によって賄われている点が、一般会計の歳出の財源となり、租税などを償還財源とする通常の国債とは異なる。このため、財投債は、経済指標のグローバルスタンダードである国民経済計算体系（ＳＮＡ）上も、一般政府の債務には分類されておらず、また国の長期債務残高にも含まれていない。

財務省証券
財政法第７条第１項の規定に基づき「国庫金の出納上必要があるとき」に発行される、政府短期証券。

サムライ債
外国の政府・企業等の非居住者が、日本国内で円建てで発行する外債のこと。

し　市場化テスト
官民競争入札・民間競争入札を活用し、公共サービスの実施について、民間事業者の創意工夫を活用することにより、国民のため、より良質かつ低廉なサービスを実現する仕組み。

事前教示制度
輸入者その他の関係者が、あらかじめ税関に対し輸入を予定している貨物の関税率表上の所属区分（税番）、関税率、課税価格の決定方法等について照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度。文書により照会が行われる場合には、正式に文書により回答を行っており、当該照会に係る貨物の輸入申告の審査の際に尊重される。一方、口頭による照会については、文書による事前教示への回答とは性格が異なり、参考情報（ガイダンス）として口頭により回答するもの。（関税法第７条第３項）

事前選定
我が国へ到着する外国貨物等に関する情報を船舶等の到着前に入手し、当該情報等を活用して要注意貨物のスクリーニング（絞込･選定）

を行うこと。

持続可能な開発のための2030アジェンダ　2001年に策定されたミレニアム開発目標（Millenium Develoment Goals: MDGs）の後継として、2015年の9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年までの国際目標。①序文、②政治宣言、③持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals（SDGs）: 17のゴールと169のターゲット）、④実施手段（MOI）、⑤フォローアップ・レビューから構成され、MDGsで残された課題（教育、母子保健、衛生等）と、この15年間で顕在化した新たな課題（環境、格差拡大等）に対応するもの。先進国を含む全ての国に適応されるユニバーサリティが最大の特徴。

資本性資金

金融機関が財務状況等を判断するに当たって、負債ではなく、資本とみなすことができる借入金のことであり、貸出条件において、長期間償還不要な状態や配当可能利益に応じた金利設定、法的破綻時の劣後性といった資本に準じた性質が確保されているもの。

社会保障・税一体改革

社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すもの。

乗客予約記録

（ＰＮＲ：Passenger Name Record）

航空会社が保有する旅客の予約、搭乗手続等に関する情報。

情報技術協定（ＩＴＡ）

Information Technology Agreementの略称。情報技術関連物品（半導体、パソコン等の144品目）の関税撤廃に関するＷＴＯ加盟有志国による閣僚宣言（平成９年発効。平成28年３月現在、82カ国・地域が参加）。

ＩＴＡの対象品目を拡大するための交渉が平成24年５月に開始され、平成27年７月に新たにＩＴＡの対象となるデジタルＡＶ機器、医療機器を含む201品目を確定。その後、関税撤廃期間に関する協議を経て、同年12月の第10回ＷＴＯ閣僚会議において交渉が妥結された。最終的には53か国・地域が交渉に参加。今後、必要な手続を経て、平成28年７月１日以降、順次関税が撤廃されることとなる。

新型窓口販売方式（新型窓販）

個人を対象とした国債の窓口販売について、これまで郵便局のみで行われていた募集取扱方式による国債の窓口販売を一般の民間金融機関でも行えるようにしたもの。

シングルウィンドウ

関係する複数のシステムを相互に接続・連携することにより、１回の入力・送信によって、複数の類似手続を同時に行えるようにするもの。

せ　税関相互支援協定

税関当局間において社会悪物品の密輸の防止、知的財産侵害物品の水際取締り等を目的とした相互支援を行うことや、通関手続の簡素化・調和化等について協力することを定めた国際約束。

政策コスト分析

財政投融資を活用している事業について、一定の前提条件を設定し、これに基づいて、財投対象事業を実施するために将来必要と見込まれる補助金等と既に投入された出資金等の機会費用を、各財投機関が試算したもの。

税制調査会

内閣総理大臣の諮問に応じ、租税制度に関する事項について調査審議することを目的として内閣府に設置された機関。

製造貨幣大試験

通貨に対する国民の信頼を維持するため、造幣局が製造した貨幣を財務省が検査し、その量目（重さ）が適正であることを公開の場で示すもの。

政府短期証券

一般会計と複数の特別会計が、法令の規定に基づき、その資金繰りに不足が生じる場合に発行できる短期証券。償還期限は原則13週間だが、国庫の資金繰りを効率的に行うための償還期限が２か月・６か月程度のものもある。

政府保証枠

預金保険機構等が日本銀行及び民間金融機関等から資金の借入や債券発行する際に、政府がその債務を保証する金額の上限。

政府預金

会計法等の規定により、日本銀行において受け入れた国庫金は、国の預金（政府預金）とされている。政府預金は、その性格に応じて、当座預金、別口預金、指定預金、小額紙幣引換準備預金の４種類に区分されている。

そ　相続税物納申請財産

金銭による相続税の納付が困難である場合において、金銭の代わりに納付するため申請があった財産。

た　たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約

たばこの健康に対する悪影響を減らして人々の健康を改善することを目指し、各国の実情を踏まえ、たばこに関する広告、包装表示等の規制を行うことについて定めた条約。

弾力条項

「特別会計に関する法律」の規定に基づき、予算総則に定めるところに従って、年度中において各特別会計の経費を増額する必要が生じた場合に、収入の増加を確保することができる範囲内で支出の増加を認めるもの。

財政投融資計画との関連では、経済事情の変動等に応じ機動的かつ弾力的に対処するため、財政融資資金の長期運用予定額及び政府保証の限度額について、一定の範囲内で増額しうる措置が講じられている。

ち　チェンマイ・イニシアティブ

アジア通貨危機を教訓として、急激な資本流出により外貨支払いに支障をきたすような危機的な状況が生じた国に対し、危機の連鎖と拡大を防ぐため、短期の外貨資金を各国の外貨準備（ドル）から融通するもの。

地球環境ファシリティ

Global Environment Facilityの略称。開発途上国による、地球環境の保全・改善への取組を支援するための資金メカニズム。以下の５分野を支援対象としている：気候変動対策、生物多様性保全、国際水域汚染防止、土地劣化対策、化学物質・廃棄物対策。

地区計画活用型一般競争入札

地方公共団体と協議し、国有地を含む一定の区域を対象に地方公共団体が、地区計画等の都市計画決定をした上で行う入札方式。

知的財産侵害物品

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、育成者権を侵害する物品及び不正競争防止法の規定に違反する物品をいう。知的財産侵害物品は、関税法上、輸出又は輸入してはならない貨物として規定されている。（関税法第 69 条の２及び第 69 条の 11）

と　特定国有財産整備計画

庁舎等その他の施設の使用の効率化及び配置の適正化を図るために、これを集約立体化・

移転再配置する場合又は地震防災機能を発揮するために必要な庁舎等を整備する場合に、財務大臣が定める国有財産の取得及び処分に関する計画（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第５条）。

特定支援

㈱地域経済活性化支援機構が、金融機関等から経営者保証の付いた貸付債権等を買い取り、事業者（主債務者）の債務整理を行うと同時に、経営者の保証債務について経営者保証ガイドラインに従った整理手続きを行うもの。

特定専門家派遣

㈱地域経済活性化支援機構が、地域における事業再生・地域経済活性化事業活動の支援の担い手となる金融機関やファンドの運営会社等に対し、事業再生等の専門的なノウハウを持った人材の派遣を行うもの。

特恵関税制度

開発途上国又は地域を原産地とする特定の輸入品について、一般の関税率よりも低い税率を適用して、開発途上国又は地域の輸出所得の増大、工業化の促進を図り、経済発展を推進しようとする制度。

ドーハ・ラウンド交渉

平成13年11月、ドーハでの閣僚会議で立上げが合意された多角的貿易交渉（正式名称はドーハ開発アジェンダ（Doha Development Agenda：略称ＤＤＡ））。現在交渉中の分野は、「農業」「非農産品市場アクセス（ＮＡＭＡ）」「サービス」「ルール」「開発」「貿易関連知的財産権（ＴＲＩＰｓ）」「環境」等。

に　二国間通貨スワップ取極

（ＢＳＡ：Bilateral Swap Arrangement）

外貨流動性を必要とする国に対して、支援国が、被支援国の自国通貨を対価に、ドルや円等のハードカレンシーを短期間供給する取極。

二段階一般競争入札

土地の利用等に関する企画提案書の内容が一定の水準に達すると認められる参加者を選定した上で行う入札方式。

日ＥＵ・ＥＰＡ

日本とＥＵの間で交渉中の経済連携協定。ＥＵ加盟国はベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、クロアチア、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、英国の28カ国。

ひ　非譲許的借入

民間ベースの信用供与のように、金利、返済期間、据置期間等の借入条件が譲許的ではない（緩和されていない）借入のことを指す。
なお、これと対照的に、円借款等のＯＤＡはその条件が民間の信用供与に比して著しく譲許的である（緩和されている）。

評価センター

東京税関業務部総括関税評価官（部門）の通称。全国の税関における関税評価について、統一的な解釈及び適用を確保するため必要な調査、情報の収集などのセンター機能を担う組織。

ふ　普通財産

行政財産以外の一切の国有財産であり、原則として特定の行政目的に供されていない財産である。

不当廉売関税（アンチダンピング関税）

不当廉売（ダンピング）された輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税。

プライマリーバランス(基礎的財政収支)

「借入を除く税収等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のこと。プライマリーバランスが均衡すれば、毎年度の税収等によって、過去の借入に対する元利払いを除いた毎年度の歳出を賄うこととなる。

分類センター

東京税関業務部総括関税鑑査官（部門）の通称。全国の税関における関税分類について、統一的な解釈や運用を行うための品目分類に関する情報を収集・管理するなどのセンター機能を担う組織。

ほ　保税地域

外国から輸入する貨物について、その関税及びその他の税金を一時課税しないままにしておく場所であり、また輸出入貨物の税関手続（通関手続）をするための場所でもある。現在、保税地域の種類は、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の５種となっている。

ま　前倒債

翌年度における国債の整理又は償還のため、予算をもって国会の議決を経た金額を限度として発行される借換国債。

み　緑の気候基金

Green Climate Fundの略称。国連気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）において、気候変動対策を行う途上国を支援するために新たに設置することが決定された多国間基金。事務局は韓国（仁川市）。同基金の支援業務を開始するための初期資金として各国から100億ドルを超える拠出表明が行われている（我が国からは15億ドルの拠出を表明）。

未利用国有地

単独利用困難なものを除く宅地又は宅地見込地で現に未利用となっている土地をいう。ただし、これらを管理委託、一時貸付等暫定活用しているものを含む。

ゆ　輸出事後調査

輸出者の事業所等を税関職員が個別に訪問して、輸出貨物に関係する帳簿や書類等の確認を行う調査のこと。輸出された貨物に係る手続が関税法等関係諸法令の規定に従って、適正に行われていたか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては、適切な申告を行うよう指導することにより、適正な輸出管理体制や通関処理体制の構築を促すことで、適正かつ迅速な輸出通関の実現を目的としている。

輸入事後調査

輸入者の事業所等を税関職員が個別に訪問して、輸入貨物に関係する帳簿や書類等の確認を行う調査のこと。輸入された貨物に係る申告内容が適正に行われていたか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては、是正を求めるとともに、適切な申告を行うよう指導することにより、適正な課税を確保することを目的としている。

り　流動性供給入札

国債流通市場の流動性の維持･向上を目的として、流動性の不足している銘柄の国債を追加発行すること。

リオープン

新たに発行する国債を既発債と同一銘柄の国債として追加発行すること。

旅具通関

旅客又は乗組員の携帯品、別送品等の通関については、その輸出入形態の特殊性から簡便な手続が認められており、一般貨物の「業務通関」に対して「旅具通関」という。

A　ＡＥＯ（認定事業者）制度

Authorized Economic Operatorの略称。国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図るため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対して、税関長があらかじめ承認又は認定を行い、当該事業者が迅速化・簡素化された税関手続を利用することを認める制度。

ＡＬＭ

資産・負債管理。Asset Liability Managementの略称。金融業務を行うにあたって発生する各種のリスクを回避するため、資産（資金運用）と負債（資金調達）のバランスを総合的に管理すること。

ＡＰＥＣ

アジア太平洋経済協力。Asia-Pacific Economic Cooperationの略称。アジア太平洋地域の持続可能な発展を目的とし、域内の21エコノミーが参加するフォーラム。主要な活動は、域内の貿易投資の自由化・円滑化、経済・技術協力。

ＡＳＥＡＮ

東南アジア諸国連合。Association of South East Asian Nationsの略称。インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスの10カ国が加盟。

ＡＳＥＡＮ＋３

ＡＳＥＡＮ（東南アジア諸国連合）と日本、中国、韓国の３カ国。

ＡＳＥＡＮ＋３マクロ経済リサーチオフィス（ＡＭＲＯ）

ＡＳＥＡＮ＋３地域経済の監視（サーベイランス）・分析を行うとともにチェンマイ・イニシアチブ（ＣＭＩＭ）の実施を支援する国際機関。サーベイランス・ミッションを行い、域内経済状況を財務大臣・代理に定期的に報告する。

平成23年４月にシンガポール法人として設置され、その後平成28年２月に国際機関とするための協定が発効したことにより国際機関となった。

ＡＳＥＭ

アジア欧州会合。Asia-Europe Meetingの略称。アジア・欧州間の協力関係の強化を目的として平成８年より開始された対話プロセス。アジア・欧州の51ヵ国と２機関が対等のパートナーシップを基礎とし、政治対話促進、経済面での協力強化及び文化・社会面等での協力促進に取り組む。

E　ＥＰＡ

経済連携協定。Economic Partnership Agreement の略称。ＦＴＡの要素（モノ・サービスの貿易の自由化）に加え、投資や人の移動、二国間協力を含む包括的な経済連携を図る協定。

F　ＦＡＴＦ

金融活動作業部会。Financial Action Task Forceの略称。資金洗浄対策及びテロ資金対策の発展と促進を目的とした多国間枠組み。主な活動は、資金洗浄・テロ資金供与に関する国際基準の策定、及びメンバー間の相互審査による当該基準の履行確保。

ＦＢ

政府短期証券。Financing Bill の略称。政府短期証券は、財政法や特別会計に関する法律等に基づき、国庫もしくは特別会計等の一時的な現金不足を補うために、国が発行する短期の資

金繰り債。

ＦＩＬＰ

財政投融資計画。Fiscal Investment and Loan Program の略称。当該年度の財政投融資の内容を表すもので、予算と合わせて編成され、国会の審議、議決を受ける（「財政投融資」参照）。

ＦＳＢ

金融安定理事会。Financial Stability Board の略称。国際金融システムに影響を及ぼす脆弱性の評価及びそれに対処するために必要な措置の特定・見直し、金融の安定に責任を有する当局間の協調及び情報交換の促進、規制上の基準の遵守におけるベストプラクティスについての助言・監視等を役割としている。第２回金融・世界経済に関する首脳会合（ロンドン・サミット：2009年４月）の宣言を踏まえ、旧金融安定化フォーラム（ＦＳＦ）が、より強固な組織基盤と拡大した能力を持つ組織として再構成された。

ＦＴＡ

自由貿易協定。Free Trade Agreement の略称。関税やサービス分野の規制等を撤廃し、モノやサービスの貿易の自由化を図ることを目的とした協定。

ＦＴＡＡＰ

アジア太平洋の自由貿易圏。Free Trade Area of the Asia-Pacific の略称。

G　Ｇ２０

20カ国財務大臣・中央銀行総裁会議。Group of Twentyの略称。アジア通貨危機後、G7等先進国と主要な新興市場国との間で国際経済問題について議論することを目的として、99年創設。2008年秋の金融経済危機以降、金融・世界経済に関する首脳会合（G20サミット）に向けての準備会合としての役割も担うようになった。

Ｇ７

先進７カ国財務大臣・中央銀行総裁会議。Group of Seven の略称。世界経済の持続的成長及び為替相場の安定などを達成するための政策協調を行っている会合。日、米、英、独、仏、伊、加がメンバー。

ＧＣＣ

湾岸協力理事会。Gulf Cooperation Council の略称。アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーンの６カ国で構成。

H　ＨＳ条約

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約。International Convention on the Harmonized Commodity Description and Coding System の俗称。ＷＣＯの場における協議・採択を経て、各国の関税率表の品目分類等を統一し、国際貿易の円滑化に資するために作成された条約。締約国は、ＨＳに基づき自国の関税率表及び輸出入統計品目表を作成し運用することが義務づけられている。

I　ＩＭＦ

国際通貨基金。International Monetary Fund の略称。米国ブレトン・ウッズにおいて調印された国際通貨基金協定に基づき、1945年に設立された。主な目的は、通貨に関する国際協力を促進すること、為替の安定を促進すること、国際収支困難に陥った加盟国へ融資を行うこと。

M　ＭＤＢｓ

国際開発金融機関。Multilateral Development Banksの略称。世界銀行グループ、アジア開発銀行、米州開発銀行グループ、アフリカ開発銀行グループ、欧州復興開発銀行の総称。

N　NACCS

輸出入・港湾関連情報処理システム。Nippon Automated Cargo and port Consolidated System の略称。

税関手続及び入国管理手続、食品衛生手続等の他省庁手続を含む官業務並びに貨物管理等の民間業務（輸出入等関連業務）を電子的に処理する官民共用のシステム。

P　PB

基礎的財政収支。Primary Balance の略。

PFI

Private Finance Initiativeの略称。民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法のこと。

PNR

乗客予約記録。Passenger Name Recordの略称。

PRE戦略

Public Real Estate戦略の略称。公的不動産について、公共・公益的な目的を踏まえつつ、経済の活性化及び財政健全化を念頭に、適切で効率的な管理、運用を推進していこうとする考え方。

R　RCEP

東アジア地域包括的経済連携。Regional Comprehensive Economic Partnershipの略称。ASEANの10カ国と日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド及びインドの６カ国が交渉に参加する広域経済連携。

T　TPP

環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership）の略称。アジア太平洋における広域経済連携協定で、日本、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイ、チリ、米、豪、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダの計 12 カ国が参加。平成 27 年 10 月に大筋合意に至り、平成 28 年２月に署名が行われた。

W　WCO

世界税関機構。World Customs Organization の略称。正式名称は関税協力理事会（Customs Cooperation Council）で、平成６年よりWCOをワーキングネームとして使用。ベルギーのブリュッセルに本拠を置く多国間組織であり、税関制度の調和・統一等により国際貿易の発展に貢献することを目的とする。主な活動内容は、分類や税関手続に関する諸条約の作成及び見直し、貿易円滑化や安全対策等に関する様々な国際的ガイドライン等の作成の他、国際的な監視・取締りに係る税関協力や関税技術協力の推進等。

WTO

世界貿易機関。World Trade Organization の略称。自由貿易促進を主たる目的として作られた国際組織で、平成７年に設立。本部はスイスのジュネーブにあり、WTO協定の管理･運営、貿易紛争の処理等を担うとともに、加盟国間の貿易交渉の場を提供。

WTO貿易円滑化協定

WTOドーハ・ラウンドの一分野として、平成16年７月に交渉が開始され、平成25年12月に妥結。平成26年11月に本協定に関する改正議定書が採択され、今後、3分の2以上の加盟国が受諾した時点で本協定は発効する。平成28年３月現在、72カ国・地域が受託済。
本協定は、貿易規則の透明性向上や税関手続の迅速化・簡素化を図るためにWTO加盟国が実施すべき措置（事前教示制度の整備、貨物到着前の申告・審査に係る制度の整備等）を規定。途上国には、実施までの移行期間を認めるとともに、自ら実施が困難な場合は、先進国等から

の支援を通じた実施までの移行期間を認めること
とを規定している。

本評価書に関する御意見等につきましては、財務省大臣官房文書課政策評価室（hyouka@mof.go.jp）にお送りください。

財務省の政策評価に関する情報は、財務省のホームページでもご覧いただけます。

http://www.mof.go.jp

MINISTRY of FINANCE
財務省